意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（盛岡市） 1．社会資本整備総合交付金事業及び個別補助制度事業に係る事業の推進について 地域の活力ある社会経済の維持を目的に、東日本では初となる盛岡広域8市町による「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」を策定し、その推進に取り組んでいるところであります。 令和7年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定され、5か年で概ね20兆円強の事業規模が示されたことを本市としても認識しており、継続的、安定的に国土強靱化の取組を進めてまいります。 上下水道事業では令和7年度を初年度として、強靱な上下水道施設の構築と持続可能な上下水道システムの実現に向けた「盛岡市水道ビジョン2045」及び「盛岡市下水道ビジョン2045」を策定し、計画的な事業の推進に取り組んでおります。 社会資本整備総合交付金事業及び個別補助制度事業により、滞りなく上記事業を推進するため、資材価格・人件費高騰などの物価上昇の影響を踏まえた必要・十分な予算の配分について特段の御配慮をいただきますよう要望いたします。 ＜盛岡市の社会資本整備総合交付金による主な事業＞ 道路事業、街路事業、河川事業、住宅事業、都市公園事業、土地区画整理事業、市街地整備事業、住環境整備事業、下水道事業、水道事業 ＜盛岡市の個別補助事業による主な事業＞ 無電柱化推進計画事業、橋梁長寿命化修繕計画事業、大規模特定河川事業、踏切道改良計画事業、大規模雨水処理施設整備事業、水道施設整備事	水道事業は地方公営企業法の全部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、様々な機会を捉えて国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。 令和8年度の政府予算要望でも、市町村等が施設の耐震化、更新等を計画的に行うため、施設整備に要する予算を当初予算において十分に確保するとともに、国庫補助制度を拡充するよう国に要望したところであり、国に対し必要な財政措置を行うよう今後も引き続き働きかけていきます。	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
	県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望したところです。 また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進することなどを要望したところです。 引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（盛岡市） 2．一般国道4号「盛岡南道路」整備事業の促進について 盛岡市は、盛岡広域圏における生活や経済の中心であり、盛岡南地区においては、市街地開発事業により人口が増加し、一般国道46号「盛岡西バイパス」沿線等へ商業施設が集積しており、市街化が急速に進展しております。さらに、本市と同一の生活圏が形成されている矢巾町や紫波町間で通勤通学などの流動量が多く、交通需要が増大している状況です。 さらに、本市の道明地区においては、新産業等用地の開発が進捗していることや、盛岡南公園には野球場やサッカー場が併設されており、プロチームの試合も開催されるほか、盛岡南地区物流拠点整備の計画を検討していることなどから、更なる交通需要の増加が見込まれるため、主要幹線道路の整備や幹線道路の整備に合わせた重要物流道路へのアクセスについても必要性が高まっている状況であります。 本市を中心とした都市圏の圏域人口の維持や持続可能な経済･産業圏域の形成、高次都市機能の集約と防災機能の強化、そして「命を守る医療体系」を機能させ、これらを支える渋滞のない道路ネットワークを形成するため、次期の強靭化予算確保を図っていただくとともに、一般国道4号「盛岡南道路」の整備促進について強く要望いたします。	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、御要望の盛岡南道路を含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 盛岡南道路については、令和7年度は道路設計を進めると国から聞いており、事業推進が図られるよう、今後も国へ働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
（盛岡市） 3．北上川上流ダム再生事業の促進について 近年、気候変動に伴う降雨の影響により全国各地で水災害が激甚化しており、令和6年8月には市内で初めて線状降水帯が発生し、市内北部、東部を中心に住家、道路、農地、河川関係施設に甚大な被害が発生しました。 激甚化する水災害に対応するため、令和2年度から「流域治水」が始動し、なかでも既設ダムの機能向上を図る「ダム再生」の取り組みは、持続可能なまちづくり「より強い盛岡」を創っていくため、市民等からも深い関心と高い期待が寄せられているところです。 令和6年度に本事業の更なる促進を図るため、ダムが所在する関係市町とダムの恩恵を受ける関係市町で組織する期成同盟会を設立し、本市としても事業の推進体制の強化を図りました。 つきましては、県都盛岡市のより安全で安心な暮らしを支える「北上川上流ダム再生事業」の早期着工に向けて、引き続き事業が推進されるよう要望いたします。	国が令和元年度から治水機能増強検討調査に着手した北上川上流ダム再生事業については、「北上川水系流域治水プロジェクト」に位置付けて、北上川流域の重要な治水対策の一つとして四十四田ダムの嵩上げを含む治水対策実施に向けた調査・設計を進めていると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の事業促進を働きかけていきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（盛岡市） 4．盛岡南地区物流拠点の整備に係る土地利用変更手続の推進と補助制度の拡充について 盛岡南地区物流拠点の整備にあたっては、国の総合物流施策大綱に則した整備を進めることとし、交通環境の優位性をいかし、仙台市に次ぐ新たな拠点を形成することにより、東北地方における輸配送拠点の分散化を図り、「物流の2024年問題」の回避に貢献し、働き方改革時代の北東北の物流機能を支える物流拠点を目指します。 また、インランドデポ機能を有する盛岡貨物ターミナル駅に隣接している立地条件をいかし、宮古港など沿岸主要港湾と連携することにより、農産物をはじめ北東北で生産される各種製品の鉄道・船舶によるコンテナ輸送・輸出の拡大を図り、各種産業の活性化及び国際競争力強化、農林水産物・食品の輸出拡大、国際コンテナ戦略港湾政策の推進に寄与するとともに、脱炭素・モーダルシフトを推進する物流拠点を目指します。 加えて、有事の際に必要となる緊急支援物資の集約・保管・輸送機能を備えることにより、災害時の物資確保拠点の形成による国土強靱化への対応を図ることとしています。 これらの機能を有し、国の各施策の推進に寄与する新たな物流拠点を整備するにあたり、次の事項について要望いたします。 （1） 円滑な事業の推進のために必要となる農振除外・農地転用や地域未来投資促進法の基本計画の同意等の手続の迅速化に御協力いただきたいこと	物流業においても拠点設置用地の需要が高まっており、産業用地が不足している状況は、県としても認識しているところです。 産業用地の整備については、市町村の意向が尊重されるべきとの考えから、県が主体となった整備はしておらず、市町村において産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているところです。 盛岡市の物流拠点整備予定地は、農業振興地域や市街化調整区域になっていることから、農業振興地域の整備に関する法律や都市計画法に基づき、関係機関との協議が必要であり、関係課との調整など、土地利用調整が円滑に進むよう支援していきます。 県では、国に対して、工業団地等の整備に係る土地利用に関するガイドラインの実効性のある運用を行うよう要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
	盛岡市の物流拠点整備予定地は、農業振興地域や市街化調整区域になっていることから、農業振興地域の整備に関する法律や都市計画法に基づき、関係機関との協議が必要であり、関係課との調整など、土地利用調整が円滑に進むよう支援していきます。 なお、地域未来投資促進法に基づいた「地域経済牽引事業計画」により物流拠点を整備する場合、農地転用が原則不許可の農用地区域や第一種農地であっても、農用地区域からの除外や農地転用が可能ですが、市の土地利用調整計画の策定に当たって、農用地区域以外での開発を優先することや面積規模が最小限であることなどを確認・調整した上で策定することとされているため、同法における土地利用調整計画のガイドラインに基づき、農業振興地域制度、農地転用許可制度担当部局及び農業委員会と十分調整願います。 また、農用地区域からの除外手続きや地域未来投資促進法の土地利用調整計画等の同意等の手続きに当たっては、国が発出した「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく土地利用転換手続の迅速化等について（技術的助言）」に基づき、関係機関と連携し、適切に対応していきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（盛岡市） 4．盛岡南地区物流拠点の整備に係る土地利用変更手続の推進と補助制度の拡充について 盛岡南地区物流拠点の整備にあたっては、国の総合物流施策大綱に則した整備を進めることとし、交通環境の優位性をいかし、仙台市に次ぐ新たな拠点を形成することにより、東北地方における輸配送拠点の分散化を図り、「物流の2024年問題」の回避に貢献し、働き方改革時代の北東北の物流機能を支える物流拠点を目指します。 また、インランドデポ機能を有する盛岡貨物ターミナル駅に隣接している立地条件をいかし、宮古港など沿岸主要港湾と連携することにより、農産物をはじめ北東北で生産される各種製品の鉄道・船舶によるコンテナ輸送・輸出の拡大を図り、各種産業の活性化及び国際競争力強化、農林水産物・食品の輸出拡大、国際コンテナ戦略港湾政策の推進に寄与するとともに、脱炭素・モーダルシフトを推進する物流拠点を目指します。 加えて、有事の際に必要となる緊急支援物資の集約・保管・輸送機能を備えることにより、災害時の物資確保拠点の形成による国土強靱化への対応を図ることとしています。 これらの機能を有し、国の各施策の推進に寄与する新たな物流拠点を整備するにあたり、次の事項について要望いたします。 （2） 第2世代交付金（拠点整備事業）の対象事業に、民間の開発事業者が市街化調整区域に物流拠点を整備する際に設置する必要がある施設（雨水排水専用施設等）を追加していただきたいこと	「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」については、自由度の高い事業を行うことができる地方創生交付金として創設されたものであると承知しています。また、県では国に対して、多額の費用を要する産業インフラに対する投資目的や規模に応じた財政支援を要望しているところであり、今後も支援の継続と拡充について国に働きかけていきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
（盛岡市） 5．産業用地整備促進税制の創設について 「盛岡南地区物流拠点整備事業」は、本市及び岩手県の産業振興、雇用創出への寄与にとどまらず、「物流の2024年問題」の回避など、国の総合物流施策大綱の取組を推進させることを目指しており、地域社会の発展につながる公共性が高い事業でありますことから、当該事業用地として民間の開発事業者に土地等を譲渡した場合においても、「特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除」と同等の優遇が受けられる税制の創設を講じられるよう要望いたします。	産業用地の整備について、県では市町村の意向や企業ニーズの把握を行いつつ、市町村における産業用地整備が円滑に行われるよう、国に対して支援を要望しているところです。 土地等を譲渡した際の所得の特別控除等の措置については、国における議論を注視していきます。	総務部	税務課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 1．燃油・物価高騰における経済対策について 燃油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響は、観光業、飲食業及び小売業を中心とした地域経済や市民生活に甚大な影響を及ぼしています。 地域経済の立て直しには、地域の実情に応じた取り組みを実施するための財源の確保が必要であることから、以下のとおり要望します。 （1） 燃油価格、物価の安定や地域経済が回復するまでは 、継続的かつ安定的な財源の確保について、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の配分額の増額など全面的な財政措置を講じるよう、国に強く働きかけること。	県では、令和7年6月4日の国に対する「令和8年度政府予算提言・要望」において、世界的な原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組や中小企業者への賃上げ環境整備支援の取組を切れ目なく実行していく必要があるため、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の確保等の十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方自治体に対する重点的な配分について要望を行ったところです。 国においては、令和7年度一般会計補正予算（第1号）で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約151億円の配分を行ったところです。 今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。	ふるさと振興部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 2．公共交通の維持確保について 公共交通の利用者が減少するなか、住民の足を確保し、維持していくことが喫緊の課題となっています。市内路線バスは、国や県の補助により運行する路線があり、補助制度は地域公共交通の維持確保に大きな成果を上げています。また、鉄道、タクシーにおいても市民や観光客の足として維持確保が必要です。 つきましては、公共交通の維持確保を図るため、以下のとおり要望します。 （1） 幹線バス路線の維持確保のため、地域の実情や社会情勢に応じた県単補助金の要件緩和及び補助上限額の拡大を図ること。	県では、広域バス路線の維持確保に向け、国庫補助に協調した補助や県単による運行欠損額への補助を行っており、令和5年度からは、人口減少対策路線確保事業により、補助路線の廃止に伴う代替交通確保の取組を支援しているほか、広域生活路線維持事業を拡充し、事業者による運行継続が困難となった補助路線について、代替交通が確保されるまでの間、路線の廃止時期を延長するために生じる経費も補助対象としています。 なお、広域生活路線維持事業については、バスの令和8事業年度においても、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえ、被災地特例の激変緩和措置及び新型コロナウイルス感染症に伴う要件緩和を実施しているところです。 補助要件の緩和等については、引き続き社会情勢等を踏まえながら検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域バス交通支援事業費補助（広域生活路線維持事業）13,836千円、地域バス交通支援事業費補助（人口減少対策路線確保事業）37,110千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 2．公共交通の維持確保について 公共交通の利用者が減少するなか、住民の足を確保し、維持していくことが喫緊の課題となっています。市内路線バスは、国や県の補助により運行する路線があり、補助制度は地域公共交通の維持確保に大きな成果を上げています。また、鉄道、タクシーにおいても市民や観光客の足として維持確保が必要です。 つきましては、公共交通の維持確保を図るため、以下のとおり要望します。 （2） 国庫補助路線（地域間幹線系統）においては、事業者負担が生じ路線の維持が困難になっていることから、乗車密度などの要件を満たせずに減額される補助金相当額について、県と沿線市町村による協調補助の制度を創設すること。	県内バス事業者においては、人口減少やコロナ禍に起因する新しい生活様式の定着等による利用者の減少など厳しい状況にあり、県としても、このような状況を踏まえ、住民の日常的な足を支える広域バス路線の維持・確保が図られるよう、国の激変緩和措置の終了を見据えながら、県、市町村負担の在り方も含め、必要な支援策を検討していきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 2．公共交通の維持確保について 公共交通の利用者が減少するなか、住民の足を確保し、維持していくことが喫緊の課題となっています。市内路線バスは、国や県の補助により運行する路線があり、補助制度は地域公共交通の維持確保に大きな成果を上げています。また、鉄道、タクシーにおいても市民や観光客の足として維持確保が必要です。 つきましては、公共交通の維持確保を図るため、以下のとおり要望します。 （3） すべての人が公共交通を利用しやすい環境となるよう、デマンド交通などの地域内交通において持続可能な運行が図られるように、本格運行に要する経費に対し補助制度を創設すること。	県では、地域公共交通活性化推進事業費補助により、地域公共交通体系の再編に係る計画に位置付けられた路線の実証運行に加え、補助事業により構築した運行形態を継続する場合、本格運行の初年度に要する経費を補助対象としているところです。 また、地域内公共交通への財政支援の拡充に向けては、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、地域内フィーダー系統確保維持費補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を要望しています。 引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保を図ることができるよう、必要な支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域公共交通再編・活性化推進事業費　14,190千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 2．公共交通の維持確保について 公共交通の利用者が減少するなか、住民の足を確保し、維持していくことが喫緊の課題となっています。市内路線バスは、国や県の補助により運行する路線があり、補助制度は地域公共交通の維持確保に大きな成果を上げています。また、鉄道、タクシーにおいても市民や観光客の足として維持確保が必要です。 つきましては、公共交通の維持確保を図るため、以下のとおり要望します。 （4） 三陸鉄道及びJR山田線の維持に向けて、引き続き県が主導し、沿線自治体と連携した利用促進を図るとともに、継続的な支援について国に強く働きかけること。	三陸鉄道については、県及び沿線市町村で構成する三陸鉄道強化促進協議会と三陸鉄道が連携しながら、令和6年度に実施した鉄道専門家の評価・分析等を踏まえて利用者の拡大や収支改善の強化等に取り組んでおり、プロモーションの強化や商品力の向上、インバウンドを始めとする域外からの誘客に向けた取組など、新規10事業を含む18事業を実施しています。 JRローカル線については、JRローカル線活性化対策事業費補助により、沿線自治体における利用促進の取組を支援しているところです。 また、国に対しては、第3セクター鉄道に対する財政支援の充実のほか、国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うことや、地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しています。 今後も、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、三陸鉄道及びJR山田線の維持及び利用促進に向けた取組を行うとともに、国への働きかけを継続していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 三陸鉄道運営支援事業費（岩手県三陸鉄道強化促進協議会負担金） 20,703千円、JRローカル線活性化対策事業費　30,289千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （1） 河川の適切な維持管理について ① 近年多発する豪雨等災害に備え、堤防の整備、土砂浚渫や立木の除去など、河川機能の強化を図ること。特に、閉伊川と刈屋川の合流地点の河道掘削について早期に着手し、花輪橋付近や長沢川桜づつみ付近の立木伐採など、河川の計画的な維持管理を行うこと。	河川の維持管理については、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めており、河川区域内の民有地においては、必要に応じて土地所有者等の協力を得ながら、適切な維持管理及び災害時の迅速な対応に努めていきます。 なお、令和5年度は、閉伊川ほか5河川の支障木伐採や堆積土砂の除去、令和6年度は、近内川ほか4河川の支障木伐採や堆積土砂の除去を実施し、令和7年度は、閉伊川小山田地区、津軽石川津軽石地区、長沢川桜づつみ付近の支障木伐採や堆積土砂の除去を実施しているところです。 閉伊川と刈屋川の合流地点の河道掘削及び花輪橋付近の立木の除去については必要と認識していますが、河川巡視により河川の状況を把握し、令和8年度以降、管内河川の優先度の高い箇所から順次対策を講じていく予定です。 今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （1） 河川の適切な維持管理について ② 砂防堰堤について、老朽した施設の調査や長寿命化計画に基づいた施設の修繕、維持管理を行うこと。	砂防堰堤の維持管理については、毎年実施している砂防施設点検結果や長寿命化計画等に基づき対策を進めており、令和7年度は南川目堰堤及び大峠堰堤において詳細設計に着手しており、引き続き、砂防施設点検等により施設の状況を把握し修繕等を行うとともに、長寿命化計画も踏まえた適切な維持管理に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 砂防設備修繕費　500,789千円等	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （1） 河川の適切な維持管理について ③ 河川水門施設に係る定期点検を実施し、改良、改修が必要な施設について必要な予算を確保のうえ、早急に対応すること。	河川水門については、定期的に実施している水門施設点検の結果を踏まえ、改良、改修が必要な場合は速やかに対応するとともに、自動開閉型水門の導入についても検討していきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （1） 河川の適切な維持管理について ④ 河川水門操作者の安全を確保するため、スルース型水門を自動開閉型へ改良すること。	河川水門については、定期的に実施している水門施設点検の結果を踏まえ、改良、改修が必要な場合は速やかに対応するとともに、自動開閉型水門の導入についても検討していきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （1） 河川の適切な維持管理について ⑤ 防災・安全交付金等による財政措置の拡充について、国に強く働きかけること。	県では、洪水発生時に堆積した河道の土砂撤去など、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （2） 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について ① 整備中の砂防事業（赤前上の沢(2)、北井沢）、急傾斜地崩壊対策事業（太田二丁目）について、早期に完成させること。	砂防事業赤前上の沢(2)については、令和4年度から工事に着手しており、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。 砂防事業北井沢については、令和7年度、用地測量に着手しており、引き続き、早期工事着手に向けて事業を推進していきます。 急傾斜地崩壊対策事業（太田二丁目）については、令和7年度、用地測量に着手しており、引き続き、早期工事着手に向けて事業を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 砂防事業費　955,242千円等	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （2） 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について ② 被害が多数発生した山口、重茂、赤前、津軽石、崎山、新里、川井の各地区について、早急に対策を進めること。特に、土砂災害特別警戒区域（土石流）の田の沢の既設砂防堰堤の適切な維持管理を継続するとともに、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）の星山、上箱石、川井−9について、早期に事業化すること。	土砂災害特別警戒区域（土石流）の田の沢については、既設の砂防堰堤の適切な維持管理に努めるとともに、今後、現地の堆砂状況を踏まえながら、土砂・流木等堆積物の撤去等の必要な対策について検討していきます。 土砂災害特別警戒区域（急傾斜）の星山、上箱石、川井−9については、被災履歴や避難所、防災拠点などの保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図るなど、県全体の整備状況を考慮しながら検討を進めていきます。	県土整備部	砂防災害課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （2） 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について ③ 令和4年7月23日の豪雨により発生した鈴久名の山腹崩壊に係る復旧治山事業について、早急に完成させること。	鈴久名地区の復旧治山事業については、令和5年度から着手し、当初は令和8年度の完成を予定していましたが、新たに崩壊箇所の上部で確認された大規模崩壊の危険性が高い箇所への対策を行う必要があることから、現在は令和12年度の完成を目指して進めているところです。 引き続き、工事の早期完成に向けて、取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 治山事業費 1,388,000千円	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （2） 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について ④ 豪雨、台風による災害を未然に防ぐための予防治山事業（和野、中の浜）について、早急に完成させること。	治山事業の中の浜地区については令和6年度から工事に着手し、和野地区については令和8年度から工事に着手する計画としており、早期完成に向け、取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 治山事業費 1,388,000千円	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （3） 浸水対策事業の推進について ① 社会資本整備総合交付金を含めた既存制度の補助要件の拡大及び新たな財政支援の創設について、国に強く働きかけること。	宮古市が実施している浸水対策基本調査において、今後示される具体的対応案について、社会資本整備総合交付金等の制度対象の可否を勘案し、補助要件拡大等の財政支援について国へ働きかけていきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 3．災害に強いまちづくりの推進について （3） 浸水対策事業の推進について ② 根市地区について、台風第10号において国道106号及び沿線の住宅・事業所が浸水する被害が発生したことから、国道106号の排水側溝の改修を行うこと。	道路の排水施設は、道路利用者の安全な通行を確保するため、基準に基づき必要な排水能力を確保し、設置することとしています。 要望の国道106号根市地区の排水側溝の改修についても、この基準により、現在の側溝を設置していることから、早期の改修は困難ですが、令和5年度にフラップゲート下流の堆積土砂を一部除去しているところであり、今後も、流末を含め、排水系統の点検を行い、適切な維持管理に努めていきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 3. 災害に強いまちづくりの推進について （4） 水防警報河川の追加指定について ① 危機管理型水位計が設置された山口川、近内川、二又川、飛沢川、小国川、夏屋川、鈴久名川、倉の沢川、薬師川、神田川、摂待川、八木沢川、重茂川について、早急に水防警報河川に追加指定をすること。	危機管理型水位計が設置された河川における水防警報河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等や他県の動向等を踏まえ、指定の適否を判断し、今後の計画への位置付けについて検討していきます。	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 3. 災害に強いまちづくりの推進について （5） 漁港整備における復興関連事業終了に伴う財政負担増加対策について ① 通常事業に移行したことにより、市の財政負担が増加した音部漁港の整備について、負担の軽減策を講じること。	東日本大震災津波に係る復興事業として取り組んできた音部漁港の掘り込み整備については、地元漁協の追加要望等により事業費が増加しており、その増加分は、通常事業で対応しています。 引き続き、宮古市や地元漁協等と協議・調整を進めながら、更なる事業費の縮減を図り、宮古市負担額の軽減に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 漁村再生交付金事業費 180,000千円	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 4. 道路交通ネットワークの整備促進について （1） 宮古盛岡横断道路の整備促進について 重要物流道路の候補路線に指定された宮古盛岡横断道路について、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるため、以下のとおり要望します。 ① 田鎖蟇目道路及び箱石達曽部道路の整備促進に向けた必要な予算確保など、事業推進を図ること。	田鎖蟇目道路は令和2年度、箱石達曽部道路は令和3年度に国により事業化されたところですが、県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、これらの道路を始めとする宮古盛岡横断道路の整備推進について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 4. 道路交通ネットワークの整備促進について （1） 宮古盛岡横断道路の整備促進について 重要物流道路の候補路線に指定された宮古盛岡横断道路について、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるため、以下のとおり要望します。 ② 箱石達曽部道路は、箱石地区へのアクセス向上を図ること。	箱石達曽部道路の箱石地区へのアクセス向上については、要望の趣旨や内容について、国に伝えたところであり、アクセス向上の必要性等を考慮しながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 4. 道路交通ネットワークの整備促進について （1） 宮古盛岡横断道路の整備促進について 重要物流道路の候補路線に指定された宮古盛岡横断道路について、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるため、以下のとおり要望します。 ③ 国土交通大臣管理の指定区間への編入について、国に強く働きかけること。	県では、令和8年度政府予算等に係る提言・要望において、復興支援道路として整備された宮古盛岡横断道路の指定区間編入について国に要望したところであり、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて、今後も様々な機会を捉えて国へ働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （2） 国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進について ① 一般国道340号宮古岩泉間全線の整備計画を早急に示すこと。	一般国道340号宮古岩泉間の整備計画については、「和井内～押角工区」及び「浅内工区」の進捗状況や交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めていきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （2） 国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進について ② 和井内押角工区の早期完成に向けた事業推進を図ること。	一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。このため、宮古側については、令和2年度に「和井内～押角工区」として事業化し、令和7年度は、道路改良工事を進めています。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費 6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （2） 国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進について ③ 未改良区間の残り約2.0㎞について、早期に事業化すること。	約2.0kmの未改良区間については、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （3） 国道106号、340号及び主要地方道の防災対策及び改良について ① 土砂崩落を防ぐ法面補強や落石防護柵の設置など、防災対策にかかる必要な予算を確保し、施設整備を推進すること。	県では、災害に強い道路ネットワークの構築などの防災・減災対策を推進するため、令和8年度政府予算提言・要望において、国の公共事業関係費の安定的・持続的な確保と併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、令和7年6月に策定された「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保するよう国に要望したところであり、今後も引き続き必要な予算の確保について、国に働きかけていきます。	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （3） 国道106号、340号及び主要地方道の防災対策及び改良について ② 重茂半島線はカーブが連続し、狭隘な個所も多く存在し、東日本台風においては未改良区間の崩落により集落が一時孤立したことから、早期に全線改良すること。	主要地方道重茂半島線については、地域の産業や経済活動、日常生活を支える重要な路線であり、災害時において緊急輸送を担う路線と認識しています。未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （3） 国道106号、340号及び主要地方道の防災対策及び改良について ③ 紫波江繋線について、江繋「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備をすること。	主要地方道紫波江繋線の大畑地区からタイマグラ地区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （3） 国道106号、340号及び主要地方道の防災対策及び改良について ④ 大槌小国線について、小国（道又）から大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル」について早期に事業化すること。	主要地方道大槌小国線については、急峻な地形であり、長大トンネルを含む大規模な事業となることが想定されることから、慎重な検討が必要であると考えており、公共事業予算の動向や、復興道路開通後の交通の流れの変化なども考慮しながら、総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （3） 国道106号、340号及び主要地方道の防災対策及び改良について ⑤ 宮古岩泉線について、宮園団地から箱石地区を経由し、田代地区に至る延長約11kmの区間を早期に改良すること。	主要地方道宮古岩泉線（宮園団地～箱石地区～田代地区間）については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （4） 通学路の安全確保について ① 通学路における歩道の設置 や、ガードレールの設置等の交通安全対策事業に積極的に取り組むこと。	県では、いわて県民計画（2019～2028）に基づき、歩行者の安全な通行を確保するため、通学路等への歩道設置や防護柵等の交通安全施設の整備を推進しているところであり、引き続き取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県単独交通安全施設整備事業費 51,000千円	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （5） 宮古盛岡横断道路、国道340号の全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善について ① 岩手県の地域防災計画において、「緊急輸送道路」に位置付けられている宮古盛岡横断道路及び国道340号について、全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善を行うこと。	携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、県ではこれまでも国に対して携帯電話利用環境の整備について繰り返し要望するとともに、携帯電話事業者に対して、不感地域解消を要請してきました。 令和7年6月にも、立丸峠のトンネルの前後区間や押角トンネル内部及び押角峠などの一部不感地域の利用環境整備について、各携帯電話事業者に対して要望したところです。 今後も、残る不感エリア（一部トンネル区間等）について、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き、県から国及び携帯電話事業者等に対して携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
	携帯電話の不感エリア解消は重要な課題であり、県ではこれまでも国に対して携帯電話利用環境の整備について繰り返し要望するとともに、携帯電話事業者に対して、不感エリア解消を要請してきました。 宮古盛岡横断道路については、令和3年度まで、国道340号については、令和4年度までに、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を除き、おおむねエリア化されたところです。 令和7年6月には、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を含む不感エリアの利用環境整備等について、各携帯電話事業者に対して働きかけを行ったところであり、今後も、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き、県から国及び携帯電話事業者等に対して携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （5） 宮古盛岡横断道路、国道340号の全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善について ② 特に、「立丸峠」「押角峠」については、トンネル及びその前後区間が長距離にわたり不感エリアであることから、早急にエリア化を図ること。	携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、県ではこれまでも国に対して携帯電話利用環境の整備について繰り返し要望するとともに、携帯電話事業者に対して、不感地域解消を要請してきました。 令和7年6月にも、立丸峠のトンネルの前後区間や押角トンネル内部及び押角峠などの一部不感地域の利用環境整備について、各携帯電話事業者に対して要望したところです。 今後も、残る不感エリア（一部トンネル区間等）について、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き、県から国及び携帯電話事業者等に対して携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
	携帯電話の不感エリア解消は重要な課題であり、県ではこれまでも国に対して携帯電話利用環境の整備について繰り返し要望するとともに、携帯電話事業者に対して、不感エリア解消を要請してきました。 宮古盛岡横断道路については、令和3年度まで、国道340号については、令和4年度までに、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を除き、おおむねエリア化されたところです。 令和7年6月には、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を含む不感エリアの利用環境整備等について、各携帯電話事業者に対して働きかけを行ったところであり、今後も、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き、県から国及び携帯電話事業者等に対して携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 4．道路交通ネットワークの整備促進について （5） 宮古盛岡横断道路、国道340号の全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善について ③ 国及び通信事業者への働きかけや早期事業化に向けて、引き続き支援すること。	携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、県ではこれまでも国に対して携帯電話利用環境の整備について繰り返し要望するとともに、携帯電話事業者に対して、不感地域解消を要請してきました。 令和7年6月にも、立丸峠のトンネルの前後区間や押角トンネル内部及び押角峠などの一部不感地域の利用環境整備について、各携帯電話事業者に対して要望したところです。 今後も、残る不感エリア（一部トンネル区間等）について、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き、県から国及び携帯電話事業者等に対して携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
	携帯電話の不感エリア解消は重要な課題であり、県ではこれまでも国に対して携帯電話利用環境の整備について繰り返し要望するとともに、携帯電話事業者に対して、不感エリア解消を要請してきました。 宮古盛岡横断道路については、令和3年度まで、国道340号については、令和4年度までに、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を除き、おおむねエリア化されたところです。 令和7年6月には、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を含む不感エリアの利用環境整備等について、各携帯電話事業者に対して働きかけを行ったところであり、今後も、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き、県から国及び携帯電話事業者等に対して携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 5．重要港湾宮古港の機能強化について （1） 重要港湾機能の強化について ① 重要な港湾機能であるタグボートの常駐は、県の責任において行うこと。	宮古港へのタグボートの常駐については、宮古・室蘭フェリー就航時における宮古市との合意を踏まえ、寄港再開決定の際には、宮古市と連携して費用を負担することとしています。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 5．重要港湾宮古港の機能強化について （1） 重要港湾機能の強化について ② 藤原ふ頭の耐震強化岸壁整備について、早急に事業化を行うこと。	耐震強化岸壁については、令和2年度に策定した「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を検討したところです。耐震強化岸壁の整備については、今後、施工方法や概略事業費を整理した上で、公共事業予算の推移や事業の優先度を勘案しながら事業化の手法や時期について検討していきます。 また、令和8年度政府予算要望において、既存岸壁の耐震化に関する補助事業についての制度拡充を要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 5．重要港湾宮古港の機能強化について （1） 重要港湾機能の強化について ③ 早急に藤原地区の静穏度向上対策を図ること。	藤原地区の静穏度向上対策については、港湾計画の改訂が必要であることから、令和2年度に「宮古港長期構想」を策定したところであり、引き続き、宮古市と連携して港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘り起こしや課題整理等に取り組んでいきます。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 5．重要港湾宮古港の機能強化について （2） ポートセールスの強化について ① フェリー定期航路の再開に向け、ポートセールスを強化すること。	フェリー定期航路の再開に向けたポートセールス活動の強化については、令和6年度から開始されたトラックドライバーの労働時間の上限規制を踏まえ、乗船時間が約10時間と、ドライバーの十分な休憩時間を確保できる宮古・室蘭フェリー航路の再開に向けたポートセールスに加え、他のフェリー運航会社や室蘭港以外の港湾との航路開設を視野にポートセールスを展開するなど、引き続き、宮古市と連携して取り組んでいきます。	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 5．重要港湾宮古港の機能強化について （2） ポートセールスの強化について ② クルーズ船の寄港効果を県内に波及させるため、インバウンド対策など受入環境の整備や歓迎事業に必要な予算を確保するとともに、ポートセールスを強化すること。	県では、インバウンドの受入環境の整備を促進するため、観光コンテンツ造成からOTA（オンライン旅行代理店）での販売支援や、外国人観光客の接客セミナーの開催等、受入態勢の強化を図ることとしています。 また、今後、より一層取組を推進していくためには、県、市町村、DMO、事業者などが一丸となって取り組む協働体制づくりが重要であると考えており、例えばクルーズ船利用者の訪問が想定される「みちのく潮風トレイル」においては、令和8年度も、市町村や関係事業者等を対象とするワークショップを開催するなど、受入態勢の強化に取り組むこととしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 インバウンドぐるっと県内周遊促進事業　19,315千円（当該事業の一部） みちのく潮風トレイル受入態勢強化事業　10,233千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	A 提言の趣旨に沿って措置
	これまで、県ではクルーズ船寄港時の臨時制限区域のフェンス設置や警備員の配置などのふ頭保安対策を講じてきたほか、歓送迎対応や宮古市が行う「みやこポートフェスタ」への支援を行っているところです。 今後も、関係市町村と連携しながら、クルーズ船の寄港効果を県内に波及させるため、インバウンドの受入環境の整備や県内周遊の促進に取り組んでいきます。 また、クルーズ船社へのポートセールスについては、港湾所在市と連携しながら、「クルーズ船誘致プロモーション事業」を展開しており、クルーズ船社等に対して宮古港への寄港を引き続き、働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ・クルーズ船誘致プロモーション事業費　8,691千円	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 5．重要港湾宮古港の機能強化について （2） ポートセールスの強化について ③ 港湾利用企業の立地や拡大に向け、ポートセールスを強化すること。	港湾利用企業の立地や拡大に向けたポートセールスについては、宮古市と連携して取り組んでいきます。	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 5．重要港湾宮古港の機能強化について （3） 貨物の一時保管港としての機能強化について 世界情勢の影響を受けている原料等の貨物を確保し、国内での安定供給を図るため、輸入先の変更や大型貨物船による大量輸送を行わざるを得ない状況が生じている中で、国内のバラ貨物を扱う倉庫や上屋が不足しています。 宮古港の県営上屋3棟は、企業からの利用意向が示されているものの、全てが恒常的に利用されているとともに、貨物の保管期間も長期となっているため、新規での貨物の受入ができず、港湾取扱貨物が増加しない一因となっています。 つきましては、新規利用企業の獲得及び既存利用企業の取扱貨物量の増加が図られるよう、以下のとおり要望します。 ① バラ貨物を一時保管できる上屋の増設を行うこと。	上屋の増設や3号上屋の改修については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 5. 重要港湾宮古港の機能強化について （3） 貨物の一時保管港としての機能強化について 世界情勢の影響を受けている原料等の貨物を確保し、国内での安定供給を図るため、輸入先の変更や大型貨物船による大量輸送を行わざるを得ない状況が生じている中で、国内のバラ貨物を扱う倉庫や上屋が不足しています。 宮古港の県営上屋3棟は、企業からの利用意向が示されているものの、全てが恒常的に利用されているとともに、貨物の保管期間も長期となっているため、新規での貨物の受入ができず、港湾取扱貨物が増加しない一因となっています。 つきましては、新規利用企業の獲得及び既存利用企業の取扱貨物量の増加が図られるよう、以下のとおり要望します。 ② 貨物をストック可能な倉庫の新設を行うこと。	船舶の出入港の前後における貨物の荷捌きを円滑に行うための上屋と異なり、貨物の長期保管等を行う倉庫については、原則として民間の倉庫業者等が設置するものと認識しています。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 5. 重要港湾宮古港の機能強化について （3） 貨物の一時保管港としての機能強化について 世界情勢の影響を受けている原料等の貨物を確保し、国内での安定供給を図るため、輸入先の変更や大型貨物船による大量輸送を行わざるを得ない状況が生じている中で、国内のバラ貨物を扱う倉庫や上屋が不足しています。 宮古港の県営上屋3棟は、企業からの利用意向が示されているものの、全てが恒常的に利用されているとともに、貨物の保管期間も長期となっているため、新規での貨物の受入ができず、港湾取扱貨物が増加しない一因となっています。 つきましては、新規利用企業の獲得及び既存利用企業の取扱貨物量の増加が図られるよう、以下のとおり要望します。 ③ 3号上屋について、改修により利便性の向上を図ること。	上屋の増設や3号上屋の改修については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 5. 重要港湾宮古港の機能強化について （4） クルーズ船寄港増加による対策について クルーズ船の寄港増加により、貨物船の入出港時間や接岸場所、荷役作業の調整が必要になるなどの影響が生じています。 今後、クルーズ船寄港数のさらなる増加に加え、ファーストポート・ラストポートとしての寄港が見込まれており、貨物船の荷役作業への影響拡大が予想されることから、以下のとおり要望します。 ① 廃土処理によるF10バース先の埋め立てを行うなどして、早期に大型クルーズ船に対応した岸壁の整備を行うこと。	残土処理による埋立については、残土処分等に伴う港湾のニーズを把握し、必要に応じた調査を行うなどの検討を行っていきます。 また、クルーズ船に対応した新たな岸壁の整備については、既存の港湾施設の利用状況やクルーズ船の寄港推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 5. 重要港湾宮古港の機能強化について （4） クルーズ船寄港増加による対策について クルーズ船の寄港増加により、貨物船の入出港時間や接岸場所、荷役作業の調整が必要になるなどの影響が生じています。 今後、クルーズ船寄港数のさらなる増加に加え、ファーストポート・ラストポートとしての寄港が見込まれており、貨物船の荷役作業への影響拡大が予想されることから、以下のとおり要望します。 ② 令和8年度以降のクルーズ船寄港数の急激な増加が見込まれることから、CIQ対応も可能な乗客受入施設の整備を早急に行うこと。	CIQ対応も可能な乗客受入施設の整備については、宮古港におけるクルーズ船のファーストポート・ラストポートのニーズ動向を把握するとともに、CIQ関係者の意見も聞きながら、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 5. 重要港湾宮古港の機能強化について （4） クルーズ船寄港増加による対策について クルーズ船の寄港増加により、貨物船の入出港時間や接岸場所、荷役作業の調整が必要になるなどの影響が生じています。 今後、クルーズ船寄港数のさらなる増加に加え、ファーストポート・ラストポートとしての寄港が見込まれており、貨物船の荷役作業への影響拡大が予想されることから、以下のとおり要望します。 ③ F3バースにおけるクルーズ船の入港可能最大船舶の調査と航行安全対策の策定を行うこと。	F3バースにおけるクルーズ船の入港可能最大船舶の調査等については、既存の港湾施設の利用状況やクルーズ船の寄港推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 5. 重要港湾宮古港の機能強化について （4） クルーズ船寄港増加による対策について クルーズ船の寄港増加により、貨物船の入出港時間や接岸場所、荷役作業の調整が必要になるなどの影響が生じています。 今後、クルーズ船寄港数のさらなる増加に加え、ファーストポート・ラストポートとしての寄港が見込まれており、貨物船の荷役作業への影響拡大が予想されることから、以下のとおり要望します。 ④ クルーズ船の寄港日との重複により生じる滞船料が貨物船誘致の障害とならないよう、滞船料への支援を検討すること。	滞船料への支援については、滞船する原因として天候や前港での作業の遅れなど、外的要因によるものが多く難しい状況です。 なお、宮古港を利用する船舶については、入出港に係る利用者間の調整を行い、入出港時に船舶が重複しないよう努めていきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 5. 重要港湾宮古港の機能強化について （5） 内航船停泊時におけるソーラス対応について 宮古港への貨物船寄港数の増加及び地域への経済効果の波及を図るため、以下のとおり要望します。 ① 内航船停泊時に、船員が夜間や日・祝日でも外出できるよう、対策を講じること。	宮古港の岸壁のうち、国際航海船舶が一定頻度利用する岸壁において、国際船舶・港湾保安法により港湾施設における保安措置を実施しているところです。 当該岸壁における内航船停泊時の夜間等の外出対応については、保安措置に影響しない岸壁への係留を促すよう調整を図るとともに、内航船の利用状況等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 5．重要港湾宮古港の機能強化について （6） 宮古港藤原地区の水道管更新について 船舶への安定給水を図るため、以下のとおり要望します。 ① 宮古港藤原地区の老朽水道管を早期に更新すること。	宮古港藤原地区の水道管については、整備から約50年経過しており施設の老朽化が懸念されていることから、更新に向けた検討を進め、機能確保に努めていきます。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 6．移住定住の推進について 地域には、若者の活力と、経済をけん引する労働力の確保が不可欠です。 地方移住と地元への就職志向が高まるなか、積極的な施策の展開が必要であることから、若者の移住、U・Iターンの推進に向けた若者を対象とした支援策の拡充について、以下のとおり要望します。 ① 「いわて若者移住支援金」の対象者について、移住前の居住地要件を「東京圏内」から「岩手県外」に緩和すること。	いわて若者移住支援金については、令和7年度限りで終了し、令和8年度からは、市町村との連携による全国からの若者・女性のU・Iターンを対象とした新たな移住支援金「いわて若者U・Iターン支援金」を創設し、U・Iターン支援を一層強化していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて暮らし応援事業費 22,575千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 7．鳥獣被害防止対策の推進について 令和5年度の県内のニホンジカによる被害額は、約2億4,000万円と県全体の被害額の約5割を占めており、シカ被害による農作物や農家への影響が顕著となっています。 つきましては、有害鳥獣駆除活動の推進及び増加しているニホンジカ等を新たな特産品としてジビエ利用するため、以下のとおり要望します。 ① 鳥獣被害対策と一体的に効果が期待できるジビエの活用を図るため、県全域が指定されている出荷制限区域を分割するなど制限区域を見直すよう、国に強く働きかけること。	出荷制限を解除するためには、国のガイドラインでは、原則、全県で1市町村当たり3検体以上かつ直近1か月以内の検査結果が全て基準値以下であることが条件とされているところです。 しかし、県内の野生鳥獣は、生息数に地域的な偏りがあり、条件を満たすことが現実的には困難となっています。 このことを踏まえ、国に対しては、実態に即した現実的な解除要件とするよう、引き続き、要望していきます。	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 7．鳥獣被害防止対策の推進について 令和5年度の県内のニホンジカによる被害額は、約2億4,000万円と県全体の被害額の約5割を占めており、シカ被害による農作物や農家への影響が顕著となっています。 つきましては、有害鳥獣駆除活動の推進及び増加しているニホンジカ等を新たな特産品としてジビエ利用するため、以下のとおり要望します。 ② 食肉に利用する個体の放射能検査費用は、これまでと同様に国の責任において全額負担するよう、国に強く働きかけること。	これまで、県では、釜石市、大槌町及び山田町で食肉用に捕獲され、大槌町の食肉処理加工施設に搬入されたニホンジカ肉、岩泉町で捕獲され、岩泉町の施設に搬入されたニホンジカ肉並びに遠野市で捕獲され、遠野市の施設に搬入されたニホンジカ肉の全頭検査を実施しており、検査に要した費用については、東京電力ホールディングス（株）へ賠償請求しています。 今後も、東京電力原子力発電所事故に伴う放射性物質検査に要した費用等については、原則、東京電力ホールディングス（株）へ賠償請求することとしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費 486,675千円	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 7．鳥獣被害防止対策の推進について 令和5年度の県内のニホンジカによる被害額は、約2億4,000万円と県全体の被害額の約5割を占めており、シカ被害による農作物や農家への影響が顕著となっています。 つきましては、有害鳥獣駆除活動の推進及び増加しているニホンジカ等を新たな特産品としてジビエ利用するため、以下のとおり要望します。 ③ 被害状況に合わせて鳥獣保護区の解除や範囲の縮小など見直しを行い、有害鳥獣を狩猟で捕獲できるようにすること。	鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものです。 現在も、鳥獣保護区において、有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲は可能ですが、狩猟も含めた区域の見直しが必要な場合は、御相談願います。	環境生活部	自然保護課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 7．鳥獣被害防止対策の推進について 令和5年度の県内のニホンジカによる被害額は、約2億4,000万円と県全体の被害額の約5割を占めており、シカ被害による農作物や農家への影響が顕著となっています。 つきましては、有害鳥獣駆除活動の推進及び増加しているニホンジカ等を新たな特産品としてジビエ利用するため、以下のとおり要望します。 ④ サルの目撃情報の増加とともに農業被害も確認されていることから、サルの管理計画及び対応マニュアル等を作成すること。	ニホンザルについては、県のレッドデータブックにおいて保護を要する種とされており、現状では本県の生息分布が限定的ではありますが、令和7年度から、生息状況の調査を行っており、調査結果を踏まえて、第二種特定鳥獣管理計画の要否を検討することとしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ニホンザル対策調査等事業費　7,183千円	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 7．鳥獣被害防止対策の推進について 令和5年度の県内のニホンジカによる被害額は、約2億4,000万円と県全体の被害額の約5割を占めており、シカ被害による農作物や農家への影響が顕著となっています。 つきましては、有害鳥獣駆除活動の推進及び増加しているニホンジカ等を新たな特産品としてジビエ利用するため、以下のとおり要望します。 ⑤ ジビエ施設の整備にかかる鳥獣捕獲個体処理効率化支援事業について、現行の県補助上限額を引き上げること。	鳥獣捕獲個体処理効率化支援事業については、ニホンジカ等の捕獲数の増加に伴い、捕獲後の個体の処理が課題となっていることから、創設したものです。 なお、当該事業については、市町村等による捕獲個体処理施設の整備を伴走的に支援するとともに、市町村等に補助制度の活用を働きかけながら、市町村等が希望する事業の内容なども踏まえ、その在り方を慎重に検討していきます。	環境生活部	自然保護課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 8．養殖事業の推進について 本市では、現在、閉鎖循環方式の陸上養殖に取り組んでおり、陸上養殖に必要な費用への支援及び陸上養殖の知識や技術の支援が課題となっています。 つきましては、以下のとおり要望します。 ① ウニの陸上養殖にかかる知識や技術の支援を行うとともに、陸上養殖に必要な費用の支援制度を創設すること。	ウニの陸上養殖については、水産技術センターにおいて、これまでの試験結果や知見をまとめたウニの養殖マニュアルの作成に取り組んでいるところです。今後は作成したマニュアルを現場に普及するとともに、養殖に係る技術支援も行っていきます。 陸上養殖に必要な費用の支援については、漁業構造改革推進事業等の国事業の活用も考えられますが、宮古市、漁協、生産者と相談しながら検討していきます。	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 8．養殖事業の推進について 本市では、現在、閉鎖循環方式の陸上養殖に取り組んでおり、陸上養殖に必要な費用への支援及び陸上養殖の知識や技術の支援が課題となっています。 つきましては、以下のとおり要望します。 ② 新たな魚介類養殖の可能性について、調査を行うこと。	新たな魚介類養殖について、県では、ホタテガイに比べ、貝毒が抜けやすく、高水温にも強いアサリ養殖の事業化に向けて取り組んでいます。 水産技術センターでは、県内で生息が確認されたヨーロッパヒラガキについて、種苗生産技術の確立に取り組んでいるところであり、引き続き、関係機関、団体と連携しながら、新たな魚介類養殖の可能性について調査、研究を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 養殖業振興事業費　4,327千円	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 9．観光の振興について （1） 三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの利用促進について ① 三陸ジオガイドの育成が三陸ジオパークの魅力拡大につながることから、研修会や育成プログラムを実践すること。	県では、三陸ジオパーク推進協議会と連携して平成28年度から三陸ジオパーク認定ガイドの養成を行っており、認定ガイド数は着実に増加し、令和8年2月末現在で74人の方が活躍されています。 また、認定ガイドのスキルの向上を図るため、更新講習会やガイド研修会を引き続き実施することとしており、他地域の優れたジオガイドを講師として招聘するほか、座学やフィールドワークを併せて実施する等の更なる充実を図ることとしています。 このほか、認定ガイド等からの学術的な問い合わせに対応するための相談窓口を設置し、ガイドの活動を支援する体制を整えたところです。 今後も、ジオパークの魅力発信のため、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、研修内容の充実を図りながら、育成プログラムに沿った認定ガイドの養成に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 三陸ジオパーク推進強化事業費　11,413千円	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 9．観光の振興について （1） 三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの利用促進について ② みちのく潮風トレイルを本県の代表的な自然散策体験観光として位置づけ、周知宣伝を図り誘客を強化すること。	県では、三陸DMOセンターや関係団体等と連携し、みちのく潮風トレイルを含めた三陸地域の誘客を拡大していくため、トレイルの魅力発信や受入態勢の強化に取り組んでいるところです。 令和7年度は、トレイルに関係する観光事業者等を対象として、コンテンツ情報や受入れにおける課題の共有を目的としたワークショップを開催したほか、観光情報やトレイル周辺のコンテンツ情報を含めた、県内のトレイルマップやガイドブックの作成など、受入態勢の強化を図りました。 また、東北観光推進機構と連携し、みちのく潮風トレイルを活用した高付加価値なトレッキング商品の造成などに取り組んでいるほか、令和7年9月に開催された日本政府観光局や世界最大のアドベンチャートラベル業界団体等が主催した「Adventure Week東北2025」において、世界各国の旅行会社やインフルエンサー等に「みちのく潮風トレイル」を実際に体験してもらうなど、アドベンチャーツーリズムの新たな観光需要の創出に向けて取り組んだところです。 今後においても、関係者等と連携しながら、みちのく潮風トレイルを含めた三陸固有の地域資源を生かした誘客の促進に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 みちのく潮風トレイル受入態勢強化事業　10,233千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 9．観光の振興について （2） 観光関連施設の修繕について ① 老朽化した浄土ヶ浜第一駐車場トイレ及び鮭ヶ崎トイレを建て替えること。	浄土ヶ浜第一駐車場トイレについては、これまでに洋式トイレへの温水洗浄便座の設置や浄化槽の修繕など老朽化対策を行ったところであり、周辺施設の状況も踏まえ、適切な規模や形態について、引き続き宮古市と意見交換を行い、整備方針を検討していきます。 鮭ヶ崎トイレについては、これまでに取水施設の再整備や浄化槽の修繕を行ったところであり、宮古市と意見交換を行い、整備方針を検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 自然公園施設整備事業費　92,311千円	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 9．観光の振興について （2） 観光関連施設の修繕について ② 臼木山トイレを洋式化すること。	臼木山トイレについては、これまでに多目的トイレの整備等を行ったところです。引き続き宮古市と意見交換を行い、利用形態や利用状況を考慮しながら、洋式化の整備を進めていきます。	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 9．観光の振興について （2） 観光関連施設の修繕について ③ 浄土ヶ浜園地のマリンハウスから遊覧船乗り場までの遊歩道トンネルについて早急に補修すること。	浄土ヶ浜園地のマリンハウスから遊覧船乗り場までの遊歩道トンネルについては、北側入口上部のコンクリートにクラックがあることを確認しています。このトンネルについては、毎年度、定期的に現地調査を行っているところであり、これまで大きな状況変化は確認されていませんが、引き続き状況を注視しながら補修等の対応を検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】自然公園施設整備事業費　92,311千円	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 9．観光の振興について （2） 観光関連施設の修繕について ④ 浄土ヶ浜園地のマリンハウスから砥石浜間にあるトンネル付近の遊歩道で途切れている波返しを早急に取り付けること。	浄土ヶ浜園地のマリンハウスから砥石浜間の波返しについては、必要性も含め宮古市と意見交換していきます。	環境生活部	自然保護課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 9. 観光の振興について （2） 観光関連施設の修繕について ⑤ 三王園地遊歩道、御台場展望台及び荒巻遊歩道の手すり（ロープで代用している箇所を含む）、女遊戸から佐賀部間遊歩道の老朽化した階段を早急に改修すること。	三王園地遊歩道、御台場展望台及び荒巻遊歩道の手すり、女遊戸から佐賀部間遊歩道の老朽化した階段については、引き続き、宮古市及び関係機関と意見交換を行い、対応を検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 自然公園施設整備事業費 92,311千円	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 10. 医療・福祉の充実について （1） 県立宮古病院の医師の確保等について ① 県立宮古病院の医師及び看護師の不足を解消し、医療サービスの向上に努めること。	県立宮古病院の医師の確保については、これまでも関係大学に対して医師の派遣を要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、地域に必要な医療提供体制を確保できるように関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。 引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、現在、奨学金養成医師の沿岸・県北地域における2年間の勤務を必須化しているところであり、奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいきます。 看護師については、今年度も必要な体制を確保しているほか、病院からのヒアリング等に基づき育休代替職員を措置するなど、体制整備に努めているところです。 沿岸地域の病院は欠員が生じた場合、看護師免許取得者を確保することが難しい状況となっていることから、看護師の募集において、受験資格を緩和した沿岸枠（久慈・宮古・山田・大槌・釜石・大船渡・高田）を設定し、受験しやすい環境整備に努めており、引き続き必要な看護師数の確保に取り組んでいきます。	医療局	職員課 医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 10. 医療・福祉の充実について （1） 県立宮古病院の医師の確保等について ② 救命率の向上及び後遺症の軽減のため、ドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化を図ること。	ドクターヘリの増機について、現在、岩手医科大学附属病院に整備している本県のドクターヘリ基地は、県のほぼ中央に位置していることや、隣接県との広域連携により、本県のドクターヘリが出動できない場合等の対応が補完されていることから、現状においては効率的に全県をカバーできているものと考えています。 さらに、ドクターヘリの配備先は、国の要綱により救命救急センターであることが求められていますが、県内の救命救急センターにおいては、365日、高度な救急医療に対応できる専門スタッフの十分な確保が難しい状況となっています。 こうしたことから、2機目のドクターヘリの配備には至っていないところですが、今後の運航状況や他県の状況等を見極めながら、その配備の必要性について引き続き検討していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 10. 医療・福祉の充実について （1） 県立宮古病院の医師の確保等について ③ 県立宮古病院に救命救急センターを設置すること。	本県の三次救急医療体制については、重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるため、面積が広大で山間部が多いという地理的状況等も踏まえ、岩手医大附属病院高度救命救急センターも含め4病院を救命救急センターに指定しているところです。 県立宮古病院への新たな救命救急センターの設置は、必要なスタッフの確保などの課題があり、困難ですが、ドクターヘリも活用しながら必要な三次救急医療体制を確保していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 10. 医療・福祉の充実について （1） 県立宮古病院の医師の確保等について ④ 県立宮古病院の老朽化した設備の改修を計画的に行うこと。	岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)において、良質な医療を持続的に提供していくため、病院の施設、設備については、老朽化の状況や今後の医療需要の動向等を踏まえ、計画的に改修、更新を進めることとしています。 施設等の整備については、老朽化の状況のほか、経営状況等を見極めながら、行っていきます。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 10. 医療・福祉の充実について （1） 県立宮古病院の医師の確保等について ⑤ 県立宮古病院に勤務する職員が居住する、合同公舎の整備を図ること。	岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)において、良質な医療を持続的に提供していくため、病院の施設、設備については、老朽化の状況や今後の医療需要の動向等を踏まえ、計画的に改修、更新を進めることとしています。 施設等の整備については、老朽化の状況のほか、経営状況等を見極めながら、行っていきます。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 10. 医療・福祉の充実について （2） 高校生までの医療費助成制度の拡大について ① 県事業として実施する医療費助成について、全県的に実施している現物給付との統一を図り、高校生（入院・外来）まで対象を拡大すること。	各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 10. 医療・福祉の充実について （2） 高校生までの医療費助成制度の拡大について ② 全国一律のこども医療費助成の制度創設について、国に強く働きかけること。	子ども医療費助成については、本県のみならず全国的に支援の拡充が進む中、全国の自治体から全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
（宮古市） 10. 医療・福祉の充実について （3） リハビリテーションセンターのサテライト施設の設置について 沿岸地域において、回復期リハビリテーションを担う高度で専門的な医療を充実させるため、以下のとおり要望します。 ① リハビリテーションセンターのサテライト施設を市内に設置すること。	リハビリテーションセンターのサテライト施設について、令和6年度に設置した県のリハビリテーションの在り方検討会において、「施設の設置場所は患者の受療動向を踏まえ沿岸南部に設置するのが妥当」、「施設の設置に当たっては、既存の医療施設に設置するのが妥当」との意見をいただいており、これらを踏まえ、県において検討を進めてきました。 設置場所については、患者の受療動向から、盛岡圏域への受療が多い沿岸南部のうち、沿岸南部と盛岡の交通アクセスの結節点であり、県立病院の経営計画において回復期機能を強化するとしている県立釜石病院に整備するものであり、同病院の建替えに合わせ、いわてリハビリテーションセンターとの連携の下、回復期リハビリテーション医療を提供することとしています。 今後、運用開始に向けて、県医療局と調整しながら、必要な準備を進めていきます。	保健福祉部	医療政策室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 11. こどもの健やかな成長を支える環境の整備について （1） 教育環境の整備について 度重なる災害による家庭環境の変化や、複雑化、多様化する教育課題や学習指導要領の改訂に対応するため、以下のとおり要望します。 ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員すること。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切な配置しているところです。 今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による特別措置の継続を要望していくとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、適正な配置に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スクールカウンセラー等配置事業 313,845千円 スクールソーシャルワーカー配置事業 33,175千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 11. こどもの健やかな成長を支える環境の整備について （1） 教育環境の整備について 度重なる災害による家庭環境の変化や、複雑化、多様化する教育課題や学習指導要領の改訂に対応するため、以下のとおり要望します。 ② 指導主事の配置数について、現定数を維持すること。	指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度において、全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が多い市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところですが、昨今の教員不足等の状況を踏まえ、学校現場における体制充実を図るための取組の一環として、令和8年度から段階的に配置を見直すこととしています。 各市町村の状況及び国庫負担定数の措置状況等を踏まえつつ、市町村の意見も伺いながら、指導主事の配置見直し計画を策定したところであり、当該計画に基づき、引き続き、適正な配置に努めていきます。	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 11. こどもの健やかな成長を支える環境の整備について （2） 岩手県立宮古水産高等学校の存続について これからの三陸の漁業・水産業を振興し、豊かな海とともに暮らすことを望む児童生徒に、従来の養殖漁業に限らず「海面養殖」「陸上養殖」を学び、海洋教育によりキャリア教育や生きる力を育む環境を整える必要があります。 そのためには、専門的な知識及び技術が習得できる高等教育の更なる充実が必要であることから、以下のとおり要望します。 ① 岩手県立宮古水産高等学校を存続すること。	本県の沿岸漁業を支える人材育成は重要な課題と認識しており、令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）においても、「地域や地域産業を担う人づくり」等を基本的な考え方とし、産業人材としての確かな基盤を育成できる教育環境を整備することとしています。 この考え方に基づき、宮古地域においては、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業等に関する専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う学校の整備に向け、宮古水産高校と宮古商工高校をそれぞれ単独で維持しつつ、老朽化が進む両校の校舎及び施設等を同一校地内に集約して、両校の施設の共有化を図るなど、一体的な整備を行うこととしました。これにより、水産、家庭、商業、工業の各専門分野が連携して学びの充実等を図り、新たな時代をリードする産業人材の育成等を目指すものです。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の五つの柱の一つに「地域や地域産業を担う人材の育成」を掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリック・コメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からの御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画の策定に向けては、今後の水産教育も含めた、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業） 70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 11. こどもの健やかな成長を支える環境の整備について （2） 岩手県立宮古水産高等学校の存続について これからの三陸の漁業・水産業を振興し、豊かな海とともに暮らすことを望む児童生徒に、従来の養殖漁業に限らず「海面養殖」「陸上養殖」を学び、海洋教育によりキャリア教育や生きる力を育む環境を整える必要があります。 そのためには、専門的な知識及び技術が習得できる高等教育の更なる充実が必要であることから、以下のとおり要望します。 ② 養殖への専門的な知識及び技術を習得できる環境を整備すること。	養殖への専門的な知識及び技術を習得できる環境を整備することについて、宮古水産高校海洋生産科では、生徒の希望に応じて2年生から船舶運航コース及び食品資源コースに分かれて、より専門的な学びを行う教育課程としており、食品資源コースでは水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業（増殖・養殖）等に関する知識と技術について専門分野の教育を行っており、引き続き、栽培漁業を担う人材の育成に向けて、学習環境の整備に努めていきます。	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 11. こどもの健やかな成長を支える環境の整備について （3） 幼児教育・保育及び児童発達支援の無償化に係る対象年齢の拡大及び副食費の無償化について ① 「いわて子育て応援保育料無償化事業」の対象を拡大し、課税世帯の3歳未満の第1子についても対象とすること。	幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
（宮古市） 11. こどもの健やかな成長を支える環境の整備について （3） 幼児教育・保育及び児童発達支援の無償化に係る対象年齢の拡大及び副食費の無償化について ② 3歳未満児の保育料及び児童発達支援に係る利用料について、課税・非課税で差を設けず、すべて無償化するよう、国に強く働きかけること。	幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室 障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
（宮古市） 11. こどもの健やかな成長を支える環境の整備について （3） 幼児教育・保育及び児童発達支援の無償化に係る対象年齢の拡大及び副食費の無償化について ③ 副食費は保育料と分離せず、どちらも国の制度の中ですべて無償化するよう、国に強く働きかけること。	幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、副食費を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（宮古市） 11. こどもの健やかな成長を支える環境の整備について （4） 学校給食費の無償化の早期実現について 国が公表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化として学校給食費の無償化に向けた課題の整理が掲げられ、全国ベースでの実態調査の実施など、無償化に向けた検討が進められています。 国に先行して子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、以下のとおり要望します。 ① 全県で学校給食費を無償化するための財政支援を講じること。	学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。 本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度一般会計当初予算で措置したところです。 なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。 さらに、今般の国の取組の進め方や地方負担に関する対応等について、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議するよう全国知事会から強く求めたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助 2,823,779千円	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
（大船渡市） 1. 大規模林野火災に係る森林復旧支援策の拡充等について 令和7年2月に本市で発生した林野火災により、森林が大規模に焼損したことから、その復旧には長期間を要すると見込まれる一方で、復旧・復興における主要な取組であることから、着実な推進が求められております。 つきましては、大規模林野火災被害からの早期の森林の復旧や林業の再生等を図るため、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 激甚災害の指定を受けて実施する森林災害復旧事業について、延焼範囲・箇所が広大かつ急峻であるため、令和10年度までの事業完了が困難であるほか、本市の財政負担の増大が見込まれることから、森林災害復旧事業期間の延長等柔軟な運用を図るとともに、必要な財政支援措置を講ずること。	今般の大船渡市林野火災について、被害面積が極めて大きいことから、県では、国に対し、令和7年3月に、森林災害復旧事業に係る事業実施期間などの補助要件の緩和や市の財政負担の軽減について要望したほか、令和7年6月、9月及び11月にも繰り返し要望しており、今後も、様々な機会を捉えて国への働きかけを行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 林野火災復旧対策事業費補助（令和7年2月林野火災） 1,997,850千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 2．大規模林野火災に係る施策の拡充等について かつてない規模の火災により、住宅や事業用施設・資機材の焼損被害のほか、事業活動の中断に伴う損害等の複合的な要因によるものまで、その影響につきましては、広く、かつ、深く及ぶものであります。 さらに、被災者等の中には、東日本大震災からの再建途上にある住民が少なくないこと、物価高騰等を背景に、被害からの再建・再生に要する費用も高騰傾向にあること等と相まって、必要とされる施策は、諸制度では対応しきれない、多岐にわたるものとなっております。 つきましては、このような厳しく困難な状況を打開し、できるだけ早期に被災者等の暮らしの再建やなりわいの再生を図るため、県におかれましては、諸般の事情を御理解の上、次の事項について、特段の御高配をいただきますようお願いいたします。 （1） 暮らしの再建について ① 災害等廃棄物処理事業費補助金について、半壊建物等を公費解体の対象にする等、交付対象を拡大するよう国に働き掛けること。また、災害廃棄物処理に係る本市負担額の軽減が図られるよう、県による独自制度の創設等、財政支援措置を講ずること。	国に対しては、火災によって生じた全壊家屋のみならず半壊家屋等も含めた様々な災害廃棄物を災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とするなど、地元自治体に財政的負担が生じないような措置を講ずるよう要望しているところです。 県としては、市が災害等廃棄物処理事業費補助金を最大限活用できるよう、今後も国に対し補助対象の拡充について要望していくとともに、円滑な災害廃棄物処理を妨げる財政上の課題等に関し大船渡市と密に情報交換を図りながら、支援の在り方について検討していきます。	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
（大船渡市） 2．大規模林野火災に係る施策の拡充等について かつてない規模の火災により、住宅や事業用施設・資機材の焼損被害のほか、事業活動の中断に伴う損害等の複合的な要因によるものまで、その影響につきましては、広く、かつ、深く及ぶものであります。 さらに、被災者等の中には、東日本大震災からの再建途上にある住民が少なくないこと、物価高騰等を背景に、被害からの再建・再生に要する費用も高騰傾向にあること等と相まって、必要とされる施策は、諸制度では対応しきれない、多岐にわたるものとなっております。 つきましては、このような厳しく困難な状況を打開し、できるだけ早期に被災者等の暮らしの再建やなりわいの再生を図るため、県におかれましては、諸般の事情を御理解の上、次の事項について、特段の御高配をいただきますようお願いいたします。 （1） 暮らしの再建について ② 被災者の住宅の再建又は補修に要する経費の負担軽減を図るため、借入金の利子補給制度の創設を国に働き掛けること。	被災者のくらしの再建に向けては、「被災者生活再建支援金」や、県独自の「被災者生活再建支援金支給補助」などによる支援を行うとともに、これら支援制度の周知や住宅再建個別相談会の開催等を通じた住宅再建への支援に取り組んでいるところです。 また、国に対しては、創造的復興交付金の創設を含めた復旧・復興に要する経費への財政措置について、令和7年6月に要望したところです。 一日も早い「暮らしの再建」が図られるよう、今後も、被災者の個々の状況に応じたきめ細かい支援に取り組んでいきます。	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 2. 大規模林野火災に係る施策の拡充等について かつてない規模の火災により、住宅や事業用施設・資機材の焼損被害のほか、事業活動の中断に伴う損害等の複合的な要因によるものまで、その影響につきましては、広く、かつ、深く及ぶものであります。 さらに、被災者等の中には、東日本大震災からの再建途上にある住民が少なくないこと、物価高騰等を背景に、被害からの再建・再生に要する費用も高騰傾向にあること等と相まって、必要とされる施策は、諸制度では対応しきれない、多岐にわたるものとなっております。 つきましては、このような厳しく困難な状況を打開し、できるだけ早期に被災者等の暮らしの再建やなりわいの再生を図るため、県におかれましては、諸般の事情を御理解の上、次の事項について、特段の御高配をいただきますようお願いいたします。 （1） 暮らしの再建について ③ 国において、放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱の一部が改正され、テレビ共同受信施設の復旧に当たり、補助対象外とされていたテレビ共同受信施設についても、復旧支援の対象に加えられたところである。より円滑な復旧を図るため、県においても、補助制度の創設等復旧支援を図ること。	共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和7年6月にも要望したところです。 また、大規模林野火災により被害を受けたテレビ共聴施設の本復旧のため、補助対象施設の拡充や加入者の負担割合が大きい施設の復旧に対する補助率の引上げ等、被害の実情に即した支援制度の拡充について、国へ要望したところ、新たに国の補助事業を活用していない施設においても、条件付きで補助対象とされたところです。 今後も市町村と連携し、県内の共聴施設の現状把握に努め、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望するとともに、国の対応を踏まえながら、県による支援についても、検討を進めていきます。	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 2．大規模林野火災に係る施策の拡充等について 　かつてない規模の火災により、住宅や事業用施設・資機材の焼損被害のほか、事業活動の中断に伴う損害等の複合的な要因によるものまで、その影響につきましては、広く、かつ、深く及ぶものであります。 　さらに、被災者等の中には、東日本大震災からの再建途上にある住民が少なくないこと、物価高騰等を背景に、被害からの再建・再生に要する費用も高騰傾向にあること等と相まって、必要とされる施策は、諸制度では対応しきれない、多岐にわたるものとなっております。 　つきましては、このような厳しく困難な状況を打開し、できるだけ早期に被災者等の暮らしの再建やなりわいの再生を図るため、県におかれましては、諸般の事情を御理解の上、次の事項について、特段の御高配をいただきますようお願いいたします。 （1） 暮らしの再建について 　④ 被災児童生徒就学支援等事業について、今般の大規模林野火災等の局地的な災害の場合も補助対象となるよう、当該事業の柔軟な運用について国に働き掛ける等、被災児童生徒等の学びの支援に係る十分な措置を講ずること。	県では、県立学校の被災生徒等に係る授業料等の減免、学校法人等が行う授業料等の減免措置に要する経費に対する支援のほか、低所得世帯を対象とした教科書等購入費及び大学等進学一時金の給付を実施しており、令和8年度においても、大船渡市林野火災により被災した児童生徒等が経済的理由等により就学を断念することがないよう支援に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　大規模災害就学等支援事業費補助　5,741千円、大学等進学支援一時金給付事業費　1,800千円、教科書購入費等給付事業費　839千円	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	被災児童生徒就学支援等事業については、今般の大船渡市林野火災で被災し、就学援助の対象となった児童生徒もいることから、局地的な災害の場合も本事業の補助対象とするなど、安心して学びを継続するための必要な財政上の支援について、国に対し要望しているところであり、今後も被災地域のニーズ等を把握しながら、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
（大船渡市） 2．大規模林野火災に係る施策の拡充等について 　かつてない規模の火災により、住宅や事業用施設・資機材の焼損被害のほか、事業活動の中断に伴う損害等の複合的な要因によるものまで、その影響につきましては、広く、かつ、深く及ぶものであります。 　さらに、被災者等の中には、東日本大震災からの再建途上にある住民が少なくないこと、物価高騰等を背景に、被害からの再建・再生に要する費用も高騰傾向にあること等と相まって、必要とされる施策は、諸制度では対応しきれない、多岐にわたるものとなっております。 　つきましては、このような厳しく困難な状況を打開し、できるだけ早期に被災者等の暮らしの再建やなりわいの再生を図るため、県におかれましては、諸般の事情を御理解の上、次の事項について、特段の御高配をいただきますようお願いいたします。 （2） なりわいの再生について 　① 多業種にわたる被災事業者はもとより、避難指示の発令等により事業活動に影響が生じている事業者等に対し、売上減少等に係る経済的支援や雇用調整助成金の要件緩和等の雇用維持に係る支援を国に働き掛けること。	県では、大船渡林野火災により被災した事業者向けに、中小企業災害復旧資金貸付金を整備し、早期の事業再開を支援したほか、風評被害等で売上が減少した事業者の資金繰りを支援するため、中小企業経営安定資金の活用について周知に努めてきたところです。 　また、雇用維持に係る支援については、国に要望したところ、雇用調整助成金の適用は認められたところですが、特例措置については、これまで適用された事案とのバランス等を踏まえ、適用は困難との見解が示されたところです。 　引き続き、岩手労働局と連携し、被災地における相談状況等を把握するとともに、必要に応じて国への要望を行っていきます。	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 2．大規模林野火災に係る施策の拡充等について 　かつてない規模の火災により、住宅や事業用施設・資機材の焼損被害のほか、事業活動の中断に伴う損害等の複合的な要因によるものまで、その影響につきましては、広く、かつ、深く及ぶものであります。 　さらに、被災者等の中には、東日本大震災からの再建途上にある住民が少なくないこと、物価高騰等を背景に、被害からの再建・再生に要する費用も高騰傾向にあること等と相まって、必要とされる施策は、諸制度では対応しきれない、多岐にわたるものとなっております。 　つきましては、このような厳しく困難な状況を打開し、できるだけ早期に被災者等の暮らしの再建やなりわいの再生を図るため、県におかれましては、諸般の事情を御理解の上、次の事項について、特段の御高配をいただきますようお願いいたします。 （3）　森林等の早期復旧について 　①　激甚災害の指定を受けて実施する森林災害復旧事業について、延焼範囲・箇所が広大かつ急峻であるため、令和10年度までの事業完了が困難であるほか、本市の財政負担の増大が見込まれることから、森林災害復旧事業期間の延長等柔軟な運用と必要な財政支援措置について、国に働き掛けること。	今般の大船渡市林野火災について、被害面積が極めて大きいことから、県では、国に対し、令和7年3月に、森林災害復旧事業に係る事業実施期間などの補助要件の緩和や市の財政負担の軽減について要望したほか、令和7年6月、9月及び11月にも繰り返し要望しており、今後も、様々な機会を捉えて国への働きかけを行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　林野火災復旧対策事業費補助（令和7年2月林野火災）　1,997,850千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（大船渡市） 2．大規模林野火災に係る施策の拡充等について 　かつてない規模の火災により、住宅や事業用施設・資機材の焼損被害のほか、事業活動の中断に伴う損害等の複合的な要因によるものまで、その影響につきましては、広く、かつ、深く及ぶものであります。 　さらに、被災者等の中には、東日本大震災からの再建途上にある住民が少なくないこと、物価高騰等を背景に、被害からの再建・再生に要する費用も高騰傾向にあること等と相まって、必要とされる施策は、諸制度では対応しきれない、多岐にわたるものとなっております。 　つきましては、このような厳しく困難な状況を打開し、できるだけ早期に被災者等の暮らしの再建やなりわいの再生を図るため、県におかれましては、諸般の事情を御理解の上、次の事項について、特段の御高配をいただきますようお願いいたします。 （3）　森林等の早期復旧について 　②　焼損した被害木の住宅や道路、電線等への倒木により、人身被害や物損事故等の二次被害発生の懸念が高まっていることから、本市が実施する当該被害木の伐採及び処理に係る補助事業に対して財政支援措置を講ずること。	県では、今般の大船渡市林野火災により被災した森林の復旧に向け、国の森林災害復旧事業を活用し、被災木の伐採・搬出や伐採跡地への造林等を支援するほか、「いわての森づくり県民税」を活用した事業を拡充し、令和8年度から、被災木の除去等を支援していくこととしています。 　今後も、森林の復旧が着実に進むよう、関係機関・団体と一体となって取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　林野火災復旧対策事業費補助（令和7年2月林野火災）　1,997,850千円 　いわての森林づくり推進事業費　501,669千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 3．国際リニアコライダー(ILC)の実現について 本市におきましても、人口減少及び少子高齢化の進行により、地域活力の減退が懸念される中、ILCの実現は、東日本大震災からの「復興後のまちづくり」という新たなステージにおいて、多面的な波及効果をもたらすものと想定しております。 特に、ILCに関連する建設資機材や研究機器の荷役・保管検査・輸送に伴う重要港湾・大船渡港の利活用を始め、地域の産業技術の高度化や新たな産業の立地、観光・交流人口の拡大等は、本市発展のための重要な要素であり、北上高地と本市を結び、高規格化が待望されている国道107号及び397号の改良整備、大船渡港の機能強化との相乗作用により、その効果は、より大きくなると考えられます。 つきましては、世界的に次期大型加速器建設に係る新たな動きが顕在化しつつある状況を注視し、国民のILCに対する関心と理解を一層高めながら、ILCが早期に実現するよう、一日も早い前向きな態度表明をされるとともに、次の事項について特段の御配慮をお願いいたします。 ① ILC計画について、関係府省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置付け、ILC計画を主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整等、政府全体で国際的な議論を迅速に推進し、確実な実現を図ること。	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。 先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。 今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費 92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 3．国際リニアコライダー(ILC)の実現について 本市におきましても、人口減少及び少子高齢化の進行により、地域活力の減退が懸念される中、ILCの実現は、東日本大震災からの「復興後のまちづくり」という新たなステージにおいて、多面的な波及効果をもたらすものと想定しております。 特に、ILCに関連する建設資機材や研究機器の荷役・保管検査・輸送に伴う重要港湾・大船渡港の利活用を始め、地域の産業技術の高度化や新たな産業の立地、観光・交流人口の拡大等は、本市発展のための重要な要素であり、北上高地と本市を結び、高規格化が待望されている国道107号及び397号の改良整備、大船渡港の機能強化との相乗作用により、その効果は、より大きくなると考えられます。 つきましては、世界的に次期大型加速器建設に係る新たな動きが顕在化しつつある状況を注視し、国民のILCに対する関心と理解を一層高めながら、ILCが早期に実現するよう、一日も早い前向きな態度表明をされるとともに、次の事項について特段の御配慮をお願いいたします。 ② ILC計画について、国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講ずること。	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。 先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。 今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費 92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 3．国際リニアコライダー(ILC)の実現について 本市におきましても、人口減少及び少子高齢化の進行により、地域活力の減退が懸念される中、ILCの実現は、東日本大震災からの「復興後のまちづくり」という新たなステージにおいて、多面的な波及効果をもたらすものと想定しております。 特に、ILCに関連する建設資機材や研究機器の荷役・保管検査・輸送に伴う重要港湾・大船渡港の利活用を始め、地域の産業技術の高度化や新たな産業の立地、観光・交流人口の拡大等は、本市発展のための重要な要素であり、北上高地と本市を結び、高規格化が待望されている国道107号及び397号の改良整備、大船渡港の機能強化との相乗作用により、その効果は、より大きくなると考えられます。 つきましては、世界的に次期大型加速器建設に係る新たな動きが顕在化しつつある状況を注視し、国民のILCに対する関心と理解を一層高めながら、ILCが早期に実現するよう、一日も早い前向きな態度表明をされるとともに、次の事項について特段の御配慮をお願いいたします。 ③ ILC計画を我が国の科学技術の進展や地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、成長戦略、地方創生等の柱に位置付けること。	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。 先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。 今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費 92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
（大船渡市） 4．永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について 本市を含む三陸沿岸地域におきましては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化等様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 水揚量減少の影響は、漁業と密接に関係する水産加工業において、原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係等幅広い業種に及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として資源管理施策の推進、短期的対策としては、設備投資、加工原魚調達に係る支援等、関連施策の一層の強化が求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 ① 水産資源の適切な管理の実現に向け、水産資源状況の的確な把握に努め、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進するとともに、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること。	国は、令和6年3月に資源管理の推進のための新たなロードマップを策定し、資源評価に基づくTAC管理やTAC対象魚種の拡大等により、漁獲量の回復を目指すとしています。 県では、こうした国の方針も踏まえ、水産資源の適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携して資源状況の把握に取り組むほか、漁業関係団体と協力して漁獲量等を管理しており、今後も、資源評価や適切な資源管理措置を講じ、資源の有効利用による水産業の成長産業化を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 試験研究費（資源調査・評価事業） 37,629千円	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 4．永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について 本市を含む三陸沿岸地域におきましては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化等様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 水揚量減少の影響は、漁業と密接に関係する水産加工業において、原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係等幅広い業種に及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として資源管理施策の推進、短期的対策としては、設備投資、加工原魚調達に係る支援等、関連施策の一層の強化が求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 ② サケやサンマ、サバのような北太平洋を広く回遊する魚種の資源管理については、これまで以上に国家間の連携強化と広域的な取組の促進を図ること。	サケについては、資源の減少要因の一つとして、回遊経路における海水温の上昇など、海洋環境の変化が挙げられていることから、国に対し、北洋海域を含めた広域的な調査の充実を要望しています。 また、サンマやサバのような北太平洋を広く回遊する魚種については、国に対し、不漁要因を解明するための調査・研究の一層の充実と国際的な漁業調整も含めた適切な資源管理の推進を要望しており、今後も、国に対し、必要な対策を講じるよう求めていきます。	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
（大船渡市） 4．永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について 本市を含む三陸沿岸地域におきましては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化等様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 水揚量減少の影響は、漁業と密接に関係する水産加工業において、原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係等幅広い業種に及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として資源管理施策の推進、短期的対策としては、設備投資、加工原魚調達に係る支援等、関連施策の一層の強化が求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 ③ 太平洋クロマグロの漁獲可能量(TAC)については、令和7管理年度から大型魚・小型魚が共に増枠となる等一定の成果があるものの、今後の都道府県ごとの配分枠の設定に当たっては、適切かつ実効性ある漁獲配分となるよう十分な調整を図るとともに、安定的な漁業経営に資する補償制度等を拡充すること。	国際合意で漁獲が制限されているクロマグロについては、令和6年12月の国際会議において、年間漁獲枠の一定の拡大が図られたものの、近年、クロマグロの資源量の増加に伴い、定置網への入網も増加している中、漁獲可能量を遵守するため、クロマグロを放流せざるを得ず、漁業経営に影響を及ぼしています。 県では、国に対し、国際会議において更なる漁獲枠の拡大が実現されるよう働きかけを行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しによる本県への配分拡大のほか、クロマグロの放流に係る作業面や経費面の負担軽減について、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」の継続及び「漁業収入安定対策事業」の特例措置の継続など地域の実情に配慮した支援を要望しています。	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 4．永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について 本市を含む三陸沿岸地域におきましては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化等様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 水揚量減少の影響は、漁業と密接に関係する水産加工業において、原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係等幅広い業種に及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として資源管理施策の推進、短期的対策としては、設備投資、加工原魚調達に係る支援等、関連施策の一層の強化が求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 ④ 一部の国・地域による日本産水産物等の輸入規制に関し、輸出再開に向けた取組強化と関係する漁業者の救済を図ること。	県では、国に対し、農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼の回復を図るとともに、輸入規制を継続している諸外国の政府等に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう要望しており、今後も、全ての規制が解除されるまで、こうした取組を粘り強く続けていきます。 また、原発事故により本県の水産物が被った損害に対しては、東京電力から漁業者へ早期かつ確実に賠償金が支払われるよう、本県水産関係者側の立場から交渉を支援していきます。 さらに、水産物中の放射性物質検査及び結果公表に要する経費を令和8年度一般会計当初予算に計上しており、引き続き、本県産水産物の安全・安心の確保に向け、取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 水産物安全出荷推進事業費　3,355千円	農林水産部	流通課 水産振興課	B 実現に努力しているもの
（大船渡市） 4．永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について 本市を含む三陸沿岸地域におきましては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化等様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 水揚量減少の影響は、漁業と密接に関係する水産加工業において、原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係等幅広い業種に及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として資源管理施策の推進、短期的対策としては、設備投資、加工原魚調達に係る支援等、関連施策の一層の強化が求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 ⑤ 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗放流に関する支援を始め、回帰向上に向けた試験研究の取組等の強化を図ること。	県では、調査研究の強化について、国の研究機関と連携し、平成13年度から、耳石温度標識を用いたさけ稚魚の移動分布、成長等を調査しており、平成26年度からは、新たに釜石市に整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、健康な稚魚の生産技術を確立するための試験・研究を行っています。 秋サケの不漁要因については、近年の沿岸水温の上昇等の海洋環境の変化が稚魚の生残に影響を与えていると考えられていることから、生残率が高いとされる大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の放流に向け、生産技術の普及に取り組んでいるほか、高水温耐性を持つ稚魚の生産技術の開発を進めています。 サケ資源回復に向けたこれらの取組に要する経費を令和8年度一般会計当初予算に計上しており、引き続き、国の事業を活用し、採卵用親魚の確保や海産親魚の利用に係る経費を支援するとともに、資源の早期回復を図るため、サケ稚魚減耗要因の解明に向けた調査・研究に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 さけ、ます増殖緊急強化対策事業費　47,975千円	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 4．永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について 本市を含む三陸沿岸地域におきましては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化等様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 水揚量減少の影響は、漁業と密接に関係する水産加工業において、原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係等幅広い業種に及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として資源管理施策の推進、短期的対策としては、設備投資、加工原魚調達に係る支援等、関連施策の一層の強化が求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 ⑥ ホタテガイ、カキ、ホヤ等の貝毒や異常高水温に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者の経営支援策について充実・強化を図ること。	県では、県水産技術センターにおいて、貝毒原因プランクトンの発生・消滅情報や高水温情報の提供を行うとともに、県漁連による貝柱の加工向け出荷に係る中腸腺の毒量基準の見直しを受けて、県漁連と連携の上、水産加工業者に対し、加工処理基準の遵守及び適切な加工処理を指導しています。 また、貝毒対策として、ホタテガイの毒化状況やプランクトンのモニタリング調査のほか、新たに漁業者の貝毒検査費用負担軽減に向けた簡易検査キットの実証に要する経費を令和8年度一般会計当初予算に計上しています。 さらに、自主規制により出荷額の減少が確定した場合は、漁業共済の共済金の支払い対象となることから、県漁業共済組合に対し、共済金の早期支払いを指導していくとともに、必要に応じ、漁業者に対し、融資制度の活用を促進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 漁場保全総合対策事業費　3,045千円 貝毒対策実証事業費　2,465千円	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（大船渡市） 4．永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について 本市を含む三陸沿岸地域におきましては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化等様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 水揚量減少の影響は、漁業と密接に関係する水産加工業において、原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係等幅広い業種に及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として資源管理施策の推進、短期的対策としては、設備投資、加工原魚調達に係る支援等、関連施策の一層の強化が求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 ⑦ 水産加工業の経営安定化に資するため、魚種転換に係る加工設備等の整備支援や加工原魚調達に係る支援等、施策の充実を図ること。	県では、加工用原料の確保に向け、県水産技術センターによる漁海況情報の提供や、資源が増加しているマイワシの操業可能性の検討、県外廻来船の誘致、サケ・マス海面養殖の事業化などを促進しています。 また、水揚量が増加しているマイワシ等を対象とした加工原料としての特性把握のほか、新たな販路・物流モデルの普及に取り組んでいるところです。 さらに、魚種転換に係る加工設備の整備を支援する国の制度の活用を促進しており、引き続き、加工用原料の安定確保に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 環境変化に対応した水産業再生応援事業費　16,576千円（当該事業費の一部）	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 5．気仙地域と県内陸部を結ぶ路線の強化と国道107号及び397号の改良整備促進について 　これらの路線につきましては、重要港湾・大船渡港を発着点とする国際フィーダーコンテナ定期航路の利用促進に資する貨物輸送路線であるほか、国際リニアコライダー(ILC)の実現の折には、施設設備に係る資機材や研究機器の大船渡港からの搬送で利用が見込まれる等、その担うべき役割は、大変大きく、かつ、拡大するものと認識しております。 　こうした中、東北地方新広域道路交通計画及び岩手県新広域道路交通計画において、国道107号に重なる形で(仮称)大船渡内陸道路が構想路線として選定されたほか、国道107号白石峠区間改良整備が事業着手する等、広域道路ネットワークとしての役割が、更に増してきております。 　つきましては、これらの路線の幹線横断道路としての機能が十分に発揮されるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 　①（仮称)大船渡内陸道路の早期計画策定及び道路ネットワークの強化を図ること。	県では、令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」の中で、国道107号の大船渡市と宮守インターチェンジ間を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で（仮称）大船渡内陸道路を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 （仮称）大船渡内陸道路については、引き続き、全国的な高規格道路ネットワークにおける必要性の検討と併せて、おおまかなルートや道路構造等の調査の熟度を高めていきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（大船渡市） 5．気仙地域と県内陸部を結ぶ路線の強化と国道107号及び397号の改良整備促進について 　これらの路線につきましては、重要港湾・大船渡港を発着点とする国際フィーダーコンテナ定期航路の利用促進に資する貨物輸送路線であるほか、国際リニアコライダー(ILC)の実現の折には、施設設備に係る資機材や研究機器の大船渡港からの搬送で利用が見込まれる等、その担うべき役割は、大変大きく、かつ、拡大するものと認識しております。 　こうした中、東北地方新広域道路交通計画及び岩手県新広域道路交通計画において、国道107号に重なる形で(仮称)大船渡内陸道路が構想路線として選定されたほか、国道107号白石峠区間改良整備が事業着手する等、広域道路ネットワークとしての役割が、更に増してきております。 　つきましては、これらの路線の幹線横断道路としての機能が十分に発揮されるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 　②　国道107号白石峠区間改良整備の早期完成を図ること。	白石峠区間については、令和4年度に「白石峠工区」として事業化し、令和7年度は、道路及び橋梁詳細設計、トンネル設備設計を行うとともに、用地測量を進めています。引き続き、早期着工に向けて、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 5．気仙地域と県内陸部を結ぶ路線の強化と国道107号及び397号の改良整備促進について 　これらの路線につきましては、重要港湾・大船渡港を発着点とする国際フィーダーコンテナ定期航路の利用促進に資する貨物輸送路線であるほか、国際リニアコライダー(ILC)の実現の折には、施設設備に係る資機材や研究機器の大船渡港からの搬送で利用が見込まれる等、その担うべき役割は、大変大きく、かつ、拡大するものと認識しております。 　こうした中、東北地方新広域道路交通計画及び岩手県新広域道路交通計画において、国道107号に重なる形で(仮称)大船渡内陸道路が構想路線として選定されたほか、国道107号白石峠区間改良整備が事業着手する等、広域道路ネットワークとしての役割が、更に増してきております。 　つきましては、これらの路線の幹線横断道路としての機能が十分に発揮されるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 　③　国道397号の住田町栗木トンネルから大船渡市方面に向かってカーブが続く狭あい区間の線形改良を図ること。	要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（大船渡市） 6．大船渡港の港湾施設整備と利用促進について 　国際フィーダーコンテナ定期航路と内航コンテナ静脈輸送航路につきましては、官民一体となった積極的なポートセールス等が奏功し、令和6年度の大船渡港のコンテナ貨物取扱量は、対前年度比で約21%増と着実に増加しております。 　一方、大船渡港の機能に関しましては、茶屋前地区において、野積み場のくぼ地等の不具合や降雨等をしのぐ上屋倉庫がないこと等により、ばら積み貨物の適切な保管・管理に支障を来しているほか、コンテナ貨物取扱量の更なる増加につながる荷役効率の向上が、喫緊かつ重要な課題となっております。 　建設候補地に最も近い大船渡港の担う役割や、物流施設としての活用等を勘案しますと、地域経済への波及効果を高める上で、建設地までのアクセス道路の整備促進や港湾施設における物流・防災機能の強化とともに、ILC関連の動向を踏まえた当該工業用地の活用方針の早期決定が、大変重要であると考えております。 　つきましては、港湾物流機能を核とした地域経済の振興を図るため、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 　①　ばら積み貨物を適切に保管・管理するため、茶屋前地区において、野積み場の改修と上屋倉庫の整備を早急に実施すること。	茶屋前地区における野積場については、沈下の原因を把握するため地質調査を行うこととしており、将来的な利用計画も見据えながら効果的な対策を検討の上、必要な修繕を行っていきます。（B） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ・港湾快適環境推進事業費　14,000千円 　また、上屋倉庫の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。（C）	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 6．大船渡港の港湾施設整備と利用促進について 国際フィーダーコンテナ定期航路と内航コンテナ静脈輸送航路につきましては、官民一体となった積極的なポートセールス等が奏功し、令和6年度の大船渡港のコンテナ貨物取扱量は、対前年度比で約21%増と着実に増加しております。 一方、大船渡港の機能に関しましては、茶屋前地区において、野積み場のくぼ地等の不具合や降雨等をしのぐ上屋倉庫がないこと等により、ばら積み貨物の適切な保管・管理に支障を来しているほか、コンテナ貨物取扱量の更なる増加につながる荷役効率の向上が、喫緊かつ重要な課題となっております。 建設候補地に最も近い大船渡港の担う役割や、物流施設としての活用等を勘案しますと、地域経済への波及効果を高める上で、建設地までのアクセス道路の整備促進や港湾施設における物流・防災機能の強化とともに、ILC関連の動向を踏まえた当該工業用地の活用方針の早期決定が、大変重要であると考えております。 つきましては、港湾物流機能を核とした地域経済の振興を図るため、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 ② ILC実現に係る大船渡港永浜・山口地区工業用地の具体的な活用方針を早期に決定すること。	ILC建設の際は、クライオモジュールや測定器など、海外で製作された大型の実験装置の海運物流の拠点として、大船渡港などの建設候補地近傍の既存港湾が活用され、その周辺には製品の検査・組立・保管拠点が整備されることが想定されています。 これを踏まえ、本県を含む関係自治体、大学等で構成される東北ILC事業推進センターでは、現在、保管施設等の整備も含めた機器輸送に係る広域的な計画の策定に向けた検討が進められているところであり、県としては、引き続き、こうした同センターの取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費　92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
（大船渡市） 6．大船渡港の港湾施設整備と利用促進について 国際フィーダーコンテナ定期航路と内航コンテナ静脈輸送航路につきましては、官民一体となった積極的なポートセールス等が奏功し、令和6年度の大船渡港のコンテナ貨物取扱量は、対前年度比で約21%増と着実に増加しております。 一方、大船渡港の機能に関しましては、茶屋前地区において、野積み場のくぼ地等の不具合や降雨等をしのぐ上屋倉庫がないこと等により、ばら積み貨物の適切な保管・管理に支障を来しているほか、コンテナ貨物取扱量の更なる増加につながる荷役効率の向上が、喫緊かつ重要な課題となっております。 建設候補地に最も近い大船渡港の担う役割や、物流施設としての活用等を勘案しますと、地域経済への波及効果を高める上で、建設地までのアクセス道路の整備促進や港湾施設における物流・防災機能の強化とともに、ILC関連の動向を踏まえた当該工業用地の活用方針の早期決定が、大変重要であると考えております。 つきましては、港湾物流機能を核とした地域経済の振興を図るため、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 ③ 永浜・山口地区岸壁(水深－10m、延長340m)を整備すること。	大船渡港永浜・山口地区の岸壁(−10m)1ﾊﾞｰｽの整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 6．大船渡港の港湾施設整備と利用促進について 国際フィーダーコンテナ定期航路と内航コンテナ静脈輸送航路につきましては、官民一体となった積極的なポートセールス等が奏功し、令和6年度の大船渡港のコンテナ貨物取扱量は、対前年度比で約21%増と着実に増加しております。 一方、大船渡港の機能に関しましては、茶屋前地区において、野積み場のくぼ地等の不具合や降雨等をしのぐ上屋倉庫がないこと等により、ばら積み貨物の適切な保管・管理に支障を来しているほか、コンテナ貨物取扱量の更なる増加につながる荷役効率の向上が、喫緊かつ重要な課題となっております。 建設候補地に最も近い大船渡港の担う役割や、物流施設としての活用等を勘案しますと、地域経済への波及効果を高める上で、建設地までのアクセス道路の整備促進や港湾施設における物流・防災機能の強化とともに、ILC関連の動向を踏まえた当該工業用地の活用方針の早期決定が、大変重要であると考えております。 つきましては、港湾物流機能を核とした地域経済の振興を図るため、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 ④ 港湾施設使用料の低減と国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度等を創設すること。	港湾施設使用料については状況に応じて減免措置を実施しているところです。 国際フィーダーコンテナ定期航路については、平成25年９月の就航以来、取扱貨物量が増加傾向にあります。 国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等を踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
（大船渡市） 6．大船渡港の港湾施設整備と利用促進について 国際フィーダーコンテナ定期航路と内航コンテナ静脈輸送航路につきましては、官民一体となった積極的なポートセールス等が奏功し、令和6年度の大船渡港のコンテナ貨物取扱量は、対前年度比で約21%増と着実に増加しております。 一方、大船渡港の機能に関しましては、茶屋前地区において、野積み場のくぼ地等の不具合や降雨等をしのぐ上屋倉庫がないこと等により、ばら積み貨物の適切な保管・管理に支障を来しているほか、コンテナ貨物取扱量の更なる増加につながる荷役効率の向上が、喫緊かつ重要な課題となっております。 建設候補地に最も近い大船渡港の担う役割や、物流施設としての活用等を勘案しますと、地域経済への波及効果を高める上で、建設地までのアクセス道路の整備促進や港湾施設における物流・防災機能の強化とともに、ILC関連の動向を踏まえた当該工業用地の活用方針の早期決定が、大変重要であると考えております。 つきましては、港湾物流機能を核とした地域経済の振興を図るため、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 ⑤ 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備すること。	大船渡港の耐震強化岸壁整備については、令和２年２月の岩手県地方港湾審議会において港湾計画を変更し、野々田地区岸壁(−7.5m)１バースを災害時の緊急物資対応施設として位置付けたところです。 耐震強化岸壁の整備については、今後、施工方法や概略事業費を整理した上で、公共事業予算の推移や事業の優先度等を勘案しながら事業化の時期について検討していきます。また、令和７年度政府予算要望において、既存岸壁の耐震化に関する補助事業についての制度拡充を要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大船渡市） 6．大船渡港の港湾施設整備と利用促進について 国際フィーダーコンテナ定期航路と内航コンテナ静脈輸送航路につきましては、官民一体となった積極的なポートセールス等が奏功し、令和6年度の大船渡港のコンテナ貨物取扱量は、対前年度比で約21%増と着実に増加しております。 一方、大船渡港の機能に関しましては、茶屋前地区において、野積み場のくぼ地等の不具合や降雨等をしのぐ上屋倉庫がないこと等により、ばら積み貨物の適切な保管・管理に支障を来しているほか、コンテナ貨物取扱量の更なる増加につながる荷役効率の向上が、喫緊かつ重要な課題となっております。 建設候補地に最も近い大船渡港の担う役割や、物流施設としての活用等を勘案しますと、地域経済への波及効果を高める上で、建設地までのアクセス道路の整備促進や港湾施設における物流・防災機能の強化とともに、ILC関連の動向を踏まえた当該工業用地の活用方針の早期決定が、大変重要であると考えております。 つきましては、港湾物流機能を核とした地域経済の振興を図るため、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 ⑥ 高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)を早期に整備すること。	高機能コンテナ荷役機械（ガントリークレーン）の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの
（花巻市） 1．化製場の悪臭問題に関する対応について 当該化製場の設置許可権者の立場だけでなく、本県の畜産振興を守るという立場からも、岩手県が責任をもって悪臭問題を解決する必要があるものであり、次の6点について要望いたします。 ① 岩手県が施設の設置許可権者として、全ての施設を網羅的に検査するとともに、県と市の合同立入検査の結果を検証し必要な指導を確実に実施すること	花巻市との合同立入検査において、化製場の許可を有する全ての施設に対し構造設備基準等に適合しているかを確認し、化製場法に基づく明らかな不適合事項については、中部保健所から事業者に対して文書により指導を行っており、天井や壁の修繕についての一部改善がされているものの、いまだ改善されていない箇所が認められたため、当該不適合事項について再度文書指導をしているところです。引き続き、化製場法の権限に基づいて、事業者に対し改善の指導等、必要な措置を講じていきます。	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（花巻市） 1．化製場の悪臭問題に関する対応について 当該化製場の設置許可権者の立場だけでなく、本県の畜産振興を守るという立場からも、岩手県が責任をもって悪臭問題を解決する必要があるものであり、次の6点について要望いたします。 ② 必要な指導及び対策を進めるとともに、県が主導し、必要に応じて関係市町村及び事業者の協力を得ながら必要な財源を補助することにより、早期に構造設備の改修や維持管理の改善等を図り、悪臭問題を解決すること	県では、環境部署と畜産振興部署が参加する連絡会議を開催し、県と市が行っている合同立入検査の結果や指導内容等のほか、県や市の指導に対する化製場の施設修繕や清掃などの対応状況を共有するなど、庁内関係部署が共通の認識で対応しているところです。 一方で、化製場は、畜産振興を図る上で不可欠な施設であることから、県では、臭気の改善に向け、令和6年度から排出事業者等と意見交換を行っています。 令和7年度においても、臭気対策について、と畜残渣などの畜産副産物の排出事業者等が、化製場と意見交換を重ねており、排出事業者等では、悪臭の改善に向け、化製場での定期的なメンテナンスや施設の修繕などの取組とともに、今後の施設の改修や新築の可能性に関する化製場の意向を確認しているところです。 こうした化製場の意向を踏まえ、県では、排出事業者等と意見交換を重ね、悪臭改善の取組が継続して行われるよう、排出事業者に対し、原料の適切な保管、運搬を促すことに加え、計画的な改修や新築を含めた対策の検討を進めています。 令和7年7月に策定した「いわて農業生産強化ビジョン」においても、畜産副産物の適正処理・有効活用に向け、化製場の計画的な改修や新築を促進し、環境への負荷を軽減させる取組を促進していくことを盛り込んでおり、今後も本県の化製場がその役割を果たしていくことができるよう、関係機関・団体と連携しながら取り組んでいきます。	環境生活部 農林水産部	県民くらしの安全課 畜産課	B 実現に努力しているもの
（花巻市） 1．化製場の悪臭問題に関する対応について 当該化製場の設置許可権者の立場だけでなく、本県の畜産振興を守るという立場からも、岩手県が責任をもって悪臭問題を解決する必要があるものであり、次の6点について要望いたします。 ③ 悪臭問題の解決に繋がる県の権限を確実に行使できるよう県化製場条例を速やかに改正すること	昭和23年に制定された「化製場法」には悪臭に関する抜本的な規制が含まれておらず、その後も化製場などによる悪臭が社会問題となり、このことに対応するために昭和46年に「悪臭防止法」が制定されました。 県の化製場法施行条例の改正について県では、顧問弁護士の見解も確認の上、 ・ 悪臭が問題となっている化製場は当該施設に限定される中で、特定の事業者を想定した規制に当たり、違法性を有する可能性がある、 ・ 悪臭防止法では、住民に身近な市町村に悪臭に関する改善勧告や改善命令の権限が委ねられており、外部に排出される悪臭の具体的な数値基準を設けることは、化製場法関係法令では不可能であり、他県においても数値基準を設けている例はない と整理していることから、県としては、化製場法施行条例に悪臭防止に関する新たな規制を盛り込むことは難しいと判断しているものです。	環境生活部	県民くらしの安全課	C 当面は実現できないもの
（花巻市） 1．化製場の悪臭問題に関する対応について 当該化製場の設置許可権者の立場だけでなく、本県の畜産振興を守るという立場からも、岩手県が責任をもって悪臭問題を解決する必要があるものであり、次の6点について要望いたします。 ④ 県化製組合が、構造設備及び維持管理の改善を図ることに応じない場合は、改善命令等を発令すること	現在、化製場法に基づく明らかな不適合事項については、中部保健所から事業者に対して文書により指導を行うとともに、一部改善が見られるものの大規模な修繕等を伴うものは、改善計画書の提出を求めているところです。 引き続き、化製場法の権限に基づいて、事業者に対し改善の指導等、必要な措置を講じていきます。	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（花巻市） 1．化製場の悪臭問題に関する対応について 当該化製場の設置許可権者の立場だけでなく、本県の畜産振興を守るという立場からも、岩手県が責任をもって悪臭問題を解決する必要があるものであり、次の6点について要望いたします。 ⑤ 県が、本年度、見直しを行っている「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画」に本県の畜産の維持・振興における重要な施策として化製事業を明記し、県が主導して、具体的施策を実行すること	県では、令和7年7月に策定した「いわて農業生産強化ビジョン」において、畜産副産物の適正処理・有効活用に向け、化製場の計画的な改修や新築を促進し、環境への負荷を軽減する取組を進めていくこととしています。 「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画」については、令和8年3月の策定に向け、関係者の意見を伺いながら計画の内容を検討しているところです。	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
（花巻市） 1．化製場の悪臭問題に関する対応について 当該化製場の設置許可権者の立場だけでなく、本県の畜産振興を守るという立場からも、岩手県が責任をもって悪臭問題を解決する必要があるものであり、次の6点について要望いたします。 ⑥ 長期的、かつ、完全な解決策として、岩手県が主導し、当該化製場の移転・新築を行うこと	化製場の臭気対策について、化製場の受益者であると畜残渣などの畜産副産物の排出事業者等が、化製場と意見交換を重ねており、化製場では、悪臭の改善に向けて原料使用量の調整や施設の補修などに取組んでいるほか、排出事業者等では、今後の施設改修・新築の可能性について化製場の意向を確認しているところです。 県では、化製場の意向を把握している排出事業者等と意見交換を行い、悪臭改善の取組が継続して行われるよう、搬出事業者における原料の搬入量の調整や適切な保管・運搬を促進するほか、関係者の意向を踏まえながら計画的な改修や新築を含めた対策及び実現に向けた工程の検討を行っており、こうした状況を庁内関係部署でも共有しながら進めているところです。 今後の施設改修や新設については、国事業等の活用等も含め、どのような支援ができるか、早急に検討していきます。	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（花巻市） 2. 都市再生整備計画の事業実施に関する補助予算の確保について JR花巻駅周辺について、駅周辺の利便性向上と安全性の確保、駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進するため、令和6年2月に新たに都市再生整備計画(R6-R10)を作成し、JR花巻駅東西自由通路整備等の各事業に着手したほか、衰退が大きな課題となっている市街地の再活性化を図るまちづくりの中核施設としての役割も担う新図書館の整備を進めることとしております。 つきましては、本市の中心市街地活性化を着実に推進するため、以下の当市の都市再生整備計画事業に対する支援について要望いたします。 （1） JR花巻駅東西自由通路整備について JR花巻駅東西自由通路・駅橋上化整備と西口駅前広場整備を進めており、JR花巻駅の東西を通路でつなぐとともに、近年子育て世帯を中心に転入による人口増加が進むJR花巻駅西側地域の駅へのアクセスの向上を図り、駅前広場を含めた周辺施設の利便性を向上させ、中心市街地の活性化を図ることとしております。 JR花巻駅東西自由通路・駅橋上化整備については、令和6年11月から本年度にかけて実施設計を行っており、令和8年度からは工事に着手する予定としております。 また、西口駅前広場整備についても、令和8年度から広場整備工事に着手する予定としております。 つきましては、JR花巻駅東西自由通路整備及び西口駅前広場整備について、立地適正化計画に基づく都市再生整備計画事業としての国庫補助金交付が確実に受けられますようご支援をお願いいたします。	機能的で魅力ある都市の形成を図るため、立地適正化計画に基づく都市再生整備計画事業の推進が必要と考えており、事業の着実な推進に必要な事業費の確保について、国に働きかけていきます。	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（花巻市） 2. 都市再生整備計画の事業実施に関する補助予算の確保について JR花巻駅周辺について、駅周辺の利便性向上と安全性の確保、駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進するため、令和6年2月に新たに都市再生整備計画(R6-R10)を作成し、JR花巻駅東西自由通路整備等の各事業に着手したほか、衰退が大きな課題となっている市街地の再活性化を図るまちづくりの中核施設としての役割も担う新図書館の整備を進めることとしております。 つきましては、本市の中心市街地活性化を着実に推進するため、以下の当市の都市再生整備計画事業に対する支援について要望いたします。 （2） 新花巻図書館整備について 知識の向上や心の豊かさを求める市民のニーズに的確に対応できる機能を備えた新しい図書館の整備が求められているほか、市街地の衰退が大きな課題となっている中で、新しい花巻図書館は市街地の再活性化を図るためのまちづくりの中核施設としての役割も期待されています。 つきましては、新花巻図書館整備を着実に推進するため、立地適正化計画に基づく都市再生整備計画事業として採択をいただけるよう、また来年度からの国庫補助金交付が確実に受けられますようご支援をお願いいたします。	機能的で魅力ある都市の形成を図るため、立地適正化計画に基づく都市再生整備計画事業の推進が必要と考えており、事業の着実な推進に必要な事業費の確保について、国に働きかけていきます。	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（花巻市） 3．矢沢地区義務教育学校の整備について 　当市では、児童生徒数が年々減少している現状を受け、平成31年４月に「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、これを基に学校教育の在り方について、地域との協議を進めてまいりました。この協議を経て令和５年度に、矢沢小学校・矢沢中学校PTA及び地域コミュニティ団体である矢沢地域振興会の連名で、「花巻市立矢沢小学校・中学校を義務教育学校へ移行するための要望」が提出され、これを受けて市教育委員会において矢沢地区義務教育学校設立委員会を設置し、「矢沢地区義務教育学校基本構想」を策定したところであります。 　本構想に基づき、矢沢地区義務教育学校の整備に向けて、築50年の矢沢小学校と築46年の矢沢中学校を統合し、矢沢中学校の統合改修（長寿命化）と不足部分の増築を行うこととし、令和10年４月開校を目指して令和８年度から工事に着手できるよう、令和６年９月から令和７年７月まで基本設計を実施しておりますが、この整備に際しては、約55億円もの費用が見込まれる状況となっております。 　つきましては、矢沢地区義務教育学校整備を確実に実施していくため、令和８年度において、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金事業として採択いただきますよう要望いたします。 　また、国の公立学校施設整備事業における交付金の算定基礎となる建築単価については、価格変動を考慮した改定が行われているものの、実際の工事に要する資材費や労務費などの経費高騰に歯止めがかからない状況のため、建築単価を基礎として算定される補助金額と大きな乖離が生じております。 　つきましては、子どもたちの安全を確保し、良好な教育環境を維持するための矢沢地区義務教育学校整備事業を計画的に推進できるよう、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金事業の採択と併せ、実勢価格に即した補助単価への見直しや補助率の引き上げなど公立学校施設整備に係る財政措置の拡充を図られるよう要望いたします。	学校施設の多くは、児童生徒数の急増期に整備され、老朽化が進む中で改築・改修の時期を迎えており、また、統合等による教室不足等に対応した新増築など、施設整備の需要が増大しています。 　このような状況の中、地域の実情等を踏まえつつ、安全を確保し質の高い教育活動を支えるためには、公立学校施設整備に係る必要な財源の確保が重要な課題となっていることから、国に対し、補助率や補助単価の引き上げを図るとともに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、十分な予算措置を講じることなどについて、要望しているところです。 　今後も全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（花巻市） 4．農業政策の見直しについて （1） 農地法制の見直しについて ① 一部改正された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度に関するガイドライン等について、以下のとおりとしていただきたい。 （ア） 農用地区域からの集団的農用地の除外に際して、農地総量確保の観点から、除外した分の代替農地を確保することとされた場合、当市においては、農振地域内に白地がほとんどなく、また、既に農振地域にある土地の基盤整備を行っているため、新たに農用地区域に編入できる農地はないことから、ガイドラインに示されている影響緩和措置の一つである「新たな農地の農用地区域への編入」は不可能である。また、「農用地の造成」及び「荒廃農地の解消」については、農業従事者が年々減少し、農用地区域内の農地においても低未利用農地が増加している状況において、非常に困難であると考えられる。加えて、影響緩和措置を講ずるべき市町村が、措置を講ずることが困難な場合において、都道府県内で調整のうえ影響緩和措置を講ずることとされているが、現実的には難しいことであると想定される。したがって、いずれの要件についても対応できず、除外した分の代替農地を実際上確保できない市町村においては、代替農地の確保を必須要件としないようガイドラインに明記すること。	農地の総量確保だけにとらわれず、農業振興を目的とした取組についても広く考慮したものとするとともに、その他の運用についても、都道府県の面積目標の設定基準に、今後の開発予定を幅広に含めるなど、地域の実態を柔軟に反映できるよう、国に意見を提出しているところです。 令和７年６月27日に改正された、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、影響緩和措置に関する具体的な運用方法が示されたところであり、今後、運用の実態を踏まえ、必要に応じて国に要望していきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（花巻市） 4．農業政策の見直しについて （1） 農地法制の見直しについて ① 一部改正された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度に関するガイドライン等について、以下のとおりとしていただきたい。 （イ） 各市町村が行う地域振興に資するための開発計画や、具体的な計画が検討段階であるような案件がある場合は、その開発予定面積を「確保すべき農用地の面積の目標」から除外するなど、あらかじめ都道府県と市町村との間で調整したうえで面積目標を設定する必要があり、このことをガイドラインへの明記もしくは運用により取り扱うようにすること。	令和７年６月27日に、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地の面積等を定めた、農用地等の確保等に関する基本指針が変更・公表され、面積目標の設定基準及び算定した数値の根拠が示されたところです。 また、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の算定に当たっては、市町村が行う地域振興に資するための開発計画等がある場合はその開発予定面積を除いて算定することとされているところです。	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（花巻市） 4．農業政策の見直しについて （1） 農地法制の見直しについて ① 一部改正された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度に関するガイドライン等について、以下のとおりとしていただきたい。 （ウ） 都市計画法に基づく新たな用途地域を設定する場合、また、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）により農振除外をした場合、当該都道府県における農用地の目標面積が確保できなくなることも想定されることから、これらの農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くことが可能であることをガイドラインへの明記もしくは運用により取り扱うようにすること。	令和7年6月27日に、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地の面積等を定めた、農用地等の確保等に関する基本指針が変更・公表され、面積目標の設定基準及び算定した数値の根拠が示されたところです。 また、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の算定に当たっては、市町村が行う地域振興に資するための開発計画等がある場合はその開発予定面積を除いて算定することとされているところです。	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（花巻市） 4．農業政策の見直しについて （1） 農地法制の見直しについて ① 一部改正された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度に関するガイドライン等について、以下のとおりとしていただきたい。 （エ）「確保すべき農用地の面積の目標」の設定については、従前の説明においておおむね5年ごとの見直しとされていたが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）による地域振興に資する開発などにより、目標年に達する前に面積の目標を下回ることが予想される事態となった場合は、5年ごとの見直し時期にかかわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすることをガイドラインへの明記もしくは運用により取り扱うようにすること。	令和7年6月27日に改正された、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、基礎調査、国土調査法による国土調査等の測量成果を要因とした農用地区域内農地の面積の変動や市街化区域への編入等により農業振興地域の区域が変更されたことによる農用地区域内農地の面積の変動が生じた場合は、都道府県の判断において、その変動面積について面積目標の数値を変更するため、基本方針を変更することとして差し支えないとされたところです。 今後、面積の変動の実態を踏まえ、基本方針の変更を検討していきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（花巻市） 4．農業政策の見直しについて （2） 水田活用の直接支払交付金に係る見直しについて ① 令和9年度から変更となる水田活用の直接支払交付金について、下記の通りとしていただきたい。 （ア） 小麦や大豆、飼料作物、飼料用米等への支援について、主食用米の生産と遜色のない所得を確保できるような交付金単価とすること。	今般、国においては、「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、令和9年度から水田政策を根本的に見直すこととしており、県では、国に対し、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、必要な予算を十分に措置することを繰り返し要望してきたところです。 県では、国の動向を注視しながら、新たな制度について、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うよう、今後も様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（花巻市） 4．農業政策の見直しについて （2） 水田活用の直接支払交付金に係る見直しについて ① 令和9年度から変更となる水田活用の直接支払交付金について、下記の通りとしていただきたい。 （イ） 畑地化に伴い農業者が土地改良区に支払う地区除外決済金等については、国による支援が行われているが、施設の耐用年数経過後に支払うべき賦課金は地区除外決済金の計算の対象とされていないことから、耐用年数経過後、残った組合員の負担を増やす必要が出てくる。この場合、土地改良区において実際は残った組合員に転嫁することができず、土地改良区が負担せざるを得ないことも多い現状にあることから、農業者の減少が見込まれる中、営農を継続する農業者や土地改良区の負担を増やすことなく、土地改良区が将来にわたって安定した経営ができるよう、新たに土地改良区への恒久的な支援を行うこと。	今般、国においては、「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、令和9年度から水田政策を根本的に見直すこととしており、県では、国に対し、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、必要な予算を十分に措置することを繰り返し要望してきたところです。 県では、国の動向を注視しながら、新たな制度について、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うよう、今後も様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（花巻市） 5．子育て支援の充実について 国において、安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会の実現に向け、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望いたします。 （1） 幼児教育・保育の完全無償化について 安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会の実現に向け、現在、無償化の対象となっていない0～2歳児の利用料や3歳から5歳児の給食費を含む幼児教育・保育の完全無償化策を講じていただきたい。	幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、副食費を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
（花巻市） 5．子育て支援の充実について 国において、安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会の実現に向け、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望いたします。 （2） 学校給食費の完全無償化について 学校給食費の無償化は、現在の保護者の負担軽減のみならず、若い世代が今後安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会を実現していくための大きな布石となるものであり、支援効果の大きい現物給付となることから、子育て支援と位置付け、中学校も含め、国の財政措置により持続可能な無償化の制度を構築し、早期に実現されたいこと。	学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。 本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度一般会計当初予算で措置したところです。 なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。 さらに、今般の国の取組の進め方や地方負担に関する対応等について、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議するよう全国知事会から強く求めたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助　2,823,779千円	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（花巻市） 5. 子育て支援の充実について 国において、安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会の実現に向け、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望いたします。 （3） 子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について 所得や地域等に関係なく、子育て世代の誰もが安心して子どもを産み育てる環境の実現を図るためには、個々の自治体や一地方だけの出産や子育てに対する対策では限界があることから、国庫負担減額調整措置の廃止に止まらず、18歳到達の年度末までの子どもや妊産婦の医療費を完全無償化とする「全国一律の医療費助成制度」を創設していただきたいこと。	子ども医療費助成については、本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
（北上市） 1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金の道路事業への支援について キオクシア岩手の半導体工場の拡張は、大規模なリーディングプロジェクトであり、道路整備等の関連インフラを一体的かつ集中的に整備する必要があります。令和6年度より当市の道路事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象となったことから、令和7年度以降も引き続き本交付金による継続的かつ安定的な財政的支援をされるよう、国に働きかけていただくよう要望します。 （1） 新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象となる当市の道路事業 ・ 市道川原町南田線整備事業 ・ 市道飯豊成田線整備事業	キオクシア岩手の生産拠点整備に伴い、通勤や関連車両の通行が増加していることから、渋滞の解消や物流の効率化のための道路整備が必要と認識しています。 北上市の半導体生産拠点関連インフラ整備推進計画に道路事業が追加され、地域産業基盤整備推進交付金の令和7年度補正予算として約5億円が措置されたところです。 また、県が実施した令和8年度政府予算提言・要望において、地方自治体が行う道路等のインフラ整備に対する地域未来交付金（旧：新しい地方経済・生活環境創生交付金）の対象となる北上市の道路事業等による支援を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて、国に働きかけていきます。	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
（北上市） 2. 県南地域における周産期医療体制の維持に対する支援について 県南地域における地域周産期母子医療センターが十分機能を発揮できるよう医師の配置を含めた人員体制の確保などの支援をお願いします。 また、今後少子化が進む中、地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け、医療機関の役割と規模について検討をお願いします。	（人員体制の確保） 県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。特に、確保が困難な産婦人科、小児科を選択した奨学金養成医師に対して、中小病院での勤務を免除し、専門領域での診療に専念できるよう配置特例を設けて、診療科を選択するインセンティブを付与しているほか、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科を指定する地域枠を設置しているところです。 また、助産師の確保については、看護職員修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援などを行っており、引き続き助産師の確保と養成を図っていきます。 （医療機関の役割と規模） 地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け、医療機関の役割と規模については、大学教授や医療関係団体等の専門家、市町村や消防などで構成する岩手県周産期・小児医療協議会において、県内の分娩数や、ハイリスク妊婦・新生児医療への対応、大学からの派遣医師を含む医療従事者の確保状況などを踏まえて議論し、その方針を定めています。 今後においても、将来的な分娩数の推移や産科医・小児科医の確保状況などを踏まえ、岩手県周産期・小児医療協議会等において関係者の意見をいただきながら、議論していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（北上市） 3．工業団地整備等に係る県の積極的支援、及び主体的取組について （1） 県の誘致主体としての主体的な取組 企業の要望に応えていくため、新たに必要となる工業団地等においては、開発事業に係る各種許認可から造成整備まで岩手県が主体的に取り組んでいただくよう、強くお願いします。 また、他県及び海外との誘致競争となる場合も多く、県が前面に立ち、誘致主体として事業実施をお願いします。	北上川流域においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進んでおり、今後も更なる集積が見込まれる中、工業団地が不足している状況は、県としても認識しているところです。 工業団地の整備については、企業誘致と同様に、市町村の意向が尊重されるべきとの考えから、現在は県が主体となった工業団地の整備を実施しておりませんが、県では、市町村において工業団地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているほか、工業団地の整備には多額の費用を要することから、県では国に対して、工業団地などの産業用地の整備に対する投資規模に応じた財政支援の拡充を要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。 なお、企業誘致に当たっては、引き続き、市町村の意向を十分に尊重しつつ、連携して取り組んでいきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
（北上市） 3．工業団地整備等に係る県の積極的支援、及び主体的取組について （2） 北上工業団地の渋滞緩和に向けた信号機の設置 交通流量の変化、交通渋滞及び交通事故の発生状況などについて継続して注視いただくとともに、安全確保のため、次の交差点への信号機の設置・増設、矢印信号の新設に向けて特段の配慮、早期の実現を要望します。 ① 信号機の新設 ・ 県道北上東和線と市道川原町南田線の交差点 ・ 市道川原町南田線と市道飯豊東部幹線3号線の交差点	市道川原町南田線と市道飯豊東部幹線3号線の交差点について、道路拡幅工事による車線増加や交通事故の状況等を踏まえ、交通の安全と円滑を図るため、令和8年度に信号機を設置することとしました。（A） 県道北上東和線と市道川原町南田線の交差点については、北上工業団地に係る整備計画の進捗状況などをしっかりと把握しつつ、工業団地内及び周辺エリアにおける適切かつ効果的な交通規制を検討する必要があることから、引き続き、交通流量の変化、交通渋滞及び交通事故の発生状況などを注視しつつ、道路管理者や関係機関・団体と連携を図り、適切な時期において地域住民の御意見も参考としながら、信号機設置の判断を行うこととします。（C） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 交通安全施設整備費　27,446千円（県内3か所）	警察本部	交通規制課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（北上市） 3．工業団地整備等に係る県の積極的支援、及び主体的取組について （2） 北上工業団地の渋滞緩和に向けた信号機の設置 交通流量の変化、交通渋滞及び交通事故の発生状況などについて継続して注視いただくとともに、安全確保のため、次の交差点への信号機の設置・増設、矢印信号の新設に向けて特段の配慮、早期の実現を要望します。 ② 方向別指示信号機の増設 市道飯豊秋葉線内での滞留を解消するため、次の方向別指示信号の増設を要望します。 ・ 市道飯豊秋葉線から市道川原町南田線への左折信号（西進から南進方向） ・ 市道飯豊秋葉線から市道川原町南田線への左折信号（東進から北進方向）	交通の円滑を図るため、令和6年1月に市道飯豊秋葉線から市道川原町南田線への左折時（西進から南進方向）の信号機と、市道飯豊秋葉線から市道川原町南田線への左折時（東進から北進方向）の信号機を系統制御化したほか、市道飯豊秋葉線から市道川原町南田線への左折時（西進から南進方向）の信号機については、時差式に変更しています。 引き続き、当該交差点及び周辺の交通状況を把握しつつ、交通の円滑化に取り組んでいきます。	警察本部	交通規制課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（北上市） 3．工業団地整備等に係る県の積極的支援、及び主体的取組について （3） 南部工業団地の渋滞緩和に向けた右折矢印信号機の増設等 国道4号南部工業団地口交差点における右折矢印信号機の増設または時差式への変更を要望いたします。（市道1033056号線西進方向）	当該交差点における交通流量、交通渋滞及び交通事故の発生状況などについて調査、分析し、交差点及び周辺道路に係る交通の安全と円滑の確保に努めていきます。	警察本部	交通規制課	C 当面は実現できないもの
（北上市） 4．東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備について 北上JCT 江刺田瀬IC 間直線化の高規格道路整備促進のため、令和4年度に北上、大船渡、遠野、釜石、奥州、西和賀、金ケ崎、住田並びに、秋田県の秋田、横手、大仙の11 市町による「東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT 江刺田瀬IC 間整備促進期成同盟会」を設立しております。 今後、事業化に向けて要望活動を展開するにあたり、岩手県新広域道路交通ビジョン並びに岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク計画）を地域課題やニーズの変化に応じて見直し、当該道路を位置付けるよう要望します。	東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬ICから花巻JCTまでの区間は、現在、暫定2車線となっていますが、都市計画決定や用地取得は4車線幅で行われ、一部の構造物は4車線を前提に完成していることから、今後見込まれる4車線化事業と要望ルートの関係を整理する必要があります。 また、県では国道107号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（北上市） 5．北上金ケ崎パシフィックルート整備について 令和4年度に北上、奥州、金ケ崎の2市1町による「北上金ケ崎パシフィックルート整備促進期成同盟会」を設立し、令和5年度には釜石市及び大船渡市を加え4市1町で要望活動を行っているところでありますが、県道255号から国道456号を経由し江刺田瀬ICに至るルートにおいて、所要時間短縮のためのバイパス整備や狭小区間の拡幅等を行い、釜石港及び大船渡港等の太平洋側への物流を支える産業拠点道路としての機能向上を要望します。	港湾の更なる利用促進や産業振興のためには、インターチェンジへのアクセス向上が重要であると認識しており、「北上金ケ崎パシフィックルート整備促進期成同盟会」が課題として指摘している、国道456号の幅員狭小区間の一部について、令和8年度に「早稲田工区」として事業化することとし、道路詳細設計を行う予定です。 今後、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
（久慈市） 1．最大クラスの津波浸水想定及び最大規模の洪水浸水想定に基づく被害軽減対策に対する支援について （1） 県においては、最大クラスの津波や洪水への対策事業の実施と充実を図るとともに、「巨大地震・津波対策連絡会議」において検討される津波避難対策等については、各地域において、立地条件や地形など、異なる事情も考慮し、より実効性のある対策を検討すること。	県では、最大クラスの津波に対しては、犠牲者ゼロを目指し、県と沿岸12市町村で構成する「巨大地震・津波対策連絡会議」において具体的な減災対策の検討や情報共有を行っており、引き続き、沿岸市町村の取組が地域の実情に応じたより実効性の高いものとなるよう支援していきます。 また、風水害に対しては、「岩手県風水害対策支援チーム」において、市町村の避難指示の発令のタイミングについて助言を行っています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 防災危機管理費　2,522千円	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（久慈市） 1．最大クラスの津波浸水想定及び最大規模の洪水浸水想定に基づく被害軽減対策に対する支援について （2） 大規模災害に対応する避難施設や避難路等の整備のほか、防災拠点となる行政施設の整備・移転費用などについて、国の補助制度及び地方交付税措置などによる財政支援の拡充のほか、補助事業に係る地方負担額へ緊急防災・減災事業債などの有利な起債を活用できるようにするなど、柔軟で有効に活用できる制度とするよう、国に要望すること。	県では、令和7年6月に実施した政府予算要望や、北海道東北地方知事会を通じ、補助事業に係る補助率の更なるかさ上げや補助・交付金の対象の拡充などを国に要望しているところであり、引き続き、市町村等による津波避難対策が着実に実施されるよう取り組んでいきます。	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
（久慈市） 2．久慈港の整備推進について （1） 久慈港湾口防波堤の整備促進 ① 令和10年度の概成及び令和15年度の完成に向けた着実な整備を国に求めること 北堤2,700m（概成1,908m）、南堤1,100m（概成1,100m）	久慈港湾口防波堤は、地域の安全確保や産業振興の基盤として重要な施設であり、また、久慈港湾口防波堤の完成を前提とした久慈市街の復興まちづくりが進められていることから、県では、国に対して整備促進を要望してきたところです。 また、令和7年6月4日に知事が国へ提出した「令和8年度政府予算提言・要望書」の中でも久慈港湾口防波堤の整備促進を要望しており、今後も引き続き、機会を捉えて国へ要望していきます。	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置
（久慈市） 2．久慈港の整備推進について （1） 久慈港湾口防波堤の整備促進 ② 港湾管理者負担金に係る財源を確保すること	久慈港湾口防波堤は久慈市街地における津波被害の軽減や久慈港の利用向上に欠かせない重要施設であることから、令和7年度一般会計当初予算においても直轄港湾整備事業に対する港湾管理者負担金について予算措置したところであり、今後も整備促進に向けて財源確保に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 直轄港湾事業費負担金　282,361千円	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置
（久慈市） 2．久慈港の整備推進について （2） 久慈港長期構想を反映した久慈港港湾計画の変更・改訂を行い、変更・改訂後の港湾計画に基づいた整備を着実に行うこと	令和7年7月に策定した久慈港長期構想に基づき、今後、公共ふ頭の拡張など必要な整備の実現に向け、施設整備計画である久慈港港湾計画の変更に取り組んでいきます。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
（久慈市） 2．久慈港の整備推進について （3） 岸壁の水深確保、防舷材の更新等港湾機能の維持管理を適切に行うこと	適切な水深を確保するため、必要な測量及び浚渫を実施します。 また、防舷材等の港湾施設については、計画的な点検・補修・修繕を引き続き行い、適切な維持管理に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 港湾快適環境推進事業費　53,000千円	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（久慈市） 2. 久慈港の整備推進について （4） 土場舗装、耐震強化岸壁、県営上屋、照明設備等の利用者ニーズに応じた新たな港湾施設・設備を整備すること。	野積場の舗装については、荷主等に対して利用状況や今後の取扱量の見通しについて聞き取りを行っているところであり、これに基づき舗装が必要な面積等を検討していきます。（B） 耐震強化岸壁の整備については、今後、施工方法や概略事業費を整理した上で、公共事業予算の推移や事業の優先度を勘案しながら事業化の時期について検討していきます。 また、令和8年度政府予算要望において、既存岸壁の耐震化に関する補助事業についての制度拡充を要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。（B） 県営上屋、照明設備の整備については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。（C）	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
（久慈市） 2. 久慈港の整備推進について （5） 港湾施設利用料の低減や利用奨励制度の創設など、貨物取扱量の増加に向けた対策を講じること。	久慈港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少したものの、珪石の取扱量増加やヤシ殻の取扱等により回復し、現在は大震災津波前を上回る水準となっています。 今後も、県、市及び港湾関係者と連携してポートセールスを展開し、取扱貨物の掘り起こしに取り組んでいきます。 また、港湾施設使用料については、状況に応じて減免措置を実施しているところです。 なお、利用奨励制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市町との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
（久慈市） 2. 久慈港の整備推進について （6） 湾口防波堤の完成後の静穏海域を活用した水産業及び観光開発等の産業の創出に対する支援を行うこと。	湾口防波堤の完成により、津波の被害から人命や財産が守られるだけではなく、後背地への企業誘致を通じた港湾利用の促進や雇用の創出、静穏域を活用した水産業や観光産業の振興が期待されるところです。 水産業では、湾内において令和3年度から漁協によるギンザケ養殖事業が実施されてきたことに加え、令和5年度からは新たにトラウトサーモンの養殖が開始されるなど、生産規模が拡大しており、魚市場での水揚の増大が図られています。 観光面においても、水産関係団体等と自治体が広域的に連携しながら新たに海業などに取り組んでいるところです。 今後も、湾口防波堤の完成を見据えて、久慈市と意見交換しながら、更なる活性化が図られるよう取り組んでいきます。	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（久慈市） 3．久慈市沖における洋上風力発電の実現に向けた支援について （1） 国への情報提供など積極的な取り組みを推進すること。	県ではこれまで、久慈市沖の海域が「海洋再生可能エネルギー発電整備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」による促進区域の指定が受けられるよう、国へ情報提供を行っているほか、利害関係者との調整に当たっての課題解決に向けて、資源エネルギー庁、国土交通省及び水産庁との定期的な協議に加え、有識者や業界団体を訪問し助言を得るなど精力的に取り組んできたところであり、今後も継続して国に働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算】 海洋エネルギー関連産業創出推進事業費　3,313千円	ふるさと振興部	科学・情報政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
（久慈市） 3．久慈市沖における洋上風力発電の実現に向けた支援について （2） 関係漁業団体における理解醸成のための取り組みを行うこと。	県では、これまで久慈市との密接な連携の下、漁業団体との協議を重ね、事業計画に関する丁寧な説明や漁業への支障を回避・低減するための取組に関する事例の情報共有を通じて、信頼関係の構築に努めてきたところです。 こうした取組の成果として、利害関係者の特定が終了し、一部の団体からは、洋上風力発電と漁業との共存について前向きに検討する意向が示されるなど理解醸成が進んでいるところです。 県としては、引き続き、庁内関係部局等で構成する「海洋再生可能エネルギーの導入推進に係る検討チーム」において、関係省庁にも参画いただきながら、久慈市沖における洋上風力発電の導入推進に向けた施策を検討していくとともに、全ての利害関係者から洋上風力発電に対する理解が得られるよう取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算】 海洋エネルギー関連産業創出推進事業費　3,313千円	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
（久慈市） 3．久慈市沖における洋上風力発電の実現に向けた支援について （3） 促進区域指定及び地域における新産業誘発のため、再エネ海域利用法第8条第1項第3号の規定を満たす港湾整備を早期に行うこと。	久慈市沖については、令和4年9月「準備区域」に位置付けられており、発電事業の運用開始に向けては、今後「有望区域」の選定を経て、「促進区域」の指定が必要となるものと認識しています。 基地港湾は、洋上風力発電設備の建設・維持管理に必要な港湾を国が指定するものですが、指定には、「有望区域」に選定された後、港湾管理者による港湾計画の変更が必要となります。 港湾計画の変更に当たっては、港湾の将来ビジョンの策定や発電設備の組立・保管に係る港湾の利用見込み等を把握する必要があることから、令和7年7月に久慈港長期構想を策定したところであり、引き続き、再エネ海域利用法に基づく手続きの進捗状況を注視しながら、久慈市沖洋上風力発電に関心のある事業者からの情報収集も行っていきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの
（久慈市） 3．久慈市沖における洋上風力発電の実現に向けた支援について （4） 洋上風力発電設備と電線路との電気的な接続が適切に確保されるよう、国・関係機関への積極的な働きかけを行うこと。	洋上風力発電を含む本県の豊富なポテンシャルを活かし、再生可能エネルギー由来の電力を最大限導入するためには、電力系統への連系可能量を拡大することが必要であることから、県では、広域的運営推進機関に対して監督命令権限を有する国に対し、蓄電池導入などによる系統安定化対策を含めた送配電網の充実・強化に向けた施策を展開するよう要望しています。	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（久慈市） 4．久慈病院の医療体制の充実・強化について （1） 医師の増員及び偏在の是正、効果的な医師確保対策を講じること。	県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和3年度以降に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところであり、令和7年度に配置した186人の養成医師のうち、10人を久慈病院に配置し、全体では令和7年5月1日時点で29人の常勤医の体制となっています。 診療科偏在の取組については、県ではこれまで、地域医療提供体制を維持していくため、医師不足が顕著な産婦人科、小児科、放射線科及び病理診断科を選択した奨学金養成医師に対して、中小病院での勤務を免除し、専門領域での診療に専念できるよう配置特例を設けて、診療科を選択するインセンティブを付与してきたところです。また、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科を指定する地域枠を設置してきたところです。 令和8年度からは、県内の救急医療を支える救急科や、二次医療圏の手術体制を支える麻酔科を選択した奨学金養成医師についても、産婦人科等と同様の配置特例を設けることとしています。 引き続き、関係大学等を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	医師の増員については、これまでも関係大学に対して医師の派遣を要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、地域に必要な医療提供体制を確保できるように関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。 引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、現在、奨学金養成医師の沿岸・県北地域における2年間の勤務を必須化しているところであり、奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（久慈市） 4．久慈病院の医療体制の充実・強化について （2） ハイリスク分娩、脳卒中救急患者についても久慈病院で対応できるよう、周産期医療体制及び救急患者受け入れ態勢の充実強化策を講じること。	周産期医療体制については、県では、限られた医療資源の下で、安心・安全な周産期医療を提供するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しているほか、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。 また、地域において安心・安全な出産ができる環境を確保していくため、モバイル型妊婦胎児監視モニターを活用した救急搬送体制の強化や、妊産婦の通院等を支援する事業の拡充などに取り組んでいるところです。 今後も、妊産婦の受療動向や医療資源の動向などを踏まえ、質の高い安全な周産期医療を適切に提供していくための医療提供体制の充実に努めていきます。 脳卒中救急患者については、限られた医療資源の下で医療が提供されていることから、他自治体の事例なども参考とし、患者の医療情報を関係機関で共有しながら、引き続き、県内の消防機関、医療機関と連携し、脳血管疾患に対応した救急医療体制の充実に努めていきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	脳血管疾患等の救急医療については、複数人の医師の配置が求められているところですが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足し、医師の派遣が厳しい状況にあることから、派遣元の大学をはじめ、関係する消防、医療機関とも協議の上、近隣の医療圏の医療機関に迅速かつ円滑に搬送し、専門的な検査・治療が受けられる体制を確保しているところです。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（久慈市） 4．久慈病院の医療体制の充実・強化について （3） 看護師の労働条件などの待遇改善のほか、養成及び確保対策を講じること。	看護師の労働条件などの待遇改善については、これまで、夜勤専従制度を始めとする多様な勤務形態の導入等によるワークライフバランスの向上や、看護師業務の他職種への移管や業務の共同化（タスクシフティング、タスクシェアリング）などによる業務負担軽減、24時間保育・病後児保育に対応した院内保育所の設置など、働きやすい職場環境づくりに取り組んできたところです。 看護師の採用に当たっては、受験資格年齢の上限引上げや通常試験日程の前倒しなど、志願者が受験しやすいよう見直しを行ったほか、久慈病院を含む沿岸地域については、受験資格を緩和した沿岸枠採用を設け、これまで95人（うち久慈病院へ22人）を配置してきたところです。	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（久慈市） 5．地域特性を活かした観光振興について （1）「三陸復興国立公園」、「みちのく潮風トレイル」及び「三陸ジオパーク」への誘客拡大に向けた態勢整備等の取り組みを進めること。	「三陸復興国立公園」等の地域資源を活用した観光振興は、三陸沿岸地域の経済の活性化と交流人口の拡大につながるものと認識しており、いわて県民計画において、これらを活用した復興ツーリズムなどの促進を図ることとしています。 みちのく潮風トレイルは、海外のメディアで取り上げられるなど、国内外から注目が高まっていることから、みちのく潮風トレイルを含めた三陸地域の誘客を拡大していくため、トレイルの魅力発信や受入態勢の強化に取り組んでいるところです。 令和7年度は、トレイルに関係する観光事業者等を対象として、コンテンツ情報や受入れにおける課題の共有を目的としたワークショップの開催や、観光情報やトレイル周辺のコンテンツ情報を含めた、県内のトレイルマップやガイドブックの作成など、受入態勢の強化を図りました。 また、東北観光推進機構と連携し、みちのく潮風トレイルを活用した高付加価値なトレッキング商品の造成などに取り組んでおり、引き続き、久慈市をはじめ、関係機関団体等と連携、協働しながら、三陸地域への誘客拡大に向けた受入態勢の強化に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 みちのく潮風トレイル受入態勢強化事業　10,233千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
（久慈市） 5．地域特性を活かした観光振興について （2）「あまちゃん」のロケ地を生かした広域観光の推進にかかる財政措置を含む支援、情報発信に対する協力の継続。	県では、これまでも、関係団体や関係自治体と連携しながら広域観光を推進することが重要であると認識し、あまちゃん効果を最大限波及させるため、ロケツーリズムに取り組んでいる「北三陸あまちゃん観光推進協議会」の一員として負担金を拠出し、北三陸の豊富な観光資源等を情報発信や観光産業の振興と地域の活性化に取り組んできたところです。 また、令和7年9月から11月までの3か月間、JR東日本や市町村、観光　関係団体等と連携して秋季観光キャンペーンを展開し、「日常から離れて自然・文化・絶景・食を楽しみたい」若い世代をメインターゲットとするほか、これまで本県への来訪が多い中高年世代にも訴求できるよう地域に根ざした伝統ある秋祭りや、広大で豊かな岩手の自然を取り入れた体験、岩手で育まれた自然い恵みや歴史から生まれた「食・酒」などについて国内外に向けて発信しました。 今後も、久慈市と連携し、「あまちゃん」ロケ地などの、特色ある観光資源を生かした広域観光の推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて観光キャンペーン推進協議会事業費　25,909千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
（久慈市） 5．地域特性を活かした観光振興について （3） 当地域の新たな地域資源である化石・恐竜を活用した事業実施への支援の継続、県立の博物館整備に向けた検討を行うこと。	県立博物館は、岩手の自然史、あるいは文化史に関する資料など多様な情報を収集保管しながら、調査研究を進め、その成果を広く公開する専門機関としての役割を担っています。 令和5年度は、特別展として「ポケモン化石博物館」を開催し、この中で、久慈市で発見された恐竜の歯の化石についても展示・紹介したところ多くの皆様に来館いただきました。 また、令和6年4月に自然史展示室の展示内容をリニューアルし、久慈市をはじめ、三陸地域から発見された化石の展示を充実させています。 県教育委員会としては、今後も現在の県立博物館の多様な機能を最大限に生かしながら、久慈地域の化石・恐竜を含めた地域の特色を発信できるような展示の更なる充実や企画展等の開催、研究・交流といった連携等を通して、より多くの県民に関心を持って学んでいただく機会づくりに取り組むなど、地域資源の価値と魅力の発信に貢献していきたいと考えています。	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（久慈市） 6．道路交通ネットワークの整備促進について （1） 主要幹線道路等の改良整備 ① 国道281号を改良整備すること。 1）（仮称）久慈内陸道路の高規格道路への指定	令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で（仮称）久慈内陸道路を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。 また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧に意見交換しながら、検討を優先する葛巻町内の区間について、より詳細な地形図などを用いて、ルート検討の精度を上げていくなど、調査の熟度を高めていきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（久慈市） 6．道路交通ネットワークの整備促進について （1） 主要幹線道路等の改良整備 ① 国道281号を改良整備すること。 2） 平庭峠、案内～戸呂町口間の抜本的改良整備	平庭峠については、これまでルート検討や環境調査等を行ってきた経緯がありますが、長大トンネルを含む大規模な事業となることが見込まれることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） 案内～戸呂町口間については、令和2年度に「案内～戸呂町口工区」として事業化し、令和7年度は道路改良工事を進めるとともに、トンネル築造工事に着手しました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（久慈市） 6．道路交通ネットワークの整備促進について （1） 主要幹線道路等の改良整備 ① 国道281号を改良整備すること。 3） 大川目地区(森、生出町）、川貫地区の歩道整備	大川目地区（森、生出町（おいでまち））、川貫（かわぬき）地区の歩道整備歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況です。 生出町地区については、令和7年度は用地測量を進めているところであり、早期整備に向けて取り組んでいきます。（A） その他の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 防災安全事業 31,000千円	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（久慈市） 6．道路交通ネットワークの整備促進について （1） 主要幹線道路等の改良整備 ① 国道281号を改良整備すること。 4） 津波浸水想定区域を回避し、国道45号へ接続するバイパス整備	国道45号へ接続する一般国道281号の久慈市街地のバイパスについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（久慈市） 6．道路交通ネットワークの整備促進について （1） 主要幹線道路等の改良整備 ① 国道281号を改良整備すること。 5） 荒町地区の電線地中化の確実な進捗	荒町地区の電線地中化については、令和7年度から工事に着手したところであり、早期整備に向けて取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 防災安全事業 110,000千円	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
（久慈市） 6．道路交通ネットワークの整備促進について （1） 主要幹線道路等の改良整備 ② 主要地方道久慈岩泉線を改良整備すること。 1） 久慈岩泉線の国道281号との接続箇所の抜本的改良を行うこと。（田高地区から国道281号と市道広美町海岸線の交点へのルート変更整備）	路線の変更を伴う整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（久慈市） 6．道路交通ネットワークの整備促進について （1） 主要幹線道路等の改良整備 ② 主要地方道久慈岩泉線を改良整備すること。 2） 車道及び歩道の幅員狭小箇所の拡幅整備	要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課 道路環境課	C 当面は実現できないもの
（遠野市） 1．土砂災害及び洪水対策の推進について （1） 砂防関係施設等の整備について 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表を踏まえ、砂防関係施設等の整備など、必要な対策を講じること。	県では、土砂災害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト施策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。 砂防関係施設等の整備については、令和5年度から熊ノ洞(4)に事業着手しており、引き続き、早期整備に向け、測量設計等を進めていきます。 また、未着手箇所については、被災履歴や避難所、防災拠点などの保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図るなど県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 砂防事業費 955,242千円等	県土整備部	砂防災害課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（遠野市） 1．土砂災害及び洪水対策の推進について （2） 猿ヶ石川の浸水被害発生地域に係る対策について 綾織町新里32地割内にある猿ヶ石川左岸の堤防は、市の清養園クリーンセンターし尿処理施設付近で途切れており、平成28年の台風10号をはじめ過去に重大な浸水被害が発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしたことを踏まえ、新たに築堤するなど必要な対策を早急に講じること。	猿ヶ石川については、現在、遠野市附馬牛町の安居台橋上流区間において、おおむね10年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水を安全に流下させることを目標とし河川改修事業を推進しているところです。 御要望の区間の河川改修については、安居台橋上流区間の進捗及び緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。 なお、当該区間において流水の流下阻害となっていた支障木について、令和元年度に伐採を実施したところです。 引き続き、河道内の土砂堆積や立木の状況等を河川巡視により定期的に監視し、必要に応じて対策を実施するなど、河川の適切な維持管理に努めていきます。	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの
（遠野市） 2．サービス管理責任者の研修受講要件の緩和について 障害者総合支援法及び児童福祉法は、障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の配置を義務付けている。サービス管理責任者は全国的に不足しており、障害福祉サービスを維持、運営するうえで深刻な課題となっている。 市内の事業者等は、サービス管理責任者の確保ができず、事業継続が困難になるケースや新規参入者が事業開始を先延ばしせざるを得ないケースが発生しており、現状は改善していない。小規模な事業者等では、職員が少ない中、サービス管理責任者の候補者を育てることも難しく、障害福祉サービスが維持困難な状況に追い込まれている。 ついては、事業者等が安定的に事業運営し、障がい者が地域において豊かで自立した暮らしを送ることができる共生社会が実現されるよう、次のとおり特段の措置を講ずるよう要望する。 （1） サービス管理責任者の研修受講要件の緩和について サービス管理責任者になるための研修受講に必要な実務経験期間等の要件の緩和を図るよう県は国に働きかけること。	障害者総合支援法及び児童福祉法により障害福祉サービス事業者等が適切かつ安定的に事業を運営していくためには、サービス管理責任者等の確保が必要だと認識しています。 県では、岩手県障がい福祉計画に基づき、サービス管理責任者等の各研修における修了者について、毎年度150人を目標とし、障害福祉サービスの質を向上させるため、必要な知識、技能を有する人材の養成に取り組んでいます。 引き続き、多くの方が研修を受講できるよう、実施時期や研修会場等に配慮しながら取り組むほか、今後、本県におけるサービス管理責任者等の需給状況の調査・分析等、県障がい者自立支援協議会（地域移行・相談支援部会）等の関係機関と連携を図りながら対応策を検討し、必要に応じて国への要望に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 障がい者自立支援事業費　10,001千円（当該事業の予算額）	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
（遠野市） 3．獣医師の確保について （1） 獣医師の確保について 畜産農家が安心して生産活動に取組むことができるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 ① 岩手県農業共済組合家畜診療所の存続について 県は、岩手県農業共済組合の家畜診療所で獣医師を雇用することは、獣医師の確保対策として有効な手段であり、獣医師の研修フィールドとしても適当であることから、家畜診療所の獣医師の雇用を継続するよう同共済組合に対し働きかけること。	本県の家畜診療体制を確保していく上で、県農業共済組合の家畜診療所が担っている役割は大きいことから、県では、同組合に対し、経費の削減だけでなく、収益の確保等も検討しながら、獣医療の提供について、関係機関と連携して対応していくよう指導助言しています。 また、県農業共済組合においては、家畜診療所の適正な運営を図るため、県や学識経験者で構成する「岩手県農業共済組合家畜診療所運営委員会」を設置しており、県としては、同委員会等を通じて、引き続き、組合の家畜診療体制の確保について働きかけていきます。	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（遠野市） 3．獣医師の確保について （1） 獣医師の確保について 畜産農家が安心して生産活動に取組むことができるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 ② 獣医師確保対策に係る協議会の設立について 県は、岩手県農業共済組合の家畜診療を支える組織として、市町村、JA等の関係機関が連携して獣医師確保対策に取り組む協議会を立ち上げること。	県は、令和6年度から、今後の獣医療提供体制の在り方について、県獣医師会や県農業共済組合を含む関係団体、市町村等と意見交換を行っており、広域的な人材の活用や遠隔診療を活用した診療の効率化などを検討しています。 引き続き、県農業共済組合の経営の安定と本県の獣医療提供体制に向け、市町村や関係機関・団体の意見を聞きながら対応していきます。	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
（遠野市） 4．ニホンジカ等獣類の被害対策について （1） 鳥獣被害防止総合対策交付金の確保について 鳥獣被害対策に必要な鳥獣被害防止総合対策交付金が十分に配分されていないことから、県は必要な予算を確実に確保すること。	県では、野生鳥獣による農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動への支援を行っています。 また、県では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、令和7年6月、国に対して、有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を措置するよう要望しているところであり、今後も様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費　486,675千円 鳥獣被害防止総合対策事業費（有害鳥獣捕獲等強化支援事業費） 23,994千円 鳥獣被害防止総合対策事業費（スマート捕獲等普及加速化事業費補助） 12,000千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（遠野市） 4．ニホンジカ等獣類の被害対策について （2） ニホンジカ等獣類の個体処理の対策強化について 国及び県が掲げる個体数の減少に向け捕獲活動を展開しているが、ニホンジカやイノシシ等獣類の捕獲後の個体処理が捕獲従事者の負担となっていることから、捕獲個体の処理を市町村に一任せず、県内共通の課題として、岩手県が主体となり対策強化を図ること。	有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理については、捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設等での焼却が行われており、現状ではこれらの手法が最も適切な方法と考えています。 一般廃棄物としての処理は市町村が行うこととされており、また、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業において、市町村等による焼却施設や食肉利用等施設の整備が可能ですので、県では市町村等が行う施設の整備に対して、補助事業等の活用などの支援を行っていきます。	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	捕獲した個体の処理については、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、焼却処理施設及び減容化施設の整備に係る経費への定率（1/2）支援、焼却及び減容化処理を民間業者に委託する場合の経費に係る定額支援、ジビエを地域資源として活用する場合の支援メニュー（ソフト：定額、ハード：1/2）が措置されており、県では、市町村等が行う施設の整備に対して、交付金の活用支援などを行っていきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（遠野市） 4．ニホンジカ等獣類の被害対策について （3） 河川敷における獣害対策の強化について ツキノワグマ等は、河川沿いを移動経路とすることから、治水のみならず、出没や被害が多い地域の河川敷に生い茂っている雑木を除去し見通しを良くするなど、獣類が寄り付きにくい環境を整備すること。特に、市街地及び住宅地、学校等公共施設に隣接する一級河川においては、人的被害のリスクが高いことから対策を強化すること。	クマの侵入経路となっている河川敷の刈り払いや立木の伐採を行うことにより、見通しが確保され、クマの市街地等への侵入防止対策として効果があるとされています。 県では、国の経済対策補正予算を受けて、「岩手県指定管理鳥獣対策事業補助金」の交付要綱を改正し、クマの出没防止対策として、市町村が河川敷の刈り払いを行う場合の経費についても補助対象に追加したところです。 なお、国の経済対策を受けて、国の指定管理鳥獣対策事業交付金を活用して、県管理河川の河川敷の樹木伐採に要する経費について、経済対策補正予算により措置し、順次実施していくこととしています。	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	管内の一級河川における河川公園やサイクリングロードなど河川敷の草刈りについては、遠野市の協力をいただきながら取組んでいるところです。 また、河道内の支障木については、これまで、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などの予算を活用し、猿ヶ石川や長野川など10河川13か所で河道掘削と合わせて伐採を進めてきたところです。 今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 基幹河川改修事業費　2,329,310千円	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（遠野市） 5．スポーツツーリズム推進施策の強化について スポーツツーリズムの推進による経済的・教育的効果は当市のみならず広域的に波及することが見込まれることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 （1） スポーツツーリズム推進施策の強化について Jリーグ秋春制を見据えたスポーツ合宿の誘致においては、関係市町村の連携の下で効果的な誘致活動を展開することが必要不可欠であることから、県は平成29年に設置したいわてスポーツコミッションの機能強化を図り、連絡会議の設置や誘致活動の企画及びコーディネートなど、関係市町村と連携した誘致活動に積極的に取り組むこと。	県では、スポーツツーリズム等を官民連携により推進し、交流人口の拡大により地域活性化を図ることを目的として、平成29年10月に「いわてスポーツコミッション」を設立し、スポーツ大会・イベント等の誘致や、県内スポーツ施設等の情報発信のほか、東京都内での「いわて合宿相談会」の開催、「いわて合宿相談窓口」の設置等により、市町村が行う合宿誘致の支援活動を行っているところです。 Jリーグの秋春制への移行に当たっては、いわてスポーツコミッションによる取組の充実・機能強化を図りながら、市町村と連携したスポーツ合宿の誘致活動に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域活性化スポーツ推進事業費　16,972千円	文化スポーツ部	スポーツ振興課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 1．国際リニアコライダー（ILC）の実現について ILCの東北での早期実現に向けて、次の事項について国に働きかけるよう要望します。 ① ILCの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、関係省庁横断による連携を強化すること	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。 先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。 今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費　92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一関市） 1．国際リニアコライダー（ILC）の実現について ILCの東北での早期実現に向けて、次の事項について国に働きかけるよう要望します。 ② 政府が主導し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に関する国際調整を進めること	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。 先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。 今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費 92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 2．国道4号の4車線化について 産業振興、観光振興をより一層推進するため、次の事項について国に対し働きかけられますよう要望します。 ① 大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 2．国道4号の4車線化について 産業振興、観光振興をより一層推進するため、次の事項について国に対し働きかけられますよう要望します。 ② 高梨交差点から修紅短期大学付近までの交通事故対策事業の早期完成	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、高梨交差点から修紅短期大学付近までの区間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 3．国道343号新笹ノ田トンネルの整備について 内陸と重点港湾である釜石港、大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、内陸と沿岸の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線でありますが、陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や急しゅんな山地を越えなければならない地理的条件から、交通の難所となっております。 ついては、国道343 号新笹ノ田トンネルの整備を早期に事業化されるよう要望します。	一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもあります。 国道343号で最大のあい路となっている笹ノ田峠については、複雑な地質状況であることを把握したことから、新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設置し、これまでに4回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一関市） 4．一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防（JR磐井川橋梁）の早期完成について 流域治水の実践及び更なる推進に必要とされる河川堤防の整備に合わせた水災害対策に早急に取り組むよう、次の事項について国に働きかけることを要望します。 ① 第1次国土強靱化実施中期計画による取組を着実に推進するため、治水関係予算を継続的かつ安定的に確保するとともに、高さが不足している鉄道橋梁について、河川堤防の整備と合わせた架け替え事業を速やかに推進すること	公共事業予算については、令和7年6月4日の令和8年度政府予算提言・要望において、安定的・持続的な確保と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、「国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、必要な予算・財源を別枠で確保するよう国に要望したところであり、今後も国に働きかけていきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 4．一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防（JR磐井川橋梁）の早期完成について 流域治水の実践及び更なる推進に必要とされる河川堤防の整備に合わせた水災害対策に早急に取り組むよう、次の事項について国に働きかけることを要望します。 ② 国土強靱化基本計画に掲げる鉄道橋梁の豪雨対策の推進のため、鉄道橋梁の架け替えを含めた必要な対策や事業費を負担する新たな枠組みの創設などについて、河川管理者・鉄道事業者等関係者の連携・協力のもと速やかに推進すること	河川改修に伴い鉄道橋梁の架け替えの必要が生じた場合は、それぞれが負担すべき内容について、あらかじめ鉄道事業者と協議を行い、負担額を決定するものと認識しています。 それぞれの管理者が負担する費用の確保等について、機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 4．一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防（JR磐井川橋梁）の早期完成について 流域治水の実践及び更なる推進に必要とされる河川堤防の整備に合わせた水災害対策に早急に取り組むよう、次の事項について国に働きかけることを要望します。 ③ 一関市内においても、JR東北本線磐井川橋梁が、堤防整備が進む一関遊水地事業計画の磐井川堤防区間において、唯一、堤防よりも高さが低いまま残されていることから、同橋梁の早期架け替えに着手すること	JR東北本線磐井川橋梁については、国から、「磐井川自体の流量に対しては十分な安全度を確保しているが、北上川の背水の影響については、おおむねの安全度を確保しているものの、径間長、桁下高等が河川管理施設等構造令を満足していない橋梁と認識しており、JR磐井川橋梁に関する治水対策について、鉄道事業者と設計協議を実施し、検討しているところです。また、近々の洪水時の危機管理について、一関市、鉄道事業者と水防活動の体制及び水防工法を検討しています。引き続き、鉄道事業者や関係機関と連携・調整を図りながら協議、検討を進めていく」と聞いています。 直轄管理区間の河川整備については県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 5．土砂災害の防止に向けた対策について 土砂災害の防止に向けた対策を行い、住民の生命及び財産を守り、安全・安心な生活を維持するため、次の事項について要望します。 ① 県が指定する急傾斜地崩壊危険区域は、土砂等の崩落による直接的な被害が想定される箇所となっておりますが、指定要件基準の適用を拡大し、現に石垣など人工物や河川などを介し周辺家屋等に被害が発生している箇所や一部が崩落し危険な状態にある急傾斜地法面などについても指定を行い、速やかにハード対策を行うこと	県内には急傾斜地の崩壊の危険性がある箇所が6,796か所と多数有ることから、ハード対策は、防災拠点や要配慮者利用施設など保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図りながら整備を進めており、現時点での事業採択要件の拡大は難しいところです。 一関市内においては急傾斜地崩壊対策事業として、釣山などの整備を推進しており、引き続き、緊急性や重要性を踏まえながら、整備を進めていきます。	県土整備部	砂防災害課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一関市） 5. 土砂災害の防止に向けた対策について 　土砂災害の防止に向けた対策を行い、住民の生命及び財産を守り、安全・安心な生活を維持するため、次の事項について要望します。 　②　令和4年及び令和5年に公表した新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査について、業務の細分化などにより地元業者が業務を受注できる入札方法へ見直し、指定の可否判断の迅速化を図ること	一関市内3,188か所の新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」については、令和5年度から基礎調査業務を進めており、令和6年度末時点で約3割にあたる945か所の調査が完了しました。 　また、基礎調査業務の入札方法については、業務の特性上細分化は難しいと考えていますが、高度な技術力を有する県外業者と地域に精通している県内業者による「設計共同体」の参加が可能な入札方式を採用しており、一関市内の業務においては約9割で県内業者が参入しています。 　引き続き、県内業者にも基礎調査業務に参加いただきながら迅速な区域指定に向けて取り組みます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　土砂災害対策基礎調査費　900千円等	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置
（一関市） 5. 土砂災害の防止に向けた対策について 　土砂災害の防止に向けた対策を行い、住民の生命及び財産を守り、安全・安心な生活を維持するため、次の事項について要望します。 　③　土砂災害警戒区域等の指定がなされた区域においては、市町村において、指定後速やかに、ハザードマップの作成など住民の円滑な警戒避難を確保するためのソフト対策を講じることとなるが、指定箇所数が多く、また、防災・安全交付金の交付対象ではあるものの交付率が5割となっており、対象外となる業務もあることから、県において新たな財政支援制度を創設すること	ハザードマップの作成などのソフト施策の推進に必要な支援については、他市町村の状況も踏まえ、必要性等を総合的に判断していきます。	県土整備部	砂防災害課	C 当面は実現できないもの
（一関市） 6. 県立病院医療体制の充実について 　県立病院医療体制の充実のため、次の事項について要望します。 　①　医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう、体制を充実させること。	両磐地域の県立病院については、急性期から回復期まで地域で求められている医療体制の確保に努めており、今年度は、千厩病院に2人の医師を増員するなど継続的に医師確保を図っているところです。経営計画においては、高度急性期機能の充実を図るため、新たに、磐井病院にHCUの整備を掲げ、整備に向けた工事に着手したところであり、引き続き、県立病院の医療提供体制強化に努めていきます。	医療局	医師支援推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

<table>
<tr><th>意見提言内容</th><th>取組状況</th><th>部局名</th><th>回答課名</th><th>反映区分</th></tr>
<tr>
<td>（一関市）
6. 県立病院医療体制の充実について
県立病院医療体制の充実のため、次の事項について要望します。
② 常勤医師等の配置・増員

<table>
<tr><th>病院名</th><th>常勤医師の配置が必要な診療科</th><th>常勤医師等の増員が必要な診療科</th></tr>
<tr><td>磐井病院</td><td>総合診療科医</td><td>救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、小児科医、緩和医療科医、助産師</td></tr>
<tr><td>千厩病院</td><td>整形外科医、脳神経内科医</td><td>内科医（現状の医師数の維持）</td></tr>
<tr><td>大東病院</td><td>脳神経内科医、整形外科医</td><td>内科医</td></tr>
<tr><td>南光病院</td><td>児童青年精神科医</td><td>精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医、児童思春期を担当する常勤専門医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士）</td></tr>
</table>
</td>
<td>各病院で必要とされる診療科については、関係大学に対して常勤医師の配置及び増員を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。
このため、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望し、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。
県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。（B）
医師以外の職員の配置については、今年度も必要な体制を確保しているところであり、引き続き、患者の動向や圏域内の医療機関の役割と連携の状況等を踏まえながら、体制整備に努めていきます。（A）</td>
<td>医療局</td>
<td>職員課

医師支援推進室</td>
<td>A
提言の趣旨に沿って措置

B
実現に努力しているもの</td>
</tr>
<tr>
<td>（一関市）
7. 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定の改定について
当市には、高等学校や高等教育機関が多く所在している環境から、学生が多く集まり、様々な分野で活躍する人材の育成につながってきた現状がありますが、急激な少子化は、高等学校の生徒数の減少にも影響を及ぼしております。
このような中、当市では、生徒の下宿費用の助成や学生寮の整備に係る補助を行い、当市に所在する高等学校で学びたいという意欲のある生徒の確保と負担軽減に努めるとともに、多くの学生が集まり日常的な研鑽が行われる魅力ある高等学校の維持に取り組んでおります。
一方、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定においては、合併前の市町村を単位とし、現在の市町村とずれが生じていることで、生活圏を同じくする宮城県の生徒の進路選択の妨げとなっており、岩手県で活躍できる人材の確保につながっていない現状にあります。
ついては、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定について、現在の合併前旧市町村を単位とするものから現行の市町村を単位とするものに、範囲を拡大し改定するよう要望します。</td>
<td>「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」は、岩手県教育委員会と宮城県教育委員会が県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高校への入学志願の取扱いについて締結したもので、県境に居住する生徒が自分の居住している県の高校よりも、隣接県の高校の方が通学にも、学習にもふさわしいと判断し受検する場合、当該生徒が公共の交通機関を利用して無理なく通学することが可能であることを前提として、出願する高校に学区内として受検を認めています。
なお、通学困難な受検生については、県外募集での対応も考えられるところです。
要望については、令和6年度、宮城県教育委員会にお伝えし、本協定の取扱いについて意見交換を行いました。その際、本協定は「生徒が公共の交通機関を利用して無理なく通学することが可能であること」が前提であることを確認するとともに、宮城県教育委員会としては宮城県内の市町村から同様の要望が提出された場合には、本協定の改定を検討すること、を伺ったところです。
引き続き、宮城県教育委員会と情報共有・意見交換を行っていきます。</td>
<td>教育委員会事務局</td>
<td>学校教育室</td>
<td>B
実現に努力しているもの</td>
</tr>
</table>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一関市） 8．児童発達支援センターの財政支援について 児童発達支援センターの設置については、国において、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することが基本と示されており、県においても、第3期岩手県障がい児福祉計画の中で同様の整備方針を定められ、県内においては、令和7年4月1日現在で、9圏域中3圏域において設置されている状況となっております。 当市においても、児童発達支援センターの早期設置を目指し、県からの助言等を受けながら、設置に向け関係機関との調整を進めております。 児童発達支援センターの設置及び運営に係る費用については、国の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金により、国と市町村において2分の1を負担するとされておりますが、都道府県においても4分の1以内の額を補助することができると定められているところであります。 ついては、児童発達支援センターの設置を進め、障がい児が質の高い支援を受けることのできる環境を整備するため、児童発達支援センター事業費に対する財政支援の実施について要望します。	地域の障がい児支援体制の整備について、国の基本指針において、都道府県は広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要であるとされています。 また、岩手県障がい者プランにおいて、県は「児童発達支援センターが地域における中核的役割を担う施設として、多様な障がいや家庭環境に困難を抱えた子ども等に対する適切な発達支援の提供、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図れるよう、引き続き市町村等に対する設置の働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行う」こととしています。 県では、障がい児療育における中核施設として県立療育センターを設置し、各診療科での診療の提供や心理士による発達のアセスメント、医療型障がい児入所施設への入所及び児童発達支援センターや児童発達支援事業所への通所による療育、発達障がい者支援センターによる相談対応等に取り組んでいます。 市町村における児童発達支援センターの早期設置に向けた支援については、児童発達支援センターの新設等を行う社会福祉法人等に対して国と協調して施設整備の補助を行っています。 また、県内外の先進事例の情報提供等を行うための市町村担当者会議の開催、個別圏域訪問による助言、人材養成研修などを実施してきたところであり、今後の県の支援については、要望等を踏まえながら引き続き検討していきます。	保健福祉部	障がい保健福祉課	C 当面は実現できないもの
（一関市） 9．持続可能な農林業への支援について （1） 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)の実現に向けた支援について 担い手である農業者が支援を十分に活用し農地の維持を図れるよう、農業者が主体的に利用できる支援への見直しと計画変更における軽微な変更の取扱い範囲の拡大について、国に働きかけるよう要望します。	地域計画は、今後、目標地図に位置付けられた担い手への農用地の集積・集約化とともに、将来の受け手が位置付けられていない農地の解消など、地域計画の実現に向けた取組や継続的なブラッシュアップが必要です。 県では、地域計画の実現に向け、各地域にモデル地区を設置するなど、重点的な取組を進めているところです。 また、令和7年6月に国に対し、地域が主体的に行う取組に対する支援など地域計画の実現に向けた各施策を充実・強化するよう要望したところです。 計画変更における軽微な変更の取扱い範囲の拡大については、県内市町村の状況や他都道府県の動向を注視しながら、必要に応じ国に働きかけていきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 9．持続可能な農林業への支援について （2） 基盤整備事業の着実な推進と予算確保について 当市では現在、18 地区で基盤整備事業が実施されておりますが、必要予算に比して配分予算が少ないことから、事業完了が遅れ、事業費総額が増大し、地元負担も大きくなる傾向が続いております。 ついては、基盤整備事業の着実な推進と予算確保について要望します。	県では、ほ場整備事業への要望が多く寄せられている中、ほ場整備事業に予算を重点化するとともに、事業費が増嵩する中での建設コストの縮減を図りながら、地域のニーズに応じた基盤整備が早期に進むよう計画的に取り組んでいます。 また、令和8年度予算については、国が別枠で確保するとした農業構造転換集中対策と連動しながら、国の補正予算を積極的に活用し、令和7年度一般会計補正予算（第5号）と令和8年度一般会計当初予算を合わせ、対前年比112%となる244億円を見込んでいます。 今後も、必要な予算の確保に向け、国へ強く働きかけるとともに、国の農業構造転換集中対策と連動しながら県予算の確保に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 経営体育成基盤整備事業費　3,462,995千円	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一関市） 9. 持続可能な農林業への支援について （3） 日本型直接支払制度の予算確保について 令和6年度においては、本制度における交付金が満額交付されず、取組団体等の継続的な活動に支障をきたしております。 ついては、日本型直接支払制度における要望量に見合う十分な予算の確保について、国に要請するよう要望します。	「日本型直接支払制度」の国の本県への配分は、多面的機能支払は要望額の8割程度、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払はほぼ要望額どおりとなっています。 県では、令和6年度に引き続き、令和7年6月に国に対し、「日本型直接支払制度の予算措置と地方財政措置の充実」を強く要望したところであり、今後とも様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 農地維持支払交付金　1,582,505千円 資源向上支払事業費　1,990,400千円 中山間地域等直接支払事業費　2,642,883千円 環境と共生する産地づくり確立事業費　113,655千円	農林水産部	農村建設課 農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 9. 持続可能な農林業への支援について （4） 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分等について ついては、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。 ① 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の予算が不足した際に産地交付金の一部を利用する運用を改め、取組面積に応じて当初から十分な予算を確保すること	県では、産地交付金について、水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、地域振興作物の生産の取組等、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりに有効と考えており、これまでも、国に対して、産地交付金を含む経営所得安定対策等について必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き様々な機会を捉え、国に求めていきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（一関市） 9. 持続可能な農林業への支援について （4） 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分等について ついては、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。 ② 産地交付金を含む水田政策について、国では令和9年度から根本的に見直す方針を示しておりますが、地域計画の実現に向けて、地域の中心的な担い手である大規模経営体や営農を継続しようとする農業者が水田政策の見直しに伴う営農計画の見直しに適切に対応できるよう、検討の状況を随時公表するとともに、令和7年度中に見直しに係る具体的な方針を示すこと	県では、国に対し、水田政策の見直しに当たっては、地域の中心的な担い手や法人などの大規模経営体をはじめとする、中長期的な営農計画の下に農業経営を展開している経営体等意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることや、新たな制度について、具体的な見直し内容を早期に提示するとともに、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うことを要望してきたところであり、引き続き様々な機会を捉え、国に求めていきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一関市） 9. 持続可能な農林業への支援について （5）自伐型林業者の育成への支援について 当市では、林業就業者の高齢化が進んでいることから、林業の多様な担い手を創出するため、身近な地域の森林の整備を自ら行う自伐型林業者の育成に令和5年度から取り組んでおります。 この支援策と考えられる里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金については、地域活動ではなく林業として取り組む複業実践型の場合は3人以上で構成される法人でなければ採択されないなどの容易に活用できない制度となっているほか、森林整備・林業等振興整備交付金についても3人以上で組織する団体が対象かつ小型重機の購入は対象外など、自伐型林業者の育成支援には活用しにくい制度となっております。 ついては、いわての森林づくり県民税の更なる活用も視野に入れ、間伐や作業道整備、作業道開設に要する小型重機の購入に係る岩手県独自の支援制度を創設するよう要望します。	林業従事者の減少・高齢化が進む中、森林施業を受託し、森林整備や木材生産などを小規模で行う自伐型林業事業者は、森林組合や林業事業体とともに、地域の林業経営を支える担い手の一つと考えています。 県では、これまでも、自伐型林業事業者等に対し、「いわての森林づくり県民税」を活用した「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」により、「里山林の保全活動」や「作業道の作設・改修」、「チェンソーなど必要な資機材の整備」などを支援しているところです。 また、令和6年度からは、国の補助事業により、造林事業の開始及び自伐型林業等の推進に当たり必要な資機材の導入等を支援しています。 今後も、こうした事業の活用を通じて自伐型林業事業者をはじめとした多様な担い手の確保・育成に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費（里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金） 17,185千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（一関市） 10. 流域下水道に係る負担金について 関連市町の現状を踏まえた流域関連公共下水道事業となるよう、次の事項について要望します。 ① 流域下水道維持管理負担金の算定に当たっては、関連市町の経営状況を勘案し、利益剰余金の活用や県費負担の検討など、関連市町の負担軽減のための取組を行うこと	一関処理区の令和7年度の流域下水道維持管理負担金は、近年の電気料金の高騰や物価上昇による影響を踏まえ適切に積算し算定しました。利益剰余金の活用については、流域関連10市町との意見交換を行いながら、取扱いについて検討を進めています。（A） 汚水処理に係る維持管理経費については、原則受益者負担により賄われるべきであることや沿岸地域など流域下水道以外の他市町村との公平性の観点などから県費負担は適切ではないと考えます。（C） 令和8年度及び令和9年度の流域下水道維持管理負担金は、これまでの執行状況や今後の見通しを踏まえ、必要な負担金額を適切に算定しました。（A）	県土整備部	下水環境課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（一関市） 10. 流域下水道に係る負担金について 関連市町の現状を踏まえた流域関連公共下水道事業となるよう、次の事項について要望します。 ② 施設や設備の更新に当たっては、今後見込まれる処理量に見合った規模となるよう、施設の適正化を図り、事業費の低減や平準化に努めること	施設や設備の改築更新については、岩手県磐井川流域下水道ストックマネジメント計画に基づき施設の稼働状況や将来見込みを考慮し適切に実施しています。 また、令和7年度に岩手県流域下水道事業経営戦略（2025～2034）の策定を行ったことから、今後10年間の人口や汚水量の見通しなどを踏まえ、適切な施設規模としていきます。	県土整備部	下水環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一関市） 11. 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく取扱いの期限の延長について 現行の過疎法は、令和13年３月末をもって期限終了となりますが、住民が将来にわたって安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、継続して過疎対策を推進していく必要があることから、次の事項について国に対し働きかけられますよう要望します。 ① 現行の過疎法の趣旨を踏まえた新たな過疎地域の振興に関する法（以下「新過疎法」という。）を制定するとともに、新過疎法においても、合併により設置された市町村の特例を設け、現行の過疎地域を継続して指定対象とすること	現行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の期限は、令和13年３月31日とされているところですが、現行法の趣旨を踏まえた新法の制定や、現行の過疎地域の指定対象の継続については、現行法に基づく取組の成果や、現行法における課題を踏まえ、時期を捉えて国に対し要望していきます。	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
（一関市） 11. 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく取扱いの期限の延長について 現行の過疎法は、令和13年３月末をもって期限終了となりますが、住民が将来にわたって安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、継続して過疎対策を推進していく必要があることから、次の事項について国に対し働きかけられますよう要望します。 ② 新過疎法の制定後においても、当市が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持、拡充を図ること	各種支援制度の維持・拡充については、これまで過疎地域持続的発展支援交付金などを活用し支援してきたところですが、今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策が講じられるよう、新過疎法の内容等を踏まえ、必要に応じて国に要望していきます。 また、県では、これまで北海道東北地方知事会や全国過疎連盟等を通じ、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額引上げをはじめ、各種財政措置の維持・拡充等について要望しているところであり、国の令和8年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比200億円増の6,100億円が計上されたところです。 引き続き、各市町村の過疎対策債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。	ふるさと振興部	地域振興室 市町村課	B 実現に努力しているもの
（陸前高田市） 1．第３期復興・創生期間における一部の復興事業の継続について 復興施策の進捗状況を踏まえ、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 （1） 東日本大震災に関係する復旧関係予算を活用した事業者に対する補助金返還要件の緩和について 円滑な事業承継を図り、新たなチャレンジにより地域の経済活動を支えようとする取組を支援するため、財産処分制限に関し、補助金返還要件の緩和措置を講じること。	復旧に係る補助金で取得した財産の処分は、事業承継や相続、機能の維持・強化のための改修等、条件を満たせば補助金返還を求めない場合がある一方で、当初想定した用途として使用されない等、財産処分の内容によっては返還が生じてしまう場合もあります。 当該補助金の趣旨が事業用資産を失った被災事業者の復旧支援であることを踏まえれば、人口減少や物価高騰、主要魚種の不漁など、被災事業者を取り巻く状況が被災当時から大きく変化する中、経営環境の変化に応じた業態転換や新分野への挑戦など、事業継続に向けて前向きに取り組む場合には柔軟な対応も必要であると考えています。 このため、県としても事業を所管する中小企業庁をはじめとした関係省庁に対し、財産処分における柔軟な制度運用に係る要望を継続して行っているところです。 今後も関係省庁に対し、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用を求めていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（陸前高田市） 1．第3期復興・創生期間における一部の復興事業の継続について 復興施策の進捗状況を踏まえ、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 （2） 被災児童生徒の学習支援及び心のケアについて 東日本大震災からの時間の経過とともに、震災による直接的な影響だけでなく、家庭状況の変化等二次的・複合的要因から学校生活に不適応を起こしている児童生徒もおり、被災児童生徒に対しては、長期的かつきめ細かな学習支援と心のケアが必要であることから、多様化・複雑化する被災児童生徒に対する学習支援等のため、復興加配教員、指導主事、栄養教諭等の教職員加配措置を継続するとともに、スクールカウンセラーを継続配置すること。	令和7年度については、被災した地域の義務教育諸学校への教職員の加配については、学校及び市町村教育委員会の要望を踏まえて文部科学省に要望し、要望どおり加配が認められたところです。 引き続き、児童生徒の状況や学校課題等を踏まえ、国とも調整しながら、学びの場の充実に向け、対応していきます。 指導主事については、被災自治体に対する人的支援として派遣を行っていますが、第2期復興・創生期間（R3-R7）の終期を迎えること、及び令和8年度から全県的に指導主事の配置を見直すことを踏まえ、被災自治体への人的支援としての派遣は令和7年度で終了することとしています。なお、陸前高田市については、震災前の指導主事の配置状況や同規模の市との比較を踏まえた段階的な見直し計画としているところです。 栄養教諭の加配については、国へ要望していますが、要望どおりとはならず、各教育事務所から各校の状況を聞きながら、配置校を決定している状況です。今後も国への要望を継続していきます。 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータを基に生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切な配置しているところです。 今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による特別措置の継続を要望していくとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、適正な配置に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スクールカウンセラー等配置事業　313,845千円 スクールソーシャルワーカー配置事業　33,175千円	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	B 実現に努力しているもの
（陸前高田市） 1．第3期復興・創生期間における一部の復興事業の継続について 復興施策の進捗状況を踏まえ、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 （3） 災害援護資金貸付金の償還について 災害援護資金貸付金について、その返済が滞っている方が多くなってきている状況にある。 借受人等が自治体に対して償還不能となった場合には、自治体が国、県に対し償還義務を負うこととなっており、その場合の自治体財政に与える影響が非常に大きくなるものと危惧していることから、償還期限を超過して未回収の状態となる災害援護資金の償還期間を延長し、また、回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和すること。	県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。 償還期限を超過して未回収の状態となる災害援護資金の償還期間の延長については、令和7年4月25日に災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布・施行されたことにより、市町村が被災世帯に対し返済を猶予した場合、国や県に対する償還期限も延長できる特約が設けられたところです。 償還免除の要件については、国から具体の基準や取扱い事例が示されていないため、県では国に対し、支払猶予や償還免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど、円滑な事務処理に向けた支援を行うよう要望しているところです。今後も必要な要望をしていきます。	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（陸前高田市） 1．第3期復興・創生期間における一部の復興事業の継続について 復興施策の進捗状況を踏まえ、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 （4） 固定資産税の特例等の延長について 当市においては、土地の利活用の促進をはじめとして、人口減少や地域経済の活性化等、様々な課題が山積しており、固定資産税の特例措置の終了は、被災者の生活に深刻な影響を及ぼすこととなることから、国に対し、被災代替資産、被災代替家屋及びその敷地に係る特例措置等の復興関連税制のうち令和7年度末で終了するもの並びに被災住宅用地の特例措置について、適用期限の適切な延長を要望すること。	県では、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、一律に期限を適用することなく、必要な事業を復興財源により着実に継続するよう、国に対して要望したところです。 令和7年12月に復興庁が公表した「令和8年度税制改正の概要」において、被災代替家屋等に係る固定資産税の特例措置について、「福島県以外においては、令和8年度末までに取得等した場合について、従前の特例措置が適用できるよう措置を設ける。」旨、記載されたところです。 県においても、引き続き、国に対し必要な予算の確保を求めながら、市町村と連携し、残された課題に適切に対応していけるよう取り組んでいきます。	復興防災部	復興推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
（陸前高田市） 1．第3期復興・創生期間における一部の復興事業の継続について 復興施策の進捗状況を踏まえ、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 （5） 生活支援相談員の継続について 岩手県においては、岩手県社会福祉協議会へ生活支援相談員に係る業務を委託し、岩手県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会へ再委託する形で事業を実施しているが、第2期復興・創成期間の終了に伴い、令和7年度で終了することとなった。 現在、被災者の見守りについては、生活支援相談員と地域の高齢者等の支え役である民生委員が連携して行っており、生活支援相談員の制度が廃止となった場合、民生委員の担い手が不足している中で、その負担が増大することが危惧されている。 つきましては、引き続き被災者に対する個別訪問による見守り、相談支援等が必要となることから、本事業を継続すること。	見守り・相談支援については、被災者が抱える課題が複雑化、多様化してきていることから、中長期的な支援が必要であると認識しています。 本県においては、第2期復興・創生期間終了後の対応について、復興庁、厚生労働省も含め、各市町村と相談を重ねてきたところであり、各市町村からは一般施策の中では重層的支援体制整備事業、集落支援員制度、民生委員などの活用も有効ではないかとの意見もいただいているところです。 引き続き、福祉分野や地域振興分野等の資源や制度の連携・協働も図りながら、関係機関や市町村と対応を検討し、県としても、各市町村において、適切な国の一般施策を効果的に活用できるよう、支援に取り組んでいきます。	保健福祉部	地域福祉課	S その他
（陸前高田市） 2．水門・陸閘の維持保守費用の財政支援について 当市では水門・陸閘合わせて30基（うち遠隔化陸閘10基）を整備したところであります。 当市においては、令和2年度から陸閘自動閉鎖システムの運用を開始しており、維持保守管理について、県への負担金も含め年間約1,800万円の経費を要しており、今後は改修工事が見込まれております。 つきましては、県民の生命財産を守るため、陸閘自動閉鎖システム保守管理や設備保守点検を継続的に行う必要があることから、その維持保守費用に対する国、県の財政支援について、特段の御配慮をお願いいたします。	県では、水門・陸閘自動閉鎖システムを将来にわたり確実に稼働させるため、令和7年6月に国に対し、地方自治体が負担する津波対策施設に係る維持管理費、修繕費及び更新費について財政措置を講じるよう要望しており、引き続き、必要な財政措置を求めていきます。	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（陸前高田市） 3．新笹ノ田トンネル整備促進について 近年は、国内各地において、台風等による大雨や水害などが頻発しており、非常時においても輸送路・避難路として機能する道路網の確保は急務であり、新笹ノ田トンネルの整備が望まれております。 岩手県において「国道343号笹ノ田地区技術課題等検討協議会」をこれまで4回開催され、専門的かつ技術的課題が検討されたことは、新笹ノ田トンネル整備実現に向け大きな前進であり、市民の期待が非常に高まっているところであります。 つきましては、新笹ノ田トンネルの一日も早い事業着手に向け、調査の精度を上げた検討を早急に完了し、「新笹ノ田トンネル整備の早期事業化」について、特段の御配慮をお願いいたします。	一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもあります。 国道343号で最大のあい路となっている笹ノ田峠については、複雑な地質状況であることを把握したことから、新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設置し、これまでに4回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（陸前高田市） 4．地域生活支援事業費等補助金の国庫補助及び県補助の補助率について 地域生活支援事業は、市町村等が実施主体となって障がい者及び障がい児の生活を支援する事業であり、障害福祉サービスを利用する際の相談支援、手話奉仕員養成講座の開催、散歩の介助など、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営む上で、必要不可欠な事業であります。 事業の実施に当たっては、国及び県補助金を財源にしており、国が2分の1以内、県が4分の1以内と定められておりますが、補助金算定に係る基準額（16,082千円）が、事業実績額（27,257千円）を大きく下回っていることから、市における財政負担が拡大しております。 つきましては、事業が継続的かつ安定的に実施できるよう、実態に応じた基準額の引き上げについて、国に対し要望していただくとともに、県における予算措置について、特段の御配慮をお願いいたします。	市町村や県が実施する地域生活支援事業は、障害者総合支援法において国が費用の100分の50以内を補助することができることとされていますが、例年、国から交付される補助金額が市町村や県の所要額を下回っているところです。 県としては、地域のニーズに基づいて必要な事業が実施できるよう、十分な財源措置について政府予算提言・要望において要望を行っています。 また、全国知事会からも同様の要望を行っているところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
（陸前高田市） 5．高田松原の再生に係るクズ対策及び保育作業の県の治山事業による継続実施等について 高田松原の再生には、まだまだ長い年月と保育作業が必要なことから、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 （1） 適期の間伐等の保育作業に係る治山事業の継続的な実施	間伐等の保育作業については、令和7年度に間伐とつる切を実施したところであり、今後も必要に応じて実施していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 治山事業費　1,388,000千円	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
（陸前高田市） 5．高田松原の再生に係るクズ対策及び保育作業の県の治山事業による継続実施等について 高田松原の再生には、まだまだ長い年月と保育作業が必要なことから、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 （2） 高田松原におけるクズへの効果的かつ抜本的な対策の実施	高田松原地区のクズ対策については、令和6年度から繁茂が著しい区域において駆除を実施しており、令和7年度からはヤギを活用したクズ対策も試行的に導入したところです。 今後も、状況を確認しつつクズ対策を実施していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 治山事業費　1,388,000千円	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（陸前高田市） 5. 高田松原の再生に係るクズ対策及び保育作業の県の治山事業による継続実施等について 高田松原の再生には、まだまだ長い年月と保育作業が必要なことから、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 （3） 治山事業として設置した防風柵の撤去	防風柵については、現地の状況等を見極めながら、撤去について検討を進めていきます。	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 1. 安全・安心なまちづくりの推進について 当市の地理的条件上、河川氾濫や土砂災害の未然防止は市民の生命・財産の保護に直結することから、下記の事項について要望いたします。 1 既存の急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、急傾斜地内にある各種避難場所への確実なアクセス確保に向けた事業化を検討すること。	急傾斜地崩壊対策事業のハード対策について、令和7年度は本郷地区ほか1箇所で急傾斜地崩壊対策事業を進めています。（A） 急傾斜地内にある各種避難場所へのアクセスの確保に向けた事業化については、避難場所までの接続道路管理者等の関係機関との調整、被災履歴や避難所、防災拠点などの保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図るなど県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。（C） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 急傾斜地崩壊対策事業費 334,800千円等	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（釜石市） 1. 安全・安心なまちづくりの推進について 当市の地理的条件上、河川氾濫や土砂災害の未然防止は市民の生命・財産の保護に直結することから、下記の事項について要望いたします。 2 市内二級河川の河道掘削を推進すること。また、河川堤防未改修区間における堤防整備を推進すること。	河道掘削については、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次進めており、令和7年度は、鵜住居川で堆積土砂や支障木の撤去を実施しているところです。 今後も現地の状況を確認し、釜石市の意見も聞きながら河川の適切な維持管理に努めていきます。 未改修区間の堤防整備については、近年の洪水による家屋の浸水被害が発生した箇所や資産が集中している箇所などを優先的に進めることとしており、令和7年度は甲子川甲子地区（砂子渡橋下）の事業用地の取得について引き続き取り組んでいるところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 治水施設整備事業費 1,432,506千円	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 1．安全・安心なまちづくりの推進について 当市の地理的条件上、河川氾濫や土砂災害の未然防止は市民の生命・財産の保護に直結することから、下記の事項について要望いたします。 ３　近年、多発する豪雨災害による被害から市民の生命・財産を守るため、治山事業、砂防事業を推進すること。	県では、集落における山地災害防止機能を確保していくため、「治山事業四箇年実施計画」において計画箇所の重点化等の取組方針を定め、緊急性や必要性の高い山地災害危険地区等を対象に計画的に治山事業を実施してきたところであり、令和7年度は本郷地区ほか7か所で土砂流出対策を実施しました。 今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、事業採択要件や現地の状況、緊急性等を考慮しながら、治山事業を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 治山事業費　1,388,000千円	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
	近年、多発する豪雨災害への対応については、優先度が高い箇所から順次進めることとしています。令和7年度は通常砂防事業で進めている佐須の沢（3）地区ほか1か所について砂防堰堤の整備に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 砂防事業費　955,242千円等	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 2．地域を支える社会資本の整備促進について 市民生活のさらなる利便性向上のため、下記の事項について要望いたします。 １　主要地方道釜石遠野線の改良整備を促進すること。	主要地方道釜石遠野線については、令和2年度に「中村～青ノ木工区」として事業化し、令和7年度は、中村地区と青ノ木地区の道路改良工事を進めています。今後も地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 また、笛吹峠付近については、すれ違いが困難な状況を緩和し、安全に通行できるよう、平成29年度に「笛吹峠工区」として事業化し、局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所等の整備を推進し、釜石側については令和2年度に、遠野側については令和6年9月にそれぞれ完成したところです。（A） その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（釜石市） 2．地域を支える社会資本の整備促進について 市民生活のさらなる利便性向上のため、下記の事項について要望いたします。 ２　国道283号（釜石駅前～五の橋間）整備事業を促進すること。	一般国道283号の釜石駅前から五の橋間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（釜石市） 2．地域を支える社会資本の整備促進について 市民生活のさらなる利便性向上のため、下記の事項について要望いたします。 ３　市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備を促進すること。	県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 3. 岩手県立釜石病院の医療提供体制の充実について 病院の機能強化と充実は圏域住民の願いであることから、下記の事項について要望します。 ① 岩手県立釜石病院の建替えに係る病床数や必要な診療科などの具体的な整備計画を示し、圏域の住民に安心感を与えること。	釜石病院の建替については、岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)において、機能分化・連携強化の方向性に沿って、機能と規模を見直しながら、計画期間中の建替に着手することとしており、令和8年度一般会計当初予算に基本設計費を計上し、新病院の規模や主な機能、整備スケジュール等について公表したところです。 新病院の規模と整備スケジュールについては、リハビリテーションサテライト施設としての機能を盛り込みながら、3病棟、計180床として整備し、順調に推移した場合には、令和14年頃の稼働を見込んでいます。 また、診療機能については、二次救急医療や透析療法の維持に加え、主に内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、総合診療科の入院医療を提供するとともに、現在の診療科を基本として身近な外来医療を提供する予定です。引き続き、圏域の住民が安心して医療を受けられる体制を構築していくため検討を進めていきます。	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 3. 岩手県立釜石病院の医療提供体制の充実について 病院の機能強化と充実は圏域住民の願いであることから、下記の事項について要望します。 ② 整備にあたっては、疾病・事業別医療圏の広域化によって県立釜石病院の機能の一 部が弱まっていることに十分に配慮し、他の医療圏と均衡を図る観点から、リハビリ テーション機能の強化など特色ある機能を付加すること。	釜石病院の整備に当たっては、機能分化・連携強化の方向性に沿って、急性期治療から地域包括ケアまで、地域に必要とされる幅広い領域に対応しつつ、沿岸圏域における回復期機能の強化を図るため、新病院に回復期リハビリテーション病棟（60床）を設置し、岩手県リハビリテーションセンターサテライト施設としての機能を付加することとしています。 域内でリハビリテーションを提供できる体制を構築するとともに、慢性疾患の急性増悪への対応や退院支援の充実を図るなど、他の医療圏との均衡にも配慮した特色ある病院づくりに向け、基本設計等で検討を進めていきます。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 3. 岩手県立釜石病院の医療提供体制の充実について 病院の機能強化と充実は圏域住民の願いであることから、下記の事項について要望します。 ③ 設立されれば県内初となる地域医療連携推進法人の参画医療機関とのさらなる連携強化により、医療者にとっても魅力ある保健医療圏の形成に協力すること。	経営計画においても、釜石病院は、市中の医療機関、介護施設等との役割分担と連携を強化することとしており、地域の医療機関とともに圏域における切れ目のない医療体制の構築を進めていきます。	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 4. リハビリテーションセンターのサテライト施設の整備について 県沿岸部住民のリハビリテーションに係る負担軽減、他の医療圏との均衡を図るため、下記の事項について要望します。 ① リハビリテーションセンターのサテライト施設整備計画を速やかに示すこと。	リハビリテーションセンターのサテライト施設について、令和6年度に設置した県のリハビリテーションの在り方検討会において、「施設の設置場所は患者の受療動向を踏まえ沿岸南部に設置するのが妥当」、「施設の設置に当たっては、既存の医療施設に設置するのが妥当」との意見をいただいており、これらを踏まえ、県において検討を進めてきました。 設置場所については、患者の受療動向から、盛岡圏域への受療が多い沿岸南部のうち、沿岸南部と盛岡の交通アクセスの結節点であり、県立病院の経営計画において回復期機能を強化するとしている県立釜石病院に整備するものであり、同病院の建替えに合わせ、いわてリハビリテーションセンターとの連携の下、回復期リハビリテーション医療を提供することとしています。 今後、運用開始に向けて、県医療局と調整しながら、必要な準備を進めていきます。	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 4. リハビリテーションセンターのサテライト施設の整備について 県沿岸部住民のリハビリテーションに係る負担軽減、他の医療圏との均衡を図るため、下記の事項について要望します。 ② 他の医療圏との均衡を図り、県沿岸部の三つの保健医療圏の住民の通院に係る負担を軽減するため、当市に「いわてリハビリテーションセンター」のサテライト施設を整備すること。	リハビリテーションセンターのサテライト施設について、令和6年度に設置した県のリハビリテーションの在り方検討会において、「施設の設置場所は患者の受療動向を踏まえ沿岸南部に設置するのが妥当」、「施設の設置に当たっては、既存の医療施設に設置するのが妥当」との意見をいただいており、これらを踏まえ、県において検討を進めてきました。 設置場所については、患者の受療動向から、盛岡圏域への受療が多い沿岸南部のうち、沿岸南部と盛岡の交通アクセスの結節点であり、県立病院の経営計画において回復期機能を強化するとしている県立釜石病院に整備するものであり、同病院の建替えに合わせ、いわてリハビリテーションセンターとの連携の下、回復期リハビリテーション医療を提供することとしています。 今後、運用開始に向けて、県医療局と調整しながら、必要な準備を進めていきます。	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 5. 釜石保健医療圏における普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について 地域の妊産婦が安心して出産できる医療を確保するため、下記の事項について要望します。 ① 釜石保健医療圏における普通分娩を確保するため、県立釜石病院での普通分娩を再開すること。	昨今の出産の高齢化に伴うハイリスク症例への対応や救急搬送体制の強化など、周産期医療を取り巻く環境が変化する中、医師の時間外労働の上限規制への対応等に適切に対応していくためには、今後の産科体制は、複数の医師配置が必要と考えています。 現在、医師の派遣元である大学医局においても産婦人科医数が不足しており、気仙・釜石周産期医療圏の地域周産期母子医療センターである大船渡病院でも、令和8年1月現在で産婦人科常勤医4人の配置にとどまっている現状です。 気仙・釜石周産期医療圏においては分娩数が年々減少傾向にある中、大船渡病院と釜石病院両院において分娩を取扱う体制を確保維持することは極めて難しく、気仙・釜石周産期医療圏では、大船渡病院において周産期医療の提供を行っていくこととしています。	医療局	経営管理課	D 実現が極めて困難なもの
（釜石市） 5. 釜石保健医療圏における普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について 地域の妊産婦が安心して出産できる医療を確保するため、下記の事項について要望します。 ② 県立釜石病院での婦人科の新規外来、産科の妊婦健診への対応を再開すること。	釜石病院の婦人科外来及び妊産婦健診については、派遣元の大船渡病院の診療体制の縮小により、令和6年1月末から当面、一部を制限しているところです。 県としては引き続き、関係大学への派遣要請や奨学金養成医師の配置による産婦人科医の確保に努めていきます。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 5．釜石保健医療圏における普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について 地域の妊産婦が安心して出産できる医療を確保するため、下記の事項について要望します。 ③ 普通分娩が再開されるまでの間、妊産婦が安心して出産できるよう県立釜石病院におけるオンラインでの妊婦健診の実施、産後ケアの充実、妊婦健診及び分娩時における県立大船渡病院までの移動への支援など妊産婦への支援を充実すること。	妊婦健診及び分娩時における移動の支援については、特に負担が大きいハイリスク妊産婦の移動や宿泊に係る負担を軽減するため、令和2年度から、ハイリスク妊産婦が健診又は分娩のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を市町村と連携して支援する事業を開始し、令和5年度には、事業を拡充し、ハイリスクではない妊産婦も支援の対象としたところです。 さらに、令和7年度から交通費等の支援に係る1人当たりの支給上限額を10万円に拡充し、令和8年度一般会計当初予算では、母子保健対策費（妊産婦支援事業費）24,901千円を計上しています。 また、産後ケアについては、令和4年度から市町村が産後ケア利用者の負担する利用料を無償化した場合、その経費について市町村に補助を行い、利用者の経済的負担の軽減に取り組んでおり、令和8年度一般会計当初予算に、産後ケア利用促進事業補補助2,686千円を計上したところです。 さらに、産後ケア事業の拡充を図るため、複数市町村から事業を受託する産科医療施設等に対し、新規実施や受入枠拡充に必要な専門職の配置経費を補助するとともに、従事者研修を実施する経費について、新たに、産後ケア受け皿拡充事業11,968千円を計上したところです。 このほか、釜石病院を始め県立病院等に整備したモバイル型妊婦胎児監視モニターの活用による救急搬送体制の強化などに取り組んでいるところであり、こうした取組を通じて、引き続き、安心して妊娠・出産ができる周産期医療体制の充実に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 母子保健対策費（妊産婦支援事業費）24,901千円 産後ケア利用促進事業費補助 2,686千円 産後ケア受け皿拡充事業 11,968千円	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	釜石病院では、妊産婦の支援を図るため、モバイル型妊婦胎児遠隔モニターの配備による救急搬送体制の強化や釜石・大船渡病院の電子カルテの一元化による診療体制整備の取組のほか、大船渡病院における施設見学の受入、釜石病院における産後ケアの提供等に継続して行っているところです。オンラインによる妊産婦検診については、必要な人員確保等に課題があるところですが、引き続き研究していきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 6．疾病・事業別医療圏設定に伴う住民の移動手段確保について 疾病・事業別医療圏の再編により、住民が必要な医療を受ける機会や医療へのアクセスが制限されることがあってはならないことから、住民が適切な医療が受けられるよう下記の事項について要望します。 ① 圏域外の医療機関へ通院せざるを得なくなった患者への交通費等の支援を創設すること。	県では、令和2年度から特に負担が大きいハイリスク妊産婦の移動や宿泊に係る負担を軽減するため、市町村と連携して支援してきたところですが、分娩取扱医療機関が減少している状況を踏まえ、令和5年度に支援の対象をハイリスク以外の妊産婦にまで拡大し、令和7年度には上限額を10万円に引き上げるなど、医療提供体制の変化に応じて、必要な支援を拡充しています。 岩手県保健医療計画（2024-2029）の疾病・事業別医療圏は、計画策定時点の患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて設定したものであり、これにより県民の医療へのアクセスを大きく変化させるものではないと考えていますが、今後も、県民が必要な医療にアクセスできるよう、市町村における支援の状況等も踏まえながら、必要な支援を検討していきます。	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 6. 疾病・事業別医療圏設定に伴う住民の移動手段確保について 疾病・事業別医療圏の再編により、住民が必要な医療を受ける機会や医療へのアクセスが制限されることがあってはならないことから、住民が適切な医療が受けられるよう下記の事項について要望します。 ② 県立釜石病院と岩手医科大学付属病院、県立大船渡病院などの医療機関を結ぶ直通バスの新設による、公共交通の利便性を向上させること。	現在、釜石市から大船渡病院や岩手医科大学付属病院までの直通バスは運行されていませんが、三陸鉄道やJR線、路線バスといった既存の公共交通機関により、往来が可能となっています。 バス路線の新設については、バス事業者が、需要見込みや運行体制などを踏まえて判断するものであることから、保健医療圏の設定により通院環境が変化している状況については、バス事業者に適切に情報提供していきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 6. 疾病・事業別医療圏設定に伴う住民の移動手段確保について 疾病・事業別医療圏の再編により、住民が必要な医療を受ける機会や医療へのアクセスが制限されることがあってはならないことから、住民が適切な医療が受けられるよう下記の事項について要望します。 ③ 深夜タクシーを営業する事業者に対し、運行継続のための助成制度等により最低限の営業確保を支援すること。	タクシー事業は、ドア・ツー・ドアで乗客一人一人の多様なニーズに対応した輸送手段であり、地域公共交通の1つとして、重要な役割を担っていると認識しています。 深夜におけるタクシーへのニーズ等は、地域によって異なるものであり、助成制度の創設や日本版ライドシェアの導入など様々な対応が考えられるところですが、釜石市において現状を踏まえた対応等を検討をする際には、他市町村の取組事例等を情報提供するなどの支援を図っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	C 当面は実現できないもの
（釜石市） 7 沿岸部における医師の育成支援について 内陸部で実施されている中学生向け医学部進学セミナーや、高校生向けの岩手メディカルプログラムは、沿岸部では開催されておらず、地域間の格差が生じています。 つきましては、下記の事項について要望します。 ① 令和7年度に示された「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」に基づき、沿岸部への医系コース設置に向けた検討を行うこと。	県教育委員会では、これまで、本県の地域医療を担う医師の確保に向け、いわて進学支援ネットワーク事業や保健福祉部、医療局との連携による岩手メディカルプログラムの実施等により、医学部進学者の裾野拡大に取り組んできました。 また、令和7年4月に策定しました「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）では、今後の本県における高校教育の基本的な考え方の五つの柱の一つに、大学進学率の向上や専門的知識を持つ人材の育成を掲げており、医師確保等の県政課題に対応した人材の育成に向け、医系等の専門職を目指すコースの設置について検討し、取り組むこととしています。 医系コースの設置については、長期ビジョンを踏まえ、医学部医学科等への進学を見据えたカリキュラムの見直し、国からの教員加算を活用した単位制等の導入、地域の児童生徒の志望動向、保護者、地域のニーズ、地域の中学校卒業予定者数の推移等、様々な観点から設置校も含め、検討を進めていきます。 なお、志望者数などの観点から、医系コースの設置に至らない場合であっても、難関大学や医学部医学科等への進学を目指す生徒が一定程度いる場合、その学びを支援するため、進学型単位制を導入することとし、令和7年度以降、複数の高校への導入を進めてきているところです。 沿岸地区の県立高校においても、生徒の進学実績や志望動向を勘案しながら、進学型単位制の導入について検討していきたいと考えています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 7 沿岸部における医師の育成支援について 内陸部で実施されている中学生向け医学部進学セミナーや、高校生向けの岩手メディカルプログラムは、沿岸部では開催されておらず、地域間の格差が生じています。 つきましては、下記の事項について要望します。 ② 当市を含む沿岸地域の医学部進学率の向上のため、沿岸部においても高校生向けの医学部受験対策事業を実施すること。	医師を志す動機付けを図るとともに、医学部への進学を希望する高校生の学力向上を図る岩手メディカルプログラムは、全県の高校生を対象に実施しており、例年沿岸地域の高校生も参加をしています。 また、復興担い手育成支援事業において、沿岸地域の高校生を対象に、難関大学対策講座を沿岸地区合同で年6回実施するほか、各校独自事業により生徒の学力向上を支援しています。 今後も、生徒の進路意識の高揚、学力の向上に向けて支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県立学校復興担い手育成支援事業費 17,360千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 7 沿岸部における医師の育成支援について 内陸部で実施されている中学生向け医学部進学セミナーや、高校生向けの岩手メディカルプログラムは、沿岸部では開催されておらず、地域間の格差が生じています。 つきましては、下記の事項について要望します。 ③ 中学生の段階で医療の魅力を伝え、将来地元で医療に携わる人材の育成と医師確保につなげるため、沿岸部においても中学生向け医学部進学セミナー等を開催すること。	県では医学部進学者数の増加を通じた医師の確保に資するため、中学生及び保護者を対象に、医師による講演や職場体験等を通じて、医師の仕事に対する理解を深めてもらう、医学部進学セミナーを開催しています。 これまで、沿岸部では令和元年度に釜石病院、令和5年度に久慈病院、令和7年度に大船渡病院を会場に開催してきたところであり、今後もできるだけ地域に偏りなく開催していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 8．東日本大震災に係る災害援護資金制度の見直しについて 災害援護資金の償還について、次のとおり要望いたします。 ① 市が借受人から償還を受けた金額を国県に償還する制度に改め、借受人の未償還分が市の負担とならないよう国に対して働きかけること。	県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。 また、災害援護資金貸付金については、令和7年4月25日に災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布・施行されたことにより、市町村が被災世帯に対し返済を猶予した場合、国や県に対する償還期限も延長できる特約が設けられたところです。	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 8．東日本大震災に係る災害援護資金制度の見直しについて 災害援護資金の償還について、次のとおり要望いたします。 ② 免除要件の適用にあたり、償還困難、無資力等の要件について、具体的な運用基準を明示するよう、国に対して働きかけること。	償還免除の要件については、国から具体の基準や取扱い事例が示されていないため、県では国に対して、支払猶予や償還免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど、円滑な事務処理に向けた支援を要望しているところであり、今後も必要な要望をしていきます。	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 9．釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について 更なる港勢発展のため、下記の事項について要望いたします。 ① 重要港湾「釜石港」須賀地区のふ頭用地造成及び大型岸壁整備の事業化を行うこと。	ふ頭用地造成及び大型岸壁整備については、将来的な貨物の増加について確度が高まり、その必要性が見込まれる際に検討する必要があると考えています。 このため、事業化に向けては、RORO船の就航など新規貨物による取扱貨物量の増加見通しが重要であるため、県としては、引き続き、港湾を取り巻く環境変化を適切に把握しつつ、釜石市と連携して集貨拡大に向けたポートセールスを行うとともに、港湾施設の利用状況、取扱貨物量の推移や将来の見込み、企業立地の動向等を見極めながら、適切に対応していきます。	県土整備部	港湾空港課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 9. 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について 更なる港勢発展のため、下記の事項について要望いたします。 ② 安定的な荷役を継続するため、ガントリークレーンの適切な維持管理を行うこと。	釜石港のガントリークレーンは、コンテナ船の大型化と取扱貨物量の増加に伴い、効率的で安定した荷役を目的に設置したものであり、本県の産業振興及び更なる企業集積のために重要な社会インフラであると認識しています。 そのため、ガントリークレーンの供用開始から間もなく10年を迎え、今後、大規模修繕が必要と見込まれる環境下においても、引き続き、安定的な使用ができるよう適切な維持管理に取り組んでいきます。 【令和8年度港湾特別会計当初予算措置】 港湾維持修繕　78,000千円	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 9. 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について 更なる港勢発展のため、下記の事項について要望いたします。 ③ 完成自動車物流の再開支援を実施すること。	県では、完成自動車物流の再開に向け、釜石市と連携し、釜石港の現地視察や試験輸送の提案など、トヨタ自動車株式会社への働きかけを行ってきたところです。引き続き、同社の動向を注視しながら、釜石市と連携した取組を進めていきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 9. 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について 更なる港勢発展のため、下記の事項について要望いたします。 ④ 港湾管理者による、国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためのインセンティブ施策を創設すること。	県では、インセンティブ施策の展開について、コンテナヤードやガントリークレーンの使用料を低廉に設定しているところです。 更なるインセンティブ施策については、船舶や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱い貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収の増加が十分かつ確実に見込まれる内容とし、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や、県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 9. 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について 更なる港勢発展のため、下記の事項について要望いたします。 ⑤ 釜石港脱炭素化推進計画を策定し、その取組を推進すること。	県では、令和5年2月14日に釜石港脱炭素化推進協議会を設立し、釜石港脱炭素化推進計画について令和7年度中の策定を目指しています。 計画策定後は、同計画に基づいて各関係者がそれぞれの取組を進めていくとともに、協議会を継続し、定期的に計画の見直しを行っていきます。	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 10. 新市庁舎建設に伴う信号機及び横断歩道の設置について 新市庁舎建設に伴う来庁者及び近隣住民らの安全確保のため、以下のとおり要望します。 ① 新市庁舎の開庁時までに、市道只越天神町線から建設地への連絡交差点への信号機及び横断歩道を設置すること。	信号機及び横断歩道の設置について、地域住民等からの御要望、御意見を踏まえ、自動車等の交通流量、歩行者の横断需要、及び周辺施設の状況等から総合的に必要性を検討した結果、新市庁舎の開庁時期に合わせ、令和8年度に信号機及び横断歩道を設置することとしました。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 交通安全施設整備費　4,839千円	警察本部	交通規制課	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 11. 持続的操業可能な水産業について 水産業の持続的発展を図るため、下記の事項について要望します。 ① 漁業者や魚市場など水産関係事業者が将来に向け安心して事業継続できるよう、国において措置した「水産業を守る政策パッケージ」の対象に、魚市場、漁業協同組合の経営基盤や組織体制の強化に向けた取組に対する支援を追加し、対策及び財政支援を講ずるよう国に働きかけること。	県では、ALPS処理水の海洋放出を受け、水産加工品の取引縮小・停止等の影響が生じているほか、アワビやナマコの価格低下が生じていることから、国が責任を持って取り組むよう、国に対し、国の「水産業を守る」政策パッケージに基づく支援について、現場の実態に即した迅速かつ柔軟な運用を行うよう要望しています。	農林水産部	水産振興課 団体指導課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 11. 持続的操業可能な水産業について 水産業の持続的発展を図るため、下記の事項について要望します。 ② 不漁下においても、漁業協同組合や魚市場が経営を維持できるよう、漁業協同組合等が行う経営基盤や組織体制の強化に関する取組みに対し、財政支援を講ずること。	主要魚種の複数年にわたる不漁により、漁業協同組合の財務状況が極めて厳しい状況となっていることから、漁協が、将来にわたり地域水産業の中核的機能を担っていくため、「漁協経営基盤強化対策支援事業」の継続とともに、事業統合や合併に取り組む漁協への利子助成等の実質無利子化を図るほか、国が所管する融資制度の拡充を国に要望しています。 また、県としても関係団体と連携しながら、漁協等が実施する経営基盤や組織体制強化の取組に対し、指導助言を行っています。	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 11. 持続的操業可能な水産業について 水産業の持続的発展を図るため、下記の事項について要望します。 ③ 計画的で安定的な生産が期待できる魚類養殖事業の施設・設備導入及び飼料代等への財政支援を行うこと。	サケ・マス類の海面養殖に必要となる共同利用施設の整備や、飼料費を含めた養殖に要する経費について、国の補助事業の対象とされており、県では、海面養殖の経営安定に向け、こうした国事業の活用を促進しています。 また、近年の物価高騰に対応するため、海面養殖等の作業効率化に資する省力化機器の導入に要する経費を令和8年度一般会計当初予算に計上しています。 さらに、県では、安定的な生産サイクル・技術の確立のため、内水面養殖業者と連携した種苗の安定供給体制の構築や、県産オリジナル種苗の開発、更には、サケふ化場の有効活用による種苗生産などを進めており、引き続き、関係団体と連携しながら、サケ・マス類の海面養殖の経営安定が図られるよう、取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 強い水産業づくり交付金 9,406千円 スマート水産業機器等導入支援事業費補助 72,000千円 マーケットイン型サーモン養殖推進事業 2,598千円	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 11. 持続的操業可能な水産業について 水産業の持続的発展を図るため、下記の事項について要望します。 ④ クロマグロの放流数を含む漁獲実績数量等に基づき、漁獲可能量（TAC）制度における知事管理量の拡大に向け、引き続き国に働きかけること。	国際的な資源回復の取組が進められているクロマグロについては、国が毎年度、各都道府県に対し、小型魚と大型魚に分け、漁獲可能量を配分しています。 これまでの資源管理の取組の成果により、令和6年12月の国際会議において、年間漁獲枠が小型魚で前年当初比115%、大型魚で同162%の拡大が図られたものの、県では、クロマグロ資源の増加や海洋環境の変化等により、本県沿岸にクロマグロの来遊が増加していることから、国に対し、更なる漁獲可能量の拡大に向け、国際会議で働きかけを行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しにより、本県への配分を拡大するよう要望しています。 今後も、クロマグロの来遊が見込まれることから、国に対し、漁獲可能量の拡大を要望するなど、関係機関・団体と連携しながら、取り組んでいきます。	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 12. 野生鳥獣被害対策の充実と強化について 野生鳥獣による被害の軽減と対策の強化が図られますよう、下記の事項について要望します。 ① 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業補助金について、必要な予算を確保し、事業の拡充強化を図ること。	県では、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動への支援を行っています。 鳥獣被害防止対策を推進するため、県では、令和7年6月、国に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の措置を要望しており、今後も、機会を捉えて事業の充実強化を国に要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費 486,675千円 鳥獣被害防止総合対策事業費（有害鳥獣捕獲等強化支援事業費） 23,994千円 鳥獣被害防止総合対策事業費（スマート捕獲等普及加速化事業費補助） 12,000千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 12. 野生鳥獣被害対策の充実と強化について 野生鳥獣による被害の軽減と対策の強化が図られますよう、下記の事項について要望します。 ② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る補助金のニホンジカ及びイノシシの単価を引き上げること。	県では、鳥獣被害防止総合対策交付金における有害捕獲活動の捕獲単価の引上げについて、令和7年6月に、国に対して要望したところであり、今後も、機会を捉えて国に対し必要な対策を講じるよう求めていきます。 また、国の交付金に集中的にシカ被害を低減させるため追加された、シカ特別対策等事業においては、捕獲活動経費の上限単価が1頭当たり1万8千円とされており、その活用を促していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費　486,675千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 12. 野生鳥獣被害対策の充実と強化について 野生鳥獣による被害の軽減と対策の強化が図られますよう、下記の事項について要望します。 ③ ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシについて、生息数の把握や適正な個体数調査等の対策及び捕獲に対する強化を図ること。	生息数の把握及び適正な個体数調査等の対策につきましては、令和7年度は、ツキノワグマについては大規模ヘアトラップ調査、ニホンジカについては糞塊法による調査、イノシシについては試行的にセンサーカメラを用いた調査を実施しています。 捕獲に対する強化につきましては、ニホンジカ及びイノシシについては、令和7年度も引き続き指定管理鳥獣捕獲等事業による積極的な捕獲等を行います。ツキノワグマについても、ツキノワグマ管理検討協議会において協議した捕獲上限数を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業により適切な個体数管理を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣対策事業費（ツキノワグマ捕獲対策等）188,225千円	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 12. 野生鳥獣被害対策の充実と強化について 野生鳥獣による被害の軽減と対策の強化が図られますよう、下記の事項について要望します。 ④ 五葉山域に生息するニホンザルについて、第二種特定鳥獣管理計画を作成するなど、必要な管理施策を講じること。	五葉山域に生息するニホンザルについては、令和7年度に生息状況調査を実施することとしています。 また、ニホンザル専門家会議を設置し、生息状況調査で得られた知見を基に、第二種特定鳥獣管理計画策定の要否を検討することとしております。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ニホンザル対策調査等事業費　7,183千円	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
（釜石市） 12. 野生鳥獣被害対策の充実と強化について 野生鳥獣による被害の軽減と対策の強化が図られますよう、下記の事項について要望します。 ⑤ 麻酔銃等使用従事者を県の各広域振興局に配置すること。	県では、引き続き、国からの情報収集に努めながら、法改正を踏まえ、住民と狩猟者の安全を確保した上で、麻酔銃を含めた市街地でクマの捕獲が実施できる体制の構築に向け、市町村や関係機関等と連携し、取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ツキノワグマ被害防止対策事業費　19,330千円	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 12. 野生鳥獣被害対策の充実と強化について 野生鳥獣による被害の軽減と対策の強化が図られますよう、下記の事項について要望します。 ⑥ ハンター等、捕獲に係る担い手の確保や被害防除技術の開発普及など効果的な施策の拡充強化を図ること。	県では、平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税については、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者を全額免除対象に、有害鳥獣捕獲の従事者を1/2免除対象にする等の措置を講じています。 また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会を受講料無料で開催するとともに、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地で試験を行うなど、狩猟者の確保に取り組んでいます。 また、イノシシの捕獲技術研修会や若手狩猟者を対象とした解体技術研修会を開催しているところであり、引き続き、狩猟者の技能向上に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣捕獲等事業費（新規狩猟者の確保・定着促進事業）1,151千円	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
	県では、岩手県鳥獣被害防止対策推進会議等を通じて、最新の被害防除対策の情報共有を図るとともに、各広域振興局・農林振興センターに設置した現地対策チームにおいて、地域の実情に即した被害防除技術の実証を実施しています。 これらの取組を推進しながら、引き続き、地域の実情に即した効果的な被害防除技術の普及に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費　486,675千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 13 公立小中学校における教職員の負担軽減について 保護者からの過剰要求への対応など、子どもやその保護者をめぐる様々な課題に対して、教職員は勤務時間外での対応を余儀なくされている状況であり、さらなる教職員の負担軽減のため、下記の事項について要望します。 ① 年度途中から病気休暇、産前産後・育児休暇等長期間休暇を取得する教職員へ対応する補充講師を確実に配置すること。	病気休職者、産前産後休暇・育児休業者の補充については講師等の配置に努めており、1学期中に産休取得が見込まれる教員に関しては、4月当初から補充できるよう取り組んでいます。加えて、2学期及び3学期中から産休取得が見込まれる場合においても、当該学期当初より補充者を前倒し配置するよう取り組んでいます。 今後も市町村教育委員会と連携しながら、情報収集を行い、補充講師等の適時適切な配置に努めていきます。	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 14. 子育て支援制度（子ども医療費助成制度等）の拡充について 岩手県内の多くの自治体で実施している下記事項について、県の制度を拡充し、子育ての負担感を社会全体で軽減するとともに、将来を担う子どもたちが居住地や世帯収入に左右されることなく画一的な恩恵を受けられる環境を実現するよう要望します。 ① 医療費助成制度対象外となっている小学生の外来診療、中学生・高校生の外来・入院診療を補助対象として拡充すること。また、拡充後の子ども医療費助成及び妊産婦医療費助成制度において、受給者の応能応益に従属する受給要件（所得制限や課税・非課税により生じる自己負担額）を撤廃し、完全無償化とすること。	各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 また、本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（釜石市） 14. 子育て支援制度（子ども医療費助成制度等）の拡充について 岩手県内の多くの自治体で実施している下記事項について、県の制度を拡充し、子育ての負担感を社会全体で軽減するとともに、将来を担う子どもたちが居住地や世帯収入に左右されることなく画一的な恩恵を受けられる環境を実現するよう要望します。 ② 幼児教育・保育の無償化の対象外となっている0歳～2歳までのすべての児童の幼児教育・保育の完全無償化を国に働きかけるとともに、第2子以降の保育料の県負担割合の嵩上げを行うこと。	幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
（釜石市） 14. 子育て支援制度（子ども医療費助成制度等）の拡充について 岩手県内の多くの自治体で実施している下記事項について、県の制度を拡充し、子育ての負担感を社会全体で軽減するとともに、将来を担う子どもたちが居住地や世帯収入に左右されることなく画一的な恩恵を受けられる環境を実現するよう要望します。 ③ 子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減税措置について、さらなる子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充するよう国に働きかけること。	県では、国民健康保険における「均等割」の課税が、子育て世代の保険料負担を重くしている実態があると認識しており、子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、令和4年度から施行されている未就学児に係る均等割保険料の軽減対象年齢及び軽減額を拡充するよう、政府予算提言・要望や全国知事会において国に要望しているところであり、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。 なお、国は、未就学児に係る均等割保険料の軽減措置について、令和9年4月から子どもが18歳になる年度の高校生年代まで拡大する方向で検討を行っています。	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
（二戸市） 1. 県立福岡高等学校校舎の全面改築について 県立福岡高等学校は、明治34年の創立以来、120年余の長きにわたり県北地域の高校教育の中心校として、また、進学拠点校として、地域社会に多くの有為な人材を輩出しております。 当市では、長年、同校校舎の全面改築について要望してきたところでありますが、築58年が経過し、全体的に老朽化している状況においては、部分的な修繕等では限界があり、早急に改善を図るべきと考えています。 つきましては、県立福岡高等学校の校舎の全面改築について、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。	県教育委員会では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、安全・安心な学校施設環境を整備するため、「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）とも整合性を図りながら、計画的な学校施設等の長寿命化を進めるとともに、学校施設の機能向上や、学習環境の改善に取り組んでいます。 近年は、昭和40年代から50年代にかけて整備された県立学校施設の老朽化が進み、一斉に改築・改修の時期を迎え施設整備の需要が増大していることから、学校施設の経過年数のみではなく、建物や設備の劣化状況に応じて、改修や修繕を行っているところです。 福岡高校については、これまで、屋上防水や暖房配管の修繕のほか、トイレの洋式化等を行ってきたところですが、校舎全体の老朽化が顕著であり、一層の環境改善が必要であると捉えています。一方で、校舎改築については、現在策定中の次期高校再編計画と整合性を図りながら進める必要があります。 今後も、地域における生徒数の減少、教育ニーズの多様化、施設の老朽化の状況などに対応した教育環境の計画的な整備に努めていきます。 また、整備に当たっては、必要な財源の確保も重要な課題であることから、令和8年度政府予算要望において学校施設の教育環境整備への支援の拡充について要望したところであり、引き続き、国に対して、公立高等学校施設への財政支援措置について、要望していきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（二戸市） 2. 県立産業技術短期大学校の設置について 若年者の流出は、地域の企業、産業における人材不足につながっており、地域経済の活性化及び雇用の確保・拡大を図るためには、県北地域への企業誘致や既存企業への支援とともに、高度産業技術人材の育成が極めて重要であります。 市では、これまで、高等教育機関の設置や産業技術人材の育成に関し要望申し上げてきたところ、一昨年、県北地域への県立産業技術短期大学校設置の方向性が示されたことは、県北地域にとって大きな一歩であり、現在、県において、県立職業能力開発施設の再編に向けた動きの中で、具体の検討がなされているものと承知しております。 つきましては、県北地域における高度産業技術人材の育成、並びに県北振興に資する県立産業技術短期大学校の設置につきまして、早期実現が図られるよう強く要望いたします。	産業技術短期大学校の設置については、企業のニーズや地域の特色、今後の産業振興の方向性や社会環境の変化を的確に捉えつつ、全国的な人口減少の中、県全体で産業人材をどのように育成・確保していくかといった観点も加えて、高等技術専門校を含めた県立職業能力開発施設全体の見直しの中で、訓練科や規模の検討を行っていきます。 令和7年度に、外部有識者等で構成する再編整備に関する検討会議を設置して、県北圏域を含めた幅広い分野の方々からの意見を伺いながら、現在、策定を進めている県立職業能力開発施設再編整備基本計画の中で検討していきます。	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
（二戸市） 3. 県北振興に向けた地域産業の強化について 県北振興の柱となる地域産業の強化を図るため、次の事項について要望いたします。 （1） 企業立地促進奨励事業費補助金制度の拡充、並びに県北広域産業力強化促進事業費補助金制度の再開	企業誘致に当たっては、市町村の意向を十分に尊重しつつ、連携して取り組んでいるところであり、企業から用地提案の依頼があった際には、企業情報や提案条件を共有するなどし、市町村と一体となって企業誘致を推進しています。 特に、内陸部に比べて県北地域に有利な制度設計となっている「企業立地促進奨励事業費補助金」による固定資産投資に対する支援などをPRしながら、企業誘致に取り組んでいるところです。 また、支援の拡充については、全県的な視点に立ち、限られた財源の効果的な活用を前提としつつ、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の実情等を勘案して、より良い方策を検討していきます。 今後も、市町村と情報やノウハウの共有を図りながら、一体となって企業誘致に取り組んでいきます。 また、県北地域における産業力の強化及び労働力の確保を目的に平成29年度に「県北広域産業力強化促進事業費補助金」制度を創設したところですが、一定の成果を上げることができたことから、新規募集は令和5年度で終了し、6年度以降は採択事業者に対し確実に事業完了できるようフォローアップを行っているところです。 また、内陸部に比べて県北地域に有利な制度設計となっている「企業立地促進奨励事業費補助金」を創設し、市町村と連携して企業誘致に取り組んでいるところです。 県の支援制度は、一定の投資や雇用など、経済波及効果が高いものを対象としているところであり、限られた財源を効果的に活用できるよう、産業の動向や企業ニーズ、地域経済や他産業への波及効果等も踏まえ、より良い方策を検討していきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（二戸市） 3．県北振興に向けた地域産業の強化について 県北振興の柱となる地域産業の強化を図るため、次の事項について要望いたします。 （2） 地元企業の魅力化や情報発信、並びに新卒者を含む若年者と地元企業とのマッチングの取組に対する支援の強化	若年層の県内就職促進に向けては、生徒や学生に県内の企業や産業状況を理解してもらい、生徒や学生自らが、将来のライフデザインを考えるためのキャリア教育を充実させていくことが重要であると考えています。 県では、高卒者の県内就職促進に向けては企業と教員の意見交換会や「就業支援員」及び「県内就業・キャリア教育コーディネーター」を配置し県内企業の認知度向上等のキャリア教育支援、大卒者の県内就職促進に向けては県内企業の魅力等を伝える講座や保護者向けインターンシップセミナーなどの実施により、若年層の県内企業への理解促進に取り組んでいます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて就業促進事業費 23,662千円 就業支援推進事業費 87,442千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
（二戸市） 3．県北振興に向けた地域産業の強化について 県北振興の柱となる地域産業の強化を図るため、次の事項について要望いたします。 （3） 果樹・野菜の安定生産対策や栽培技術指導、畜産農家に対する飼養管理技術指導など営農指導体制の強化	県では、果樹の指導体制を強化するため、令和6年度に県北農業研究所果樹・野菜研究室を設置し、二戸農業改良普及センターや関係機関と連携し、「はるか」の冬恋率向上対策や、新たなブランドりんご育成支援などに取り組んでいるところです。 また、野菜においては、「二戸市安心安全園芸推進サポートセンター」と連携し、労力確保のための支援や、環境制御技術の普及などに取り組んでいます。 畜産においても、県・農協等で組織するサポートチームにおいて、子牛の発育改善に向けた研修会の開催や技術指導を行っているところです。 今後においても、持続可能な農畜産業を目指してより良い連携体制の構築に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 北いわてグリーン農業人材育成事業費 2,609 千円	農林水産部	農業普及技術課 農産園芸課 畜産課	B 実現に努力しているもの
（二戸市） 4．有害鳥獣対策の強化について 有害鳥獣の被害を防止し、住民の安全確保と農業振興が図られるよう、次の事項について要望いたします。 （1） 広域的な連携による有害鳥獣の対策強化	県では、これまで、県北広域振興局管内の市町村や関係団体で構成する「県北地域鳥獣被害防止対策連絡会」において、野生鳥獣の生息状況や被害対策等の情報共有を図っているほか、令和5年6月に「二戸地域鳥獣被害防止対策チーム」を設置し、二戸地域及び隣接する地域の状況を共有しながら、効果的な被害防止技術の実証及び普及等の取組を進めています。 また、「岩手県鳥獣被害防止対策会議」の場を活用し、二戸市と隣接する八幡平市等を管轄する盛岡広域振興局とも情報共有を図っています。 今後も、こうした取組を継続するとともに、県外でも野生鳥獣の生息域が拡大してきていることを踏まえ、隣接する青森県や市町村と情報共有を図りながら、対策の強化に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費 486,675千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（二戸市） 4．有害鳥獣対策の強化について 有害鳥獣の被害を防止し、住民の安全確保と農業振興が図られるよう、次の事項について要望いたします。 （2） 地域ぐるみによる農作物被害防止対策への財政支援の継続	県では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、市町村協議会等が行う有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動等の取組を支援しているところです。 こうした取組を着実に推進するため、県は、令和7年6月、国に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金について、有害捕獲活動の上限単価の引上げや必要な予算の十分な措置を要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて国に要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費　486,675千円 鳥獣被害防止総合対策事業費（有害鳥獣捕獲等強化支援事業費） 23,994千円 鳥獣被害防止総合対策事業費（スマート捕獲等普及加速化事業費補助） 12,000千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（二戸市） 4．有害鳥獣対策の強化について 有害鳥獣の被害を防止し、住民の安全確保と農業振興が図られるよう、次の事項について要望いたします。 （3） 市街地での緊急銃猟における事故防止対策への支援	県では、市町村が緊急銃猟を実施するに当たり必要となるマニュアル等の作成の参考とするため、「岩手県ツキノワグマ市街地等出没時対応マニュアル」を改定したほか、緊急銃猟を実施する市町村の求めに応じて「緊急銃猟対策チーム」を設置するなど、市町村における緊急銃猟の実施体制の整備を支援しています。 また、緊急銃猟を実施する市町村を支援するため、県のマニュアルを改定し、緊急銃猟対策チームを設置できることとしたほか、今般、捕獲従事者への手当や、クマの捕獲に必要な資材の整備など、必要な対策を令和7年度一般会計補正予算（第3号）に盛り込んだところです。 今後は、国及び他自治体で実施した訓練で得られた知見や県内外における事例を市町村と共有することで、緊急銃猟制度の実効性を高めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ツキノワグマ被害防止対策事業費　19,330千円	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
（二戸市） 5．物価高騰対策の継続・強化について 国や県による切れ目のない経済対策の実施とともに、地域の実情に応じた取組を展開するため「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の継続並びに財政措置について、国に対し強く働きかけていただくよう要望いたします。	県では、令和7年6月4日の国に対する「令和8年度政府予算提言・要望」において、世界的な原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組や中小企業者への賃上げ環境整備支援の取組を切れ目なく実行していく必要があるため、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の確保等の十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方自治体に対する重点的な配分について要望を行ったところです。 国においては、令和7年度一般会計補正予算（第1号）で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約151億円の配分を行ったところです。 今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。	ふるさと振興部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（二戸市） 6．深刻な酒米不足と価格高騰に対する支援について 県内酒造会社の経営と酒造りの文化を守るため、次の事項について要望いたします。 ① 経営が圧迫されている酒造会社を支援するため、酒米の仕入れ価格高騰分に対する支援を実施すること。	県酒造好適米の価格が大幅に上昇する中、質の高い岩手の日本酒の安定的な生産を確保するため、「県産酒米安定確保支援事業費補助」として、県内酒蔵の酒米購入支援の補助金申請を、令和8年2月9日より開始しました。 岩手の日本酒の更なる振興に向けて、岩手県酒造組合とも連携した海外トップセールスをはじめ、国内の大手量販店と連携したフェアや商談会、物産展等の開催などにより、岩手の日本酒の更なる販路拡大を、引き続き支援していきます。 【令和7年度第一般会計補正予算（第5号）】 県産酒米安定確保支援事業費補助　161,730千円	商工労働観光部	産業経済交流課	A 提言の趣旨に沿って措置
（二戸市） 6．深刻な酒米不足と価格高騰に対する支援について 県内酒造会社の経営と酒造りの文化を守るため、次の事項について要望いたします。 ② 原材料米の安定的な確保を図るため、水田活用直接支払交付金の対象外となっている酒造好適米を生産する農家に対し、加工用米と同様に交付金を助成するよう国に要望すること。	国では、酒造好適米の安定供給を図るため、令和8年度予算概算要求において「コメ新市場開拓等促進事業」の支援対象に酒造好適米を追加したところですが、主食用米の価格高騰により、主食用米生産と比較して酒造好適米の価格がなお下回ることが見込まれることから、県では、令和7年9月及び11月に、国に対し、国内向け日本酒に使用される酒造好適米を「水田活用の直接支払交付金」の対象とするよう要望したところであり、今後も、国の動向を注視しながら、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（二戸市） 7．地域医療の充実及び医師確保について 住民が住み慣れた地域において、心身ともに健康で安心して暮らせるよう、二戸地域における医療体制の維持・確保について、次の事項について要望いたします。 （1） 県立二戸病院における高度医療体制の維持及び不在診療科の常勤医師の確保、並びに県北地域の周産期医療の拠点となる産婦人科体制の維持	現在の4つの周産期医療圏については、患者搬送や受療動向及び限られた医療資源を踏まえ、岩手県周産期医療協議会における協議を経て、平成20年4月に設定したところです。 久慈・二戸圏域では、県立久慈、二戸両病院を「県北地域周産期母子医療センター」として、機能分担と連携による診療体制で取り組んでいるところであり、二戸病院には常勤医5人を配置しています。 県としては、保健医療計画に基づき、安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	岩手県立病院等の経営計画（2025-2030）において、二戸病院を「カバーエリアの広さや地域の医療資源の状況等を踏まえ、急性期から回復期までの幅広い機能を他の基幹病院と連携して担う」病院として位置づけており、引き続き二戸圏域の基幹病院として、高度・専門医療を提供していきます。 県立二戸病院において、令和7年度に、複数の診療科に常勤医師を計4人増員を図ったところであり、引き続き、地域の医療ニーズ等を踏まえた診療体制が確保できるよう、関係大学への要望をはじめ、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めていきます。	医療局	経営管理課 医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（二戸市） 7．地域医療の充実及び医師確保について 住民が住み慣れた地域において、心身ともに健康で安心して暮らせるよう、二戸地域における医療体制の維持・確保について、次の事項について要望いたします。 （2） 県立一戸病院の診療体制・機能を維持するとともに、自殺予防や認知症対策、感染症対応等に対する支援の継続	県立一戸病院の精神科については、令和8年1月1日時点で7人体制としており、二戸病院の診療応援を継続する等、診療体制の維持に努めているところです。引き続き、奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいきます。 また、県立一戸病院においては、新興感染症の発生に備えて、令和6年3月に県（保健福祉部）との間で病床確保等に関する協定を締結しています。新興感染症発生時には協定に基づき、病床を確保し、入院患者を受け入れることとしています。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
（二戸市） 7．地域医療の充実及び医師確保について 住民が住み慣れた地域において、心身ともに健康で安心して暮らせるよう、二戸地域における医療体制の維持・確保について、次の事項について要望いたします。 （3） 医師不足解消及び医師の偏在是正に向けて、実効性のある対策を講じるよう国に対し要望すること。	県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和3年度以降に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化し、令和7年度に配置した186人の養成医師のうち、17人を二戸地域の医療機関に配置したところです。 また、県では、「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」をはじめ、様々な機会を捉えて、医師不足の解消と医師偏在の是正を国に要望しており、令和6年12月に国が取りまとめた「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」では、病院管理者になるための要件である医師少数区域での勤務経験について、対象となる医療機関に公的医療機関や国立病院機構等が追加されるなど、提言の一部が盛り込まれたところです。 今後も引き続き、医師確保・偏在是正に向けて実効性のある対策を実施するよう国に求めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（二戸市） 8．子育て支援の充実・強化について 次の事項について国に対し強く働きかけていただくよう要望いたします。 ① 全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。	本県のみならず全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
（二戸市） 8．子育て支援の充実・強化について 次の事項について国に対し強く働きかけていただくよう要望いたします。 ② 幼児教育・保育の保育料及び副食費の完全無償化を実施すること。	幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、副食費を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
（二戸市） 8．子育て支援の充実・強化について 次の事項について国に対し強く働きかけていただくよう要望いたします。 ③ 学校給食費の無償化については、令和8年度から確実に実施すること。また、実施にあたっては地方交付税措置ではなく、交付金等による別枠予算を確保すること。	学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。 本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度一般会計当初予算で措置したところです。 なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。 さらに、今般の国の取組の進め方や地方負担に関する対応等について、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議するよう全国知事会から強く求めたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助　2,823,779千円	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
（二戸市） 9．二戸駅周辺地区の基盤整備事業に対する国費の予算確保について 当市では、国家プロジェクトである東北新幹線開業に必要な用地の確保と良好な都市環境の整備を目的に、平成8年度から新幹線二戸駅周辺地区土地区画整理事業に取り組んでいます。 これまで国や岩手県の支援をいただきながら事業を進める一方で、計画区域が88.4haと大きく、また平成14年12月の東北新幹線開業に間に合わせるために、保留地処分金の多くを先行投資せざるを得ない状況であったことから、事業の長期化（令和6年度末の進捗率：62.7%）と財源の確保が課題となっています。 二戸駅東口周辺地区の基盤整備は、本市にとりまして、今後のまちづくりの核となるものであり、市民も早期完成を強く望んでおりますことから、引き続き、社会資本整備総合交付金、並びに都市構造再編集中支援事業の予算確保につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。	土地区画整理事業の着実な進捗が図られるように、引き続き、必要な予算の確保について、国に働きかけていきます。	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（八幡平市） 1．社会資本整備総合交付金予算の確保について 市民が安全で快適に生活するためには、道路・橋梁等の社会インフラの整備を欠くことができず、今後も長期間にわたり整備に係る事業への投資が必要な状況にありますが、近年、予算要望額に対して国費配分額の割合が低下している状況が続いているため、計画的な取組に支障が生じ、安定した予算確保が課題となっております。 地域の暮らしを守り活性化を図る道路予算の確保が喫緊の課題であり、更なる社会資本整備総合交付金の拡充を図ることが最も効率的かつ効果的な経済対策の施策となることから、重点的な予算確保について要望します。	県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望したところです。 また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進することなどを要望したところです。 引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの
（八幡平市） 2．公共交通機関の維持対策について 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関の維持確保のため、国において次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。 （1） バス路線の維持確保に係る財政支援の強化について 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における被災地特例の激変緩和措置の継続に加え、補助要件等の緩和や補助上限額の拡大等を要望しているところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。	県は、令和8年度政府予算提言・要望等において、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における被災地特例の激変緩和措置の継続に加え、補助要件等の緩和や補助上限額の拡大等を要望しているところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（八幡平市） 2．公共交通機関の維持対策について 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関の維持確保のため、国において次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。 （2） 地域が必要とするJRローカル線の維持について ① 鉄道ネットワークを国の交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。	JR線をはじめとした地方鉄道は、地域住民の移動手段としての役割だけではなく、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。 このため、県では、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、鉄道ネットワークは地方創生の観点からも重要であり、国の交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すことなどを要望しています。 県としては、引き続き、国への働きかけを行うとともに、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（八幡平市） 2．公共交通機関の維持対策について 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関の維持確保のため、国において次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。 （2） 地域が必要とするJRローカル線の維持について ② JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経過に鑑み、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。	JR線をはじめとした地方鉄道は、地域住民の移動手段としての役割だけではなく、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。 このため、県では、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うことなどを要望しています。 県としては、引き続き、国への働きかけを行うとともに、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（八幡平市） 2．公共交通機関の維持対策について 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関の維持確保のため、国において次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。 （2） 地域が必要とするJRローカル線の維持について ③ 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであることから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。	JR線をはじめとした地方鉄道は、地域住民の移動手段としての役割だけではなく、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。 このため、県では、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設することなどを要望しています。 県としては、引き続き、国への働きかけを行うとともに、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（八幡平市） 2. 公共交通機関の維持対策について 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関の維持確保のため、国において次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。 （2） 地域が必要とするJRローカル線の維持について ④ 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。	JR線をはじめとした地方鉄道は、地域住民の移動手段としての役割だけではなく、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。 このため、県では、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しています。 県としては、引き続き、国への働きかけを行うとともに、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（八幡平市） 3. 介護保険制度の充実強化について 過疎地の訪問介護事業所では、数年間赤字が続き、高齢者人口が減少に転じ利用者が減少し、収支は一層悪化し、事業の撤退を検討せざるを得ない状況にあります。実際、一部地域では現在サービス提供を休止している事業所もあり、希望するサービスを受けられない要介護者、いわゆる介護難民がでてきている状況です。 訪問介護サービスは、在宅生活を支える要といえるサービスであり、どのような地域に住んでいても必要なサービスを受けられるよう体制を整備していく必要があります。 よって、次の事項について要望します。 ① 保険料の上昇が抑制されるよう、持続的安定的な介護保険財政基盤を確立するため、介護保険法第121条に定める国の負担割合を引き上げること。	介護保険制度については、国に対して公費負担割合の見直しの検討など、地方公共団体等の負担軽減について継続して要望を行っているところです。 国では、「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」等保険者の責めによらない要因により生じる保険料の水準格差を全国ベースで平準化するため、調整交付金の算定区分を細分化し、調整交付金による調整機能の強化を図っています。 今後も、国に対し介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等の必要な要望を行っていきます。	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
（八幡平市） 3. 介護保険制度の充実強化について 過疎地の訪問介護事業所では、数年間赤字が続き、高齢者人口が減少に転じ利用者が減少し、収支は一層悪化し、事業の撤退を検討せざるを得ない状況にあります。実際、一部地域では現在サービス提供を休止している事業所もあり、希望するサービスを受けられない要介護者、いわゆる介護難民がでてきている状況です。 訪問介護サービスは、在宅生活を支える要といえるサービスであり、どのような地域に住んでいても必要なサービスを受けられるよう体制を整備していく必要があります。 よって、次の事項について要望します。 ② 居宅要介護者の在宅生活を支える訪問介護サービスについて、通所介護（及び地域密着型通所介護）事業所等から訪問介護員を派遣しサービスを提供できる等、既存資源を活用した新たなサービスの創設を早期に実現すること。	訪問介護等サービスについて、地域において必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、サービス提供体制を確保することは重要な課題であると認識しています。 令和8年度においては、通所介護事業所等の訪問機能の追加に係る支援のほか、事業所の休廃止に伴い生じた空白を埋める周辺事業所へ支援や、訪問介護事業所のサテライト設置への支援など、国が示すメニューの活用も見据え、取組を強化することとしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費　45,404千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（八幡平市） 4．一級河川の改修事業の促進について （1） 一級河川安比川浅沢地区について 事業着手から24年が経過しておりますが、進捗は50%余りとなっている現状であり、再度災害を懸念しているところです。 昨今は河道掘削した流用土による築堤の整備など実施していただいている状況ですが、更なる沿川の治水安全度の向上のため、河川改修事業の推進について要望します。	安比川については、平成13年度から浅沢地区河川改修事業として着手し、家屋の多い岩屋・岩木集落周辺を優先して整備を進めてきたところです。 令和7年度は、岩木工区において排水樋管工事や河道掘削を実施しているところです。沿川の治水安全度の向上が図られるよう、引き続き事業を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 治水施設整備事業費　1,432,506千円	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
（八幡平市） 4．一級河川の改修事業の促進について （2） 一級河川安比川小屋の畑地区について 本路線の整備にあたり、一部河川の水衝部となっている箇所があり、兼用護岸整備については多額の費用が見込まれることから河川付替えなど抜本的対策が望まれております。 このことから、市道鴨志田線の工事実施に伴い、河川改修等を含めた具体的な対策について要望します。	管内の河川改修事業については、近年浸水被害があった箇所や家屋等の資産が集中している区間を優先して実施することとしており、小屋の畑地区については、これまでの被災状況や周辺の土地利用状況、市道鴨志田線の事業進捗状況を勘案し、検討していきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
（八幡平市） 4．一級河川の改修事業の促進について （3） 一級河川松川について 河川改修などの総合的な洪水対策が必要ではありますが、住民生活安定ため、河道掘削などにより堆積土砂を撤去し、河川流下断面を確保することにより、洪水などの再度災害の防止対策を要望します。	松川については、平成29年度に平笠地区、令和2年度に松川温泉地区で河道掘削を実施しており、平成7年度は大更地区（平和橋附近）の河道掘削を実施しているところです。引き続き、定期的に河川巡視等を行い、家屋への浸水被害のおそれがある区間や緊急を要する箇所から、適切に河道掘削等を進めていきます。	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
（八幡平市） 5．一般県道八幡平公園線（八幡平樹海ライン）の早期復旧について 令和6年6月30日から7月1日の降雨の影響により、7月3日から道路陥没のため、蓬莱境から八幡平樹海ライン松川ゲートまでの区間が全面通行止めのまま継続している状況です。重要な観光道路の長期に渡る全面通行止めは、地域経済への影響が懸念されることから、早期復旧が実現されることを要望します。	八幡平樹海ラインの全面通行止め箇所は、地すべりの調査を踏まえた国との協議や専門家への意見聴取の結果、地すべりであることが確定し、道路災として事業採択されたところであり、現在、令和9年春の雪解け後の開通を目指して、復旧工事を進めています。 【令和7年度一般会計補正予算（第7号）で措置】 河川等災害復旧事業　2,909,251千円	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（八幡平市） 6. スキージャンプ施設の県営化について 八幡平市では、旧安代町、旧松尾村の時代からスキーを活用した地域振興に取り組んできましたが、選手の育成と施設整備に関しては、一体的に行うことが効果的であり、一つの自治体では取組に限界があります。 本県の特色を生かした競技として、選手発掘と育成に県を挙げて取り組むとともに、スケート場や登はん競技場、御所湖漕艇場等と同様に、矢神飛躍台についても県営で運営していただくよう要望します。	県では、県営スポーツ施設のみならず、矢神飛躍台のように、各市町村がその特色を生かして整備したスポーツ施設も組み合わせて活用しながら、トップアスリートの育成や競技人口の拡大に取り組んでいるところです。 特に、スキージャンプ競技については、矢神飛躍台の機能向上の支援のほか、小学校低学年から選手育成に取り組めるよう県営スキージャンプ場の整備を行うとともに、いわてスーパーキッズ発掘・育成事業プログラムにおいても、スキージャンプの体験プログラムを導入し、普及、育成・強化に取り組んできました。 今後の在り方について、矢神飛躍台については、その設置の趣旨やこれまでの経緯等を踏まえつつ、八幡平市としてのスキー競技の振興の考え方なども改めて確認しながら、県と市の連携・協働の方向性などについて検討が必要と考えています。	文化スポーツ部	スポーツ振興課	C 当面は実現できないもの
（八幡平市） 7. 特別支援学校の八幡平分教室の設置について 現在、八幡平市から特別支援学校の小学部・中学部・高等部に通う児童生徒は、学校の寄宿舎利用、保護者の送迎、公共交通機関利用、福祉有償運送利用など様々な方法で通学しており、特にも、登校に際しては、児童生徒の多くが保護者の送迎により登校しています。 特別支援学校への就学については、保護者の所得区分に応じて県から特別支援教育就学奨励費が支給され、通学に対する経済的な支援が行われていますが、保護者は毎日の長距離送迎に伴い就職先が制限されるなどの精神的負担も抱えています。 このことから、次の事項について強く要望します。 （1） 特別支援学校八幡平分教室の設置について ① 通学時間の短縮による児童生徒の身体的・精神的負担の軽減と保護者の長距離送迎の負担軽減が図られること	県教育委員会では、令和3年5月に策定した「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき、学びの場等の整備を進めており、同計画において、分教室の教育環境の充実については、各分教室の在籍児童生徒数や、設置されている小中学校の空き教室の状況を踏まえて、各市町村と連携を図りながら取り組むこととしています。 また、令和6年3月に策定した「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」においては、特別支援学校の整備に関する課題の整理と今後の方針の検討を行うこととしています。 八幡平市への分教室の設置については、インクルーシブ教育の理念を尊重しつつ、今後の児童生徒数の見通しや他地域における分教室の運営状況等も踏まえながら、特別支援学校の全体的な設置の在り方等も含め、総合的に検討していきます。	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
（八幡平市） 7. 特別支援学校の八幡平分教室の設置について 現在、八幡平市から特別支援学校の小学部・中学部・高等部に通う児童生徒は、学校の寄宿舎利用、保護者の送迎、公共交通機関利用、福祉有償運送利用など様々な方法で通学しており、特にも、登校に際しては、児童生徒の多くが保護者の送迎により登校しています。 特別支援学校への就学については、保護者の所得区分に応じて県から特別支援教育就学奨励費が支給され、通学に対する経済的な支援が行われていますが、保護者は毎日の長距離送迎に伴い就職先が制限されるなどの精神的負担も抱えています。 このことから、次の事項について強く要望します。 （1） 特別支援学校八幡平分教室の設置について ② 分教室の設置により市内小中学校と関りを持つ機会が増え、障害に対する理解が促進されること	県教育委員会では、令和3年5月に策定した「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき、学びの場等の整備を進めており、同計画において、分教室の教育環境の充実については、各分教室の在籍児童生徒数や、設置されている小中学校の空き教室の状況を踏まえて、各市町村と連携を図りながら取り組むこととしています。 また、令和6年3月に策定した「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」においては、特別支援学校の整備に関する課題の整理と今後の方針の検討を行うこととしています。 八幡平市への分教室の設置については、インクルーシブ教育の理念を尊重しつつ、今後の児童生徒数の見通しや他地域における分教室の運営状況等も踏まえながら、特別支援学校の全体的な設置の在り方等も含め、総合的に検討していきます。	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（八幡平市） 7. 特別支援学校の八幡平分教室の設置について 現在、八幡平市から特別支援学校の小学部・中学部・高等部に通う児童生徒は、学校の寄宿舎利用、保護者の送迎、公共交通機関利用、福祉有償運送利用など様々な方法で通学しており、特にも、登校に際しては、児童生徒の多くが保護者の送迎により登校しています。 特別支援学校への就学については、保護者の所得区分に応じて県から特別支援教育就学奨励費が支給され、通学に対する経済的な支援が行われていますが、保護者は毎日の長距離送迎に伴い就職先が制限されるなどの精神的負担も抱えています。 このことから、次の事項について強く要望します。 （1） 特別支援学校八幡平分教室の設置について ③ 今後、配慮を必要とする児童生徒の増加が見込まれることなどの理由から、他の児童生徒と同じように市内の学校に安全に安心して通学させるため、特別支援学校八幡平分教室の設置が早期に実現されること	県教育委員会では、令和3年5月に策定した「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき、学びの場等の整備を進めており、同計画において、分教室の教育環境の充実については、各分教室の在籍児童生徒数や、設置されている小中学校の空き教室の状況を踏まえて、各市町村と連携を図りながら取り組むこととしています。 また、令和6年3月に策定した「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」においては、特別支援学校の整備に関する課題の整理と今後の方針の検討を行うこととしています。 八幡平市への分教室の設置については、インクルーシブ教育の理念を尊重しつつ、今後の児童生徒数の見通しや他地域における分教室の運営状況等も踏まえながら、特別支援学校の全体的な設置の在り方等も含め、総合的に検討していきます。	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
（八幡平市） 7. 特別支援学校の八幡平分教室の設置について 現在、八幡平市から特別支援学校の小学部・中学部・高等部に通う児童生徒は、学校の寄宿舎利用、保護者の送迎、公共交通機関利用、福祉有償運送利用など様々な方法で通学しており、特にも、登校に際しては、児童生徒の多くが保護者の送迎により登校しています。 特別支援学校への就学については、保護者の所得区分に応じて県から特別支援教育就学奨励費が支給され、通学に対する経済的な支援が行われていますが、保護者は毎日の長距離送迎に伴い就職先が制限されるなどの精神的負担も抱えています。 このことから、次の事項について強く要望します。 （2） 特別支援学校への通学支援について 特別支援学校八幡平分教室の設置については、令和3年度から継続して要望しておりますが、実現するまでの間の措置として、八幡平市内又は八幡平市近郊までのスクールバスの運行実施及び現在実施しているスクールバスの運行区域の拡充について、特段の措置を講じること	特別支援学校においては、通学の利便性と保護者の負担軽減の観点から、一部の学校で通学バスの運行を実施しているところです。 通学に係る負担軽減への対応として、岩手県特別支援学校整備計画において「現状やニーズに対して柔軟に対応できるように有効かつ効率的な活用に向けて検討が必要」としていることから、地域や児童生徒の実情及び学校の課題等を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、通学支援の在り方について、多角的・総合的に検討していきます。 なお、広大な県土を有する本県における特別支援学校のスクールバスによる通学支援について、スクールバス購入費及び運行費（運行委託費を含む。）に係る財政措置の充実について、国に要望しているところであり、今後も引き続き、国への要望を行っていきます。	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（八幡平市） 8．県立高等学校の再編について 　地方創生の推進と地域での教育の機会均等を確保するため、次の事項について強く要望します。 　①　平舘高校が地域から期待される役割は、「地域を担う人材の育成」であり、地域との連携を強みとする高校を維持、存続することが極めて重要であることから、現在の「後期計画に記載される2年連続で20人以下となった場合に、翌年度から募集停止する」という基準を廃止すること。	県教育委員会では、令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の5つの柱として、「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」「地域や地域産業を担う人材の育成」などを掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からの御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向け、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（八幡平市） 8．県立高等学校の再編について 　地方創生の推進と地域での教育の機会均等を確保するため、次の事項について強く要望します。 　②　紫根染の研究や伝承など地域に根差した特色ある活動を担い、地域の即戦力となる人材を育成する家政科学科は、平舘高校の大きな魅力であるとともに、「フードデザイン」（食物調理）や「子どもの発達と保育」など、盛岡広域及び県北では唯一「家庭科」を重点的に学習できる学びの場であることから、「平舘高校の家政科学科を令和9年度から募集停止とする」方針を再考すること。	県教育委員会では、令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の5つの柱として、「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」「地域や地域産業を担う人材の育成」などを掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からの御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向け、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（八幡平市） 9. 県北振興の推進について 　持続的な発展を実現し、あらゆる世代がいきいきと暮らせるよう、県と管内市町村の連携のもと、着実かつ強力に県北振興を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。 　①　起業や新規就農、事業者の設備投資等への支援を充実するとともに、県北地域における企業誘致の取組を強化すること。	県では、地域経済の新たな担い手となる起業家の育成を支援するとともに、成長した起業家が次の起業家の成長を支援することで、県内において継続的に起業家が生み出される仕組みの構築に向け、県内の関係団体が参画して設立した「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」により、若者をはじめとする起業者の育成による経営人材の確保、起業・スタートアップの支援や、産業競争力強化法に基づき市町村が行う起業家への支援体制の強化等に取り組んでいます。 　また、令和7年度一般会計補正予算（第5号）において「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」を計上し、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」や、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」を新設し、事業者の生産性向上に向けた設備投資への支援を拡充したほか、「企業立地促進奨励事業費補助金」により固定資産投資に対する支援を行っています。 　なお、企業誘致に当たっては、市町村の意向を十分に尊重しつつ、連携して取組を進めているところであり、企業から用地提案の依頼があった際には、企業情報や提案条件を市町村に共有するなどし、一体となって企業誘致を推進していきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 　中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助　150,000千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　企業立地促進奨励事業費補助　744,140千円	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
	本県農業の持続的な発展には、地域農業の将来を担う新規就農者の育成が重要です。 　県では、国の新規就農者育成総合対策の就農準備資金や経営開始資金、経営発展支援事業等を活用し、新規就農者に対して、経営の早期確立に向けた支援や就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入支援などに取り組んでいるところです。 　今後も新規就農者が早期に安定した所得を確保し、地域の担い手として定着できるようソフト・ハードの両面から支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　いわてニューファーマー支援事業費　465,751千円	農林水産部	農業普及技術課 農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（八幡平市） 9．県北振興の推進について 持続的な発展を実現し、あらゆる世代がいきいきと暮らせるよう、県と管内市町村の連携のもと、着実かつ強力に県北振興を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。 ② 県北地域の基幹産業である農業の振興について、品種改良や生産技術の向上に向けた指導・支援を強化すること。	県では、本県の立地条件や気象特性を踏まえ、収量や食味に優れ、病気や冷害に強いなど、生産性・市場性の高い農作物の品種開発や選定を進めています。 特に、県北地域向けでは、令和7年度から、品質・食味に優れたオリジナル新品種「白銀のひかり」を本格生産しており、生産者等による栽培研究会を設立し、栽培マニュアルの普及による栽培技術の向上とともに、収量の安定的な確保に取り組んでいます。 また、生産技術の向上に向けては、スマート農業技術の普及や環境にやさしい栽培技術の導入を進めているほか、県北農業研究所に果樹部門を設置し、温暖化など気候変動を見据え、県北地域に適したりんごやももの優良品種の選抜や高品質安定生産技術の開発等にも取り組んでいるところです。 今後も、関係機関と連携し、地域の気象特性や高温などの気候変動に対応した品種の開発や生産技術の普及に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 北いわてグリーン農業人材育成事業費 2,609千円	農林水産部	農業普及技術課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（八幡平市） 9．県北振興の推進について 持続的な発展を実現し、あらゆる世代がいきいきと暮らせるよう、県と管内市町村の連携のもと、着実かつ強力に県北振興を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。 ③ 若者の地元定着や移住定住施策に対する支援を強化すること。	県では、今後も、若者の働く場の確保に向け、県北地域への企業誘致や地場企業の支援に取り組んでいくとともに、若年層の県内就職促進に向けて、小学生段階から県内の企業や産業状況を理解してもらい、生徒や学生自らが、将来のライフデザインを考えるためのキャリア教育を充実させていくことが重要であると考えています。 そのため、引き続き、小学生向けの企業見学会や中学生向けの職場体験活動、高校生向けの企業説明会、大学生向けの県内企業の魅力等を伝える講座などを実施し、若年層の県内企業への理解促進に取り組むほか、インターンシッププログラムの充実やSNSを活用した企業紹介などの企業の採用力強化に向けた支援を行っています。 また、若者のU・Iターンを促進するため、東京都内における移住フェア等を開催し、市町村や企業等と連携した魅力発信に取り組むとともに、首都圏等に設置する相談窓口による就職相談対応、就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」を活用した企業情報の発信、県外在住者を対象としたU・Iターン促進セミナーの開催、学生のインターンシップ活動の支援等を行い、将来の地元就職につなげる取組を進めています。 さらに、県が独自に実施する「いわて若者移住支援金」については、令和7年度限りで終了し、令和8年度からは、市町村との連携による全国からの若者・女性のU・Iターンを対象とした新たな移住支援金「いわて若者U・Iターン支援金」を創設し、U・Iターン支援を一層強化していきます。 今後においても、市町村や関係機関、広域振興局と連携しながら、地域の状況を踏まえた移住促進の取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて就業促進事業費 23,662千円 いわて暮らし応援事業費 22,575千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（八幡平市） 9．県北振興の推進について 　持続的な発展を実現し、あらゆる世代がいきいきと暮らせるよう、県と管内市町村の連携のもと、着実かつ強力に県北振興を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。 　④　御所野遺跡、十和田八幡平国立公園、漆産業など、地域の魅力ある資源を活用した広域観光の推進と県内外に向けた積極的なPRを図ること。	御所野遺跡や十和田八幡平国立公園、浄法寺漆については、県北地域の重要な観光資源であるとの認識の下、昨今、国内外から注目が高まっている「みちのく潮風トレイル」や「県北地域の観光施設」と組み合わせたモデルコースの設定や各種イベント等を活用した国内外への情報発信の強化に取り組んでいるところです。 　令和7年度は、市町村、観光関連事業者等と連携して、9月から11月までの3か月間、JR東日本の重点共創エリアの指定を受け、秋季観光キャンペーンを展開し、「祭り・文化」、「自然・絶景・紅葉」、「食・酒」などをテーマに首都圏を中心にプロモーションを実施し、誘客拡大、広域周遊の促進等に取り組みました。 　今後も、御所野遺跡を含む縄文遺跡群や八幡平など、自然・文化、スノーコンテンツ等の北いわての魅力ある地域資源を生かした、広域的な観光施策を推進するため、市町村や北東北各県等と連携しながら国内外からの観光客の誘客拡大や教育旅行の誘致拡大に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　みちのく潮風トレイル受入態勢強化事業　10,233千円 　いわて観光キャンペーン推進協議会事業費　25,909千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
（奥州市） 1．県南地域における周産期医療に対する支援について 　今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。 　つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 　①　県南地域における地域周産期母子医療センターが十分機能を発揮できるよう医師の配置を含めた人員体制の確保について支援すること。	地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模については、大学教授や医療関係団体等の専門家、市町村や消防などで構成する岩手県周産期・小児医療協議会において、県内の分娩数や、ハイリスク妊婦・新生児医療への対応、大学からの派遣医師を含む医療従事者の確保状況などを踏まえて議論し、その方針を定めています。今後においても、将来的な分娩数の推移や産科医・小児科医の確保状況などを踏まえ、岩手県周産期・小児医療協議会等の関係者の意見をいただきながら、議論していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
（奥州市） 1．県南地域における周産期医療に対する支援について 　今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。 　つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 　②　今後少子化が進む中、地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模について検討すること。	地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模については、大学教授や医療関係団体等の専門家、市町村や消防などで構成する岩手県周産期・小児医療協議会において、県内の分娩数や、ハイリスク妊婦・新生児医療への対応、大学からの派遣医師を含む医療従事者の確保状況などを踏まえて議論し、その方針を定めています。今後においても、将来的な分娩数の推移や産科医・小児科医の確保状況などを踏まえ、岩手県周産期・小児医療協議会等の関係者の意見をいただきながら、議論していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（奥州市） 1．県南地域における周産期医療に対する支援について 今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。 つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 ③ 二次保健医療圏外の医療施設で出産する妊婦に対する交通費や宿泊費の支援を維持するとともに、分娩待機のための宿泊施設の確保に努めること。	分娩取扱医療機関の減少を背景に、妊産婦の通院に係る負担は増大していると考えられ、この負担軽減が大きな課題となっています。 このことから、県では、令和2年度からハイリスク妊産婦が健診又は分娩のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を市町村と連携して支援しており、令和7年度からは、ハイリスクの有無に関わらず、妊婦1人当たりの上限額を10万円に引き上げたところです。 なお、分娩時における宿泊施設の確保については、患者のニーズを確認しながら、市町村と一体となって検討していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
（奥州市） 1．県南地域における周産期医療に対する支援について 今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。 つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 ④ 妊娠時の予期できない急変等に対し、早急かつ適切に対応するための医療提供の連携体制整備を進めること。	周産期の救急搬送を円滑に行うため、岩手医科大学への委託により「周産期救急搬送コーディネーター事業」を実施しているほか、胎児の心拍などの情報をリアルタイムで搬送先の病院に送信するモバイル型妊婦胎児遠隔モニターを各周産期母子医療センターに導入しているところです。 また、周産期における搬送や患者紹介時の迅速な医療提供や、ハイリスク妊産婦等への適切な保健指導を行うためには医療機関同士や市町村との情報連携が重要であることから、周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めているところです。 さらに、令和8年度一般会計当初予算では、母子保健対策費（周産期救急医療情報連携推進事業費）49,931千円を計上し、母体及び新生児の救急搬送時の連携を強化するため、医療用コミュニケーションアプリを活用して、救急現場の状況を共有しながら、救急隊や産科医療機関の間で情報連携を行う体制の構築に取り組むこととしています。 今後もこうした取組により関係機関の連携体制の整備に努め、より安全な周産期医療の充実に向けて取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 母子保健対策費（周産期医療対策費等）316,174千円（当該事業費の一部） 母子保健対策費（周産期救急医療情報連携推進事業費）49,931千円	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（奥州市） 2. 地域医療の充実について 公立病院については、地方における医師の偏在が顕著となっており、さらに医師の働き方改革により現状の医療体制を維持することが困難になることが懸念されています。 県としても医師不足により疾患別医療圏を再編せざるをえなくなっており、このことは当市の医師確保にも大きな影響を与えます。 特に胆江圏域の小児科については、医師の減少や高齢化などにより、従来の乳幼児集団健診を維持することが難しい状況となっており、平時の受診についても胆江圏域外の医療機関への通院を余儀なくされるなど保護者の負担が増しています。 つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 ① 医師の偏在対策を講じ市内の公立病院における医師確保を図ること。特に小児科医については常勤医師の確保を図ること。（継続して常勤医の維持に努めること。）	医師の確保については、「岩手県医師確保計画」を策定し、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。※ 胆江圏域の公立病院に奨学金養成医師を15人配置（胆沢10、江刺3、総合水沢1、まごころ1） 特に、確保が困難な産婦人科、小児科を選択した奨学金養成医師に対して、中小病院での勤務を免除し、専門領域での診療に専念できるよう配置特例を設けて、診療科を選択するインセンティブを付与しているほか、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科を指定する地域枠を設置しているところです。 これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでおり、令和7年度には、総合水沢病院に小児科医１人を紹介したところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（奥州市） 2. 地域医療の充実について 公立病院については、地方における医師の偏在が顕著となっており、さらに医師の働き方改革により現状の医療体制を維持することが困難になることが懸念されています。 県としても医師不足により疾患別医療圏を再編せざるをえなくなっており、このことは当市の医師確保にも大きな影響を与えます。 特に胆江圏域の小児科については、医師の減少や高齢化などにより、従来の乳幼児集団健診を維持することが難しい状況となっており、平時の受診についても胆江圏域外の医療機関への通院を余儀なくされるなど保護者の負担が増しています。 つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 ② 県立病院などの基幹病院から地域医療を担う市立病院などへの医師派遣について、長期間における派遣や救急、夜勤対応など、医療現場のニーズに応じた派遣体制とすること。	県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、奨学金養成医師については、令和7年度は、総合水沢病院1人、国保まごころ病院1人を含め、県内全ての二次保健医療圏の基幹病院等に計186人を配置したところです。 また、岩手県医師修学資金の義務履行においては、基幹病院に所属しながら週1回程度基幹病院以外の医療機関に応援診療する期間を設けており、現場の状況に応じて派遣しているところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	県立病院から市町村への診療応援については、地域医療を支える医療機関の支援を目的に、医師が不在の診療所等で、医師が充足されるまでの間の暫定的な応援や救急患者等の措置に伴う緊急の応援などの場合に市町村からの要請に基づき実施しているところです。 このうち、令和6年度における奥州市への診療応援件数は147件となっており、県立病院においても、市町村からの要請に基づき、医師の派遣に引き続き取り組んでいきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（奥州市） 2. 地域医療の充実について 公立病院については、地方における医師の偏在が顕著となっており、さらに医師の働き方改革により現状の医療体制を維持することが困難になることが懸念されています。 県としても医師不足により疾患別医療圏を再編せざるをえなくなっており、このことは当市の医師確保にも大きな影響を与えます。 特に胆江圏域の小児科については、医師の減少や高齢化などにより、従来の乳幼児集団健診を維持することが難しい状況となっており、平時の受診についても胆江圏域外の医療機関への通院を余儀なくされるなど保護者の負担が増しています。 つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 ③ 医療の地域格差解消及び医療資源の効率化に資するオンライン診療のさらなる活用を促進させるため、整備費用だけではなく、ランニングコストまで含めた財政的支援を講じること。	医療DXの進展に伴い、各自治体でデジタル田園都市国家構想交付金等を活用して整備した医療MaaSなどによる遠隔医療の普及は、医療過疎の地域に対する医療資源の確保につながることから、無医地区をはじめとした医療過疎地域においては、初期導入経費だけでなく、運営経費に対しても継続的な運営ができるよう、令和7年度国に対して財政支援を要望したところであり、引き続き、地域の医療体制の確保に向けて、取り組んでいきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（奥州市） 3．広域的な公共交通の維持対策について 　複数の市町を結ぶ広域的な公共交通の維持・確保のため、県と関係自治体が一体となり、路線バス運行を支える仕組を構築するとともに、次世代モビリティ移行を見据えた取組への支援等について、次のとおり要望いたします。 　①　地域の実情に即した県の財政支援を継続するとともに路線バス運行事業者の事業継続のための財政的支援について、国に対し働きかけること。	県では、広域バス路線の維持確保に向け、国庫補助に協調した補助や県単による運行欠損額への補助を行うとともに、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえ、補助要件の緩和等を実施しています。 　また、令和5年度からは、人口減少対策路線確保事業により、補助路線の廃止に伴う代替交通確保の取組を支援しているほか、広域生活路線維持事業を拡充し、事業者による運行継続が困難となった補助路線について、代替交通が確保されるまでの間、路線の廃止時期を延長するために生じる経費も補助対象としています。 　加えて、令和6年度からは、乗合バス事業者が行う運転士確保や採用活動、職場環境の改善等の取組に対する支援を実施しているところです。 　なお、国に対しては、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、各種補助金の要件緩和や補助上限額の拡大のほか、公共交通事業者への財政支援の実施等を要望しています。 　引き続き、市町村や関係機関等と連携し、地方財政措置の状況も勘案しながら、公共交通の維持・確保に必要な支援について検討していくとともに、国に対して支援の一層の強化が図られるよう働きかけを行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　バス運行対策費　249,827千円、地域バス交通支援事業費補助（広域生活路線維持事業）13,836千円、地域バス交通支援事業費補助（人口減少対策路線確保事業）37,110千円、乗合バス運転士確保対策費補助　17,220千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（奥州市） 3．広域的な公共交通の維持対策について 　複数の市町を結ぶ広域的な公共交通の維持・確保のため、県と関係自治体が一体となり、路線バス運行を支える仕組を構築するとともに、次世代モビリティ移行を見据えた取組への支援等について、次のとおり要望いたします。 　②　県が中心となり運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を把握し、関係市町村とともに持続可能な地域公共交通運営基盤を確立する仕組を構築すること。	県では、例年、個々の補助路線を対象に、国、県、市町村及びバス事業者を構成員とするバス路線活性化検討会を開催し、広域バス路線の課題を共有するとともに、利用促進策や再編の必要性などバス路線の維持に向けた検討を行っています。 　令和7年度からは、広域バス路線を含め地域の公共交通のあるべき姿の検討がスムーズに進むよう、市町村ごとにヒアリングを実施し、個々の状況に適した有識者の派遣、関係市町村間の調整やバス事業者との仲介など、きめ細かな取組を行っているところです。 　今後も、将来的に持続可能な地域公共交通サービスの確保に向けて、県としても、市町村や関係機関等と密接な連携を図りながら、広域的な見地からの調整等、必要な取組を実施していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　公共交通利用推進事業費　577千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（奥州市） 3．広域的な公共交通の維持対策について 　複数の市町を結ぶ広域的な公共交通の維持・確保のため、県と関係自治体が一体となり、路線バス運行を支える仕組を構築するとともに、次世代モビリティ移行を見据えた取組への支援等について、次のとおり要望いたします。 　③　運転士をはじめとする公共交通分野の人材不足を補うため、AIデマンドシステムや自動運転バスなどの次世代モビリティを支える技術革新を加速するよう国に働きかけること。	国内においても、自動運転レベル4の路線バス運行など、次世代モビリティの導入事例が出てきており、運転士不足等、地域公共交通が置かれている厳しい状況に対応していく上で、先進的な技術を導入していくことは非常に重要と考えています。 　県においては、国に対し、地域公共交通への効率的、効果的な輸送システムの普及に向けた支援の拡充・強化を求めているところであり、今後においても、御要望の趣旨を踏まえつつ、広域的な公共交通の維持確保が図られるよう要望を継続していきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（奥州市） 3．広域的な公共交通の維持対策について 複数の市町を結ぶ広域的な公共交通の維持・確保のため、県と関係自治体が一体となり、路線バス運行を支える仕組を構築するとともに、次世代モビリティ移行を見据えた取組への支援等について、次のとおり要望いたします。 ④ 次世代モビリティなどの先進的取組に対する継続的な補助制度の新設又は拡充について、国に働きかけるとともに、県においても継続的・長期的な補助制度を創設すること。	県では、国に対し、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、AIを活用した効率的な配車システムの導入等、地域公共交通機関におけるデジタル技術の活用に対する支援の拡充を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行っていきます。 なお、県では、地域公共交通活性化推進事業費補助により、市町村が行うデマンド交通等の実証運行など、運行システムの構築に必要な経費等を支援しているところです。 また、乗合バス事業者が補助路線を廃止した場合は、人口減少対策路線確保事業により、市町村による代替交通を確保する取組を支援しており、新たなシステム等を活用して再編した場合も補助対象としています。 デジタル技術の活用は、運転士不足等の地域公共交通をとりまく課題の解決に資する可能性があることから、先進事例を分析しながら、引き続き事業者や市町村と連携し、持続可能な公共交通の維持確保に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域公共交通再編・活性化推進事業費　14,190千円 地域バス交通支援事業費補助（人口減少対策路線確保事業）37,110千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（奥州市） 4．新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進について 農業の持続的な発展を進めるうえで、農業者が魅力あるコメ作りを実践できる体制を構築するため、次の事項について要望します。 ① 国が政策目標としている40代以下の農業従事者の拡大では、多様な担い手の確保は困難であり、過渡期として年齢上限を引き上げるなど支援の拡充を図ること。	「食料・農業・農村基本計画」では、サステイナブルな農業構造への転換に向け、親元就農や雇用就農の促進により、40代以下の担い手数について現在の水準を維持し、農業従事者における40代以下のシェアについて全産業並みに引き上げる目標が設定されたところです。 新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）においては、令和8年度から、65歳未満の認定新規就農者に対し、早期の経営発展に必要な農業用機械・施設を導入する場合等の事業費を補助する「地域農業構造転換支援対策・新規就農者チャレンジ事業」が新設されることとなり、新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業とは要件や補助率は異なりますが、50歳以上の認定新規就農者も活用可能となっています。 また、青年等就農資金（新規就農者向けの無利子資金制度）については、青年等就農計画の認定を受けることにより、65歳までの新規就農者も活用が可能です。 県では、令和7年6月に、国に対し、食料・農業・農村基本計画の推進に当たっては、食料供給の現場である地方の実状を充分踏まえるとともに、各施策の充実強化を図り、必要な予算を十分確保するよう要望したところです。 また、次世代を担う農業者の確保・育成を図る「新規就農者育成総合対策」について、交付対象者の年齢要件を緩和するよう要望したところであり、今後も、様々な機会を捉えて国に求めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてニューファーマー支援事業費　465,751千円	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
（奥州市） 4．新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進について 農業の持続的な発展を進めるうえで、農業者が魅力あるコメ作りを実践できる体制を構築するため、次の事項について要望します。 ② 農地の基盤整備の促進と併せ、作業効率と作業労力を軽減させるスマート農業を積極的に導入するため、対応機械の導入などに対する補助制度の大幅な拡充を図ること。	県では、令和7年6月、国に対し、農業農村整備事業関係予算の確保とともに、「農地利用効率化等支援交付金」及び「担い手確保・経営強化支援事業」について、必要な予算の十分な措置及び支援施策の拡充等を要望したところであり、今後も、様々な機会を捉えて要望していきます。	農林水産部	農業振興課 農村計画課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（奥州市） 4．新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進について 農業の持続的な発展を進めるうえで、農業者が魅力あるコメ作りを実践できる体制を構築するため、次の事項について要望します。 ③ 国では、平時からの食料安全保障を実現する観点から更なる輸出促進を図ることとしていることから、輸出用米を含む新規需要米の取り組みに対する直接支払交付金等の財政支援の拡充を図ること。	国では、令和7年4月に公表した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中においても、輸出の促進により食料供給能力を確保することとしています。 県では、国に対し、輸出用米生産において主食用米並の所得を確保できる仕組みを構築するとともに、こうした仕組みの実施に必要な予算を十分に措置するよう繰り返し要望を行ったところであり、今後も、様々な機会を捉えて国に要望していきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（奥州市） 5．ILC実現に向けた取組について 国際リニアコライダー（以下「ILC」）について日本が主導すべき国際プロジェクトとして位置づけ、国際的な議論を推進するなど、実現に向けた取組を進めるよう国への強い働き掛けについて要望します。 ① 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体でILCの実現に向けた取り組みを確実に進めること。	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。 先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。 今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費 92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（奥州市） 5．ILC実現に向けた取組について 国際リニアコライダー（以下「ILC」）について日本が主導すべき国際プロジェクトとして位置づけ、国際的な議論を推進するなど、実現に向けた取組を進めるよう国への強い働き掛けについて要望します。 ② 国際協力による加速器の研究開発費等の予算を引き続き確保すること。	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。 先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。 今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費 92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
（滝沢市） 1．子ども医療費助成制度の拡充について ① 助成対象者は、高校生等（18歳到達年度末）までとし、対象医療費は入院と入院外とすること。	各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
（滝沢市） 1．子ども医療費助成制度の拡充について ② 所得制限を撤廃すること。	各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（滝沢市） 2．県道の整備について （1） 主要地方道盛岡環状線の国道46号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間の早期事業化及び事業化されている箇所の整備促進。 〔要望箇所〕 ① 滝沢ふるさと交流館交差点の交通安全及び渋滞対策	滝沢ふるさと交流館交差点の交通安全及び渋滞対策については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路環境課 都市計画課	C 当面は実現できないもの
（滝沢市） 2．県道の整備について （1） 主要地方道盛岡環状線の国道46号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間の早期事業化及び事業化されている箇所の整備促進。 〔要望箇所〕 ② 滝向地区の線形不良箇所の改良	滝向地区の線形不良箇所の改良については、令和2年度に「滝向工区」として事業化し、令和7年度は用地補償を進めています。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
（滝沢市） 3．滝沢市IPUイノベーションパークの拡張について 岩手県立大学の周辺地域におけるIT関連産業集積を進めるため、滝沢市IPUイノベーションパーク運営協議会の主体として、イノベーションパーク拡張に向けた速やかな取組及び産業用地開発の支援策の充実を図ること。	滝沢市IPUイノベーションパークは、岩手県立大学のポテンシャルを生かした地域産業の開発力や競争力の向上を支えるIT開発拠点の形成を目指して、滝沢市、岩手県立大学及び県の3者が共同で整備・運営を進めてきたものです。 令和6年3月には、3者及び支援機関から構成される滝沢市IPUイノベーションパーク運営協議会において、令和10年度までの運営計画を策定しました。 本計画では、「パーク拡張に関する考え方」として所期の目的実現に資する中長期視点からパーク拡張の検討及び準備作業を開始するとしており、パーク拡張の概要や整備手法を定める整備計画の策定に向けて、滝沢市を含めた関係者による検討を進めています。 県としては、運営計画に掲げる「目指す姿」の実現に向けて、拡張も含めてパークが着実に発展していくよう、引き続き、滝沢市を含めた関係機関と密接に連携して取り組んでいきます。 また、県では地方自治体が行う産業用地の整備に対する支援の拡充等を国へ要望しているところです。 さらに、企業入居型施設の建設等への補助については、既存の制度の活用も考えられることから、引き続き、滝沢市及び岩手県立大学とともにパーク整備の所期の目的が達成されるよう取り組んでいきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（滝沢市） 4．農業の持続的発展に向けた対策について 本市の基幹産業である農業の振興及び持続的発展を図るため、基盤整備事業の優先的採択及び新市場開拓用米に対する支援の強化について特段の措置を講ずるよう国に対し要請すること。	国の農業競争力強化農地整備事業採択に当たっては、地域が目指す将来の営農計画の実現性など熟度・確度の高い計画の策定が重要であることから、地域の合意形成から採択に至るまでには一定の時間を要しますが、県では地域の合意形成における話し合いに参画するとともに、地域の意向を踏まえた計画づくりに取り組んでいます。 また、県では、ほ場整備を着実に進めていくため、ほ場整備事業に予算を重点化するとともに、国に対し、十分な予算を措置するよう毎年要望しており、今後も様々な機会を捉え働きかけていきます。 国では、令和7年4月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年に米の輸出量を39.6万トンまで増やす目標を掲げているところです。 県では、輸出用米等の販路開拓を進めながら、安定的に生産できる仕組みの構築が必要と考えています。このため、国に対し、国内の主食用米の価格動向等を踏まえ、主食用米並の所得を確保できる仕組みを構築するとともに、こうした仕組みの実施に必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 今後も、国の動向を注視しながら、必要な対策を要望していきます。	農林水産部	流通課 農村計画課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（雫石町） 1．医療的ケア児等の財政支援について 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行され、この中で、国・地方公共団体・学校設置者の責務が定められました。 このような中で、令和6年度に導尿を必要とする肢体不自由児が町立小学校に新一年生として入学することとなりました。このため、令和5年度においては手洗い場2箇所の改修工事を実施したほか、段差解消用スロープ、養護机、医療的ケアを行うためのベッドとパーティション等の備品を購入し、令和6年度においては、医療的ケア看護業務委託のほか、昇降口及び校庭へ下りるためのスロープ設置工事を実施しています。 また、令和7年度においては、引き続き、医療的ケア看護業務を委託し看護職員を配置しているほか、令和8年度には対象児童が3年生となり、教科専用の特別教室と進級による通常教室がある2階教室を使用することから、令和7年度中に階段昇降機の設置を実施する必要があります。 このようなことから、本町が岩手県教育振興計画に掲げる「共に学び、共に育つ教育」を推進し、医療的ケア児及び特別な支援を必要とする児童生徒を継続して支援していくため、国の補助金・交付金のほか、岩手県においても市町村に対する財政支援策を講じていただくよう要望いたします。	医療的ケア看護職員の配置に係る財政支援については、国の補助金を活用することにより、補助対象経費の3分の1が措置されるほか、地方負担分についても普通交付税措置が講じられているところですが、国の補助金について、学校や地域における支援体制整備の推進が図られるよう、十分な財政措置について、国に要望しているところです。（C） また、学校施設の改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、県教育委員会では、学校施設整備に係る自治体とのヒアリングなどを通じて、各自治体の実情や事業計画に応じた補助金制度の活用について情報提供や助言などを行っているほか、地域の実情に即した補助要件の緩和や補助率の引き上げを図るとともに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、十分な予算措置を講じることなどについて、国に対し要望しているところです。 今後も全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）	教育委員会事務局	学校教育室 教育企画室	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（雫石町） 2．空き家対策の支援について 空き家問題の解決に向けては多くの課題があり、国や県による対策の強化と市町村への支援措置の拡充等が必要と考え、以下の４点を要望いたします。 （1） 事業系空き家対策の制度構築 廃業した小売店、廃業した宿泊施設、マンション、工場などの事業系空き家は権利関係が複雑である場合が多く、また、物件規模も一般住宅に比べ大規模になることから、対策を講ずるには一市町村では財政的、人的負担が過大であるため、国と都道府県が連携して管轄し対応する制度を構築すること。	令和5年12月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律では、市町村の人的負担等の課題に対応するため、新たに空家等管理活用支援法人制度が創設され、市町村が指定した支援法人が空き家所有者への普及啓発、相談対応のほか、委託に基づく空き家管理を実施できるようになるなど、市町村や所有者へのサポート体制が図られたところです。 また、国の空き家対策総合支援事業では、令和6年度から、市町村が支援法人に補助等をする場合の費用が補助対象として拡充されたところであり、県では、改正法等に基づく新たな制度が空き家対策の推進に効果的なものになるよう制度の情報提供を行うなど国と連携して取り組んでいきます。	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
（雫石町） 2．空き家対策の支援について 空き家問題の解決に向けては多くの課題があり、国や県による対策の強化と市町村への支援措置の拡充等が必要と考え、以下の４点を要望いたします。 （2） 市町村に対する財政支援措置 空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家対策に対する補助の拡充及び事業要件の緩和を図ること。また、市町村が補助金を活用して空き家への対応を迅速に進められるよう、補助金申請等事務の簡素化を図ること。	県では、空き家の利活用による移住・定住に係る施策を推進するため、令和３年度に各市町村で整備する「空き家バンク」に登録された「空き家」を取得する費用について、市町村と協同して支援する制度を創設し、令和４年度には、改修に要する費用も補助対象に追加したほか、対象者に移住者を追加し、あわせて、子ども・子育て世帯に対する補助額の加算など制度の拡充を行いました。 また、国の空き家対策総合支援事業では、令和5年度に空き家の活用及び除却等に対する補助の拡充が行われたところです。 これらの補助金申請に当たっては、押印廃止など、市町村事業の実施に支障が無いよう手続の簡素化を図っているところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 若者・移住者空き家住まい支援事業費補助6,650千円	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
（雫石町） 2．空き家対策の支援について 空き家問題の解決に向けては多くの課題があり、国や県による対策の強化と市町村への支援措置の拡充等が必要と考え、以下の４点を要望いたします。 （3） 空き家所有者への助成に対する支援措置 空家等対策計画に基づき市町村が行う空き家の所有者への解体費用や利活用費用などの助成に対する財政支援の拡充及び事業要件の緩和を図ること。	国では、各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して情報が得られるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築しているところです。 県では、空家所有者と専門家団体とをマッチングさせる「空き家相談窓口」の設置や市町村担当者向けのセミナー等を実施しているほか、令和５年４月には市町村担当者向けに「岩手県空き家バンク利活用促進マニュアル」を作成したところです。 引き続き、市町村や関係機関と連携し、情報共有や技術的助言等、空き家の利活用や発生抑制の促進に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 住宅ストックリノベーション事業費9,983千円	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（雫石町） 2．空き家対策の支援について 空き家問題の解決に向けては多くの課題があり、国や県による対策の強化と市町村への支援措置の拡充等が必要と考え、以下の４点を要望いたします。 （４） 広域的で一体的な連携体制の構築 広域的かつ一体的に取り組むことで、より高い効果が期待できる管内市区町村を横断する空き家バンクのプラットフォームの構築、情報の共有、実態調査や計画策定への助言・技術的支援、専門職員の派遣、研修の実施など、市区町村の空き家対策を支援する取組を強化すること。	国では、各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して情報が得られるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築しているところです。 県では、空家所有者と専門家団体とをマッチングさせる「空き家相談窓口」の設置や市町村担当者向けのセミナー等を実施しているほか、令和５年４月には市町村担当者向けに「岩手県空き家バンク利活用促進マニュアル」を作成したところです。 引き続き、市町村や関係機関と連携し、情報共有や技術的助言等、空き家の利活用や発生抑制の促進に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 住宅ストックリノベーション事業費9,983千円	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
（雫石町） 3．道の駅「雫石あねっこ」の周辺整備について 地域経済がコロナ禍から力強く立ち直り賑わいを取り戻すとともに、アフターコロナにおける観光地の再生とさらなる交流人口の創出を図るため、以下の２点を要望します。 （1） 砂防公園全体のリノベーション 平成14年７月から使用しているオートキャンプ場について設備の老朽化が進んでいるほか、施設内に落石危険個所があり、一部サイトが利用できない状況にあります。また、キャンプサイトの区画サイズが家族利用を中心とするニーズに対応していない状況にあります。現在、現地の調査を実施していただき、当該施設における利用者の安全確保とサイトの区画整理に向けてご対応いただいておりますが、今後も引き続き「砂防公園全体のリノベーション」に向けてご尽力を賜りますようお願いします。	砂防公園のリノベーションについては、砂防公園は、平成10年度～平成13年度に地方特定河川等整備事業で公園を整備し、平成14年度から雫石町に管理していただいており、整備から約20年が経過しています。 県では、定期的に施設点検を行い、施設の損傷が確認された箇所については修繕を行ってきたところです。施設の更新・改修に当たっては、雫石町の意見を踏まえて「砂防公園のリノベーション」について検討を進めており、令和４年度からの公園外灯の改修に加え、令和５年度からはトイレを改修し、令和６年度には、公園外灯の改修及び防護柵の改修を行いました。 一部の落石危険箇所については、現在、仮設での対策を行い、隣接するキャンプ区画の利用を停止して利用者の安全を図っています。抜本的な対応については、雫石町の御意見も伺いながら令和６年度から落石防護柵調査設計を進め、令和７年度は詳細設計を行っており、キャンプ区画の利用者の安全確保に配慮した計画を推進していきます。 【令和８年度一般会計当初予算】 砂防設備修繕費　500,789千円等	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置
（雫石町） 3．道の駅「雫石あねっこ」の周辺整備について 地域経済がコロナ禍から力強く立ち直り賑わいを取り戻すとともに、アフターコロナにおける観光地の再生とさらなる交流人口の創出を図るため、以下の２点を要望します。 （2） 雫石川の河川整備 雫石川の河川環境については、週末には自然とのふれあいを求め釣りや散策、休憩の場として県民をはじめ多くの方々に利用いただいています。また、浅瀬を対岸まで渡れる夏季には親子連れの方が直接川に入って楽しみ、小さな子どもも安心して水遊びができる河川であると好評をいただいております。しかしながら近年多発する集中豪雨に対する護岸保護等安全対策を含め、利用者に対して一層の安心で快適な水辺環境を提供するために、「雫石川の河川整備」が必要となっております。	「雫石川の河川整備」については、道の駅周辺の河岸に大きな変化が無く安定していることから、引き続き、平常時及び出水後の河川巡視等により注視していくとともに、今後、河岸整備の必要が生じた場合には、砂防公園や道の駅の賑わい創出という観点を踏まえ、雫石町の御意見も伺いながら対応方針を検討していきます。	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（雫石町） 4．一般県道雫石東八幡平線（国道46号谷地交差点から上町交差点までの区間）の拡幅改良について 本路線は、西山地区から町中心市街地につながる大変重要なルートであり、町民の日常生活道路としてはもとより本町の地域防災計画においては「緊急輸送道路」に指定され、災害時の避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動において重要な路線と位置付けていることに加え、沿線には町立雫石診療所があり、救急車等の緊急車両がアクセスする主要路線となっております。また、付近には雫石小学校・雫石中学校・雫石高校が位置しており、多くの児童や生徒が利用する通学路となっております。 しかしながら、当該区間は全体的に幅員が狭小なことに加え、谷地地内には坂道かつ急カーブがあり、区間を通じて歩道が整備されていないため、特に冬季間の路面凍結時や道路脇への堆雪時において、車両の円滑な通行と歩行者の安全確保に支障をきたしております。 このため、地域住民からも早期の歩道設置実現を求める要望が寄せられており、国、県、町ならびに交通安全関係者が合同で実施している交通安全点検においても危険箇所として指摘を受け、「雫石町通学路交通安全プログラム」にて公表されている区間であります。 このことから、通学路の危険箇所への緊急安全対策として、これまでに道路敷地内の未舗装部の一部をアスファルト舗装とした歩行帯の確保や、路面標示の設置等を進めていただきましたが、引き続き地域住民の安心・安全と円滑な通行を確保するため、早期の拡幅改良及び歩道設置について要望いたします。	国道46号谷地交差点から上町交差点間の拡幅改良及び歩道設置については、早期の整備は難しい状況ですが交通量の推移や公共事業予算動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 なお、当該区間において、令和5年度から歩行空間の確保や路面標示を実施し、令和6年4月に完了しました。	県土整備部	道路建設課 道路環境課	C 当面は実現できないもの
（雫石町） 5．一般県道雫石東八幡平線（通称「よしゃれ通り」区間）の道路改良について 一般県道雫石東八幡平線のうち、雫石町中町交差点と上町交差点の区間延長約500m（通称「よしゃれ通り」）は、平成22年度に盛岡広域振興局土木部から県道雫石東八幡平線沿道整備計画検討業務「岩手県まちば再生支援事業」として、景観への配慮やまちなみ形成、地域の活性化施策と連動した道路改良とするため、地元商店主や住民等を集めワークショップを開催し、活性化の一つの手段として情報紙の発行や霊灯り等に取り組んだところです。 平成26年度以降は町単独で「よしゃれ通りまちづくり推進会議」及び「よしゃれ通り活性化委員会」を立ち上げ、盛岡広域振興局のご協力を得ながら、よしゃれ通りまちづくり推進会議にて協議を進め、令和3年度から「側溝蓋改修による歩道と車道のフラット化」、「除雪対策の徹底」、「歩道と車道の着色による明確化」など進めてまいりました。 今後においても、当該県道は老朽化による側溝蓋の破損が著しいことから、町が地域住民等関係者と地域の活性化及び安全確保の取り組みを継続することはもちろんのこと、県におかれましても、当該地域の現状を御理解いただき、継続して側溝蓋の改修を重点的に早期の道路改良を実現していただけるよう要望いたします。	「歩道と車道の着色による明確化」については、令和元年度に路面標示等を試行し、令和3年度には試行結果と地元の意見を踏まえながら、歩行空間にカラー舗装を実施しました。 また、「除雪対策の徹底」については、町、地元住民等関係者からの意見を踏まえ、連携を図りながら除雪を実施していきます。 「側溝蓋改修による歩道と車道のフラット化」については、令和4年度から側溝の改修に着手し、順次整備を進め、令和8年2月に側溝改修工事が完成しました。	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（雫石町） 6．水田政策見直しに伴う新たな支援制度の早期創設について 農業者は、これまで長きにわたり米の生産調整に協力しながら、水田活用の直接支払交付金を活用し農業経営を継続してきたところでありますが、この度国から示された令和9年度からの大幅な制度改正により、今後の農業経営の継続や地域農業の形態に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、短期的な補助制度の見直し・運用変更ではなく、生産者目線での長期的かつ十分な交付単価となる支援制度を創設するとともに、新制度へ移行する際に大きな混乱を招くことが無いように、農業者への十分な周知期間や制度の具体的な施策内容が早期に示されるよう、国に対し強い働きかけをお願いいたします。	県では、国に対し、水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることや、新たな制度について、具体的な見直し内容を早期に提示するとともに、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うことを要望しているところです。 あわせて、農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」や、農業者が安心して転換作物の生産に取組むための「水田活用の直接支払交付金」について、必要な予算を十分に措置するよう要望しているところであり、今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて国に働きかけていきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（雫石町） 7．農業者の経営継続支援について 本町ではここ数年、生産資材の価格高騰などの外的要因による農業経費激変の影響を少しでも緩和するため、国や県の交付金等を活用しながら農業経営者の経営継続を支援してきたところでありますが、依然として生産資材の価格高騰は続いており、国策レベルにおいて農家の経営継続支援を行うことが必須であると考えます。 つきましては、当面の間農家の経営継続のための継続的支援を講じるよう、国に対し強い働きかけをお願いいたします。	県では、燃料・資材等の高騰を踏まえ、令和7年6月、9月、12月に、国に対し、「施設園芸等燃料価格高騰対策」の恒久化と対象品目の拡充、「配合飼料価格安定制度」による配合飼料価格の高騰が続いた場合における農業者への補助金の十分な交付、「国内肥料資源利用拡大対策事業」の継続と必要な予算の十分な措置等を要望しています。 今後も、必要な対策について、国に求めるとともに、関係機関・団体と連携し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（雫石町） ８．次期「第３期県立高等学校再編計画（仮称）」について 県立雫石高等学校は、魅力ある教育活動を展開し、生徒が主体的かつ意欲的に学ぶことのできる環境づくりに取り組んでおり、持続可能な社会の創り手、地域や地域産業を担う人材育成の役割が期待されており、持続可能な地域づくりには欠かせない存在であります。 つきましては、次期「第３期県立高等学校再編計画（仮称）」について、以下の要望をいたします。 ① 本町において、雫石高等学校の存在が地方創生の推進に大きな役割を果たしていることから、１学級校の維持を継続すること。	令和３年５月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）（計画期間：令和３年度から令和７年度までの５年間）では、教育の質の保証と機会の保障という大きな柱や地域の学校を可能な限り存続させる方針を維持しつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる１学年１学級校を維持することとしているほか、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することとしています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和５年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和７年４月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の５つの柱として、「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」「地域や地域産業を担う人材の育成」などを掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。また、小規模校の在り方のビジョンについては、将来的な生徒数減少の状況や、教育の機会の保障と質の保証の観点を踏まえた教育条件の改善について、国の動向を注視しながら検討し、取り組むこととしています。現在策定中の「第３期県立高等学校再編計画」においては、１学年１学級校の存在が、高校を核とした地方創生の推進に大きな役割を果たしている地域において、所在する自治体等と連携することで教育活動の充実が図られている場合、１学年１学級校の普通高校については「地域校」として地域における学びを保障することとしています。この再編計画案については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からの御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向け、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。 【令和８年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（雫石町） ８．次期「第３期県立高等学校再編計画（仮称）」について 県立雫石高等学校は、魅力ある教育活動を展開し、生徒が主体的かつ意欲的に学ぶことのできる環境づくりに取り組んでおり、持続可能な社会の創り手、地域や地域産業を担う人材育成の役割が期待されており、持続可能な地域づくりには欠かせない存在であります。 つきましては、次期「第３期県立高等学校再編計画（仮称）」について、以下の要望をいたします。 ② 盛岡市内の高校への入学志願者の集中を緩和する新たな取組みを進めるとともに、小規模校の役割や在り方に重点を置くこと。	令和３年５月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）（計画期間：令和３年度から令和７年度までの５年間）では、教育の質の保証と機会の保障という大きな柱や地域の学校を可能な限り存続させる方針を維持しつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる１学年１学級校を維持することとしているほか、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することとしています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和５年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和７年４月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の５つの柱として、「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」「地域や地域産業を担う人材の育成」などを掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。また、小規模校の在り方のビジョンについては、将来的な生徒数減少の状況や、教育の機会の保障と質の保証の観点を踏まえた教育条件の改善について、国の動向を注視しながら検討し、取り組むこととしています。現在策定中の「第３期県立高等学校再編計画」においては、１学年１学級校の存在が、高校を核とした地方創生の推進に大きな役割をはたしている地域において、所在する自治体等と連携することで教育活動の充実が図られている場合、１学年１学級校の普通高校については「地域校」として地域における学びを保障することとしています。この再編計画案については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からの御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向け、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。 【令和８年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（雫石町） 8．次期「第3期県立高等学校再編計画（仮称）」について 県立雫石高等学校は、魅力ある教育活動を展開し、生徒が主体的かつ意欲的に学ぶことのできる環境づくりに取り組んでおり、持続可能な社会の創り手、地域や地域産業を担う人材育成の役割が期待されており、持続可能な地域づくりには欠かせない存在であります。 つきましては、次期「第3期県立高等学校再編計画（仮称）」について、以下の要望をいたします。 ③ 入学者数が2年連続して20人以下となった場合、原則として翌年度から募集停止とし、統合に向けた協議を行うとした取扱いを緩和すること。併せて、県立雫石高等学校においては令和6年度以降の入学者数は増加傾向にあります。今後も、岩手県教育委員会をはじめ関係団体及び企業との連携・協働を一層深めながら、雫石高等学校の魅力ある学校づくりの支援に向けて、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。	令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）では、教育の質の保証と機会の保障という大きな柱や地域の学校を可能な限り存続させる方針を維持しつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしているほか、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することとしています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の5つの柱として、「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」「地域や地域産業を担う人材の育成」などを掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。また、小規模校の在り方のビジョンについては、将来的な生徒数減少の状況や、教育の機会の保障と質の保証の観点を踏まえた教育条件の改善について、国の動向を注視しながら検討し、取り組むこととしております。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」においては、1学年1学級校の存在が、高校を核とした地方創生の推進に大きな役割をはたしている地域において、所在する自治体等と連携することで教育活動の充実が図られている場合、1学年1学級校の普通高校については「地域校」として地域における学びを保障することとしております。この再編計画案については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からのご御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向け、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（葛巻町） 1．北岩手・北三陸を横断する新たな広域道路ネットワークの整備促進について 県におかれましては令和3年6月に「岩手県新広域道路交通ビジョン」「岩手県新広域道路交通計画」を策定されており、これまで町が要望しておりました「北岩手・北三陸横断道路」について、将来的に高規格道路としての役割を期待する「構想路線」として「（仮称）久慈内陸道路」の名称で位置付けていただき、路線整備に向けた調査に着手いただいているところであります。 つきましては、三陸沿岸道路から東北自動車道へ接続する新たな広域道路ネットワークについて、その名称を「北岩手・北三陸横断道路」とし、関係市町村で構成する期成同盟会と連携を図りながら、県北・沿岸北部の地域住民の生活と経済を支える基幹道路として、整備に向けた作業を加速させ、早期に着工・整備されることを強く要望します。	令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「（仮称）久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。（A） また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧に意見交換しながら、検討を優先する葛巻町内の区間について、より詳細な地形図などを用いて、ルート検討の精度を上げていくなど、調査の熟度を高めていきます。（C） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（葛巻町） 2．持続できる酪農経営対策について 畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 ① 規模拡大志向の畜産農家が早期に規模拡大を図られるよう、地域農業計画実践等の施設整備・機械導入に係る関係予算を、地域の要望に応えた計画的な事業執行となるように重点的に配分すること。	県では、規模拡大志向の畜産経営体に対し、国庫事業（草地畜産基盤整備事業、畜産クラスター事業）や県単独事業（地域農業計画実践支援事業）の活用を支援し、畜舎や機械、草地造成など生産基盤の整備・強化に取り組んでいるところです。 令和7年度については、要望どおり予算配分しているところであり、今後も、国に対し、必要な予算を十分に確保するよう要望するとともに、畜産経営体の要望を踏まえた計画的な事業の実施に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 畜産基盤再編総合整備事業費 69,888千円 畜産競争力強化整備事業費補助 335,545千円 いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費 187,000千円	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
（葛巻町） 2．持続できる酪農経営対策について 畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 ② 粗飼料生産基盤の強化及び大区画化が図られるよう、農地の担い手への集積を進めるための事業を積極的に展開すること。	農地の集積について、県では、担い手への農地集積・集約化が円滑に進むよう、農地中間管理機構が配置した農地コーディネーターや、農業委員会の農業委員、農地最適化推進委員などによる農地のマッチング活動を支援するなど、「農地中間管理事業」の積極的な活用に取り組んでいます。 また、令和7年6月に、国に対し、農地の集積・集約化の促進に関係する予算の確保などを要望したところであり、今後も畜産経営体への農地の集積を進め、粗飼料生産基盤の強化に向け支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 農地中間管理事業 213,962千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（葛巻町） 2．持続できる酪農経営対策について 畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 ③ 新規就農者や畜産経営の担い手育成に向けた取組を進め、労働力負担軽減や経営の安定化を図ること。	畜産経営の新規就農者や担い手の育成について、県では、農協や町、県機関等で構成する「いわて酪農の郷サポートチーム」、「いわて肉用牛サポートチーム」において飼養管理や家畜衛生対策等の技術向上を支援しているところです。 また、労働力負担軽減や生産コスト低減に向けて、コントラクターや酪農ヘルパー利用組合等の外部支援組織の育成・強化とともに、畜産クラスター事業や地域農業計画実践支援事業等の活用により、省力化や効率化に資するスマート農業技術の導入を支援しており、今後も担い手の育成や労働力負担・生産コストの低減に向けて支援していきます。	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
（葛巻町） 2．持続できる酪農経営対策について 畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 ④ 新葛巻型酪農構想は、地域の先進モデルとなるリーディング牧場の創設や畜ふんバイオマスの利用を柱とする、これまでにない特徴を持つ計画であるため、県独自の補助事業を創設するなど、財政支援を強化すること。	新葛巻型酪農構想の実現に向けては、国産粗飼料の広域流通の促進に向けた情報提供によるマッチングや流通体制構築に努めるとともに、規模拡大志向農家の支援や外部支援組織の育成・強化を図り、リーディング牧場や畜産バイオマス施設の整備計画の検討、補助事業の導入などについて支援していきます。	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（葛巻町） 2．持続できる酪農経営対策について 畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 ⑤ 畜産物を含む食品中の放射性物質検査が早期に終了するよう、国に働きかけること。	令和2年3月に、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（ガイドライン）」が見直されたことを受け、県では、同年4月に全戸・全頭を対象とした牛肉の放射性物質検査から、県産牧草等を給与している「検査対象牛」のみの抽出検査に移行しました。 平成24年以降、と畜後の牛肉の放射性物質検査において基準値（100Bq/kg）を超える事例はありませんが、ごく稀に基準値の1/2以下ではあるものの放射性セシウムが検出されることや、県内において牛の生体移動や牧草流通が行われていることを踏まえ、安全・安心な岩手県産牛肉を供給し、ブランド価値を維持していくため、引き続き、牛肉モニタリング検査を実施していくこととしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費 26,078千円	農林水産部	流通課	C 当面は実現できないもの
（葛巻町） 3．林業の振興について 当町のまちづくりを支える林業振興を推進するため、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。 ① 指定施業要件で植栽本数が定められている保安林に対する森林整備事業の予算を増額確保すること。	指定施業要件の植栽本数が定められている保安林の森林整備については、森林整備事業や森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業などの国事業が活用可能であり、今後も、必要な予算の確保に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林整備事業費 527,246千円 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費 450,429千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（葛巻町） 3．林業の振興について 当町のまちづくりを支える林業振興を推進するため、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。 ② 林業労働力の確保を図るため、新規就業者や林業経営の担い手の育成に向けた取組を強化すること。	県では、「いわて林業アカデミー」を運営し、林業への就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援するとともに、（公財）岩手県林業労働対策基金と連携し、国の「緑の雇用」事業を活用しながら、林業技術の習得レベルに応じた実践力や指導力を高めるための研修に取り組んでいます。 また、林業経営体の育成に向け、専門家の派遣による技術指導を行うほか、令和7年度からは新たに、「意欲と能力のある林業経営体」の経営体質を強化するための体系的な人材育成研修に取り組んでいるところです。 さらに、盛岡地区独自の取組として、令和6年度から高校生等への新規就労対策及び若手林業従事者の技術や安全意識の向上を目的とした「盛岡地区安全伐倒競技・交流会」を実施しているほか、令和7年度はこの取組に加え、小中高生への森林・林業の理解醸成と魅力発信を目的とした「盛岡地区林業お仕事勉強会」を実施しました。 今後も、関係機関・団体と連携し、林業従事者が継続的かつ安定的に確保・育成されるよう取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて林業アカデミー運営事業費 53,634千円 岩手県緑の担い手確保・育成事業費 7,694千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（葛巻町） 3．林業の振興について 当町のまちづくりを支える林業振興を推進するため、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。 ③ 下刈りや除伐等の森林整備事業の予算を増額した上で、長期的、安定的に確保すること。また、カラマツの下刈りについて原則3年生以下が対象であるが、5年生以下までを対象とするよう制度を見直すこと。	再造林等により植栽した樹木の生育を促し、森林資源を造成していくためには、下刈や除伐等の保育作業を適時適切に行っていくことが重要と考えています。 県では、下刈りや除伐等の保育作業を促進するため、森林整備事業などにより、森林所有者等による森林整備を支援しているところです。 また、カラマツの4年生以上の下刈りについては、県に事前協議の上、必要と認められる場合は実施可能となっています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林整備事業費 527,246千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（葛巻町） 3．林業の振興について 当町のまちづくりを支える林業振興を推進するため、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。 ④ 急傾斜地であるなどの理由により、県森林作業道開設基準に規定する切土高以下での作業道開設が困難な山林において、森林整備補助金の活用が可能となるよう特例措置を設けること。	森林作業道は、間伐等による木材の集材・搬出や主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道路であり、安全性と経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設することが重要と考えています。 県では、森林作業道開設基準により、路線選定の留意点や、幅員、縦断勾配、切土及び盛土等の規格構造を定めており、急傾斜地など土地の制約等から必要な場合には、必要最小限の短区間に限り、縦断勾配を14° 以下とし、切土高を抑えることを可能としているほか、丸太組工等の簡易な施設を含め、森林整備事業等により森林作業道作設の支援を行っています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林整備事業費 527,246千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（葛巻町） 4．広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について 広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 （1） 国道281号 ① 城内小路地区の局部改良整備	国道281号の城内小路地区については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（葛巻町） 4．広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について 広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 （1） 国道281号 ② 町中心部流雪溝の抜本的改修整備	町中心部の流雪溝は、日常の道路パトロールや現地調査の結果を踏まえて、平成30年度から緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しており、令和7年度も継続して進めてきたところです。早期の抜本的改修整備は難しい状況ですが、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
（葛巻町） 4．広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について 広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 （1） 国道281号 ③ 繋～小屋瀬地区の歩道整備促進	歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（葛巻町） 4．広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について 広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 （2） 国道340号 ① 野中～大沢地区、小苗代地区及び日渡地区急カーブの改良整備	国道340号の野中から大沢地区、小苗代地区及び日渡地区の急カーブの改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（葛巻町） 4．広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について 広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 （2） 国道340号 ② 野中～大沢地区、泉田地区、西里～荒沢口地区の歩道整備促進	歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
（葛巻町） 4．広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について 広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 （3） 主要地方道一戸葛巻線 ① 一戸町姉帯～葛巻町尻高区間の改良整備	主要地方道一戸葛巻線の一戸町姉帯から葛巻町尻高区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（葛巻町） 4．広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について 広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 （3） 主要地方道一戸葛巻線 ② 垂柳地区、坂待屋地区急カーブの改良整備	垂柳地区及び坂待屋地区については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（葛巻町） 4．広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について 広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 （4） 山のみち地域づくり交付金事業（旧緑資源幹線林道事業） 林道安孫平糠線並びに鷹ノ巣鰻沢線の早期完成	葛巻町と一戸町を結ぶ安孫・平糠（やすまご・ひらぬか）線及び鷹ノ巣・鰻沢線（たかのす・うなぎさわ）線は、それぞれ令和9年度、令和14年度の完成を目指して工事を行っています。 引き続き、これら路線の早期完成に向けて工事を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 林道整備事業費　1,661,298千円	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手町） 1．北岩手・北三陸横断道路の整備促進について 令和3年6月、「岩手県新広域道路交通計画」に「構想路線」として位置づけていただいた、北岩手・北三陸を横断する（仮称）久慈内陸道路について広域移動を支える基幹道路として早期に整備・着工いただくとともに、同計画において「一般広域道路」に位置付けていただいた国道281号につきましても、将来的な高規格道路化を見据えた整備を強く要望いたします。	令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「（仮称）久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。（A） また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧に意見交換しながら、検討を優先する葛巻町内の区間について、より詳細な地形図などを用いて、ルート検討の精度を上げていくなど、調査の熟度を高めていきます。（C） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（岩手町） 2．空き家対策に関する支援について 国においては、空き家問題の解決に向けて、「空家等対策の推進に関する特別措置法」など関係法の整備等により対策が講じられており、また、地方自治体においては、地域の実情に応じて、空き家対策に関する独自の条例の制定、対策に取り組んでいるところであります。 しかしながら、空き家問題の解決に向けては多くの課題があることから、国、県による対策の強化と市町村への支援の拡充等を講じられるよう要望します。	国では、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律を施行し、空家等所有者の責務強化や管理不全空家への対策強化を図ったところです。 県では、いわて県民計画（2019～2028）において、空き家対策を推進することとしており、若者・移住者空き家住まい支援事業などの取組を市町村と連携して行っています。 引き続き、これらの取組を進めながら、市町村への情報共有や地域課題の情報収集などを通して、改正法に基づく新たな制度が効果的に活用されるよう取り組んでいきます。 また、令和7年度政府予算提言・要望において、空き家の利活用促進に向けた支援を要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 若者・移住者空き家住まい支援事業費補助（6,650千円）	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
（岩手町） 3．少子化対策のための子育て支援施策の充実・強化について 少子化対策のためには、子育て支援施策の更なる充実・強化を図り、仕事と子育ての両立を可能にする環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現する必要があります。 つきましては、保育士配置基準の改善などの処遇改善による抜本的な保育士確保対策や、幼児教育・保育に係る施設の老朽化に伴う建て替えや改修などの施設整備に対する財政措置の拡充をしてくださるよう要望します。 また、幼児教育・保育の完全無償化の早期実施や、保育所等を利用しない子育て世帯への支援制度の構築についても、更なる支援措置を講じられるよう要望します。	幼児教育・保育の質を向上し、不適切な保育等を防ぐため、更なる保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、公定価格の地域間格差を是正し地方での保育士確保が可能となる単価設定とするなど、保育士確保施策を強化するよう、国に要望しています。 また、保護者や子どもからのニーズに対応するため、保育所等の整備や、保育士確保の取組の充実・強化に向け、十分な財政措置を講じるよう、国に要望しています。 さらに、県においても、必要な保育士の確保を図るため、令和7年度、保育士修学資金の貸付け枠を、これまでの25人から45人に拡大したところです。 幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、在宅育児世帯等に対する支援制度を構築するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手町） 4．地域公共交通の維持と再編について 本町では令和3年度に「地域公共交通計画(2022-2026)」を策定しました。その中でコミュニティ交通として「あいあいバス」や「あいあいタクシー」を運行し、日常的な移動手段として不可欠なサービスとなっています。本年度は本計画の見直し時期を迎え、潜在的需要や地域の実情を踏まえ、既存の広域路線バスも含めて運行形態全体の見直しを進めているところです。 しかしながら、個別施策だけでは十分とは言えず、より効果的に持続可能な公共交通ネットワークを構築するのは町単独では限界があります。県全体として一体的・総合的な計画を策定し、将来像や共通課題を共有し、各市町村が連携・協力できる枠組みづくりが必要と考えます。 長期的かつ安定した公共交通を維持するため、広域連携による交通ネットワーク整備や新技術導入などに対する、さらなる支援措置を要望します。	交通ネットワーク整備のうち、バスについては、県では、例年、個々の補助路線を対象に、国、県、市町村及びバス事業者を構成員とするバス路線活性化検討会を開催し、広域バス路線の課題を共有するとともに、利用促進策や再編の必要性などバス路線の維持に向けた検討を行っています。 令和7年度からは、広域バス路線を含め地域の公共交通のあるべき姿の検討がスムーズに進むよう、市町村ごとにヒアリングを実施し、個々の状況に適した有識者の派遣、関係市町村間の調整やバス事業者との仲介など、きめ細かな取組を行っているところです。 今後も、こうした取組をはじめ、関係機関等との連携を密にしながら、地域公共交通の維持確保が図られるよう、必要な取組を実施していきます。 新技術導入支援については、地域公共交通活性化推進事業費補助により、市町村が行うデマンド交通等の実証運行等、運行システムの構築に必要な経費等を支援しているところです。 また、乗合バス事業者が補助路線を廃止した場合は、人口減少対策路線確保事業により、市町村による代替交通を確保する取組を支援しており、新たなシステムを活用して再編した場合も補助対象としています。 さらに、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、AIを活用した効率的な配車システムの導入等、地域公共交通機関におけるデジタル技術の活用に対する支援の拡充を要望したところです。 デジタル技術の活用は、運転士不足等の地域公共交通をとりまく課題の解決に資する可能性があることから、引き続き事業者や市町村と連携し、持続可能な公共交通の維持確保に取り組むとともに、国への働きかけを行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 公共交通利用推進事業費　577千円、地域公共交通再編・活性化推進事業費　14,190千円、地　域バス交通支援事業費補助（人口減少対策路線確保事業）37,110千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（岩手町） 5．農業資材の価格高騰等に関する支援について 農業経営は大きな影響を受け、生産農家にとっては既に自助努力の範囲を超えた状況が続いています。 また、中小規模農家にあっては物価高騰の影響が大きく、価格高騰が続く農業用機械の更新に係る負担も重く、機械の更新が困難となり離農する例も見受けられます。 本町は、県内有数の食料生産拠点としての重要な役割を担っています。今後も持続可能な農業経営と健全な農地を維持し、地域力の維持・増進に寄与できるよう、支援措置を講じられるよう要望します。	県では、燃料・資材等の高騰を踏まえ、令和7年6月、9月、12月に、国に対し、「施設園芸等燃料価格高騰対策」の恒久化と対象品目の拡充、「配合飼料価格安定制度」による配合飼料価格の高騰が続いた場合における農業者への補填金の十分な交付、「国内肥料資源利用拡大対策事業」の継続と必要な予算の十分な措置等を要望しています。 また、県独自に、化学肥料の使用量低減に必要な機械導入を支援する「肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助」、配合飼料の価格上昇分を支援する「配合飼料価格安定緊急対策費補助」、低コスト化や省力化に必要なスマート農業機械等の導入を支援する「スマート農業機械等導入緊急対策費補助」などを令和7年度一般会計補正予算（第5号）で措置したところです。 今後も、必要な対策について、国に求めるとともに、関係機関・団体と連携し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手町） 6．有害鳥獣対策に関する支援について 近年、農作物被害をもたらすニホンジカ、イノシシの生息範囲が拡大しております。さらには、ツキノワグマの目撃情報が住宅地周辺でも頻発しており、本町においても、対応件数が増加している状況にあります。現在、地元猟友会に協力要請し対応しておりますが、高齢化等による猟友会員の減少が懸念されています。本町でも担い手の確保のため、猟具の購入や資格取得費用などの助成を行っているものの、地域や町のみの対応には限界があります。 つきましては、有資格者の確保、人材育成などへの取り組みや活動に対し、更なる支援措置を講じられるよう要望します。	県では、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会の無料での開催、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえた狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催などに取り組んでいます。 また、経験の浅い狩猟者の技能向上のための研修会や、新たな捕獲の担い手を確保するため狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催しています。 平成27年度からは、狩猟者登録に係る狩猟税について、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者を免税対象に、有害鳥獣捕獲の従事者は1/2を減免する措置を講じています。 引き続き、狩猟者の技能向上支援や新規確保に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣捕獲等事業費（新規狩猟者の確保・定着促進事業）1,151千円 鳥獣行政運営費　28,350千円	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手町） 7．公立学校施設整備に係る国庫負担・補助について 本町では、生徒数の減少に伴い、令和10年４月の町内全中学校の統合による新設中学校の開校に合わせて、老朽化した学校給食センターと統合新設中学校の施設整備を計画し、令和８年度からの工事着手に向け事業を進めています。 国では、公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を国庫負担・補助により支援し、学校教育の円滑な実施を担保することとしています。 しかしながら、耐震化や学校統合など緊急性の高い事業が集中した結果、老朽化対策や脱炭素化、学校給食施設整備等を支援する交付金の予算枠が大幅に縮小され、今年度は昨年度の約1/3、一昨年度と比較すると約1/5にまで減少しました。 つきましては、公立学校施設整備に係る国庫負担、補助について、耐震化や学校統合など緊要性の高い事業について確実に認定又は採択するとともに、年度早々に事業着手できるように、内定・認定及び交付決定の早期化を図るよう要望します。 また、エコスクール認定の時期については例年３月下旬となっていますが、補正予算（案）等の事業前倒し申請の交付決定が3月中旬のため、ZEB（ゼロエネルギービル）加算が受けられないこととなります。脱炭素化の推進に資するためにも、認定申請時期を、補正予算（案）等の事業前倒しに対応した時期にも実施するよう要望します。	学校施設の改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、県教育委員会では、学校施設整備に係る自治体とのヒアリングなどを通じて、各自治体の実情や事業計画に応じた補助金制度の活用について情報提供や助言などを行っているほか、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、十分な予算措置を講じることなどについて、国に対し要望しているところです。 また、エコスクール・プラスの認定時期については、各自治体が施設整備を柔軟に進められるよう、国において補正予算に対応した時期にも追加募集・認定を行うこととされたところです。 今後も全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（紫波町） 1．介護保険「介護予防・日常生活支援総合事業」の事業費の上限額の撤廃、緩和について 介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防、生活支援等を行う事業ですが、要支援認定を受けている方のデイサービス、ヘルパー、ケアマネジメント事業を含んだものとなっています。 この事業の上限額は国が定めており、これを超えた場合は町が負担することとなっていますが、要支援者のデイサービス等の給付費の支給により、上限額に達している状況です。このことにより、重視すべき一般高齢者に対する介護予防の事業拡大が難しい状況となっています。 今後、少子高齢化が更に進行することが見込まれており、介護予防を充実させることは重要と考えておりますので、上限額の撤廃、緩和について国への働きかけをしていただきたく要望いたします。	介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における事業費の上限については、総合事業に移行した年度の前年度実績に、市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額とされているほか、特別な事由がある場合は、国に対する個別協議により承認された額の範囲内で上限の引上げが認められているところです。 県としましては、総合事業の事業費が上限額を超過し、かつ、上限制度の要件に該当する保険者に対しては、必要に応じて国に対する個別協議を勧めているところです。 今後につきましても、国の動向を注視しつつ、保険者に対する助言を行うなど、適切に対応していきます。 【令和8年度一般会計予算措置】 地域支援事業交付金　764,219千円	保健福祉部	長寿社会課	C 当面は実現できないもの
（紫波町） 2．社会資本整備総合交付金の財源確保と安定的な配分について 当町においては、農村部はもとより、町中央部においても社会基盤の整備が十分に行き届いているとは言えないのが実情であり、整備にあたっては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源として活用しております。 同交付金の不足は、自主財源の確保に苦慮している当町にとって、まちづくりや地域産業の振興、さらには町への定住などに大きな影響を及ぼすことが懸念されます。 つきましては、当町のまちづくりを計画どおり推進していくため、社会資本整備総合交付金の予算の確保と要望額に対する十分な配分を図っていただくことについて、国への強い働きかけをお願い申し上げます。	県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望したところです。 また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進することなどを要望したところです。 引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（紫波町） 3．緊急防災・減災事業債の延長について 緊急防災・減災事業債は、地方自治体が地域防災力の強化を図るうえで極めて重要な財源保障となっていますが、本制度は令和7年度をもって終了予定であり、防災・減災対策を計画的に進める上での不安要素となっています。 つきましては、地方自治体が引き続き防災・減災対策に計画的かつ安心して取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の制度を令和8年度以降も継続することについて県からも国へ強く要望していただきたく、お願い申し上げます。	県では、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、継続して防災・減災、国土強靱化の取組を実施していく必要があることから、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算に係る提言・要望において、令和8年度以降も、緊急防災・減災事業債を延長するよう要望したところです。 国からは、当該事業債について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長する方針が示されたところです。	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
	県では、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、継続して防災・減災、国土強靱化の取組を実施していく必要があることから、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算に係る提言・要望において、令和8年度以降も、緊急防災・減災事業債を延長するよう、要望したところです。 国からは、当該事業債について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長する方針が示されたところです。	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
	県では、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、継続して防災・減災、国土強靱化の取組を実施していく必要があることから、令和8年度政府予算に関する提言・要望において、令和8年度以降も、緊急防災・減災事業債を延長するよう、要望したところです。	県土整備部	県土整備企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
（紫波町） 4．公共施設等の適正管理に対する地方財政措置の拡充について 平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化、除却の事業に活用できます。また、一部交付税措置もあることから、公共施設等の見直しを計画的に推進していくためには非常に有効な地方債です。 しかし、本事業債は令和8年度までの時限的な事業債となっており、また、除却事業は、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の中で唯一、交付税措置が無い事業となっています。 こうしたことから、公共施設等適正管理推進事業債の活用期限を延長するとともに、除却事業も交付税措置の対象とすることについて、県からも国に対して強く要望していただきたく、お願い申し上げます。	公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）については、令和7年度から対象が拡充され、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業については地方交付税措置の対象となったところです。 また、令和8年度地方財政対策として、公営住宅等についても集約化・複合化等に伴う除却事業が追加されるところです。 令和8年度末で期限を迎える同事業債の期限延長については、今後、全国知事会等とも連携し、国に強く要望していきます。	総務部	財政課 管財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（紫波町） 5. 認定農業者における親元就農支援の充実について 岩手県内の農業においては、農業従事者の高齢化が進行しており、当町の認定農業者についても、高齢化を理由に認定の更新を行わない経営体が増加しており、このままの状況が続けば、将来的に多くの農地が有効に活用されず、耕作放棄地の増加につながることが懸念されます。 このような状況の中、親元就農は、既存の経営資源や技術を効率的に承継できる、極めて重要な担い手確保策であり、認定農業者の経営継続や地域農業の維持・発展を図るうえで、今後さらに推進していくべき取組であると認識しております。 つきましては、次世代への経営継承に際しては、一般企業から就農する場合、給与所得から農業所得への移行により、就農当初の所得が大幅に減少することが一般的ですが、親元で就農・経営継承を行う若者に対し、補助金や給付金などの経済的支援を拡充し、就農初期における経済的負担を軽減していただきますよう、強くお願い申し上げます。	県では、国に対し、次世代を担う農業者の確保・育成を図る「新規就農者育成総合対策」について、必要な予算を十分に措置するとともに、年齢要件の緩和や交付対象の拡充を要望しているところです。 新規就農者育成総合対策は、令和4年度から経営発展支援事業が新設され、就農後の経営発展のための機械・施設等導入する場合、親の経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画を立てることで補助対象とされたところです。 さらに、令和8年度からは、65歳未満の認定新規就農者に対し、早期の経営発展に必要な農業用機械・施設を導入する場合等の事業費を補助する「地域農業構造転換支援対策・新規就農者チャレンジ事業」が新設されることとなり、経営発展支援事業とは要件や補助率は異なりますが、50歳以上の認定新規就農者も活用可能となっています。 県では、県単独事業のいわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業により認定新規就農者等の機械・施設の整備を支援しているほか、（公社）岩手県農業公社においても新規就農スタートアップ支援事業により同様に支援しています。 今後も、地域と連携しながら、親元就農をはじめ多くの就農者が地域農業を支える担い手として定着するよう積極的に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費　187,000千円 いわてニューファーマー支援事業費　465,751千円	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
（紫波町） 6. 農業支援制度の見直しについて 現在、農業所得の不安定化や生産資材費の高騰が続く中、それらを販売価格に十分転嫁できず、多くの農業者が正当な対価を得られていない状況にあります。 さらに、現行の補助事業制度は申請手続が複雑かつ煩雑なため、特に小規模・中規模農家にとっては制度の利用が大きな負担となっており、必要な支援が現場に行き届かないという本末転倒な状況を招いています。 つきましては、このような課題を解決し、持続可能な農業の実現に向けて、品目に関わらず、生産性や品質の向上に積極的に取り組む農業者の所得が確実に確保されるよう、数量払いなどの方法で所得を支え、意欲ある農業者への支援制度の創設を要望いたします。 さらに、地域間の耕作条件の格差を是正するため、条件不利地域において、農業生産が確実に農業所得の確保につながる加算制度の創設についても併せて要望いたします。	農業経営のセーフティネットについては、収入の減少を補助する収入保険制度等にとどまり、資材価格の高騰に対応していないところです。 県では、国に対し、厳しい経営環境におかれている生産者の状況を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築などを要望してきたところであり、今後も、必要な対策について、国に求めるとともに、関係機関・団体と連携し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（紫波町） 7．盛岡南部幹線道路の県道昇格について 盛岡市から矢巾町を経由し紫波町に至る幹線市町道は、並進する直轄国道、補助国道を補完し、盛岡広域南部の通勤通学や物流、医療機関への救急アクセスなどの交通需要に対応していますが、厳しい地方財政状況により維持管理に苦慮しています。 つきましては、これら盛岡南部幹線道路は、3市町の市街化の進展や一般国道4号盛岡南道路の完成により交通環境が激変することが想定されることから、早期に県道昇格されますよう強く要望いたします。	県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
（紫波町） 8．国道456号の拡幅整備について 国道456号は、盛岡市を起点とし、北上川東部地区を縦断して宮城県登米市に至る長大な路線であり、その沿線地域においては、一定の企業集積が進み、産業集積の基盤確立を推進する路線として、また、内陸部と三陸地域を連絡する輸送路として重要な役割を果たしておりますが、未整備区間が多く、沿線住民の安全安心な通行を確保するための整備が必要となっております。 つきましては、児童生徒を含めた沿線住民の安全安心な通行の確保及び円滑な車両交通を確保するため、犬吠森地内の車道及び歩道拡幅と彦部地内の歩道設置及び歩道拡幅の整備促進を要望いたします。	犬吠森地内の車道及び歩道拡幅と彦部地内の歩道設置及び歩道拡幅については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の変化や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課 道路環境課	C 当面は実現できないもの
（紫波町） 9．県道228号佐比内彦部線（紫波町横町地区）の道路改築について 県道228号佐比内彦部線は、国道396号と国道456号を接続し、紫波町中心部から遠野市を経由して県沿岸部に結びつける路線であり、沿線住民のみならず他地域との交流を担う重要な役割を果たしています。 しかしながら、当町佐比内横町地区の一部区間においては狭隘かつ屈曲した箇所があることから、車両のすれ違いや令和4年に開校した小中一貫校紫波東学園のスクールバス運行にも支障を来しています。 つきましては、当該箇所の道路改築の整備促進を要望いたします。	佐比内横町地区については、令和7年度に「横町工区」として事業化し、道路詳細設計を行いました。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（紫波町） 10. 児童生徒の心のケア体制強化に向けたスクールカウンセラー配置と支援拡充について 当町では、県から派遣されているスクールカウンセラーにより一定の支援体制が整えられていますが、その勤務時間や相談機会の不足により、十分な支援が行き届いていないケースも見受けられます。 つきましては、児童生徒の心のケア体制を更に充実させるため、以下の施策について要望いたします。 （1） 小学校への配置拡充 現在、小学校へのスクールカウンセラーの配置率は依然として低く、多くの場合、隔週で数時間のみの勤務となっています。特に、いじめや発達障害など早期対応が求められる課題については、小学校段階から支援体制を整えることが重要です。 児童たちの心理的な不調や悩みを早期に把握し、適切な支援につなげるため、小学校へのスクールカウンセラーを優先的に配置するとともに、週1回以上の勤務時間体制を要望いたします。	スクールカウンセラーについては、文部科学省の方針を踏まえ、在籍児童生徒数のほか、生徒指導上の課題に関する諸調査の結果を基にして、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた配置に努めています。 令和7年度も、学校に配置している配置型スクールカウンセラーに加え、困難事例が発生した場合に対応するエリア型カウンセラーを盛岡教育事務所に3人配置し、柔軟かつ効果的な配置に努めているところです。 今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」等の補助事業による支援を継続して要望するとともに、盛岡教育事務所を通じて、紫波町の学校状況や支援ニーズを把握し、要請に応じた支援を行うなど、引き続き、児童生徒の心のケア等に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スクールカウンセラー等配置事業　313,845千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（紫波町） 10. 児童生徒の心のケア体制強化に向けたスクールカウンセラー配置と支援拡充について 当町では、県から派遣されているスクールカウンセラーにより一定の支援体制が整えられていますが、その勤務時間や相談機会の不足により、十分な支援が行き届いていないケースも見受けられます。 つきましては、児童生徒の心のケア体制を更に充実させるため、以下の施策について要望いたします。 （2） オンライン相談窓口の導入 気軽かつ迅速にアクセスできるオンライン相談窓口を設置することで、不登校児童生徒や保護者など、多様なニーズにも柔軟かつ効果的に対応できる体制の構築につながります。誰もが気軽に相談できる安心感のある環境づくりを推進するため、オンライン相談窓口の導入を要望いたします。	相談窓口については、県では教員やスクールカウンセラー等による対面相談のほか、24時間子供ＳＯＳダイヤル、ふれあいメール・電話、１人１台端末を利用した「こころの相談室」などの相談窓口を設置し、児童生徒が困ったときにいつでも相談できる体制を整えているところであり、今後もこれらの窓口の周知に努めていきます。	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（紫波町） 11. 新規就農者育成総合対策に係る対象年齢の引上げについて 当町の地域計画においては、将来的に地域農業の担い手となるのは、認定農業者のほか、集落営農組織等が大部分を占める状況にあります。 これらの集落営農組織は、定年退職後に農業を継いだ中高年層によって維持されてきた側面が大きいものの、近年の定年退職年齢の引上げにより、組織の継続的な運営が困難になりつつあります。 つきましては、従来の新規就農者の枠組みでは捉えきれない、意欲ある中高年層も支援対象に加えることで、より多様な人材の新規就農を促進し、地域農業の担い手不足の解消に繋げていくべきと考えることから、「就農時50歳未満」とされている対象年齢を、「就農時56歳未満」へ引き上げるよう、国に対して制度改正を求めるとともに、岩手県独自の支援策を検討するよう要望します。	県では、国に対し、次世代を担う農業者の確保・育成を図る「新規就農者育成総合対策」について、交付対象者の年齢要件を緩和するよう要望しているところです。 令和8年度からは、65歳未満の認定新規就農者に対し、早期の経営発展に必要な農業用機械・施設を導入する場合等の事業費を補助する「地域農業構造転換支援対策・新規就農者チャレンジ事業」が新設されることとなり、新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業とは要件や補助率は異なりますが、50歳以上の認定新規就農者も活用可能となっています。 今後も、地域と連携しながら、新規就農者の早期経営確立に向けて支援していくとともに、国に対し、引き続き支援の拡充について要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてニューファーマー支援事業費　465,751千円	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
（矢巾町） 1．一般国道4号「盛岡南道路」整備事業の促進に関する要望について 盛岡南道路は、町民・来訪者の利便性向上、矢巾スマートインターチェンジへのアクセス、岩手流通センターやプロロジスパーク盛岡などの物流拠点への円滑なアクセスによる「物流の道」、そして第三次医療施設である岩手医科大学附属病院への救急アクセスの強化など、県の医療拠点としての「医療の道」、県消防学校を防災拠点とした「防災の道」の、3つの大きな役割を担う「いのちの道」としての道路ネットワークを形成することにより、地域産業の活性化や雇用の創出に確実に結びつくものと期待するものであります。 本町といたしましては、本事業に全面的に協力してまいる所存でありますので、一般国道4号「盛岡南道路」の整備促進について、特にも渋滞緩和区間及び救急アクセス強化区間の2区間において優先的な整備を強く要望するとともに、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、御要望の盛岡南道路を含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 盛岡南道路については、令和7年度は道路設計を進めると国から聞いており、事業推進が図られるよう、今後も国へ働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
（矢巾町） 2．矢巾町道中央1号線及び矢巾町道西部開拓線の県道昇格に関する要望について 町道中央1号線は、本路線沿いに岩手医科大学附属病院、県立療育センター等が開設されて以降、県全域から訪れるための交通量が増加し、県民にとって重要な広域路線となっております。 また、町道西部開拓線は、盛岡市から紫波町を経由し一般国道4号に至る重要な路線であり、県中央部と北上方面や秋田方面を結ぶ、物流等の県内産業、盛岡圏と花巻、北上圏との地域間交流を図る重要な広域路線となっております。 つきましては、県民の安全、安心な暮らしの確保と県内の産業振興のためにも、広域的な需要の高い本二路線について、早期に県道昇格されますよう強く要望いたします。	県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（矢巾町） 3．水田政策の転換に伴う生産現場への配慮に関する要望について 国においては、水田政策について、令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始することとされており、本県においても、いわて農業生産強化ビジョンが令和7年度中に策定され、品目ごと、地域ごとの展開方向が定められ農業政策を進めていくものと想定されております。良好な水田地帯である当町において、水田活用の直接支払交付金は農業者の基幹的な収入の一部となっていることから、農業者や生産現場に混乱を招くことのないよう、きめ細かな情報提供に努めていただき、生産現場が段階的に見直しに対応できるよう十分な配慮を行うことについて要望いたします。	県では、国に対し、水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることや、新たな制度について、具体的な見直し内容を早期に提示するとともに、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うことを要望しているところであり、地域農業再生協議会を通じて、きめ細かな情報提供に努めていきます。 また、農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」や、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むための「水田活用の直接支払交付金」について、必要な予算を十分に措置するよう要望しているところであり、今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて国に働きかけていきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（矢巾町） 4．介護・福祉事業者の人材確保支援に関する要望について 介護・児童に係る福祉施設事業者では、その業務内容等により従来から専門職の確保、定着が難しく、人口減少に伴う就労者人口の減少も相まって全国的に専門職の確保等が課題となっております。 さらには専門職の人材が、財政面や生活、就労などの諸条件において、地方と比べて優位な大都市圏へと流出し始めている状況です。 福祉・介護サービス基盤を整備するために、県に設けられている「地域医療介護総合確保基金」の拡充を国へ働きかけ、地域の実情に合わせた介護や福祉事業者への人材確保等のための直接的な支援を要望いたします。	高齢化の進展への対応や地域包括ケアのまちづくりを進めるに当たり、福祉・介護サービス基盤の整備や介護福祉人材の確保は重要な課題であると認識しています。 そのため、県では、介護人材の「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の観点から、介護福祉士修学資金の貸付、求職者と求人側のマッチング支援、人材定着を促進するセミナーの開催、介護テクノロジーの導入支援などに取り組んでいるほか、介護の仕事に対する理解促進に資する事業や新任職員の研修費用への補助を行うなど、市町村や関係団体等の取組を支援しています。 また、国に対して、地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保や介護人材の処遇改善の継続的な実施のほか、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と必要なサービスの提供に向け、適切な水準の介護報酬の設定や公費負担割合の見直しの検討を行うよう引き続き要望していきます。	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（矢巾町） 5．3歳未満児幼児教育・保育利用料、副食費及び給食費の無償化に関する要望について エネルギーや食料品価格の物価高騰により将来的な経済不安が続き、少子化と人口減少が急速に進んでいる中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや子育て世帯への支援は、本町のみならず、国や県の重要施策となっております。 小中学校における給食の無償化についても同様であり、全国における市町村格差を広げないためにも、国策として出産・子育てに対する不安を払しょくし、また、昨今の物価高騰による家計への圧迫を解消するためにも、誰もが安心できる国主導による子育て世帯に対する幼児教育・保育及び給食の無償化の実現について要望いたします。	幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、副食費を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
	学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。 本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度一般会計当初予算で措置したところです。 なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。 さらに、今般の国の取組の進め方や地方負担に関する対応等について、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議するよう全国知事会から強く求めたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助　2,823,779千円	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
（西和賀町） 1．一体型による新たな「道の駅」の整備について ハード・ソフトの両面で大きな役割を果たす戦略的なプロジェクトとして位置づけているものが、将来的な「道の駅」登録を目指している「複合拠点施設」に係る整備構想であり、次期総合計画における重要な柱となるプロジェクトであります。 当該施設は、単なる「ハコモノ」整備にとどまらず、地元産品の販路拡大、新たな雇用の創出、観光客誘致による交流人口の増加など、町の外から新たな人の流れや需要を呼び込み、地域内の経済循環を拡大させることを狙いとしております。このプロジェクトを効率的に進め、効果的な運用・運営を行っていくためには、できるだけ早期の段階から道路管理者との役割分担による「一体型」での道の駅登録を前提とした基本構想及び基本計画の策定を進めたいと考えており、岩手県との緊密な連携のもと、事業を推進していくことを町として強く望んでおります。 本町が置かれている状況や直面している諸課題に適切に対応し、持続可能なまちづくりを進めるための拠点として、一体型による新たな道の駅整備につきまして、岩手県の特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。	道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的とした、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」を併せ持つ施設です。 西和賀町にある道の駅錦秋湖については、道路管理者である県が駐車場、トイレ、道路情報提供施設、休憩施設を、町が地域振興施設を整備する一体型として設置し、これまで多くの道路利用者にサービスを提供するなど、その機能を発揮し大きな役割を果たしてきたと認識しています。 県としましては、一体型による新たな「道の駅」の整備について、既存道の駅との役割分担や、今後西和賀町において検討が進められる基本構想・基本計画の内容、及び道路利用者の状況等を踏まえ、支援の在り方等について検討していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 2.「いわて留学」制度の充実・取組強化について 県立西和賀高等学校（以下「西和賀高校」）につきましては、今年度入試において定員増の措置を講じていただきましたことに、あらためて感謝申し上げます。 本町といたしましては、2学級化をゴールではなく新たなスタートラインと捉え、現在策定中の「第3次西和賀町総合計画」において、「高校魅力化による地方創生の推進」を当該計画期間における重点戦略の一つとして掲げ、取組を一層強化していく所存であります。 その一環である「いわて留学」は、年々入学生徒が増加している一方、その多くが初めて親元を離れて生活する生徒であることから、「学び」と「暮らし」の両面にわたる支援が極めて重要であります。 いわて留学を一層推進していくためには、入口である生徒募集から出口の卒業に至るまで、県全体としての制度設計や受入れ自治体への包括的な支援体制の充実・強化が急務であり、県の主体的な役割が極めて重要であると考えております。 また、県組織におかれましては、教育委員会部局の対応にとどまらず、部局横断的な連携体制を構築のうえ、市町村に対する総合的な支援や対応に努めていただき、いわて留学の取組成果を確実なものとするとともに、その評価を県組織全体で共有できる環境づくりについても特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。	令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）では、教育の質の保証と機会の保障という大きな柱や地域の学校を可能な限り存続させる方針を維持しつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしているほか、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することとしています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の5つの柱として、「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」「地域や地域産業を担う人材の育成」などを掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。また、小規模校の在り方のビジョンについては、将来的な生徒数減少の状況や、教育の機会の保障と質の保証の観点を踏まえた教育条件の改善について、国の動向を注視しながら検討し、取り組むこととしています。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からのご御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向け、本県における県立高校教育のよりよい在り方について、慎重に検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円 いわて高校魅力化推進事業費（協働体制推進事業費） 6,584千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（西和賀町） 3. JR北上線の維持・存続について 広域的な交流や産業活動の活性化、定住人口の維持・拡大等を図るうえで、重要な基盤となっており、今後も、奥羽本線と東北本線・東北新幹線をつなぐ動脈として、同線の果たす役割は極めて大きく、令和6年度のJR北上線全線開通100周年記念の様々なイベントにより機運も醸成され、改めて路線の維持・存続は沿線住民からも強く望まれていることから、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。 ① 鉄道ネットワークを国の交通施策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。	JR線をはじめとした地方鉄道は、地域住民の移動手段としての役割だけではなく、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。 このため、県では、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、鉄道ネットワークは地方創生の観点からも重要であり、国の交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すことなどを要望しています。 県としては、引き続き、国への働きかけを行うとともに、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 3．JR北上線の維持・存続について 広域的な交流や産業活動の活性化、定住人口の維持・拡大等を図るうえで、重要な基盤となっており、今後も、奥羽本線と東北本線・東北新幹線をつなぐ動脈として、同線の果たす役割は極めて大きく、令和6年度のJR北上線全線開通100周年記念の様々なイベントにより機運も醸成され、改めて路線の維持・存続は沿線住民からも強く望まれていることから、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。 ② JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算　路線を含めて事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経緯に鑑み、地方にその負担を押し付けることなく、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。	JR線をはじめとした地方鉄道は、地域住民の移動手段としての役割だけではなく、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。 このため、県では、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うことなどを要望しています。 県としては、引き続き、国への働きかけを行うとともに、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（西和賀町） 3．JR北上線の維持・存続について 広域的な交流や産業活動の活性化、定住人口の維持・拡大等を図るうえで、重要な基盤となっており、今後も、奥羽本線と東北本線・東北新幹線をつなぐ動脈として、同線の果たす役割は極めて大きく、令和6年度のJR北上線全線開通100周年記念の様々なイベントにより機運も醸成され、改めて路線の維持・存続は沿線住民からも強く望まれていることから、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。 ③ 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであり、 路線ごとに採算を合わせる必要はないことから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。	JR線をはじめとした地方鉄道は、地域住民の移動手段としての役割だけではなく、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。 このため、県では、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設することなどを要望しています。 県としては、引き続き、国への働きかけを行うとともに、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（西和賀町） 3．JR北上線の維持・存続について 広域的な交流や産業活動の活性化、定住人口の維持・拡大等を図るうえで、重要な基盤となっており、今後も、奥羽本線と東北本線・東北新幹線をつなぐ動脈として、同線の果たす役割は極めて大きく、令和6年度のJR北上線全線開通100周年記念の様々なイベントにより機運も醸成され、改めて路線の維持・存続は沿線住民からも強く望まれていることから、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。 ④ 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面での支援を行うこと。	JR線をはじめとした地方鉄道は、地域住民の移動手段としての役割だけではなく、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。 このため、県では、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しています。 県としては、引き続き、国への働きかけを行うとともに、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 4．生活交通バス路線運行維持対策について 本町は、高齢化率が県内一高く、民間のタクシー事業者も少ない交通事情であることから、今後更に進む高齢者の運転免許返納への対応も喫緊の課題であります。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望いたします。 （1） 県単補助事業の継続 県単補助「人口減少対策路線確保事業」について、令和8年度以降も事業の継続をすること。	県では、令和5年度に創設した「人口減少対策路線確保事業」により、市町村に対し、乗合バス事業者が広域的な補助路線を廃止した場合に代替交通を確保する取組を支援しているところであり、本制度の運用を含め、引き続き、地域公共交通の維持・確保に向けた検討を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域バス交通支援事業費補助（人口減少対策路線確保事業） 37,110千円	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
（西和賀町） 4．生活交通バス路線運行維持対策について 本町は、高齢化率が県内一高く、民間のタクシー事業者も少ない交通事情であることから、今後更に進む高齢者の運転免許返納への対応も喫緊の課題であります。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望いたします。 （2） 市町村が行う交通手段確保施策への支援 市町村が地域の実情に応じて行う交通手段の確保施策に係る支援を拡充すること。	市町村が行う交通手段確保施策に対しては、西和賀町も活用されている「人口減少対策路線確保事業」のほか、「地域公共交通再編・活性化推進事業費補助金」により、コミュニティバスやデマンド交通の実証運行に要する経費等に補助を行っており、令和7年度は当該補助金の予算を拡充し、利便増進実施計画の策定支援を強化したところです。 なお、地域内公共交通への財政支援の拡充に向け、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、「地域内フィーダー系統確保維持費補助」の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を要望しています。 今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図ることができるよう、必要な支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域バス交通支援事業費補助（人口減少対策路線確保事業） 37,110千円、地域公共交通再編・活性化推進事業費 14,190千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 5．上下水道事業の維持管理対策について 広範な給排水区域を管理する当町の上下水道事業は、人口減少や生活様式の変化による使用量及び料金収入の減少や、老朽化等による施設設備の更新需要の増加など事業経営は非常に厳しい状況にあり、今後さらに悪化すると予測されます。 また、高度な知識や豊富な経験が必要とされる上下水道事業ですが、職員の確保についても喫緊の課題と捉えております。 令和5年3月に策定された「岩手県水道広域化推進プラン」による本町における広域連携メニューは、企業会計システムの共同利用に留まり、事業経営の抜本的解消には未だ課題を残すものと考えられます。 今後県内の居住地により格差が広がる可能性が高い状況を踏まえ、将来を見据えた「経営」視点の重要性を鑑み、「県・市町村協働」、「官民連携」などによる事業効率化を推し進めることを念頭に、高いレベルでの事務作業を補完する新たな第三者組織の立ち上げを県主導で推進していただきたい。	上下水道事業を取り巻く環境は、急速な人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化による更新需要の増大、職員数の減少による人手不足など全県的な課題であると、十分認識しているところです。 上水道事業においては、平成30年の水道法改正で、上水道の基盤強化や広域連携に関する事項が盛り込まれ、県では令和5年3月に岩手県水道広域化推進プランを策定し、民間への業務の共同委託の実施等を希望する事業者に対して検討の場を設け、導入スケジュールの策定や事業者間の調整を行うなど取組を支援し、沿岸南部地域や県北の一部地域では業務の共同委託の実現につながったところです。 また、事業者の経営戦略の改定を支援するため、経営・財務マネジメントのアドバイザー派遣を行っているほか、全国の先進的な取組事例の収集や情報提供なども行い、事業者を支援しているところです。 引き続き、こうした取組により、上水道の基盤強化に向けた取組を支援するほか、次期計画の策定に当たっては県内の上水道事業における課題に対し、事業者等の意向も踏まえながら取組方針を検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 水道基盤強化事業費　4,277千円	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
	下水道事業においては、令和4年8月に岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画を策定し、効率的かつ持続可能な汚水処理事業の推進に向け、各市町村と連携しながら取組を進めているところです。また、官民連携については、国から令和9年度までにウォーターPPPを導入するよう示されており、県では導入に向け市町村と勉強会を開催するなど、市町村と連携して取り組んでいきます。 なお、市町村支援に係る個別の相談事案については、県と流域関連市町が出資し設立した第三者組織である公益財団法人岩手県下水道公社に御相談願います。	県土整備部	下水環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
（西和賀町） 6．一般国道107号(川尻・当楽間)の改良整備促進について 一般国道107号（以下「本国道」という。）は、令和3年5月1日に発生した地震の影響等により全面通行止めの措置がとられておりましたが、岩手県のご尽力と国関係者のご協力ご高配を賜り、令和4年11月30日に1年7カ月振りに開通いたしました。 近年、激甚化・頻発化する自然災害などを踏まえ、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的・継続的に推進していくため、国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）に必要な予算・財源を確保し、地域経済の早期回復と安心・安全な住民生活の確保のため、本国道に係る次の事項の実現について強く要望いたします。 （1） 本国道（川尻・当楽間）の事業促進と早期開通を図ること 今般採択されたトンネルによる災害復旧事業の実施に当たっては、継続的に予算確保を図ることで、工事の完成を可能な限り前倒していただき、供用開始時期を早められるよう特段のご尽力、ご配慮をお願いいたします。	一般国道107号の西和賀町大石地区の道路災害復旧事業については、令和5年7月から掘削を進めてきたトンネルが令和7年7月に貫通し、令和7年11月に供用したところです。 今後、残っている仮橋撤去工事等の着実な推進について、引き続き、必要な予算の確保について、国と調整しながら、事業完了に向けて取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 河川等災害復旧事業費　2,275,151千円	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 6．一般国道107号(川尻・当楽間)の改良整備促進について 一般国道107号（以下「本国道」という。）は、令和3年5月1日に発生した地震の影響等により全面通行止めの措置がとられておりましたが、岩手県のご尽力と国関係者のご協力ご高配を賜り、令和4年11月30日に1年7カ月振りに開通いたしました。 近年、激甚化・頻発化する自然災害などを踏まえ、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的・継続的に推進していくため、国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）に必要な予算・財源を確保し、地域経済の早期回復と安心・安全な住民生活の確保のため、本国道に係る次の事項の実現について強く要望いたします。 （2） 当該災害復旧区域は、県立自然公園に指定されており、また国土交通省と西和賀町が進める「かわまちづくり計画」エリアであることに鑑み、錦秋湖周辺の環境に配慮した景観対策を行うことをお願いいたします。	錦秋湖周辺の景観対策については、今後も引き続き西和賀町など関係機関と連携しながら、景観に配慮し工事を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 河川等災害復旧事業費　2,275,151千円	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置
（西和賀町） 6．一般国道107号(川尻・当楽間)の改良整備促進について 一般国道107号（以下「本国道」という。）は、令和3年5月1日に発生した地震の影響等により全面通行止めの措置がとられておりましたが、岩手県のご尽力と国関係者のご協力ご高配を賜り、令和4年11月30日に1年7カ月振りに開通いたしました。 近年、激甚化・頻発化する自然災害などを踏まえ、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的・継続的に推進していくため、国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）に必要な予算・財源を確保し、地域経済の早期回復と安心・安全な住民生活の確保のため、本国道に係る次の事項の実現について強く要望いたします。 （3） 安心・安全を見通せるグランドデザインを示すこと 川尻・当楽間になおも残存する危険箇所や狭隘なトンネル等を含む区間、数多く分布している地滑り地形などへの根本的な対応方針を網羅したグランドデザイン（将来構想）を提示いただき、地域住民や道路利用者が将来にわたり安心で安全な道路交通を見通すことができるよう関係機関の特段のご理解、ご配慮をお願いいたします。	国道107号川尻・当楽間については、令和3年度に斜面の調査を行いましたが、地すべりの兆候は確認されていません。また、令和4年度に雪崩痕跡調査を実施しましたが、早急に雪崩対策を実施する必要性が低いことを確認しました。 国道107号については、引き続き、定期的な道路パトロールや施設点検などを通じ、安全な通行の確保に努めていきます。 あわせて、国道107号と秋田自動車道が一体となって機能することが重要であることから、秋田自動車道の4車線化の整備促進について、今後も国に働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 7．道路除雪に係る県と町の意見交換や協議の場の継続設定について 西和賀町の除雪体制は、建設業者への委託化を進めた結果、直営除雪作業員36名（内、地域おこし協力隊2名）を確保し、昨年度の37名から1名の減となったものの、昨年度並みの体制を整えることができました。 しかし、直営除雪作業員の高齢化、人手不足は顕著で、除雪業務を維持していくうえで 大きな懸念が生じております。 つきましては、こうした当町の実情をご賢察いただき、問題意識を共有し、町内等しく道路除雪サービスを提供可能とするための岩手県と当町による意見交換や協議の場を設けていただくよう要望いたします。	冬期交通の安全確保に向けた除雪体制の構築に当たっては、県においても除雪オペレーターの確保・育成が喫緊の課題と認識しています。 これまで県道と町道の路線交換による連携除雪に取り組んできたところです。令和7年度は、効率的かつ効果的な除雪体制の構築を図るため、西和賀町と意見交換を行ったところです。	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
（西和賀町） 8．主要地方道盛岡横手線（県道1号）の道路整備促進について 主要地方道盛岡横手線（県道1号）は、盛岡市から当町を経由し、秋田県南部の主要都市である横手市を結ぶ路線ですが、当町内の南北33kmを縦断する極めて重要な生活路線でもあります。 本路線の沿線市町からなる盛岡横手線道路整備促進期成同盟会において整備促進を要望しているところであり、岩手県においてはこの間、継続的に道路改良に取り組んでいただいているところですが、依然として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、町民及び観光者の安全な通行とともに、交通事故の未然防止の観点から、特にも次の箇所について歩行者道や堆雪帯の設置、早期の事業完成を目指していただくよう要望いたします。 ① 若畑地区堆雪帯設置事業の早期完成及び未事業箇所の堆雪帯設置	若畑地区の堆雪帯整備については、令和7年度は用地測量調査を実施したところです。（A） その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 防災安全事業 20,000千円	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（西和賀町） 8．主要地方道盛岡横手線（県道1号）の道路整備促進について 主要地方道盛岡横手線（県道1号）は、盛岡市から当町を経由し、秋田県南部の主要都市である横手市を結ぶ路線ですが、当町内の南北33kmを縦断する極めて重要な生活路線でもあります。 本路線の沿線市町からなる盛岡横手線道路整備促進期成同盟会において整備促進を要望しているところであり、岩手県においてはこの間、継続的に道路改良に取り組んでいただいているところですが、依然として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、町民及び観光者の安全な通行とともに、交通事故の未然防止の観点から、特にも次の箇所について歩行者道や堆雪帯の設置、早期の事業完成を目指していただくよう要望いたします。 ② 泉沢地区バイパス化事業の早期完成	主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、令和2年度に「泉沢工区」として事業化し、令和7年度は、引き続き用地取得を進めるとともに、道路改良工事に着手しました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費 6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 8．主要地方道盛岡横手線（県道1号）の道路整備促進について 主要地方道盛岡横手線（県道1号）は、盛岡市から当町を経由し、秋田県南部の主要都市である横手市を結ぶ路線ですが、当町内の南北33kmを縦断する極めて重要な生活路線でもあります。 本路線の沿線市町からなる盛岡横手線道路整備促進期成同盟会において整備促進を要望しているところであり、岩手県においてはこの間、継続的に道路改良に取り組んでいただいているところですが、依然として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、町民及び観光者の安全な通行とともに、交通事故の未然防止の観点から、特にも次の箇所について歩行者道や堆雪帯の設置、早期の事業完成を目指していただくよう要望いたします。 ③ 湯之沢地区歩行者道の設置	歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
（西和賀町） 9．主要地方道花巻大曲線（県道12号）の改良整備促進について 主要地方道花巻大曲線は、岩手県花巻市と秋田県大仙市を結び、物流や産業振興をはじめ、防災や地域間交流を支える、県域を越えた重要路線であることから、次の通り要望します。 （1） 未改良区間の早期事業化について 西和賀側2,400mと花巻側900mの未改良区間について通年通行に向けた早期事業化を図ること。	西和賀側2,400mと花巻900mの未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（西和賀町） 9．主要地方道花巻大曲線（県道12号）の改良整備促進について 主要地方道花巻大曲線は、岩手県花巻市と秋田県大仙市を結び、物流や産業振興をはじめ、防災や地域間交流を支える、県域を越えた重要路線であることから、次の通り要望します。 （2） 笹峠工区の工事再開 秋田県境に位置する笹峠工区については、平成20年度以降、岩手・秋田両県で工事を休止している状況であり、平成29年から毎年工事再開を求める要望書を岩手県に提出しています。岩手県側800mと秋田県側1,740mの工事を再開すること。	笹峠工区の未改良区間（岩手県側800m、秋田県側1,740m）の工事再開については、秋田県側の動向を踏まえながら、今後の整備方針を検討していきますが、早期の事業再開は難しい状況です。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 10. 秋田自動車道の4車線化促進及び北上JCT江刺田瀬IC間の直線化整備について 現在、秋田自動車道はこのように重要な役割を果たしているにもかかわらず、現状は、北上JCT～大曲IC間は対面通行の暫定2車線となっており、冬期間の安全性確保や、補修工事及び事故による交通規制が頻発する路線であり、産業振興・観光振興の観点も含めて、経済的に大きな課題が顕著化している状況にあります。 また、秋田自動車道を含む東北横断自動車道釜石秋田線については、円滑な物流確保、広域な周遊拡大を図ることが必要と考えらますが、現状は北上JCTから花巻JCTまで大きく迂回するルートであるため移動ロスが生じております。 以上のことから次のとおり要望いたします。 （1） 秋田自動車道の事業化されている北上西IC～大曲IC間の早期着工と完成、さらには北上JCT～大曲IC間の全線4車線化について、国等への働きかけを強めていただくこと	県では、高規格道路における時間信頼性の確保、事故防止及びネットワーク代替性の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化等の推進が必要と考えています。このため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、秋田自動車道「北上西ICから大曲IC間」等の整備を推進するよう国へ要望したところであり、4車線化が図られるよう、今後も国等に働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
（西和賀町） 10. 秋田自動車道の4車線化促進及び北上JCT江刺田瀬IC間の直線化整備について 現在、秋田自動車道はこのように重要な役割を果たしているにもかかわらず、現状は、北上JCT～大曲IC間は対面通行の暫定2車線となっており、冬期間の安全性確保や、補修工事及び事故による交通規制が頻発する路線であり、産業振興・観光振興の観点も含めて、経済的に大きな課題が顕著化している状況にあります。 また、秋田自動車道を含む東北横断自動車道釜石秋田線については、円滑な物流確保、広域な周遊拡大を図ることが必要と考えらますが、現状は北上JCTから花巻JCTまで大きく迂回するルートであるため移動ロスが生じております。 以上のことから次のとおり要望いたします。 （2） 東北横断自動車道釜石秋田線の北上JCT江刺田瀬IC間の整備について、岩手県新広域道路交通計画に高規格道路に位置付けると共に直線的に接続する高規格道路の整備促進を図ること	東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬ICから花巻JCTまでの区間は、現在、暫定2車線となっていますが、都市計画決定や用地取得は4車線幅で行われ、一部の構造物は4車線を前提に完成していることから、今後見込まれる4車線化事業と要望ルートの関係を整理する必要があります。 また、県では国道107号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 11. 日本型直接支払交付金関係予算確保及び制度の拡充について （1） 中山間地域等直接支払交付金の対象農用地について 岩手県内唯一の山間農業地域水田型に属し、水田が大きな役割を果たしております。当町の水田は、大概が200mから450mまでの高標高地にあるものの、水田間の傾斜が少ないことも特徴となっております。 中山間地域等直接支払制度の協定対象農用地は、対象農用地の99%が傾斜度1/20から1/100までの緩傾斜農地となっております。 当町の全ての水田が中山間地域等直接支払交付金の対象農地となるような制度改正を国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。	「中山間地域等直接支払制度」は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化等の取組を支援するものであり、県土の約8割が中山間地域である本県では、極めて重要な施策であると認識しており、国に対し、十分な予算を措置すること等を要望しているところです。 今般、国は、令和7年4月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、令和9年度から水田政策を根本的に見直すこととし、中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し支援を拡大するとの方針を示しているところです。 県としては、こうした動向なども注視しながら、地域の実情を踏まえた制度となるよう、必要に応じ国に働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中山間地域等直接支払事業費 2,642,883千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（西和賀町） 11. 日本型直接支払交付金関係予算確保及び制度の拡充について （2） 多面的機能支払交付金の資源向上対策（長寿命化）の予算確保について 近年、資源向上対策（長寿命化）に対する予算配分が減少（令和3年度は計画対比約62.5%、令和4年度は計画対比約49.2%、令和5年度計画対比約50.1%の配分にとどまった。）しているため、計画の達成が大きく遅れております。 農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう、必要な予算の確保を要望いたします。	多面的機能支払交付金に係る国の本県への配分は、近年、要望額の8割程度となっています。 要望額に満たない場合には、国の指導に基づき、農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）に満額交付し、資源向上支払（長寿命化）については残額で対応しています。 県では、令和6年度に引き続き、令和7年6月に国に対し、“日本型直接支払制度の十分な予算措置”を強く要望したところであり、今後とも様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 資源向上支払事業費 1,990,400千円	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
（西和賀町） 12. 農業、畜産業におけるエネルギー価格・物価高騰等に関する支援について 農業生産において必要不可欠な肥料、農薬等の生産資材及び家畜飼料、併せて農業機械と燃油価格の高騰により、経営は大きく圧迫され続けております。 国や県におかれましては、エネルギー価格・物価高騰対策として、各種対策を講じていただいていることは承知しておりますが、農業、畜産業の経営を支えるため、地域の実情に即した課題解決への更なる支援の継続をお願いいたします。 また、飼料価格高騰対策として有効である自給飼料の増産を目的とした草地改良事業及び飼料作物の作付拡大への取組み支援、並びに労働力不足の解消を目的とした機械や施設整備等の取り組みに対するご協力とご支援について併せて要望いたします。	県では、燃料・資材等の高騰を踏まえ、令和7年6月、9月、12月に、国に対し、「施設園芸等燃料価格高騰対策」の恒久化と対象品目の拡充、「配合飼料価格安定制度」による配合飼料価格の高騰が続いた場合における農業者への補助金の十分な交付、「国内肥料資源利用拡大対策事業」の継続と必要な予算の十分な措置等を要望しています。 また、県独自に、化学肥料の使用量低減に必要な機械導入を支援する「肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助」、配合飼料の価格上昇分を支援する「配合飼料価格安定緊急対策費補助」、低コスト化や省力化に必要なスマート農業機械等の導入を支援する「スマート農業機械等導入緊急対策費補助」などを令和7年度一般会計補正予算（第5号）で措置したところです。 今後も、必要な対策について、国に求めるとともに、関係機関・団体と連携し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 13. 経営体育成基盤整備事業の予算の確保について 本町においては、山間地域ながら担い手への農地集積に力を入れ一定の成果を上げてきましたが、現状ではこれ以上の規模拡大が難しくなっております。規模拡大のための最も有効な手段は基盤整備事業となりますが、地域の同意や経費等簡単に取組めないことも実情であります。 こうした中で、本町の川舟地区では経営体育成基盤整備事業に採択され令和6年度から面整備に入っています。整備面積105.4haと西和賀町の基盤整備事業では過去最大の計画となっていますが、整備面積が令和6年度8.5ha、令和7年度が4.1haと、このペースでは事業完了まで十数年が必要となります。計画では全面積担い手へ集積することとしており、出し手も一年でも早い整備を望んでおり ます。 担い手の経営安定は地域計画の目標達成に欠かせないものであることから、川舟地区の基盤整備事業への予算確保を要望いたします。	川舟地区では、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換を図るため、水田の大区画化や暗渠排水による汎用化などの基盤整備事業を進めているところです。 基盤整備事業は、地域の担い手が目指す効率的かつ収益性の高い持続可能な農業経営を実現するために欠かすことができないものであり、地域の整備要望に応えられるよう、国に対して要望するなど、引き続き、必要な予算の確保に努め、着実に推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 経営体育成基盤整備事業費　3,462,995千円	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 14. 地域医療の確保と医師及び医療従事者の確保について 現在の町立病院の医師体制は、3月末に常勤医師1名が退職となったものの、継続して県医師派遣をいただいたほか、岩手県市町村医師養成事業による医師1名を配置いただき、常勤医3名の診療体制を維持しております。しかしながら、派遣いただける期間が限られているため、次年度以降の医師体制に不安を感じているところであります。 つきましては、医師の安定的確保、病院経営の健全化と病院機能の維持のため、引き続き、自治医科大学養成医師の継続派遣等、医師の配置に対し特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。 また、医療従事者の確保、特にも薬剤師の確保にも大変苦慮している状況であり、地域医療の維持・継続のため、医師と同様の確保対策について検討がなされることを併せて要望いたします。	（医師関係） 医師の確保については、「岩手県医師確保計画」を策定し、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるほか、自治医科大学養成医師の市町村立病院への派遣に努めているところです。 奨学金養成医師は、令和6年4月から1人配置しているほか、引き続き中部病院から西和賀さわうち病院への診療応援を実施しています。 自治医科大学養成医師は、毎年養成しているものの、その養成数に限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にありますが、令和7年度も引き続き1人配置しています。 今後においても、即戦力医師の招聘や医師の養成等を通じて、地域医療の確保に努めていきます。 また、医療従事者のうち看護職員については、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づく、看護職員修学資金等による人員の確保と県内への定着、ナースセンターによる再就業の支援等に引き続き取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）、看護職員確保対策費（看護師等修学資金貸付金）211,008千円 （薬剤師関係） 薬剤師については、令和5年度策定の岩手県保健医療計画（2024-2029）に「薬剤師確保計画」を盛り込み、薬剤師確保対策検討会を立ち上げ、偏在解消を目指した確保施策に関する検討を進めているところです。 また、令和8年度から、薬剤師確保に向けて病院が行う奨学金返還支援に対する補助制度を導入することとしています。 今後も薬剤師確保に係る具体策を講じ、取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 薬剤師確保対策事業費　6,863千円	保健福祉部	医療政策室 健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 15. 介護事業所や障害福祉サービス事業所に対する支援について 当町では、慢性的な人材不足にあり、事業所において外国人の雇用や看護師等有資格者の人材派遣を受けて人材を確保せざるを得ない状況にあります。 つきましては、事業所において安定的に事業を運営し、介護サービスや障害福祉サービスを継続して提供できるよう、次のとおり支援いただくとともに、国へ働きかけていただくよう要望します。 （1） 次期報酬改定時においては、介護報酬及び障害福祉サービス費等報酬の基本報酬の大幅な引き上げを行うこと。また、次期報酬改定までの期間においては、臨時的対策を講ずること。	国では、令和7年度補正予算で令和7年12月から令和8年5月までの間、介護職員一人当たり月額最大1万9千円相当の支援を行う「介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業費補助金」を措置したほか、令和8年6月施行予定の介護報酬改定により、今回の処遇改善補助を処遇改善加算制度に移行することとしており、同様の処遇改善の効果の継続が見込まれるところです。 介護報酬は、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図るため、地域の実情を踏まえ、国の責任において設定されるものであり、国に対して、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定することや、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望しているほか、全国知事会を通じても、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう要望しており、引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
（西和賀町） 15. 介護事業所や障害福祉サービス事業所に対する支援について 当町では、慢性的な人材不足にあり、事業所において外国人の雇用や看護師等有資格者の人材派遣を受けて人材を確保せざるを得ない状況にあります。 つきましては、事業所において安定的に事業を運営し、介護サービスや障害福祉サービスを継続して提供できるよう、次のとおり支援いただくとともに、国へ働きかけていただくよう要望します。 （2） 過疎地域での人員配置基準の緩和、外国人の雇用に対する支援策を講ずるとともに、処遇改善の取組を拡充し継続すること。	人員配置基準については、事業所が適切な体制で運営されるよう国が定めているところですが、人材確保が課題となっていることから、地方の実情を踏まえた制度設計を講じるよう国に要望しています。 外国人介護人材については、生産年齢人口の減少等により、重要性が増していることを踏まえ、介護事業所に対する外国人留学生への奨学金の支給や受入環境整備に係る費用の補助等に加え、新たに受入調整機関とのマッチング相談会や外国人介護人材の国家資格取得支援等を実施することとしているほか、国に対しては、外国人介護人材の受入体制の充実や介護福祉士の資格取得支援を講じるよう要望しています。 職員の処遇改善については、介護職員の賃金が、他産業と比較して低い水準にあることから、処遇改善加算の取得促進や、人件費の改善に充当できる補助金の交付のほか、処遇改善の継続的な措置を講じるよう国に要望しています。 【令和8年度一般会計予算措置】 介護人材確保事業費（外国人介護人材受入支援費）14,357千円	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
（西和賀町） 15. 介護事業所や障害福祉サービス事業所に対する支援について 当町では、慢性的な人材不足にあり、事業所において外国人の雇用や看護師等有資格者の人材派遣を受けて人材を確保せざるを得ない状況にあります。 つきましては、事業所において安定的に事業を運営し、介護サービスや障害福祉サービスを継続して提供できるよう、次のとおり支援いただくとともに、国へ働きかけていただくよう要望します。 （3） 新型コロナウイルス感染症等感染症への対応については、一時的事業休止措置を行った事業所に対する減収補填制度の創設、かかり増し等経費への必要な措置を講じること。	新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時的に事業の休止等を行った事業者に対する減収補填の制度がなく、経営を圧迫したことから、新興感染症の発生に際しては、国において支援策を講じるよう要望しています。 また、新型コロナウイルス感染症が発生した高齢者施設等への支援については、県では対策に要する掛かり増し経費への補助等により支援を行ってきたところですが、令和6年4月以降、感染対策に係る費用は、報酬による対応となり、令和6年度報酬改定では、高齢者施設等における医療機関との連携体制確保などの感染症対策に係る取組に関する加算が新設されたところです。 新型コロナウイルス感染症による高齢者施設等でのクラスターは依然として発生し、事業所においては、消毒、衛生用品の購入等の費用負担が継続していることから、新興感染症発生時のかかり増し経費についても、国において必要な措置を講ずるよう要望しています。	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 16. 地域医療情報ネットワークへの関与について 岩手中部医療圏域においては、NPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運用する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット（以下「いわて中部ネット」という。）」により、医療介護の情報連携を図っております。 しかしながら参加施設の伸び悩みにより、いわて中部ネットの運営に当たっては圏域4市町からの財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減少する見込みであった支援は恒常的になる可能性があります。 つきましては、いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行っていただくよう要望いたします。 また、国においては、より質の高い医療の効率的な提供を目指し、医療機関、薬局及び介護事業所等において、保健・医療・介護の情報を共有するシステム「全国医療情報プラットフォーム」の構築を進めており、その動向を踏まえつつ、いわて中部ネットや同様な目的で構築された県内のネットワークが保有する情報を活用できる全県的な医療情報連携体制の整備を進めていただくよう要望いたします。	岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。 システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行っていきます。 また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が検討を進めている「全国医療情報プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
（西和賀町） 17. 県南地域における周産期医療体制の維持に対する支援について 県南地域における地域周産期母子医療センターである北上済生会病院では、リスクの高い妊産婦への対応、24時間体制での周産期に関する救急医療対応、低出生体重児に対するNICU（新生児集中治療室）による32週以降の新生児を受入れるほか、著しく変動する需要に対して最大数を基準とした人員配置に努めております。 また、岩手県立中部病院においては令和7年4月1日から産婦人科医師体制の変更があり、分娩の受入や手術・救急搬送への対応などについての影響を注視しているところです。 今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。 （1） 県南地域における地域周産期母子医療センターが十分機能を発揮できるよう医師の配置を含めた人員体制の確保などの支援をお願いします。	県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取り組みを進めており、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。特に、確保が困難な産婦人科、小児科を選択した奨学金養成医師に対して、中小病院での勤務を免除し、専門領域での診療に専念できるよう配置特例を設けて、診療科を選択するインセンティブを付与しているほか、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科を指定する地域枠を設置しているところです。 また、助産師の確保については、看護職員修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援などを行っており、引き続き、助産師の確保と養成を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（西和賀町） 17. 県南地域における周産期医療体制の維持に対する支援について 県南地域における地域周産期母子医療センターである北上済生会病院では、リスクの高い妊産婦への対応、24時間体制での周産期に関する救急医療対応、低出生体重児に対するNICU（新生児集中治療室）による32週以降の新生児を受入れるほか、著しく変動する需要に対して最大数を基準とした人員配置に努めております。 また、岩手県立中部病院においては令和7年4月1日から産婦人科医師体制の変更があり、分娩の受入や手術・救急搬送への対応などについての影響を注視しているところです。 今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。 （2） 今後少子化が進む中、地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模について検討をお願いいたします。	地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模については、大学教授や医療関係団体等の専門家、市町村や消防などで構成する岩手県周産期・小児医療協議会において、県内の分娩数や、ハイリスク妊婦・新生児医療への対応、大学からの派遣医師を含む医療従事者の確保状況などを踏まえて議論し、その方針を定めています。今後においても、将来的な分娩数の推移や産科医・小児科医の確保状況などを踏まえ、岩手県周産期・小児医療協議会等の関係者の意見をいただきながら、議論していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 1．一般国道4号の4車線拡幅整備について ① 一般国道4号金ケ崎拡幅、水沢金ケ崎道路の事業促進を図ること。	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、御要望の金ケ崎拡幅、水沢金ケ崎道路を含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 令和7年度は、金ケ崎拡幅については道路設計・用地取得・改良工事等を、水沢金ケ崎道路については道路設計を進めると国から聞いており、事業推進が図られるよう、今後も国へ働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 1．一般国道4号の4車線拡幅整備について ② 国の公共事業関係費を、平成21年度以前の7～8兆円規模にまで回復させるべく大幅な増額を図るとともに、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図ること。	近年、国の公共事業関係費（当初予算）は6兆円程度で推移し、令和7年度は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」関連分を含む令和6年度補正予算1.4兆円と合わせ、7.5兆円の規模となっています。 これらも踏まえ、県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう、国に要望したところです。 引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（金ケ崎町） 1．一般国道4号の4車線拡幅整備について ③ 昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況等を踏まえると、国土強靱化施策の更なる加速化・深化を図る必要があることから、「第1 次国土強靱化実施中期計画」で示された施策を計画的・継続的に推進するために必要な予算について、資材価格・人件費の高騰等による影響を適切に反映したうえで、満額確保すること。また、激甚化・頻発化する大規模自然災害時の脅威・危機に即応するための、地方整備局、河川国道事務所の体制の更なる充実・強化や災害対応に必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと。	令和6年能登半島地震も踏まえ、同様の被害を防ぎ、近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、防災・減災対策、インフラの老朽化対策、防雪及び凍雪害の対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があります。このため、県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望したところです。 また、令和6年能登半島地震への対応では、国土交通省のTEC－FORCEが被災地の復旧・復興に大きな貢献をしていることから、このような激甚な自然災害に備えるため、地方整備局等の体制を充実・強化するとともに、災害対応に必要となる資機材を確保するよう、要望したところです 引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（金ケ崎町） 2. 北上川流域における自動車・半導体産業に対する集中的投資について 自動車・半導体産業が集積している北上川流域に対して、岩手県として集中的に投資し、本県の更なる産業振興に向けた基盤強化を進められますよう、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ① 農地を含めた土地の利用については、地域の実情を踏まえた土地利用が促進されるよう配慮すること。	北上川流域においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が一層加速しており、今後も更なる集積が見込まれる中、産業用地が不足している状況は、県としても認識しています。 産業用地の整備については、市町村の意向や企業ニーズを把握しながら、市町村において産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているところです。 また、県では国に対して、工業団地など産業用地の整備に係る土地利用に関するガイドラインの実効性のある運用を行うよう要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
	地域未来投資促進法により調整された施設については、優良農地の確保を前提に、農用地区域からの除外や農地転用が可能となるよう措置されているところです。 今後、土地利用調整について協議があった場合は、関係課と調整の上、適切な指導・助言を行うとともに、土地利用に係る国等の関係機関との調整が円滑に進むよう、適切に対応していきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 2. 北上川流域における自動車・半導体産業に対する集中的投資について 自動車・半導体産業が集積している北上川流域に対して、岩手県として集中的に投資し、本県の更なる産業振興に向けた基盤強化を進められますよう、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ② 大規模産業用地造成及びこれに伴うインフラ整備・修繕費用に対する補助、低利融資制度を創設すること。	産業用地の整備については、企業誘致と同様に、市町村の意向が尊重されるべきとの考えから、現在は県が主体となった産業用地の整備を実施しておりませんが、県では、市町村において産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているほか、産業用地の整備には多額の費用を要することから、国に対して、産業用地の整備に対する投資規模に応じた財政支援の拡充を要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 2. 北上川流域における自動車・半導体産業に対する集中的投資について 自動車・半導体産業が集積している北上川流域に対して、岩手県として集中的に投資し、本県の更なる産業振興に向けた基盤強化を進められますよう、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ③ 地方自治体と連携した民間事業者による産業用地整備について、地権者が土地を譲渡した際の売却益に対して所得控除を設ける産業用地整備促進税制を創設すること。	産業用地整備について、地方公共団体が地権者から土地を取得する場合は所得控除がある一方、地方公共団体が連携した民間事業者が土地を取得する場合には同様の措置がないことから、国内で用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発生していると聞いています。 県としても、地方公共団体が連携した民間事業者が土地を取得する場合においても、税制優遇を行うよう国へ要望していきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（金ケ崎町） 2．北上川流域における自動車・半導体産業に対する集中的投資について 自動車・半導体産業が集積している北上川流域に対して、岩手県として集中的に投資し、本県の更なる産業振興に向けた基盤強化を進められますよう、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ④ 重要物流道路にも指定された町道南花沢・前野線等の県道昇格及び昇格までの維持管理に係る支援を行うこと。	県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。（C） また、県では、令和3年度から効率的な除雪作業のために、当該路線と県道久田笹長根線とを路線交換して除雪を行う取組を実施しているところであり、今後も引き続き、この取組を継続していきます。（A）	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（金ケ崎町） 3．地域医療体制の充実について 胆江保健医療圏の妊産婦に安心安全な出産環境を提供するため、岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏での妊婦の受入体制の確保、さらには安心して子育てできるよう小児科医師の確保について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ① 岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏の周産期医療体制を維持するため医師の人材確保を図ること。	県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取り組みを進めており、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。特に、確保が困難な産婦人科、小児科を選択した奨学金養成医師に対して、中小病院での勤務を免除し、専門領域での診療に専念できるよう配置特例を設けて、診療科を選択するインセンティブを付与しているほか、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科を指定する地域枠を設置しているところです。 また、助産師の確保については、看護職員修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援などを行っており、引き続き、助産師の確保と養成を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 3．地域医療体制の充実について 胆江保健医療圏の妊産婦に安心安全な出産環境を提供するため、岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏での妊婦の受入体制の確保、さらには安心して子育てできるよう小児科医師の確保について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ② 胆江保健医療圏における地域医療、保健活動における小児科医師の確保を図ること。	県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取り組みを進めており、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。 特に、確保が困難な小児科の医師については、小児科を選択した奨学金養成医師に対して、中小病院での勤務を免除し、専門領域での診療に専念できるよう配置特例を設けて、診療科を選択するインセンティブを付与しているほか、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科を指定する地域枠を設置しているところです。 これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでおり、令和7年度には、総合水沢病院に小児科医１人を紹介したところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（金ケ崎町） 4．雪対策に係る財政支援について 除排雪に係る経費が天候に大きく左右されている状況にあります。住民生活の安全及び地域経済活動を確保するため、雪対策に係る財政支援が充実するよう、国への働きかけについて、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。 記 ① 大雪の際の除排雪に係る経費に対する財政支援を充実すること。	県では、令和8年度政府予算提言・要望において、除雪に必要な予算の確保を要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 4．雪対策に係る財政支援について 除排雪に係る経費が天候に大きく左右されている状況にあります。住民生活の安全及び地域経済活動を確保するため、雪対策に係る財政支援が充実するよう、国への働きかけについて、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。 記 ② 少雪時も含めた持続的な除雪体制確保のための財政支援を行うこと。	県では、令和8年度政府予算提言・要望において、持続可能な除雪体制を確保するため、基本待機料等の固定的に発生する経費への支援制度の創設を要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 5．農地の基盤整備事業実施の加速化について 岩手県の農業の持続的発展のため、農地の基盤整備事業の集中的推進と事業期間の短縮について、特段のご高配をお願い申し上げます。 ① 岩手県として農地の基盤整備事業に対する集中投資期間を定め、特化した予算措置を行い、迅速に整備を進めること。	農業従事者の減少、高齢化が進む中、農業の持続的発展のため、担い手がスマート農業技術の導入等による生産性の高い農業に取り組むことができるよう、生産基盤の整備を着実に進めていくことが重要です。 県では、令和7年度、これまでで最も多い71地区でほ場整備を実施するとともに、24地区でほ場整備の事業化に向けた調査を実施するほか、27地区で事業の前提となる地域の合意形成を進めています。 また、政府は、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、令和7年度から11年度までの5年間を「農業構造転換集中対策期間」とし、農地の大区画化などの生産基盤の整備を強化することとしています。 国が別枠で確保するとした、農業構造転換集中対策と連動しながら、今後も、予算の更なる重点化と建設コストの縮減を図るとともに、国に対し、十分な予算を措置するよう繰り返し求めながら、ほ場整備が早期に進むよう取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 経営体育成基盤整備事業費　3,462,995千円	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 5．農地の基盤整備事業実施の加速化について 岩手県の農業の持続的発展のため、農地の基盤整備事業の集中的推進と事業期間の短縮について、特段のご高配をお願い申し上げます。 ② 現在、計画調査事業を実施している地区については、事業完了後速やかに工事着工できるように進めること。	農地の基盤整備事業、いわゆる、ほ場整備は、工事着手前までに、土地の調査や評価、ほ場整備区域の地権者との立会・確認、詳細設計及び換地原案の作成などを行う必要があり、その作業におおむね3年から4年を要しています。 このことから、県では、令和7年3月に「岩手県農業農村整備事業コスト縮減計画」を策定し、工期延伸リスクの抑制を図るため、調査・計画段階において、用地・補償アセスメントや、ほ場整備区域の厳格化に努め、ほ場整備計画の精度向上を図ることとしています。 今後も、速やかに工事に着手できるよう、町や土地改良区、関係機関等と連携し、地域の話し合いに参画しながら、ほ場整備計画の精度向上に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 土地改良事業調査費　536,000千円	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（金ケ崎町） 6.（仮称）新金ケ崎大橋の新設をはじめとした「北上金ケ崎パシフィックルート」の整備について 地域住民の安全性や広域物流ルートの確保のため、（仮称）新金ケ崎大橋の新設をはじめとした「北上金ケ崎パシフィックルート」の整備について、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。 ① 地域住民の安全性や工業団地間を結ぶ連結ルートの確保のため、奥州市江刺と金ケ崎町を結ぶ一般県道江刺金ケ崎線金ケ崎橋「（仮称）新金ケ崎大橋」の整備促進を図ること。	金ケ崎橋は、奥州市江刺地域と金ケ崎町を結び、生活、産業、経済に重要な役割を果たしていると認識しています。 （仮称）新金ケ崎大橋の整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（金ケ崎町） 6.（仮称）新金ケ崎大橋の新設をはじめとした「北上金ケ崎パシフィックルート」の整備について 地域住民の安全性や広域物流ルートの確保のため、（仮称）新金ケ崎大橋の新設をはじめとした「北上金ケ崎パシフィックルート」の整備について、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。 ② 県道255 号から国道456 号を経由し江刺田瀬IC に至るルートにおいて、所要時間短縮のためのバイパス整備や狭小区間の拡幅等を行い、釜石港及び大船渡港等の太平洋側への物流を支える産業拠点道路としての機能向上を図ること。	港湾の更なる利用促進や産業振興のためには、インターチェンジへのアクセス向上が重要であると認識しており、「北上金ケ崎パシフィックルート整備促進期成同盟会」が課題として指摘している、国道456号の幅員狭小区間の一部について、令和8年度に「早稲田工区」として事業化することとし、道路詳細設計を行う予定です。今後、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
（金ケ崎町） 7. 東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備について 北上JCT江刺田瀬IC間直線化の高規格道路整備促進のため、令和4年度に北上、大船渡、遠野、釜石、奥州、西和賀、金ケ崎、住田並びに、秋田県の秋田、横手、大仙の11市町による「東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間整備促進期成同盟会」を設立しております。今後、事業化に向けて要望活動を展開するにあたり、岩手県新広域道路交通ビジョン並びに岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク計画）に位置付けるよう、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。 1 東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備について、岩手県新広域道路交通ビジョン並びに岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク）に位置付けること。	東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬ICから花巻JCTまでの区間は、現在、暫定2車線となっていますが、都市計画決定や用地取得は4車線幅で行われ、一部の構造物は4車線を前提に完成していることから、今後見込まれる4車線化事業と要望ルートの関係を整理する必要があります。 また、県では国道107号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（金ケ崎町） 8. JR東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から北上駅間運行便の延伸及び交通系ICカード「Suica」対応エリアの拡大について、JR東日本㈱へ働きかけていただきますよう、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ① JR東北本線利用者の利便性向上のため、北上駅発着の普通列車を一ノ関駅発着に延伸すること。	鉄道利用の一層の促進と公共交通の維持・活性化を図るためには、地域の意向がより反映された形で利用者の利便性の向上を図ることが重要と考えています。 県では、毎年度、県内市町村等からJR線に関する意見を取りまとめ、ダイヤ改正やSuicaエリア拡大などのサービス向上について、JR東日本盛岡支社に要望しているところです。 今後においても、市町村等と連携し、地域の意向が反映されるよう、JR東日本盛岡支社へ働きかけていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（金ケ崎町） 8．JR東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から北上駅間運行便の延伸及び交通系ICカード「Suica」対応エリアの拡大について、JR東日本㈱へ働きかけていただきますよう、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ② 交通系ICカード「Suica」について、JR東北本線盛岡駅から一ノ関駅までの未導入駅に早期導入するとともに、盛岡エリア・仙台エリアにまたがる区間乗車において、相互利用できるよう整備すること。	Suicaの利用エリア拡大により、利用者の利便性が大幅に向上するものと考えていますが、JRは、利用客の意見や利用状況等を総合的に勘案し検討するとしているところです。 県では、毎年度、県内市町村等からJR線に関する意見を取りまとめ、ダイヤ改正やSuicaエリア拡大などのサービスの向上について、JR東日本盛岡支社に要望しているところです。 今後においても、市町村等と連携し、地域の意向が反映されるよう、JR東日本盛岡支社へ働きかけていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 8．JR東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から北上駅間運行便の延伸及び交通系ICカード「Suica」対応エリアの拡大について、JR東日本㈱へ働きかけていただきますよう、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ③ 無人駅においても駅利用者が安心・安全に待合できるような環境に整備すること。	県では、毎年度、県内市町村等からJR線に関する意見を取りまとめ、ダイヤ改正やSuicaエリア拡大などのサービス向上について、JR東日本盛岡支社に要望しているところです。 無人駅については、利用者が不便を感じることのないよう、鉄道事業者による駅舎等の適切な管理や、利便性、安全性の維持が求められるものと認識しています。 今後においても、市町村等と連携し、地域の意向が反映されるよう、JR東日本盛岡支社へ働きかけていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 9．県南地域における新たな工業高校の設置について 「新たな県立高等学校再編計画後期計画」において、水沢工業高校と一関工業高校の統合により県南地域への大規模な工業高校が新設されることが示されました。未来を担う子供たちの視点に立ち、設置場所や学科構成などをご検討いただくことについて、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ① 新設校の設置については、通学の利便性の良い場所へ設置すること。	県南地域に新設する工業高校については、現行の高校再編計画後期計画において、令和7年度までの計画期間中に設置場所や統合時期、教育内容等の検討を進めることとしており、令和5年度から設置場所の検討、令和6年度には教育内容の検討を進めてきたところです。 現在、統合時期など整備スケジュールの検討を進めている最中であり、設置場所、統合時期及び教育内容について、公表する時期も含め検討しているところです。 現時点では、現行の後期計画策定時に決定した、水沢工業高校と一関工業高校の統合とすること、1学年6学級とし、既設学科にAIなどの新学科を配置することについて変更の予定はありません。 今後、産業構造や社会の変化、生徒数の減少なども踏まえ、地域や産業界が求める人材育成ニーズに幅広く対応が可能となるよう、また、生徒にとって、より良い教育環境を持つ新たな工業高校となるよう検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（金ケ崎町） 9. 県南地域における新たな工業高校の設置について 「新たな県立高等学校再編計画後期計画」において、水沢工業高校と一関工業高校の統合により県南地域への大規模な工業高校が新設されることが示されました。未来を担う子供たちの視点に立ち、設置場所や学科構成などをご検討いただくことについて、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 ② 学科構成については、産業人材のニーズに幅広く対応できる構成とし、高度な専門教育が受けられるよう体制を構築すること。	県南地域に新設する工業高校については、現行の高校再編計画後期計画において、令和7年度までの計画期間中に設置場所や統合時期、教育内容等の検討を進めることとしており、令和5年度から設置場所の検討、令和6年度には教育内容の検討を進めてきたところです。 現在、統合時期など整備スケジュールの検討を進めている最中であり、設置場所、統合時期及び教育内容について、公表する時期も含め検討しているところです。 現時点では、現行の後期計画策定時に決定した、水沢工業高校と一関工業高校の統合とすること、1学年6学級とし、既設学科にAIなどの新学科を配置することについて変更の予定はありません。 今後、産業構造や社会の変化、生徒数の減少なども踏まえ、地域や産業界が求める人材育成ニーズに幅広く対応が可能となるよう、また、生徒にとって、より良い教育環境を持つ新たな工業高校となるよう検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（金ケ崎町） 10. 一般県道久田笹長根線、胆沢金ケ崎線の歩道整備の促進について 歩行者の安全確保のため、当該区間の事業促進及び未整備区間の早期整備について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 1 一般県道久田笹長根線及び胆沢金ケ崎線の歩道整備に係る事業を促進すること。	要望の区間の一般県道久田笹長根線については、六原工区として令和4年度から工事に着手したところであり、令和8年5月末完了予定です。 また、一般県道胆沢金ケ崎線については、永沢工区として令和元年度から工事に着手し、令和4年度に工事が完了しました。隣接する関田前工区についても、令和4年度から事業に着手したところです。 今後も、引き続き整備を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 防災安全事業 154,000千円	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
（金ケ崎町） 10. 一般県道久田笹長根線、胆沢金ケ崎線の歩道整備の促進について 歩行者の安全確保のため、当該区間の事業促進及び未整備区間の早期整備について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 2 一般県道久田笹長根線及び胆沢金ケ崎線の歩道整備に係る未整備区間を解消すること。	歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
（金ケ崎町） 11. 北上川右岸治水対策事業について 県の支援により、国の平成21年度繰越事業による三ケ尻地区堤防の補強工事が平成23年度に完成したことに対しまして、御礼申し上げます。 引き続き、無堤防区間解消の早期実施について、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。 1 かさ上げ区間約700m及び無堤防区間約1,100mの解消工事を早期に実施すること。	無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「三ヶ尻地区」については、今後、気候変動の影響や流域対象も含め、洪水被害の状況や今後の土地利用状況、他地区の整備状況等を踏まえ、実施時期を検討すると聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け引き続き国に働きかけていきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（平泉町） 1．柳之御所遺跡の史跡整備について 平成9年3月に国の史跡指定を受けた柳之御所遺跡については、岩手県教育委員会が平成10年度から本町に柳之御所遺跡発掘調査事務所（当時）を開設し、内容確認調査を実施しております。整備計画については、平成13年度に基本構想、平成14年度に基本計画、平成15年度に実施計画、平成29年度に整備対象を堀外部地区まで含めた形に改定し、岩手県教育委員会による発掘調査、公有化等が進められております。 しかし、柳之御所遺跡を堀内部・外部に分ける堀の外周部については、国史跡指定範囲であるものの、整備対象に含まれていない状況です。 また、近年の柳之御所遺跡の研究成果から、無量光院跡との一体的造営が確認されており、世界遺産の拡張登録の論理になっております。 つきましては、柳之御所遺跡が保存されるに至った経緯並びに世界遺産拡張登録への経過等を考慮し、今後も継続して岩手県教育委員会が、史跡指定範囲を全面的に整備されるよう特段のご配慮をお願いいたします。	柳之御所遺跡については、平成10年度から発掘調査を開始するとともに、「基本計画」（H14策定）及び「実施計画」（H15策定・H29改定）に基づき、堀内部地区及び堀外部地区の調査整備を進めてきました。 堀内部地区については、平成17年度から令和3年度まで史跡整備工事を行い、平泉世界遺産ガイダンスセンターと史跡公園の整備を実施しました。 堀外部地区については、基本設計を令和5年度に行い、現在、実施設計を進めているところであり、史跡整備工事は今後の着手となります。 整備対象予定地（堀内部地区・堀外部地区）の土地公有化についても、平成13年度から実施しているものの、全ての土地の公有化には至っていない状況であることから、県としては、当面、堀内部地区及び堀外部地区の整備及び公有化について、最優先課題として取り組んでいきます。	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの
（平泉町） 2．国道4号平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安全安心な交通確保を図る整備について 国道4号は、広域観光ルートとして重要な路線であるとともに、岩手県南から宮城県北にかけての誘致企業、とりわけ自動車・半導体関連産業の物流や経済の主軸となっている重要物流道路でありますが、要望区間は積雪による路面の凍結及び急勾配の影響による大型車のスタックや速度低下に伴う交通混雑が発生している現状にあります。 つきましては、安全安心で信頼性の高い幹線道路ネットワークを形成するため、4車線拡幅整備と併せて冬期速度低下対策について、国に対し働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。 また、急勾配区間については、要望の趣旨や内容について国に伝えており、国からは、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、安全安心な道路交通を確保するため、立ち往生するなどのスタック車両対策等、除雪対応を強化していると聞いています。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
（平泉町） 3．一級河川太田川未改修区間の整備について 太田川沿川については、段階的に河川改修並びに未改修区間の河道掘削など、河川環境の維持が実施されてきたところです。 しかしながら、未改修区間の護岸が一部浸食により崩落し、河川背後地の土地利用に支障をきたしております。 つきましては、沿川の安全、土地利用、環境整備の観点から、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。 ① 未改修区間を整備すること	県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所や資産が集中している箇所を優先的に進めています。 御要望の箇所については、近年、洪水による家屋の浸水被害が発生しておらず、河川改修事業の早期導入は難しい状況であり、県内における治水対策の緊急性、重要性を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（平泉町） 3．一級河川太田川未改修区間の整備について 太田川沿川については、段階的に河川改修並びに未改修区間の河道掘削など、河川環境の維持が実施されてきたところです。 しかしながら、未改修区間の護岸が一部浸食により崩落し、河川背後地の土地利用に支障をきたしております。 つきましては、沿川の安全、土地利用、環境整備の観点から、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。 ② 当面の対策として、崩落箇所及び崩落の危険性のある箇所については、早急に応急措置を講じること	現在崩落している箇所については、応急的に拡大防止の措置を実施したところであり、沿川の安全を考慮し必要な対策の検討に着手したところです。	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
（平泉町） 4．束稲山麓地域農業遺産推進に係る持続的な体制確保について 令和5年1月に日本農業遺産に認定された束稲山麓地域は、認定後、シンポジウムや出前講座の開催、各地域でのイベント等での周知活動など、農業遺産としての価値について理解を促進する活動を中心に取り組んできたところです。 今後も継続して保全計画に基づいた地域の維持と活性化を図るためには、当地域の農林業システムを維持することができる地域コミュニティ活動の体制づくりが必要となります。 つきましては、日本農業遺産に認定された経緯や保全計画に掲げる取り組みを着実に推進していくため、持続的な推進体制を維持していただくとともに、なお一層の取組支援を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。	県では、令和元年度、県南広域振興局農政部に特命課長を配置し、束稲山麓地域の農業遺産認定と地域活性化に向けて取り組んできました。 当地域は令和5年1月に日本農業遺産に認定されましたが、この取組は認定そのものが目的ではなく、認定を契機として、地域住民等が地域の価値を再認識し、地域の維持と活性化につなげていくことが本来の目的であると認識しており、関係者と連携しながら地域活動を支援してきたところです。 今後は、地域コミュニティ活動の継続に向けた仕組みづくりが進むよう、市町とも連携し、推進体制を維持しながら、今後も取組を支援していきます。	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（平泉町） 5．世界遺産登録15周年に向けた支援について 昨年は、中尊寺金色堂が建立され900年の大きな節目を迎え、東京国立博物館で開催された特別展では多くの来場者に平泉の価値を再認識していただき、さらには「いわて平泉歴史文化観光地域計画」が国の事業に認定されました。 また、今年９月から11月の期間において、岩手県がJR東日本の重点共創エリアに指定され、さらには、世界遺産登録15周年となる令和８年には中尊寺落慶供養900年、翌年の令和９年には初代清衡公御遠忌900年と続き、本町はじめ、岩手県全体にその波及効果が期待されるところです。 つきましては、世界遺産登録15周年に向け、本年度のプレイベント開催、令和８年度においては、記念イベントの開催や観光客誘客を図っていきたいと考えておりますので、岩手県全体の観光振興にも寄与すべく連携して事業を展開していくとともに、十分な予算を確保いただくなど、より一層の支援を賜りますよう、特段のご配慮をお願いいたします。	県では、関係市町と連携し、「ひらいずみ遺産」を中心とした周遊・来訪促進等を図る文化観光の取組を進めることとしています。 平泉の世界遺産登録15周年を踏まえ、県が行う事業との連携及び関係機関・団体等が実施する事業への支援を行いながら、引き続き、世界遺産「平泉」の価値の普及、交流人口の拡大や地域振興の取組を推進していきます。 【令和８年度一般会計当初予算措置】 世界遺産価値普及事業費　6,894千円（うち、世界遺産登録周年記念事業の開催経費4,655千円） 平泉の文化遺産文化観光推進事業費　14,926千円	文化スポーツ部	文化振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
	県では、市町村、観光関連事業者等で構成するいわて観光キャンペーン推進協議会を設置して、オール岩手で誘客拡大や受入態勢整備などの観光振興に取り組んでいるところです。 令和７年度は、９月から11月までの３か月間、JR東日本の重点共創エリアに指定されたことを受け、県内各地の「祭り・文化」、「自然・絶景・紅葉」、「食・酒」などの本県ならではの秋の魅力の発信や、首都圏向けイベント等で平泉をはじめとした世界遺産のPRのほか、全国のJR主要駅にキャンペーンポスターを掲出するなど、インバウンドも含めた国内外からの誘客拡大に向けて、いわて秋旅キャンペーンを展開し、平泉町をはじめ市町村や関係団体、事業者等と連携して、オール岩手で誘客拡大に取り組みました。 また、令和７年度に引き続き、令和８年度も「インバウンドプロモーション支援事業」により、観光事業者が海外で行うイベント出展や商談会への参加のための経費を助成するなど、世界遺産登録15周年に向け戦略的なプロモーション活動を支援します。 令和８年度においては、平泉の世界文化遺産登録15周年記念イベント等も計画されていることから、今後においても、国内外からの効果的な誘客につなげるための取組について平泉町とも連携を図りながら検討を進めていきます。 また、県では、関係市町と連携し、「ひらいずみ遺産」を中心とした周遊・来訪促進等を図る文化観光の取組を進めることとしています。 平泉の世界遺産登録15周年を踏まえ、県が行う事業との連携及び関係機関・団体等が実施する事業への支援を行いながら、引き続き、世界遺産「平泉」の価値の普及、交流人口の拡大や地域振興の取組を推進していきます。 【令和８年度一般会計当初予算措置】 いわて観光キャンペーン推進協議会事業費　25,909千円 インバウンドぐるっと県内周遊促進事業　19,315千円（当該事業の一部）	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （1） 常勤医師3名体制（内科医2名及び外科医1名）の確保	診療センターの診療体制については、地域の医療ニーズや医療資源の状況を踏まえ、必要な体制の維持、確保を図っているところです。 引き続き、患者数の動向を踏まえながら、圏域内の医療機関における役割分担の下、地域に必要な医療提供体制の確保に努めていきます。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （2） 在宅療養者への往診の実施と訪問診療・オンライン診療の充実 ① 町民の「住み慣れた自宅で安心して暮らし続け、最期を迎えたい」という希望を叶えるため、往診に積極的に取り組むこと	往診については、患者の体調変化など突発的事態への対応が必要であり、医師をはじめとする医療従事者の体制確保等について課題があるため、直ちに対応することは困難な状況です。 なお、緊急を要する患者については、圏域内の他の医療機関との役割分担により、受入体制を確保しています。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （2） 在宅療養者への往診の実施と訪問診療・オンライン診療の充実 ② 訪問診療を受けている在宅療養者について、医師の定期訪問と併用し、平時の健康管理や急変時の相談対応としてオンライン診療を実施すること。	大船渡病院附属住田地域診療センターにおいては、施設入居をされている方などを対象にオンライン診療を行っており、今後、施設入居されている方以外も対象とするなど、オンライン診療を拡大していくこととし、まずは、住田町の訪問看護ステーションと連携したオンライン診療について、町と実施に向けた協議を進めています。	医療局	医事企画課	A 提言の趣旨に沿って措置
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （2） 在宅療養者への往診の実施と訪問診療・オンライン診療の充実 ③ 町が高齢者の通いの場として実施している地域ミニデイサービス事業は、送迎や看護スタッフの配置といった体制が整っており、診療センターによるオンライン診療の実施に適しているだけでなく、利用者の移動負担も軽減され、双方に利点のある仕組みであることから、「医師が常駐しないオンライン診療のための診療所」の試行も兼ね、地域ミニデイサービス会場でのオンライン診療に取り組むこと。	大船渡病院附属住田地域診療センターにおいては、施設入居をされている方などを対象にオンライン診療を行っており、今後、施設入居されている方以外も対象とするなど、オンライン診療を拡大していくこととし、まずは、住田町の訪問看護ステーションと連携したオンライン診療について、町と実施に向けた協議を進めています。	医療局	医事企画課	A 提言の趣旨に沿って措置
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （2） 在宅療養者への往診の実施と訪問診療・オンライン診療の充実 ④ 町内の訪問看護ステーションと連携し、「Doctor to Patient with Nurse」のオンライン診療に取り組むこと。	大船渡病院附属住田地域診療センターにおいては、施設入居をされている方などを対象にオンライン診療を行っており、今後、施設入居されている方以外も対象とするなど、オンライン診療を拡大していくこととし、まずは、住田町の訪問看護ステーションと連携したオンライン診療について、町と実施に向けた協議を進めています。	医療局	医事企画課	A 提言の趣旨に沿って措置
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （2） 在宅療養者への往診の実施と訪問診療・オンライン診療の充実 ⑤ 通所介護事業所の利用者を対象にするなど、オンライン診療の実施を拡大すること。	大船渡病院附属住田地域診療センターにおいては、施設入居をされている方などを対象にオンライン診療を行っており、今後、施設入居されている方以外も対象とするなど、オンライン診療を拡大していくこととし、まずは、住田町の訪問看護ステーションと連携したオンライン診療について、町と実施に向けた協議を進めています。	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （3） 災害時における保健・医療・介護連携体制構築のための連携強化 ① 災害に伴う停電時に、在宅酸素などの医療機器使用者が診療センターに避難できる体制づくりを進めること。	在宅酸素等の利用に当たっては、停電等の非常時においても機器の稼働に支障が出ないよう、予備バッテリーの貸与等により備えを行っているところです。 こうした対応で平時から緊急時の備えを行いながら、患者の症状等により医療的ケアが必要となる場合には、診療センターにより対応するほか、診療センターでの対応が困難な場合は本院（大船渡病院）や県立病院のネットワークにより対応していきます。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （4） 外来診療の利便性向上	外来診療の充実については、医師配置や他の県立病院からの診療応援の状況と、発熱外来や訪問診療の実施状況を勘案しながら、地域のニーズを踏まえて、引き続き検討を進めていきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （5） 県立病院間及び県、町のさらなる連携強化 ① 岩手県立病院等の経営計画において、管内3病院の役割が位置づけられている。在宅療養者が安心して地域で生活していくため、管内3病院がカルテ情報を連携させ、患者の状況に応じた寄り添ったケアを行うなど、良質な医療の提供に努めること。	県立病院ではすべての県立病院の診療情報を共有できる「診療情報共有システム」が稼働しており、これまでも必要な情報を共有しながら、患者の状況に応じた適切な医療提供を行ってきたところです。 引き続き、機能分化・連携強化の方向性に沿って、地域の医療機関とともに圏域における切れ目のない医療体制の構築を進めていきます。	医療局	医事企画課	A 提言の趣旨に沿って措置
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （5） 県立病院間及び県、町のさらなる連携強化 ② 町では患者側の設備環境の整備及び人的サポートなどを行う用意があるので、診療センターにおいてもオンライン診療の拡充に積極的に取り組むこと。	大船渡病院附属住田地域診療センターにおいては、施設入居をされている方などを対象にオンライン診療を行っており、今後、施設入居されている方以外も対象とするなど、オンライン診療を拡大していくこととし、まずは、住田町の訪問看護ステーションと連携したオンライン診療について、町と実施に向けた協議を進めています。	医療局	医事企画課	A 提言の趣旨に沿って措置
（住田町） 1．岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について （5） 県立病院間及び県、町のさらなる連携強化 ③ 町内関係機関による効果的な情報共有を実現するため、診療センターの電子カルテと未来かなえネットの自動連携を早急に進めること。	住田地域診療センターと未来かなえネットについては、電子カルテ更新に併せて令和7年12月に連携を開始しています。	医療局	医事企画課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（住田町） 2．畜産振興の強化について （1） 獣医療提供体制の強化 ① 獣医師の確保は全県的な課題であり、引き続き獣医師不足が深刻な地域を中心に、県が主導して県内の獣医師偏在を解消すること。	獣医療の安定的な提供には、獣医師確保が極めて重要であることから、県では、平成3年度に県事業として獣医師修学資金制度を創設し、県内で就業した場合には返還を要さない修学資金の貸付を行うとともに、獣医系大学での就職説明会の開催などに取り組んでいるところです。 また、獣医師が不足する地域においては県が主体となって関係市町村、農協、共済組合と検討を進めているところであり、引き続き県内の獣医師偏在解消に向け、努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 獣医師確保対策事業費 24,986千円	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
（住田町） 2．畜産振興の強化について （1） 獣医療提供体制の強化 ② 岩手県農業共済組合が診療対象外とした地域では、市、町、農協が獣医師の活動に要する経費に対し負担しているため、新たに構築した獣医療提供体制に対し、県においても財政支援を行うこと。	岩手県農業共済組合家畜診療所の診療対象区域の見直しを受け、県では、気仙地域の3市町や関係団体とともに検討会を開催して対応策の検討等を行い、令和5年度から気仙地方を対象として獣医療を提供する獣医師を確保したところです。 また、県では、令和8年度に、本庁畜産課に「特命課長（獣医療対策）」を設置し、安定的な獣医療の提供体制の整備に向け、関係団体と連携し、産業動物獣医師の確保や、産業動物を診療できる獣医師の育成、広域的な人材活用策等に取り組むこととしています。 引き続き、国事業も活用して獣医師修学資金制度等の予算確保を図りながら、県全体の獣医師を確保するとともに、本地域における獣医療提供体制の確保に対する支援に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 獣医師確保対策事業費 24,986千円	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
（住田町） 2．畜産振興の強化について （2） 家畜伝染病の発生に備えた対策の強化 ① 国に対し、老朽化した畜舎の更新・改修費用に対する補助制度の創設を要望すること。なお、国による対応が行われない場合は、県の事業として実施すること。	老朽化した畜舎の更新・改修については、生産性の向上等に資することを要件に、畜産クラスター事業（国庫）の活用が可能になっています。 今後とも生産者等の要望を踏まえながら支援をしていきます。	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
（住田町） 2．畜産振興の強化について （2） 家畜伝染病の発生に備えた対策の強化 ② 伝染病発生時の防疫作業を省力化・迅速化するため、先進的な技術や手法の調査・研究、実証試験、マニュアル化を進めること。	県では、マニュアルを整備して防疫作業に取り組んでおり、毎年研修会により職員へ周知を行っています。 今後も、他県の事例や国の研究機関の調査結果等をマニュアルに反映させていきます。	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
（住田町） 2．畜産振興の強化について （2） 家畜伝染病の発生に備えた対策の強化 ③ 死亡獣畜の埋却地の確保が困難な農場を対象に、広域自治体である県が主体となって畜産農家、市町村、関係団体と連携し、埋却地の確保に向けた取り組みを進めること。	家畜伝染病が発生した場合の埋却地等確保の義務は、家畜所有者にあることから、県としては、家畜所有者の埋却地等の準備が十分でない場合には、土地の確保等に関する情報提供や、助言、指導等必要な措置を講ずるよう努めていきます。	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（住田町） 3．地域資源循環型農業を支える高機能バイオ炭の普及支援について （1） 高機能バイオ炭の普及拡大に向けた県の支援強化 ① 作物別・土壌別の最適施用方法など、利用促進に必要な実証データの整備に対し支援すること。	県では、関係機関・団体と連携しながら、住田町が事業実施主体となり地域経営推進費を活用して取り組んでいる現地実証において、データ分析を支援しています。	農林水産部	農業普及技術課 農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置
（住田町） 3．地域資源循環型農業を支える高機能バイオ炭の普及支援について （1） 高機能バイオ炭の普及拡大に向けた県の支援強化 ② 農家やJAなどへの普及啓発と体系的な技術指導を行うこと。	「高機能バイオ炭」の普及啓発・技術指導については、各実証から得られたデータ等に基づき、効果的な施用方法や費用対効果を明らかにしながら、普及に向け取り組んでいきます。	農林水産部	農業普及技術課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（住田町） 3．地域資源循環型農業を支える高機能バイオ炭の普及支援について （1） 高機能バイオ炭の普及拡大に向けた県の支援強化 ③ 農家の導入負担を軽減するための補助制度を創設すること。	「高機能バイオ炭」の導入に係る負担軽減に向けては、国の補助事業の活用や県内外の先行事例等の情報収集を踏まえ、支援方法について研究していきます。	農林水産部	農業普及技術課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（住田町） 4．公共交通網の維持・確保について ① 国に対し、地域間幹線系統確保維持費補助金の被災地特例の恒久化又は同等の新たな補助制度の創設を要望すること	県は、令和8年度政府予算提言・要望等において、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における被災地特例の激変緩和措置の継続に加え、補助要件等の緩和や補助上限額の拡大等を要望しているところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（住田町） 4．公共交通網の維持・確保について ② 国に対し、地域公共交通利便増進実施計画の認定要件及びこれに基づく地域間幹線系統確保維持費補助金の特例措置の適用要件の緩和を要望すること	県では、例年、個々の補助路線を対象に、国、県、市町村及びバス事業者を構成員とするバス路線活性化検討会を開催し、広域バス路線の課題を共有するとともに、利用促進策や再編の必要性などバス路線の維持に向けた検討を行っているところであり、利便増進実施計画の策定の在り方等についても、意見交換を行っていきます。 利便増進実施計画の認定要件の緩和等については、県内市町村の策定状況等を踏まえながら、必要に応じて国に働きかけていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（住田町） 4．公共交通網の維持・確保について ③ 複数市町村をまたぐ幹線系地域公共交通の路線バスの維持・確保については、県の地域公共交通計画を基本とし、地域公共交通利便増進実施計画の策定及びこれに基づく事業実施を県が主体的に行うこと	県では、国、市町村、交通事業者、関係機関等で構成する岩手県地域公共交通活性化協議会を設置し、県の地域公共交通計画の実施状況を共有するとともに、利用促進策や再編の必要性など、公共交通の維持確保に向けた検討を行っています。 利便増進実施計画は、地域における日常生活での需要や住民の意向等を把握する沿線市町村において策定等を進めているところであり、国の地域間幹線系統補助に係る特例措置の活用を視野に入れた計画を策定する場合は、県も策定主体に加わり、市町村とともに策定作業を進めることとしています。 引き続き、持続的で利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成が図られるよう、利便増進実施計画の策定支援をはじめ、関係市町村間の調整やバス事業者との仲介など必要な取組を実施していきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（住田町） 4．公共交通網の維持・確保について ④ 交通施策のノウハウを十分に持たない市町村に対しては、県が一体となって地域の実情に応じた取組みを支援し、持続可能な地域交通ネットワークの確保・充実に努めること	県では、令和7年度から、広域バス路線を含め地域の公共交通のあるべき姿の検討がスムーズに進むよう、市町村ごとにヒアリングを実施し、利便増進実施計画の策定支援をはじめ、個々の状況に適した有識者の派遣、関係市町村間の調整やバス事業者との仲介など、きめ細かな取組を行っているところです。 今後も、将来的に持続可能な地域公共交通サービスの確保に向けて、県としても、市町村や関係機関等と密接な連携を図りながら、広域的な見地からの調整等、必要な取組を実施していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 公共交通利用推進事業費　577千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（住田町） 5. 岩手県立住田高等学校の存続及び環境整備について ① 住田高等学校を存続すること	令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）では、教育の質の保証と機会の保障という大きな柱や地域の学校を可能な限り存続させる方針を維持しつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしているほか、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することとしています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の五つの柱として、「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」「地域や地域産業を担う人材の育成」などを掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からの御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向け、本県における県立高校教育のよりよい在り方について、慎重に検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（住田町） 5. 岩手県立住田高等学校の存続及び環境整備について ② 住田高等学校校舎の屋根の修繕を早急に行うこと	県立高校の学校施設については、一斉に改築・改修の時期を迎えており、施設整備の需要が増大しているところですが、安全・安心で充実した学校生活を送ることができる教育環境を目指し、現在策定中の次期高校再編計画と整合性を図りながら、施設の老朽化の状況に応じて計画的に整備を進める必要があります。 住田高校の屋根については、劣化が顕著であり、一層の環境改善が必要であると捉えています。一方で、校舎の大規模改修等には多額の費用が伴うため、教育委員会所管施設全体の整備計画の中で、優先度を踏まえながら、整備の必要性を検討していきます。 また、整備に当たっては、必要な財源の確保も重要な課題であることから、令和8年度政府予算要望において学校施設の教育環境整備への支援の拡充について要望したところであり、引き続き、国に対して、公立高等学校施設への財政支援措置について、要望していきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大槌町） 1．上京地区県営ほ場整備事業の早期事業化について 当町上京地区においては、令和6年4月に県営農業農村整備事業計画調査地区に決定され、令和10年度の事業採択に向け計画調査が実施されています。 本事業では、地区内農地約46haにおいて、担い手への農地利用集積や営農経費節減を図るため、水田の大区画化や農道の整備、用水路のパイプライン化による水管理の合理化等、生産基盤整備と併せ、スマート農業の導入も検討されており、地区においても事業推進委員会が継続的に開催されております。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ① 上京地区について、県営農業農村整備事業計画調査を推進し、ほ場整備事業を早期に事業化すること。	上京地区においては、大槌町からの申請に基づき、令和6年度から計画調査地区として採択し、事業計画の策定に着手したところです。 令和6年度は、地域における事業区域の確定、大槌町が作成する地域の営農ビジョンの作成支援を実施しました。 今後の早期の事業化に向けては、営農ビジョンの確定、担い手への農地集積の目標設定について、スピード感をもって熟度を高めることが重要であることから、県としては、大槌町、関係機関と引き続き連携を図りながら、調査計画の推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 土地改良事業調査費　536,000千円	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの
（大槌町） 2．岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院はケアミックス・連携強化型として、他の基幹病院と連携し、急性期から回復期までの幅広い機能を担うこととされ、現在休止中の新規妊婦健診・分娩取扱い等については、医師不足等の事情があることは承知しつつも、妊産婦が常に機能集約型病院まで通院しなければならない状態は、身体的、心理的な負担となっております。 また、前述の計画においては、釜石病院の機能と規模を見直しながら建て替える方向性が示されたところであり、地域における様々な実状を勘酌した整備計画が求められます。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 （1） 普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について ① 普通分娩の取扱いを早期に再開すること。	昨今の出産の高齢化に伴うハイリスク症例への対応や救急搬送体制の強化など、周産期医療を取り巻く環境が変化する中、医師の時間外労働の上限規制への対応等に適切に対応していくためには、今後の産科体制は、複数の医師配置が必要と考えています。 現在、医師の派遣元である大学医局においても産婦人科医数が不足しており、気仙・釜石周産期医療圏の地域周産期母子医療センターである大船渡病院でも、令和8年1月現在で産婦人科常勤医4人の配置にとどまっている現状です。 気仙・釜石周産期医療圏においては分娩数が年々減少傾向にある中、大船渡病院と釜石病院両院において分娩を取扱う体制を確保維持することは極めて難しく、気仙・釜石周産期医療圏では、大船渡病院において周産期医療の提供を行っていくこととしています。	医療局	医師支援推進室	D 実現が極めて困難なもの
（大槌町） 2．岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院はケアミックス・連携強化型として、他の基幹病院と連携し、急性期から回復期までの幅広い機能を担うこととされ、現在休止中の新規妊婦健診・分娩取扱い等については、医師不足等の事情があることは承知しつつも、妊産婦が常に機能集約型病院まで通院しなければならない状態は、身体的、心理的な負担となっております。 また、前述の計画においては、釜石病院の機能と規模を見直しながら建て替える方向性が示されたところであり、地域における様々な実状を勘酌した整備計画が求められます。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 （1） 普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について ② 妊婦健診・婦人科受診を早期に従前どおり再開すること。	釜石病院の婦人科外来及び妊産婦健診については、派遣元の大船渡病院の診療体制の縮小により、令和6年1月末から当面、一部を制限しているところです。県としては引き続き、関係大学への派遣要請や奨学金養成医師の配置による産婦人科医の確保に努めていきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大槌町） 2. 岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院はケアミックス・連携強化型として、他の基幹病院と連携し、急性期から回復期までの幅広い機能を担うこととされ、現在休止中の新規妊婦健診・分娩取扱い等については、医師不足等の事情があることは承知しつつも、妊産婦が常に機能集約型病院まで通院しなければならない状態は、身体的、心理的な負担となっております。 また、前述の計画においては、釜石病院の機能と規模を見直しながら建て替える方向性が示されたところであり、地域における様々な実状を勘酌した整備計画が求められます。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 （1） 普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について ③ 産後ケアの充実を図ること。	釜石病院では、現在、大槌町及び釜石市の委託事業を受けて、デイサービス型の産後ケアを実施しております。体制の充実としては、令和7年10月からデイサービス型の予約枠を週に2回程度から週3回に増やし、R8年度には宿泊型産後ケアの受入れを実施予定です。 引き続き、限られた医療資源の中で、通常診療に支障がない形で県立病院として担うべき役割を担った上で、大槌町、釜石市と連携し、継続して実施していきます。	医療局	医事企画課	B 実現に努力しているもの
（大槌町） 2. 岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院はケアミックス・連携強化型として、他の基幹病院と連携し、急性期から回復期までの幅広い機能を担うこととされ、現在休止中の新規妊婦健診・分娩取扱い等については、医師不足等の事情があることは承知しつつも、妊産婦が常に機能集約型病院まで通院しなければならない状態は、身体的、心理的な負担となっております。 また、前述の計画においては、釜石病院の機能と規模を見直しながら建て替える方向性が示されたところであり、地域における様々な実状を勘酌した整備計画が求められます。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 （2） 機能強化と充実について ① 医師の地域偏在の早期解消と地域医療の充実を図ること。	釜石病院の医師確保については、平成30年４月には常勤医16人まで減少しましたが、その後、医師確保の取組を進め、令和８年１月現在で3人増の常勤医19人を配置しています。また、診療応援等により16診療科で外来診療を行うなど、診療体制を維持しているところです。 引き続き、奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいくほか、地域の医療ニーズ等を踏まえた診療体制が確保できるよう、関係大学への要望をはじめ、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めていきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大槌町） 2. 岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院はケアミックス・連携強化型として、他の基幹病院と連携し、急性期から回復期までの幅広い機能を担うこととされ、現在休止中の新規妊婦健診・分娩取扱い等については、医師不足等の事情があることは承知しつつも、妊産婦が常に機能集約型病院まで通院しなければならない状態は、身体的、心理的な負担となっております。 また、前述の計画においては、釜石病院の機能と規模を見直しながら建て替える方向性が示されたところであり、地域における様々な実状を勘酌した整備計画が求められます。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 （2） 機能強化と充実について ② 夜間に救急搬送され、公共交通機関が利用できない時間に帰宅となった場合を考慮し、控室の設置等を配慮すること。	現状において、院内に控室等の用意はありませんが、夜間に帰宅困難な方に対しては待合室利用等により柔軟に対応していきます。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
（大槌町） 2. 岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院はケアミックス・連携強化型として、他の基幹病院と連携し、急性期から回復期までの幅広い機能を担うこととされ、現在休止中の新規妊婦健診・分娩取扱い等については、医師不足等の事情があることは承知しつつも、妊産婦が常に機能集約型病院まで通院しなければならない状態は、身体的、心理的な負担となっております。 また、前述の計画においては、釜石病院の機能と規模を見直しながら建て替える方向性が示されたところであり、地域における様々な実状を勘酌した整備計画が求められます。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 （3） 釜石病院の建て替えについて ① 速やかに県立釜石病院の整備計画を示し、圏域の住民に安心感を与えること。	釜石病院の建替えについては、岩手県立病院等の経営計画(2025−2030)において、機能分化・連携強化の方向性に沿って、機能と規模を見直しながら、計画期間中の建替に着手することとしており、令和8年度当初予算案に基本設計費を計上し、新病院の規模や主な機能、整備スケジュール等について公表したところです。 新病院の規模と整備スケジュールについては、リハビリテーションサテライト施設としての機能を盛り込みながら、3病棟、計180床として整備し、順調に推移した場合には、令和14年頃の稼働を見込んでいます。 また、診療機能については、二次救急医療や透析療法の維持に加え、主に内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、総合診療科の入院医療を提供するとともに、現在の診療科を基本として身近な外来医療を提供する予定です。引き続き、圏域の住民が安心して医療を受けられる体制を構築していくため検討を進めていきます。	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大槌町） 2. 岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院はケアミックス・連携強化型として、他の基幹病院と連携し、急性期から回復期までの幅広い機能を担うこととされ、現在休止中の新規妊婦健診・分娩取扱い等については、医師不足等の事情があることは承知しつつも、妊産婦が常に機能集約型病院まで通院しなければならない状態は、身体的、心理的な負担となっております。 また、前述の計画においては、釜石病院の機能と規模を見直しながら建て替える方向性が示されたところであり、地域における様々な実状を勘酌した整備計画が求められます。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 （3） 釜石病院の建て替えについて ② 県立釜石病院の機能の一部が弱まっていることに十分に配慮し、他の医療圏と均衡を図る観点から、リハビリテーションセンターのサテライト機能を付加すること。	リハビリテーションセンターのサテライト施設について、令和6年度に設置した県のリハビリテーションの在り方検討会において、「施設の設置場所は患者の受療動向を踏まえ沿岸南部に設置するのが妥当」、「施設の設置に当たっては、既存の医療施設に設置するのが妥当」との意見をいただいており、これらを踏まえ、県において検討を進めてきました。 設置場所については、患者の受療動向から、盛岡圏域への受療が多い沿岸南部のうち、沿岸南部と盛岡の交通アクセスの結節点であり、県立病院の経営計画において回復期機能を強化するとしている県立釜石病院に整備するものであり、同病院の建替えに合わせ、いわてリハビリテーションセンターとの連携のもと、回復期リハビリテーション医療を提供することとしています。 今後、運用開始に向けて、県医療局と調整しながら、必要な準備を進めていきます。	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
（大槌町） 2. 岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院はケアミックス・連携強化型として、他の基幹病院と連携し、急性期から回復期までの幅広い機能を担うこととされ、現在休止中の新規妊婦健診・分娩取扱い等については、医師不足等の事情があることは承知しつつも、妊産婦が常に機能集約型病院まで通院しなければならない状態は、身体的、心理的な負担となっております。 また、前述の計画においては、釜石病院の機能と規模を見直しながら建て替える方向性が示されたところであり、地域における様々な実状を勘酌した整備計画が求められます。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 （3） 釜石病院の建て替えについて ③ 整備にあたっては、新型コロナウイルス感染症を教訓として、感染症病床の必要性を十分に考慮すること。	新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、釜石病院においては新興感染症の発生に備えて、令和6年3月に県（保健福祉部）との間で病床確保等に関する協定を締結しています。現時点では、感染症病床の設置について予定はありませんが、新興感染症発生時には協定に基づき、まん延時に釜石病院においても病床を確保し、入院患者を受け入れることとしています。	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大槌町） 3．地域と連携した高校改革を実現するコーディネーターの配置について 当町は大槌高校と連携して高校魅力化に取り組んでおり、大槌高校による地域と連携した学校運営・学校改革を支えるため、コーディネーターを2名配置しているところです。 当町においては、令和元年度より大槌高校と協働し、大槌高校魅力化事業を推進してきました。県外からの生徒入学や生徒の希望進路の実現等、着実に成果があがっているところです。高校魅力化において最も効果が高いのは教育課程の改革、またはその実現に伴う支援であると考えており、町もそうした改革を支えるコーディネーターを配置してきました。 今後も継続的に改革を支えていくためにも、設置者である岩手県教育委員会と当町の双方でコーディネーターを配置することが必要です。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ① 地域と連携した高校改革を実現するコーディネーターを配置すること。	県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んできた「高校の魅力化促進事業」を拡充・発展させ、令和4年度から令和6年度までの間、国の交付金を活用した「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」により、取組の全県展開を図り、魅力ある学校づくりを推進してきました。 その推進に当たっては、学校ごとに、それぞれの魅力化の方向性に応じた地域等関係機関との連携・協働の場（コンソーシアム等）の構築、特色ある教育活動の実践、WEB投稿サイト「note」を活用した情報発信等に取り組んできたところであり、県教育委員会としても、各種研修会の開催や、学校への訪問指導、情報提供等により、地域の教育資源やコーディネーター等の外部人材の活用を図りながら、各校の魅力化の取組を支援してきたところです。 令和7年度から新たに「いわて高校魅力化推進事業費（協働体制推進事業）」により、高校魅力化に知見を有する民間団体との協働し、学校や市町村等による高校魅力化の取組を支援しています。 今後も、当該事業等による高校魅力化の推進を図るため、引き続き、地域等と連携しながら、各校の魅力づくりや地域を支える人材育成等に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて高校魅力化推進事業費（協働体制推進事業費） 6,584千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（大槌町） 4．「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信に係る対応について 当町では、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合、大槌町地域防災計画や北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインに基づき、住民への防災対応の呼びかけ、指定緊急避難場所等の点検、初動体制の再確認等を行い、後発地震の発生に備えることとしております。 県内の対象市町村が円滑に防災対応を進められるよう、更なる支援をいただきますようお願いいたします。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ① 令和6年8月8日に発信された、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の教訓等を整理・分析し、県内の対象市町村が、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された際、防災対応が円滑に進められるよう、災害対策本部の設置や避難所の開設等といった防災対応に係る方針について明示すること。	国は、三陸沖や北海道の太平洋の沖合でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合、続いて規模の大きい地震が発生する可能性があるとして「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表する運用を令和4年12月から行っているところです。 この情報は、あくまでも後発地震の発生に注意を促すものであり、事前避難を呼びかけるものではないため、災害対策本部の設置や避難所の開設を求めるものではありませんが、国のガイドラインにおいて、地域住民から避難所の開設についての要望があった場合には、各自治体において避難所の開設の必要性を判断することとされています。また、県は後発地震注意情報が発表されている期間において、災害警戒本部を設置し、県民への注意喚起を行うこととしています。 令和7年12月の青森県東方沖地震後には、初めて北海道・三陸沖後発地震注意情報が発出され、県では期間中、災害警戒本部を設置し、県民に対し日頃の備え等について呼びかけるとともに、市町村の対応状況の把握等を行ったほか、市町村では必要に応じて避難所を開設するなどの防災対応を実施しました。 県では、後発地震注意情報の認知度や具体的な行動、日常生活への影響等を把握し、今後の地震・津波対策に生かしていくため、県民を対象としたWebアンケートを実施しており、今後、アンケート結果の詳細な分析を進め、必要な地震・津波対策や効果的な周知方法等について、市町村と連携を図りながら検討していきます。	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大槌町） 5.「岩手県地震・津波対策緊急強化事業費補助金」について 県では令和5年度に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び当該地震に起因する津波からの防災対策に取り組む事業の経費に補助する「岩手県地震・津波対策緊急強化事業費補助金」を創設し、沿岸市町村の取組を後押しいただき、地震津波対策を進める上で、重要な財源となっていますが、令和7年度で当該制度が終了するため、制度終了後は今後の地震津波対策にとって大きな不安材料となっています。 県内市町村が地震津波対策に積極的に取り組めるよう引き続き支援くださるようお願いいたします。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ① 岩手県地震・津波対策緊急強化事業補助金の制度を令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため恒久的な制度とすること。	県では令和5年度「岩手県地震・津波対策緊急強化事業費補助金」を創設し、避難所における要配慮者用備蓄品の整備や自主防災組織の活性化など、沿岸市町村が実施する津波被害による犠牲者ゼロを目指した新たな防災対策を支援してきました。 この補助金については、令和5年度に5市町で計9,529千円、令和6年度に7市町村で13,818千円が活用され、令和7年度は沿岸全12市町村で19,745千円の活用予定となっています。 令和8年度以降の補助金の継続等については、市町村によるこれまでの活用状況や、国における新しい交付金制度の創設等の状況を踏まえ、令和7年度をもって県単独の補助金を終了することとしました。 今後は、市町村のニーズを踏まえながら、国に対し、新しい交付金制度の継続・拡充などソフト対策への支援を要望していきます。	復興防災部	防災課	C 当面は実現できないもの
（大槌町） 6. 主要地方道大槌小国線土坂トンネルの早期着工について 本路線は、地形や自然条件の影響から幅員が狭く、急峻なうえ、急カーブが随所にある交通の難所となっており、円滑な交通の確保や安全のためにも、市町境峠道のトンネル化による抜本的な改良が必要とされております。 近年においては、地震、台風、局所的豪雨などの災害が頻発化・激甚化する傾向にあり、三陸沿岸道路、国道45号等の幹線道路が機能停止・機能低下となった場合の代替路が非常に重要な役割を持つことから、岩手県による緊急輸送道路の機能強化の推進が必要であります。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ① 激甚化する自然災害から命を守り、多重性・代替性を確保する災害に強い道路ネットワークの強化の推進のため、土坂峠トンネルの早期着工を実現すること。	要望の区間については、急峻な地形であり、長大トンネルを含む大規模な事業となることが想定されることから、慎重な検討が必要であると考えており、公共事業予算の動向や復興道路開通後の交通の流れの変化なども考慮しながら、総合的に判断していきます。 なお、当該区間には落石対策などの法面防災対策が必要な箇所があることから、防災事業を計画的に進めています。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大槌町） 7．小規模事業者支援対策の強化について 岩手県の令和7年度最低賃金は、時給1,000円の大台を超えました。これは物価高に苦しむ労働者にとっては朗報である一方、近年の急激な最低賃金の引上げは、体力の乏しい小規模事業者にとって経営上大きな負担となっております。 また、経営者の高齢化が進む中で事業承継は喫緊の課題となっておりますが、高齢経営者に承継の必要性を理解してもらうための体制が十分ではなく、商工会も限られた人員で対応せざるを得ない状況であり、事業承継が進まない大きな要因となっています。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ① 本年度の最低賃金の大幅引上げを踏まえ、国及び県において、小規模事業者に対する支援策として、複数年度(5年以上が望ましい。)に渡る賃上げに伴う助成措置を講じること。	物価高騰対策賃上げ支援金については、県内の多くの中小企業が、エネルギー・原材料価格の高騰などの影響により、厳しい経営環境にあり、また、最低賃金が過去最大の引上げ額となったことなどを踏まえ、令和5年度から継続して実施しています。 令和7年度は、最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、令和6年度よりも要件の緩和・内容の拡充を行い、令和8年9月までの賃上げを対象として実施しているところです。 【令和7年度一般会計補正予算（第4号）措置】 岩手県物価高騰対策賃上げ支援費　2,714,000千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
（大槌町） 7．小規模事業者支援対策の強化について 岩手県の令和7年度最低賃金は、時給1,000円の大台を超えました。これは物価高に苦しむ労働者にとっては朗報である一方、近年の急激な最低賃金の引上げは、体力の乏しい小規模事業者にとって経営上大きな負担となっております。 また、経営者の高齢化が進む中で事業承継は喫緊の課題となっておりますが、高齢経営者に承継の必要性を理解してもらうための体制が十分ではなく、商工会も限られた人員で対応せざるを得ない状況であり、事業承継が進まない大きな要因となっています。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ② 小規模事業者支援対策を担う商工会の機能強化を図るため、国及び県において、商工会職員の人件費補助を拡充すること。	商工指導団体の経営指導員や経営支援員は、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が厳しい中で、GX・DXへの対応など生産性向上に向けた事業計画の策定や経営改善、事業承継など、中小企業・小規模事業者の事業継続のための取組を伴走型で幅広く支援しており、この伴走支援の果たす役割は今後更に重要となっていくと考えています。 このような考え方の基に、県では、商工指導団体の体制強化に向けて、商工指導団体が十分な支援を実施できるよう、県が行う経営指導員等の人件費、専門家派遣等への支援に係る財政措置を拡充するよう国に対し要望しているほか、商工指導団体の人材確保・体制維持のためには、処遇改善につながる人件費補助単価の引き上げが必要と認識していることから、令和8年度においては、令和7年度比で、経営指導員は17,600円、経営支援員は17,100円をそれぞれ引き上げることとしており、引き続き、国の地方交付税措置の増額を求めるなど財源の確保に努めながら、商工指導団体の経営支援体制の強化を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 商工業小規模事業経営支援事業費補助　1,452,134千円 中小企業連携組織対策事業費補助　123,743千円	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大槌町） 8．義務教育における学校給食費無償化の早期実施について この度、国において小学校の学校給食費無償化の方針が示されましたが、制度設計について具体的に示されていない状況にあります。また、同じ義務教育課程にある中学校の学校給食費無償化の実施時期が示されておりません。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ① 令和8年度に開始するとされている小学校の学校給食費無償化に係る制度設計について具体的に示すよう国へ働きかけること。	学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。 本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度一般会計当初予算で措置したところです。 なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。 さらに、今般の国の取組の進め方や地方負担に関する対応等について、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議するよう全国知事会から強く求めたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助 2,823,779千円	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
（大槌町） 8．義務教育における学校給食費無償化の早期実施について この度、国において小学校の学校給食費無償化の方針が示されましたが、制度設計について具体的に示されていない状況にあります。また、同じ義務教育課程にある中学校の学校給食費無償化の実施時期が示されておりません。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ② 速やかに始めるとされている中学校の学校給食贄無償化について、早期に実現するとし、その実施時期を明確にするよう国へ働きかけること。	学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。 本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度一般会計当初予算で措置したところです。 なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。 さらに、今般の国の取組の進め方や地方負担に関する対応等について、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議するよう全国知事会から強く求めたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助 2,823,779千円	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（大槌町） 9.「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」について 近年、全国各地で自然災害が頻発し、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など甚大かつ深刻な被害が発生しています。 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は、地方債の充当率が100%、そのうち元利償還金の70%が地方交付税措置とされており、地方公共団体にとって、防災・減災対策を進める上で、極めて重要かつ有利な財源となっていますが、両事業債は令和7年度までの時限措置となっているため、制度終了は今後の防災対策にとって大きな不安材料となっています。 よって、県内市町村が防災・減災対策に積極的に取り組めるよう引き続き支援くださるようお願いいたします。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ① 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の令和8年度以降の継続と、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度になるよう国へ働きかけること。	県では、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、継続して防災・減災、国土強靱化の取組を実施していく必要があることから、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算に係る提言・要望において、令和8年度以降も、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長するよう要望したところです。 国からは、両事業債について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長する方針が示されたところです。	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
	県では、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、継続して防災・減災、国土強靱化の取組を実施していく必要があることから、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算に係る提言・要望において、令和8年度以降も、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長するよう、要望したところです。 国からは、両事業債について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長する方針が示されたところです。	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
	県では、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、継続して防災・減災、国土強靱化の取組を実施していく必要があることから、令和8年度政府予算関する提言・要望において、令和8年度以降も、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長するよう、要望したところです。	県土整備部	県土整備企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
（大槌町） 10. 地方財政対策（地方交付税等の一般財源総額確保）について 当町の今後の人口動態や経済社会の変容を見据え、持続可能な財政運営の確立に取り組んでおりますが、重要課題に必要な財源が圧迫され、財政状況は楽観視できない状況となっております。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ① 地方公共団体が責任をもって増大する役割に的確に対応していくため、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うよう国へ働きかけること。	県では、令和7年6月4日に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、地方交付税の総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ることや地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく国税の法定率の引上げなど一層の改善を図ることについて要望したほか、全国知事会において、地方交付税の総額確保・充実や地方交付税の法定率の引上げを要望しているところです。 今後においても引き続き、全国知事会と連携するなどし、地方自治体の実情に応じた財政措置について、国に働きかけていきます。	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
（大槌町） 10. 地方財政対策（地方交付税等の一般財源総額確保）について 当町の今後の人口動態や経済社会の変容を見据え、持続可能な財政運営の確立に取り組んでおりますが、重要課題に必要な財源が圧迫され、財政状況は楽観視できない状況となっております。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。 ② 財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額を確実に確保するよう国へ働きかけること。	県では、令和7年6月4日に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、地方交付税の総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ることや地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく国税の法定率の引上げなど一層の改善を図ることについて要望したほか、全国知事会において、地方交付税の総額確保・充実や地方交付税の法定率の引上げを要望しているところです。 今後においても引き続き、全国知事会と連携するなどし、地方自治体の実情に応じた財政措置について、国に働きかけていきます。	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（山田町） 1．県立山田高等学校の存続について 本町では、同校の存続に向け、特色化・魅力化が大きな課題であると捉えており、これまで実施してきた入学経費等への補助に加え、令和7年度から「山田高校地域連携コーディネーター」を配置し、地域と連携・協働して地域社会を担う人材の育成支援などに努めているところであります。 つきましては、県においても入学者の確保に向け、更に積極的に取り組まれるとともに、次期高校再編計画の策定にあたっては、1学級校における入学者数2年連続20人以下となった場合の募集停止の原則論の撤廃や、宮古ブロック内における各県立高校の定員の見直しなど、県立山田高等学校の存続について、特段のご高配をお願いいたします。	令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の五つの柱として、「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」「地域や地域産業を担う人材の育成」などを掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からの御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向けては、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。 また、県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んで来た「高校の魅力化促進事業」を拡充・発展させ、令和4年度から令和6年度にかけて、国の交付金を活用した「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」により、高校魅力化の全県展開を推進してきたところであり、山田高校に対しても地域連携コーディネーターを配置し、地域との連携・協働体制の充実や同校の魅力化の促進を図ってきました。 令和7年度から新たに「いわて高校魅力化推進事業費（協働体制推進事業）」により、高校魅力化に知見を有する民間団体と協働し、学校や市町村等による高校魅力化の取組を支援しています。令和7年度においては、山田高校を含めた4校を重点推進校に指定し、取組を進めています。 今後も、地域等と連携しながら、山田高校の魅力づくりや地域を支える人材育成等に取り組んでいきたいと考えています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円 いわて高校魅力化推進事業費（協働体制推進事業費） 6,584千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（山田町） 2．船越家族旅行村の整備について 本町の重要な観光拠点施設である船越家族旅行村は、東日本大震災や令和元年台風19号の自然災害による被害を受け、一部の施設で利用を休止している状況であります。また、開村から39年が経過しており、トイレや遊具等は老朽化が著しく、利用者の利便性や安全確保に支障をきたしている状況となっております。 つきましては、令和6年度におおよその整備方針が定まったところではありますが、未だに施設撤去の時期が決定していない施設について、早期に対応いただきますよう、特段のご高配をお願いいたします。	船越家族旅行村は、昭和61年7月の開設以降、県所管の施設と山田町所管の施設を一体的に公の施設として供用していました。 平成23年の東日本大震災津波により、水辺公園等施設の一部が流失し、また、流失を免れた県所管区域の一部に応急仮設住宅が設置され、観光を目的とした利用ができなくなったため、県所管区域については、平成24年度以降、管理方法を指定管理から直営に変更し、維持管理を行ってきました。その後、令和元年度に応急仮設住宅が撤去され、令和3年度には津波で流失した水辺公園の再整備が完了したところです。 令和3年度に山田町から県管理区域の多目的広場をオートキャンプ場として活用したいとの意向を受け、令和5年度に、山田町への返還手続を行ったところです。 また、山田町から、船越家族旅行村を町の「まるごと道の駅構想」における中核施設として再整備する意向が示されたことから、県では、同構想の早期実現に向け、国との協議を進めながら、令和6、7年度に、入江田沼及び水辺公園の施設の譲渡及び土地の返還手続きを行ったところであり、令和7年度は、じゃぶじゃぶ広場等における一部施設の撤去を行うとともに、ジャブジャブプールの調査設計によりプールの撤去等工法を検討することとしています。 さらに、令和8年3月には、ジャブジャブプール部分を除く区域の土地返還を行う予定です。 今後におきましても、引き続き、山田町と連携しながら、早期に施設の譲渡や土地の返還が可能となるよう取り組んでいきます。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（山田町） 3．鳥獣被害防止対策の強化について 本町においても、ニホンジカによる水稲や野菜、原木シイタケ、植林後の苗木などへの食害が顕著であり、鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施しているところでありますが、捕獲数は令和2年度の20頭に対し、5年度は219頭、6年度は683頭と急増し続けており、イノシシも13頭捕獲されるなど、被害の拡大が一層懸念される状況となっております。 つきましては、有害鳥獣による農林産物への被害の軽減を図るため、狩猟従事者の確保・育成や捕獲技術の開発・普及を図るとともに、県が主体となり広域的な鳥獣捕獲個体処理施設を整備するなど、鳥獣被害防止対策を強化されますよう、特段のご高配をお願いいたします。	有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理については、捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設等での焼却が行われており、現状ではこれらの手法が最も適切な方法と考えています。 一般廃棄物としての処理は市町村が行うこととされており、また、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業において、市町村等による焼却施設や食肉利用等施設の整備が可能ですので、県では市町村等が行う施設の整備に対して、補助事業等の活用などの支援を行っていきます。	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	県では、令和5年度に「鳥獣被害防止対策連絡会」を「鳥獣被害防止対策会議」に改編するとともに、各地域に県・市町村等からなる「現地対策チーム」を新たに設置し、令和6年度は、宮古地域において、有害捕獲作業の省力化・効率化が期待されるワナ遠隔監視システムの効果実証に取り組んだところです。 また、捕獲技術の実証に加え、令和7年度は、省力的・効率的なシカの侵入防止対策として、通年で設置が可能なワイヤーメッシュ立体柵の効果実証に取り組んだところであり、今後も、より効果的な鳥獣被害防止対策を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費　486,675千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（山田町） 4．廃校等施設解体経費の財政支援について 本町においては、老朽化した公共施設が多く、特に、学校統廃合による廃校施設の利活用が図られず、その多くが遊休施設となっており、維持管理経費や安全面を考慮し解体せざるを得ない状況であります。 また、国では、令和7年度に公共施設等適正管理推進事業債を拡充し、公共施設の集約化・複合化に伴う除却事業を地方交付税措置の対象に追加するなどの財政支援をしているところでありますが、事業期間が8年度までとされているなど、財源確保が大きな課題となっております。 つきましては、当該事業債の恒久化及び公共施設の集約化・複合化を伴わない除却事業への拡充などの地方財政措置を講じるよう、引き続き国への要望等、特段のご高配をお願いいたします。	廃校校舎等の解体経費については、学校統廃合による新築又は改築等と併せて解体を行う場合、その解体経費が国庫補助事業の対象となっています。 また、国では、令和7年度において、公共施設の集約化・複合化に伴う除却事業について、地方交付税措置の対象が拡充されたところです。 しかしながら、廃校校舎等の解体には多額の経費が必要であることに加え、公共施設の集約化・複合化等に伴う除却事業に該当しない除却事業については地方交付税措置の対象となっていないことなどから、各自治体にとって大きな負担となっています。このため、県では、国に対して、公共施設等適正管理推進事業債における期間の延長や財政措置の拡充、廃校校舎等の解体経費に対する財政支援制度の創設などについて要望しているところです。 今後も全国の都道府県等と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（山田町） 5．二級河川関口川の改修について 本町中心部を流れる二級河川関口川においても、頻繁に氾濫危険水位に達し、沿川の住民はもとより、上流部にある介護サービス・障害福祉サービス事業所でも、大雨のたびに不安を抱え、治水対策や環境改善への要望が大きくなっております。 このような実情を踏まえ、平成26年度に事業完了した「関口川総合流域防災事業」について、未施工区間を改めて事業化され、河川改修を進められますよう、特段のご高配をお願いいたします。	関口川の河川改修については、河口から三陸鉄道の区間において、10年に1回の確率で発生する降雨で発生すると考えられる洪水被害の解消を目標に事業を実施し、平成26年度に完了したところです。 今後の河川改修整備については、緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの
（山田町） 6．町内二級河川の維持管理について 町内二級河川は、これまでの大雨や洪水などの影響から、土砂流入による河床の上昇が見られるほか、雑木や雑草が生い茂っているため河道が狭められ、川の流れが阻害されている箇所が見受けられます。 沿川の住民は浸水への不安を抱えており、河川の治水対策や環境改善への強い要望があります。 つきましては、以上の実情をご賢察され、洪水等災害を未然に防止し、安全で安心な生活環境の保全を図るため、河床の土砂浚渫、河川内の雑木の除伐など、町内二級河川を適正に維持管理されますよう、特段のご高配をお願いいたします。	県では、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次対策を進めており、令和5年度は、大沢川ほか2河川において、堆積土砂の除去、令和6年度は、関口川ほか3河川において、堆積土砂の除去を行ったところです。 令和7年度は、関口川北っ子橋付近、織笠川轟木橋上流において、堆積土砂の除去を行っているところです。 また、令和8年度以降においても、優先度の高い箇所から順次対策を講じていく予定です。 今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 河川海岸等維持修繕費　1,837,189千円	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（山田町） 7．秋サケの資源回復とサーモン養殖の生産体制の確立等について 本県の秋サケ漁は、ピーク時には7万トン（平成8年度）の漁獲量を超えるまでに発展しましたが、昨年度は117トンとこれまで経験したことのない危機的状況となっております。 秋サケの資源減少に伴うふ化放流体制の集約化が進められる中、本町漁協においてもふ化場の集約化による利用頻度の低下が課題となっており、新たな利活用の方策が求められております。 つきましては、秋サケの資源回復、サーモン養殖の生産拡大やふ化場の有効活用に向け、引き続き研究開発をはじめとする各種支援に取り組まれるとともに、全県的な産地間の連携を構築し、「県産サーモン」のブランド化が図られますよう、特段のご高配をお願いいたします。	秋サケの回帰率低下の原因である稚魚放流後の減耗は、春期沿岸の高水温化などサケ稚魚の生育環境の悪化や北上回遊に適した期間が以前より短くなっていることが要因の一つと考えられています。 このため、県では、生残率が高いとされる大型で強靭な稚魚の放流に向け、生産技術の普及に取り組んでいるほか、高水温耐性を持つ稚魚の生産技術の開発、定置網で漁獲された親魚の活用や県外からの種卵の移入による種卵の確保等に、漁業関係団体と連携しながら、引き続き、取り組んでいきます。 海面魚類養殖については、トラウト種苗の海水適応能力向上など、生産性向上のための技術開発に取り組んでいるところであり、引き続き、効率的な養殖技術の開発や種苗の安定供給体制の構築などに向け、取り組んでいきます。 「県産サーモン」の統一したブランド化については、現在、各地域でギンザケ、トラウト、サクラマスといった異なる魚種を対象に、餌を工夫したり名前を公募決定するなど、各地域の特色を生かしたブランド化に向けた独自の取組が行われています。 県では、こうした各地域の取組を尊重しながら、岩手の清浄な海域で育てられた高品質なサーモンであることを強く訴求するなど、「いわて県産サーモン」として全体の知名度向上を図るなどの取組を進めてきたところです。 今後の更なる生産拡大に向けては、県外他産地との差別化が重要であることから、今般、生産者等との意見や流通・加工の専門家からの助言を踏まえ、各地域の名称と併用でき、県産サーモンの特長や強みを伝えるためのキャッチフレーズを決定し、県外に向けたPRを行うこととしており、今後も、関係者の意見を聴きながら、本県におけるサケ・マス類海面養殖のより一層の振興に向けて取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 さけ、ます増殖緊急強化対策事業費　47,975千円 マーケットイン型サーモン養殖推進事業費　2,598千円 県産養殖サーモンブランド化推進事業費　4,818千円	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（山田町） 8. 増養殖漁業の振興について 養殖漁業については、高水温によるホタテガイの大量へい死やマガキの卵巣肥大症の発生に加え、貝毒による出荷自主規制が長期化する傾向にあるほか、採介藻漁業は、磯焼けによるウニやアワビの水揚げ量が減少傾向にあるなど、漁家経営に深刻な影響を与えています。 つきましては、新たな養殖手法の導入や磯根資源の回復などに向けた増養殖漁業の技術開発に取り組まれるとともに、種苗の安定的かつ安価な生産供給体制の構築が図られますよう、特段のご高配をお願いいたします。	磯根資源造成に係る技術開発の調査・研究・指導について、県では、磯焼け漁場の過剰なウニを間引きし、蓄養する取組を漁協と連携して進め、高価格で取引される年末にも、一定の品質で出荷が可能となったところであり、引き続き、研究開発を進めるとともに、現場への普及に取り組んでいきます。 また、養殖業に係る技術開発の調査・研究・指導について、ワカメ養殖生産量の増大に向け、通常の種苗に比べて早い時期から収穫が見込める半フリー種苗の普及拡大に取り組んでいます。 さらに、ホタテガイに比べ高温耐性があり、出荷までの期間が短いアサリやヨーロッパヒラガキ養殖の事業化やサケ・マス類の海面養殖の生産拡大など、新たな養殖業の導入に向けた取組を進めていきます。 種苗の安定的な生産供給体制の構築について、県では、ホタテガイ養殖において、県内での種苗生産数が需要を満たせていないことなどから、令和3年度から田野畑村地先等において採苗試験を行っています。この種苗を使った山田町での成貝までの養殖試験で良好な結果が得られていることから、令和6年度から、採苗を事業化しています。 加えて、安価な種苗の生産について、県では、国の被災海域における種苗放流支援事業を活用し、令和8年度においても、アワビ・ヒラメ種苗放流経費への補助を継続していきます。 今後も、漁業者、漁業関係団体に寄り添い、水産資源の回復支援に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 養殖業振興事業費　4,327千円 栽培漁業推進事業費　229,269千円	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（山田町） 9. 子育て環境の充実について 本町では、0～2歳児の低年齢における保育所入所のニーズが高い傾向にありますが、在宅での子育てを希望していながら、家計の不安から就労を理由に保育所入所を選択する世帯も見受けられ、子育てへの多様なニーズに応じた支援が求められております。 つきましては、子育て環境の充実を図るため、令和5年度に県独自の事業として開始された「いわて子育て応援保育料無償化事業」及び「いわて子育て応援在宅育児支援金交付金」における対象児童の要件を「第1子」にも拡大されますよう、特段のご高配をお願いいたします。	幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。 また、保育所等を利用しない子育て世帯の子育てに係る経済的負担が軽減されるよう、在宅育児世帯等に対する支援制度を構築するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
（山田町） 10. 県立山田病院の診療体制の充実について 住民が安心して医療サービスを受けるには、町の中心的医療機関である県立山田病院の診療体制の充実が最優先課題となります。 つきましては、山田病院の整形外科の診療日を増やし、また、小児科医を確保し、標榜している小児科を継続させるとともに、救急対応を図るため、日当直医及び医療スタッフを確保されますよう、特段のご高配をお願いいたします。	県立山田病院の整形外科、小児科については、地域の医療ニーズ等を踏まえ県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。 宮古圏域における夜間・休日等の救急対応については、体制の整っている基幹病院である宮古病院において対応しており、引き続き、圏域内の医療機関における役割分担の下、地域に必要な医療提供体制を確保できるよう取り組んでいきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（山田町） 11. 介護人材確保対策について 介護事業を支える人材の確保が全国的な課題となっている中、本町においても、特に専門職であるケアマネジャーの不足が深刻な状況となっております。本町では、令和3年度から介護に関する入門的研修を実施しており、6年度からは介護職員初任者研修を実施するなど、介護従事者の確保に向けた取組を行っておりますが、従来の業務に加え、ヤングケアラー支援や看取りケースにおける家族への意思決定支援等、ケアマネジャーに求められる業務は増える一方であることから、同職種のなり手はますます不足することが懸念されます。 つきましては、ケアマネジャーの新規採用と定着に繋げるため、養成支援や処遇改善等の人材確保支援策を強化されますよう、引き続き国への要望等、特段のご高配をお願いいたします。	県では、介護人材の「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の観点から、求職者と事業所のマッチング支援、労働環境や処遇改善を促進するセミナーの開催に加え、ケアマネジメントに関する相談等に対応する「ケアマネ支援センター」の設置やケアマネジャーのキャリア段階に応じた法定研修の実施、市町村（介護保険者）が実施する「実習型研修（地域同行型研修）」への協力など、市町村等によるケアマネジャーを育成する取組を支援しています。 令和7年12月臨時会においては、令和7年度の国の経済対策に基づき、ケアマネジャーを含む介護従事者全体に対象を拡大した処遇改善補助による、1人1月当たり最大1万9千円相当の補助の実施に必要な予算措置を講じたところです。 また、国では、令和8年6月施行予定の介護報酬改定により、今回の処遇改善補助を処遇改善加算制度に移行することとしており、同様の処遇改善の効果の継続が見込まれます。 今後も、介護人材確保対策の一層の拡充及び十分な財源の確保について国に要望していきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費　2,992,630千円の一部	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
（山田町） 12. 主要地方道重茂半島線の整備促進について 主要地方道重茂半島線は、重茂半島を一周して山田町と宮古市を結ぶ総延長33.3㎞（うち山田町地内分「大沢～川代間」8.2㎞）の道路で、住民の生活道路としてはもとより、宮古市川代地区住民の通院道路でもあります。また、水産業を中心とする産業活動道路として重要な役割を果たすとともに、国道45号に接続する唯一の路線となっております。 しかし、この路線は、地形的な条件から急カーブ・急勾配・幅員減少・落石等の危険箇所が一部に残されており、冬期間の路面凍結、圧雪によるスリップ事故などの問題が生じております。 つきましては、以上の実情をご賢察され、主要地方道重茂半島線の整備を一層促進されますよう、特段のご高配をお願いいたします。	主要地方道重茂半島線については、地域の産業や経済活動、日常生活を支える重要な路線であり、災害時において緊急輸送を担う路線と認識しています。未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（山田町） 13. 自治体が独自に行う学校給食費の無償化に対する財政支援について 学校給食は、学校給食法において「食育の推進」が目的として規定されており、その役割の重要性を鑑みれば、学校給食費の無償化は、自治体ごとで格差が生じることのないよう同等の水準で行われるべきものであります。 つきましては、自治体が独自に行っている学校給食費の無償化に対する財政支援について国に強く働きかけるとともに、全国トップレベルの子ども・子育て支援を掲げる本県においても、県独自の支援について検討されるよう、特段のご高配をお願いいたします。	学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。 本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度当初予算で措置したところです。 なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。 さらに、今般の国の取組の進め方や地方負担に関する対応等について、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議するよう全国知事会から強く求めたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助　2,823,779千円	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
（岩泉町） 1．一般国道455号の整備促進について 一般国道455号は、産業経済の振興や交流人口の拡大、高次救急医療や地域連携に大きく寄与し、防災上からも、県及び町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている極めて重要な路線ですが、急カーブ・急勾配が連続し、特にも冬期間の通行が危険な状況にあります。 つきましては、安全な交通確保のため、次のとおり要望します。 ① 早坂トンネルから玉山地域にかけては、除雪により道路幅員が狭小となり安全な通行の支障となっていることから、令和5年度から工事着手している堆雪帯整備の早期完成を図るとともに、計画どおりに継続した整備を進めること。	一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。 早坂トンネルから玉山地域では、令和5年度に堆雪帯整備として事業化した薮川地区と逆川地区について、令和6年度には逆川地区が完成し、令和7年度は薮川地区の側溝設置工事を進めてきたところです。今後も早期完成に向けて整備を推進していきます。 また、盛岡市の軽町地区において、令和7年度に「軽町工区」として事業化し、道路詳細設計等を進めています。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県単独道路災害防除事業費　64,000千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課 道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩泉町） 1．一般国道455号の整備促進について 一般国道455号は、産業経済の振興や交流人口の拡大、高次救急医療や地域連携に大きく寄与し、防災上からも、県及び町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている極めて重要な路線ですが、急カーブ・急勾配が連続し、特にも冬期間の通行が危険な状況にあります。 つきましては、安全な交通確保のため、次のとおり要望します。 ② 冬期間の凍結、融解に起因した舗装の亀甲状のひび割れや窪みが全線の各所に散見され、事故を誘発する危険性があることから、路盤改良を含む抜本的な舗装修繕を実施すること。	一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。 また、路盤改良を含む抜本的な舗装修繕は、早期の工事実施は難しい状況ですが、日常的な道路パトロール及び道路の維持修繕により、適切な維持管理に努めていきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩泉町） 2．一般国道340号及び一般県道大川松草線の整備促進について （1） 一般国道340号の整備促進について 一般国道340号は、本町の産業経済及び住民生活に必要不可欠な路線であり、広域における救急搬送においても大きな役割を担っている他、県及び町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている非常に重要な路線ですが、陸前高田市から八戸市の間で唯一宮古岩泉間に未改良区間が残されております。 つきましては、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。 ① 岩泉側の未改良区間9㎞のうち、事業化された浅内地域の約1.4kmについて、早期に工事着手すること。	一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。 このため、岩泉側の浅内地区約1.4kmについては、令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和7年度は、用地取得・物件補償を進めるとともにJR岩泉線跡のレール撤去等を行いました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩泉町） 2．一般国道340号及び一般県道大川松草線の整備促進について （1） 一般国道340号の整備促進について 一般国道340号は、本町の産業経済及び住民生活に必要不可欠な路線であり、広域における救急搬送においても大きな役割を担っている他、県及び町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている非常に重要な路線ですが、陸前高田市から八戸市の間で唯一宮古岩泉間に未改良区間が残されております。 つきましては、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。 ② 未改良区間9㎞のうち、事業化されていない約7.6kmについても、早期に事業化すること。	事業化されていない区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（岩泉町） 2．一般国道340号及び一般県道大川松草線の整備促進について （1） 一般国道340号の整備促進について 一般国道340号は、本町の産業経済及び住民生活に必要不可欠な路線であり、広域における救急搬送においても大きな役割を担っている他、県及び町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている非常に重要な路線ですが、陸前高田市から八戸市の間で唯一宮古岩泉間に未改良区間が残されております。 つきましては、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。 ③ 道路改良が完了するまでの間は、各所への待避所整備と舗装の全面修繕を早急に実施すること。	待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) また、舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施していきます。 今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩泉町） 2．一般国道340号及び一般県道大川松草線の整備促進について （2） 一般県道大川松草線の整備促進について 一般県道大川松草線は、本町の産業経済及び住民生活において非常に重要な路線であることから、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。 ① 起点の大渡地区から唐地公民館までの区間は、バス路線でもあることから2車線化すること。	一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成22年度に事業化した「本町～大広」工区については、計画延長1,300mのうち約840mが供用済みであり、残る約460mについては、令和7年度は、道路改良工事を進めています。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A） その他の区間については早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費 6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（岩泉町） 2．一般国道340号及び一般県道大川松草線の整備促進について （2） 一般県道大川松草線の整備促進について 一般県道大川松草線は、本町の産業経済及び住民生活において非常に重要な路線であることから、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。 ② 唐地公民館から櫃取までの区間は、車両のすれ違いが容易となる道幅に改良するほか、道路改良が完了するまでは、各所への待避所整備と舗装の全面修繕を早期に実施すること。	待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） また、舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。 今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。（B）	県土整備部	道路建設課 道路環境課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
（岩泉町） 2．一般国道340号及び一般県道大川松草線の整備促進について （2） 一般県道大川松草線の整備促進について 一般県道大川松草線は、本町の産業経済及び住民生活において非常に重要な路線であることから、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。 ③ 学校統合により、片道1時間以上の通学時間を要し、児童生徒の負担が大きいことから、スクールバスの安全な運行に支障が生じないよう早急に拡幅改良整備を行うこと。	一般県道大川松草線の拡幅改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（岩泉町） 3．道路交通ネットワークの整備促進について （1） 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について 道路交通の安全性向上と住民生活の向上のため、次のとおり要望します。 ① 松ケ沢地区及び茂井地区において、河川と道路との高低差が小さい箇所の嵩上げを行うこと。	松ヶ沢地区及び茂井地区の道路の嵩上げについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩泉町） 3．道路交通ネットワークの整備促進について （1） 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について 道路交通の安全性向上と住民生活の向上のため、次のとおり要望します。 ② 未改良部分のうち、特にも普代小屋瀬線の松ケ沢から燃壁付近、旧安家小学校から川口付近、安家玉川線の年々口橋から茂井付近の区間は早期に拡幅し、1.5車線化すること。	松ケ沢から燃壁付近については、平成25年度に「松林～坂本」工区として事業化し、令和6年度までに全11か所のうち3か所が完成したところであり、令和7年度は、引き続き、道路改良工事を進めています。(A) 旧安家小学校から川口付近、及び一般県道安家玉川線の年々口橋から茂井付近については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費 6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（岩泉町） 3．道路交通ネットワークの整備促進について （2） 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について 道路交通の安全性向上と住民生活の向上のため、次のとおり要望します。 ① 主要地方道宮古岩泉線は、町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間を拡幅し、1.5車線化すること。	町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（岩泉町） 3．道路交通ネットワークの整備促進について （2） 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について 道路交通の安全性向上と住民生活の向上のため、次のとおり要望します。 ② 令和7年度に事業化された岩瀬張橋付近から松の木橋付近までの区間1.16kmについて、改良整備に早期に着手すること。	岩瀬張橋付近から松の木橋付近までの1.16km区間については、令和7年度に「猿沢工区」として事業化し、道路詳細設計等を進めています。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費 6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩泉町） 3．道路交通ネットワークの整備促進について （2） 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について 道路交通の安全性向上と住民生活の向上のため、次のとおり要望します。 ③ 一般県道有芸田老線は、栃の木地区から肘葛地区までの区間を拡幅し、1.5車線化すること。	栃の木地区から肘葛地区までの区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩泉町） 4．物価等価格高騰に対する総合的な経済対策について 地方経済は、長期化するエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、大きな打撃を受けております。 さらに、人口減少と高齢化が加速する中で、地方創生の取組は急務となっております。 つきましては、住民の生活を守るための取組や、地域経済の回復を図るため、次のとおり要望します。 ① 市町村が実施する経済対策施策に対し財政支援を行うこと。	県では、令和7年6月4日の国に対する「令和8年度政府予算提言・要望」において、世界的な原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組や中小企業者への賃上げ環境整備支援の取組を切れ目なく実行していく必要があるため、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の確保等の十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方自治体に対する重点的な配分について要望を行ったところです。 国においては、令和7年度一般会計補正予算（第1号）で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約151億円の配分を行ったところです。 今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。	ふるさと振興部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩泉町） 5．訪問介護事業者の経営安定に対する支援について 本町では、2024年度の介護報酬改定後に訪問介護サービス事業者が撤退し、現在1事業者のみのサービス提供となっていることから、町民は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるか大きな不安を感じております。 つきましては、地方、特に過疎地域において介護保険サービスを提供する事業者が安定した経営を継続できるよう、次のとおり要望します。 ① 訪問介護の報酬について、地理的な条件による実態を十分に反映させた適切な見直しを行うこと。	令和6年度の介護報酬改定は、利用者が密集する都市部における利益率の高さから、訪問介護サービスがマイナス改定になったものと承知していますが、広大な県土に利用者が分散する本県のような地方の実情を踏まえた内容となっておらず、現在、訪問介護事業者の経営が厳しいものとなっていることから、国の責任において、地方の実態を踏まえた見直しを行うべきと考えています。 国では、令和8年6月に予定されている臨時の報酬改定において、本体報酬の改定は見送ったものの、令和7年12月に社会保障審議会介護保険部会が取りまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、中山間・人口減少地域の訪問介護サービスについて、現在の出来高報酬とは別に、月単位の定額払いを選択可能とすることが記載されるなど、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みが検討されているところです。 県としては、引き続き、あらゆる機会を捉えて、適切な水準での介護報酬の設定について、国に働きかけていきます。	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） 1．小規模自治体への総合的な支援について 「四村連携」を推進している、九戸村・野田村・普代村・田野畑村の県内4つの村は、小さいながらも歴史と伝統ある地域を営々と築いてまいりました。それぞれの村民であることに誇りを抱き、持続可能な村の創造を目指すべく、令和5年10 月に達増知事立会いのもと「四村サミット宣言」を行いました。共に知恵を絞り、共に協力し、小規模自治体が抱える共通課題の解決と発展の可能性の探求に取り組むことを誓い実践しているところです。 県におかれましては、人口減少対策への取り組み、専門人材の派遣や共同選考採用の実施、地域経営推進費に小規模町村支援枠を創設するなど、これまでも多大なご尽力をいただいているところですが、次の項目について、更なるご支援ご協力を賜りますよう要望します。 （1） 地域経営推進費対象事業の要件緩和等について 地域経営推進費は、市町村にとってなくてはならない重要な事業となっており、市町村事業の小規模町村支援枠事業は、我々にとって柔軟な事業遂行ができる貴重な財源でもあります。 しかしながら、現在は要件として、「県から派遣した職員が参画する事業」に限定されていることから、県派遣のない自治体や、県派遣があってもその職員の業務以外は活用できないのが実情です。 つきましては、市町村事業の要件緩和とともに、補助率の引き上げなど、小規模自治体がより活用しやすい支援事業となるよう検討をお願いします。	小規模町村支援事業は、人口減少により行政機能の維持、確保に困難が生じ、「人的支援が必要」とされる小規模町村に対して、県から職員を派遣した際に、単に当該町村の事務に従事するのみならず、当該町村が抱える課題に対して、派遣職員の参画の下で、事業を展開することにより、小規模町村が抱える課題の解決に有効に活用いただくことを目的としていますが、田野畑村からのご要望等を踏まえ、令和8年度においては、県派遣のない場合でも活用が図られるよう、一部運用を見直したところです。 田野畑村での地域経営推進費の活用に関しては、沿岸・県北広域振興圏であることを踏まえ、通常より嵩上げした補助率での活用を可能としており、今後も、県内各市町村の意見や実情を踏まえながら、人口減少対策をはじめとする地域課題の解決に資する制度として、地域経営推進費がよりよいものとなるよう不断の検討をしています。	ふるさと振興部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
（田野畑村） 1．小規模自治体への総合的な支援について 「四村連携」を推進している、九戸村・野田村・普代村・田野畑村の県内4つの村は、小さいながらも歴史と伝統ある地域を営々と築いてまいりました。それぞれの村民であることに誇りを抱き、持続可能な村の創造を目指すべく、令和5年10 月に達増知事立会いのもと「四村サミット宣言」を行いました。共に知恵を絞り、共に協力し、小規模自治体が抱える共通課題の解決と発展の可能性の探求に取り組むことを誓い実践しているところです。 県におかれましては、人口減少対策への取り組み、専門人材の派遣や共同選考採用の実施、地域経営推進費に小規模町村支援枠を創設するなど、これまでも多大なご尽力をいただいているところですが、次の項目について、更なるご支援ご協力を賜りますよう要望します。 （2） 地方交付税等の継続的な財源確保について 行政課題等が多岐にわたる中で、今後も小規模市町村が継続的かつ安定的に運営・事業実施をしていけるように、地方交付税等の財源の十分な確保について国に強く働きかけていただきますようお願いします。	県では、令和7年6月4日に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、厳しい地方財政の状況を踏まえた、安定的で持続的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確実な確保・充実について国に要望したほか、全国知事会において、「子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保」や「デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置」など、国の政策に応じた財政支援を含めた地方税財源の確保充実等について、国に要望しているところです。 今後においても引き続き、全国知事会と連携するなどし、地方自治体の実情に応じた財政措置について、国に働きかけていきます。	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） 2．三陸復興国立公園内の木製施設及び北山崎ビジターセンターの修繕及び改修について 本村には三陸復興国立公園の景勝地「北山崎」や「鵜の巣断崖」の眺望や自然を満喫できる展望台や遊歩道があり、観光客の安全確保や利便性向上のため、木柵や沢を横断するための木橋、利用者の歩行をサポートする手すり、階段等が各所に整備されています。 しかしながら、その多くは木製で、経年劣化により朽ち果てて利用できないもの、今にも倒壊しそうなもの等の危険箇所が随所に見られます。 特にも、北山崎展望台から南に降りた沢に架かる木橋は崩れ落ち、利用者の転落が懸念されるなど大変危険な状態です。 また、北山崎園地内には北山崎ビジターセンターがあり、周辺の自然環境の紹介や村の観光案内を行なっているが、建物自体の老朽化が進んでおり、カビの発生や害虫の出入りが見られるなど、訪れた旅行者のイメージダウンとなるだけでなく、施設の管理運営に支障をきたしている状況です。 これまでも、施設設備の修繕や改修を行っていただいておりますが、これらの課題につきましても早期に対策を講じてくださるよう要望します。	御要望のあった施設については、現地調査を実施しており、破損箇所や老朽化の現状を把握しているところです。 三陸復興国立公園内の県管理施設については、県内各地から多くの再整備や補修の要望があり、施設の利用状況や現地調査による老朽化及び損傷の状況を把握し、施設の安全確保を優先して整備を進めています。 北山崎の沢に架かる木橋の崩落箇所については、現時点では、迂回して通行できる状況にありますが、再整備の必要性を含めて田野畑村と意見交換しながら、対応を検討していきます。 また、北山崎ビジターセンターの老朽化については、令和４年度にトイレの改修工事を実施したほか、令和6年度には映像設備の修繕を行うなど対応してきたところであり、新たな課題についても、現地を確認の上、対応を検討していきます。 【令和７年度一般会計補正予算措置】 自然公園施設整備事業費　19,000千円	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） 3．人口減少対策に直結する産業政策の構築について 本村においても人口減少問題が喫緊の課題であり、内陸部や県外などへの人口流出、未婚率の増加や出生数の減少など、人口減少に歯止めが利かない状況であります。 人口減少の内容を分析すると、就職世代や結婚・子育て世代に該当する20 代前半から30 代前半まで世代の定住や流入が少ない状況にあります。 県では、内陸の県南部に自動車産業、半導体産業等の集積を進め、ILCの誘致も同地区を候補地としており、集積・誘致に当たっては多大な労力と費用を投じているものと認識しております。それ自体は県内経済をけん引するために有効なものと捉えておりますが、相対的に県北・沿岸部の衰退に拍車を掛ける一因にもなっていると指摘されているところです。 つきましては、県土の均衡ある発展と人口減少対策を強力に推進するため、県北・沿岸地域全体の産業政策を根本的に見直し、新たな目標と基幹的な施策を設定した上で、魅力ある産業の創出にこれまで以上の人的資源と予算を振り向けるよう要望します。	県北・沿岸地域は、県下でも人口減少・高齢化が特に進展している地域であることから、人口減少問題が喫緊の課題であると認識しています。 このことから、いわて県民計画（2019～2028）のアクションプランである「第二期復興推進プラン」に基づき、地域資源を活用した産業振興や交流人口の拡大に取り組んでおり、毎年度、施策の評価を行い個別の事業の実績や成果を検証しながら取組を進めています。 また、同計画に掲げる「新しい時代を切り拓くプロジェクト」では、「プロジェクトで目指す姿」や短期的、中期的、長期的な取組内容を記載した工程表を設定しており、「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」では、復興の取組により大きく進展した町づくりや交通ネットワーク、港湾機能などを生かした地域産業の振興を図るとともに、三陸鉄道や、三陸ジオパーク、三陸の豊かな「食」などの多様な魅力を発信し、国内外との交流の拡大を図っているところです。さらに、「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」においては、産学官連携により、農林水産業と豊かな再生可能エネルギー資源とを組み合わせたイノベーションを目指し、地域の未来を牽引する産業振興を図っているところであり、令和7年度は「北いわて産業・社会革新推進コンソーシアム」において、北いわて13市町村の全副市町村長に理事に就任いただくなど連携体制を強化したところです。 今後も、このような県北・沿岸地域の産業振興に資する取組を展開することにより、県土の均衡ある発展を考慮しながら、魅力ある産業の創出や地域の魅力発信を通じ、県北・沿岸地域における人口減少対策を支援していきます。 【令和８年度一般会計当初予算】 北いわてプラチナシティ推進事業費　5,925千円、三陸総合振興体制構築支援事業費　14,308千円、新しい三陸振興推進費　2,960千円、新しい三陸復興のかけ橋推進費　1,224千円	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	B 実現に努力しているもの
	県北・沿岸地域の雇用の創出による地域経済の活性化を促進するため、「企業立地促進奨励事業費補助金」や補助率や補助対象を内陸部より有利な制度設計にするとともに、特定区域における産業の活性化に関する条例に基づく支援や、東日本大震災津波からの復興に係る課税特例等の各制度をPRしながら、企業誘致や既存企業の業容拡大などに積極的に取り組んでいるところです。 これらの取組と併せ、若者・女性が希望する幅広い職種に対応できるよう、様々な産業を対象に誘致活動を展開するとともに、研究開発部門・企画総務部門などの本社機能の移転を進めています。 今後も、このような県北・沿岸地域の産業振興に資する取組を展開することにより、県土の均衡ある発展を考慮しながら、魅力ある産業の創出や地域の魅力発信を通じ、県北・沿岸地域における人口減少対策を支援していきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） 4．三陸鉄道への継続的な支援と利用促進策の充実について 三陸鉄道は、住民の生活の足であり、また、地域振興や観光振興に大きな役割を果たしてきました。現在でも、高校生や高齢者等の交通弱者や観光客、外国人等にとって貴重な交通手段であるとともに、東日本大震災からの復興のシンボルとして、三陸の「顔」の1つとなっております。 しかしながら、急速に進む人口減少に伴う定期利用者の減少、道路との競合、物価・燃料費高騰や人件費の増加などにより、経営は非常に厳しい状況となっております。 つきましては、全県の児童・生徒等が三陸鉄道を使って個人で復興学習と三陸観光を行えるような仕組みの構築や、鉄道以外の収益事業の強化など、三陸鉄道の経営が長期的に安定する施策を検討・実施されるよう要望します。 また、県が行う通学定期券の半額補助については、令和9年度までが期限とされていますが、高校のない本村の中学生等や保護者が進路を考える際の判断材料の1つとなっていますので、早期に制度延長の決定をされるよう要望します。	三陸鉄道の収支改善を進めるためには、沿線地域の積極的な利用はもちろんのこと、観光利用など沿線地域外からの利用者を拡大していくことが重要と考えています。 このため、県及び沿線市町村で構成する三陸鉄道強化促進協議会と三陸鉄道が連携しながら、令和6年度に実施した鉄道専門家の評価・分析等を踏まえて利用者の拡大や収支改善の強化等に取り組んでおり、プロモーションの強化や商品力の向上、インバウンドを始めとする域外からの誘客に向けた取組など、新規10事業を含む18事業を実施しています。 今後も県と沿線市町村が連携し、三陸鉄道の持続的な経営に繋がるような利用促進策を実施していきます。 また、被災地通学支援事業については、被災地の児童・生徒等の通学費負担が大きい状況を踏まえ、通学定期券を購入する費用の一部を補助することにより、子どもたちの学びを支援するため実施しているところであり、令和10年度末まで延長する方向です。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 岩手県三陸鉄道強化促進協議会負担金　20,703千円、被災地通学支援事業費補助　75,754千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
	県では、「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「みちのく潮風トレイル」、「高田松原津波復興祈念公園」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を活用した観光メニューの創出に取り組んでいるほか、県観光協会と連携し、県外の学校担当者や旅行会社を対象に、教育旅行誘致説明会を、北海道、東京、大阪で開催し、震災学習を中心とした教育旅行等の誘致活動を展開しています。 また、令和7年9月から11月までの3か月間、JR東日本と連携して秋季観光キャンペーンを展開し、三陸地域をはじめとする観光事業者や三陸鉄道等の交通事業による新たな旅行商品の造成及び催行支援等を実施しました。 引き続き、田野畑村を含め、自治体等と連携しながら、三陸地域の観光資源のプロモーションや、体験プログラムなどの観光コンテンツの開発などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて観光キャンペーン推進協議会事業費　25,909千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） 5．産業獣医師の地域的偏在の解消について 当地域の獣医療体制は、令和3年1月から宮古家畜診療所下閉伊北部出張所が、同年4月には宮古家畜診療所がそれぞれ休止となり、令和6年度末には高齢化による地元開業獣医師廃業と相まって、緊急時や夜間・休日の診療について畜産農家は常に不安を抱えており、安心して生産活動が行える体制整備が求められています。 県全体における産業獣医師不足や地域偏在については、畜産県と称される本県においても重要な課題であり、解消に向けた取り組みを進めるため「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」が策定されています。同計画の実効性確保のため、体制整備に向けた県の具体的な取組を要望します。 また、令和7年4月から岩手大学に獣医学部が設置されました。県内における将来の産業動物獣医師確保は重要課題であり、学生採用にあたっては「地域枠」を創設されるよう働きかけていただきたいこと。 また、県においては、卒業後に臨床経験を積める体制の構築に努めるとともに、当該獣医師の開業にあたっての支援を講じるよう検討を進めることを要望します。	県では、令和3年1月以降、本地域の家畜診療体制を確保するため、岩泉町、田野畑村、JA、共済組合及び県による地域検討会を16回開催しています。この検討会では、地域獣医療体制の現状や宮古家畜診療所下閉伊北部出張所の廃止に伴う農家への影響等について情報共有するとともに、家畜診療の需要予測や家畜診療施設の経営シミュレーション等に取り組み、開業獣医師の誘致等について検討を行ってきたところであり、令和7年度においても、本地域への開業獣医師の誘致や地域外開業獣医師との連携等による本地域の獣医療提供体制の確保に向けて検討を進めていきます。 岩手大学では、令和5年度から、東北地方のうち、獣医師確保を目的とした修学資金制度を実施している県の高校生等を対象とした「地域枠」を新たに設け、地域枠特別入試を開始しています。 県では、平成3年度から獣医師修学資金貸付事業を実施しており、本県の高校生等は、岩手大学の地域枠特別入試制度を活用することが可能となっています。 また、県では、令和6年度から、本県における今後の獣医療提供体制の在り方について、県獣医師会、関係団体、市町村、開業獣医師等との意見交換を行っており、大学や関係機関・団体等と連携し、獣医師確保に取り組んでいます。 加えて、令和8年度に、本庁畜産課に「特命課長（獣医療対策）」を設置し、安定的な獣医療の提供体制の整備に向け、関係団体と連携し、産業動物獣医師の確保や、産業動物を診療できる獣医師の育成、広域的な人材活用策等に取り組むこととしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 獣医師確保対策事業費　24,986千円	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
（田野畑村） 6．漁協経営安定化と水産業振興に向けた支援について 漁協経営においては令和元年度以降、販売事業の大幅な赤字が続いており、物価高騰や諸外国による水産物の輸入規制などのあおりを受け、かつてない経営難となっております。 漁協経営の黒字化に向けて、村でも各種支援を継続しているところではありますが、収益性のある水産業の技術指導や支援を講じていただくよう要望します。 また、アワビ種苗放流やサケ種卵確保に係る支援の継続及びマグロの漁獲枠の拡大をいただくよう要望します。	主要魚種の不漁が続く中、定置漁業や特定魚種に過度に依存しない構造へ転換を図ることが必要であることから、県では、漁業関係団体とともに宣言した「不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言」に基づき、①主要魚種の資源回復、②増加している資源の有効利用、③新たな漁業・養殖業の導入に取り組んでいるところです。 アワビ種苗放流に係る支援については、令和4年度から漁協に対してアワビ種苗の生産、購入、放流に要する経費への補助を再開したところですが、引き続き、国に対しては、アワビ等磯根資源の回復に向け、漁協が実施する種苗放流に対する支援の継続を要望していきます。 サケの種卵の確保に係る支援については、海産親魚の活用や県外からの種卵の移入を支援しているところであり、引き続き、国に対して支援の継続を要望していきます。 国際的に漁獲が制限されているクロマグロについては、令和6年12月の国際会議において、年間漁獲枠の一定の拡大が合意され、これに伴い、本県に配分される漁獲可能量も令和6年と比べ増加しています。 県では、国に対し、更なる漁獲枠の拡大が実現されるよう働きかけを行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しにより、本県への配分を拡大するよう、引き続き、要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 栽培漁業推進事業費　229,269千円 さけ資源緊急回復支援事業費　266,234千円 さけ、ます増殖緊急強化対策事業費　47,975千円	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） 7. 主要地方道岩泉平井賀普代線の改良舗装整備について 島越地区と島越地区の集団移転地である黎明台団地の間は、急勾配・急カーブの連続で、大型観光バスや大型トラックのすれ違いが出来ないなど、観光面や漁業活動に支障が生じております。 これまでに、津波被災区間や一部区間の改良工事は実施していただいているものの、冬期間は路面凍結で危険な状態となり、スリップによる接触事故等も発生していることから、早期の改良整備（道路線形、縦断勾配改良）を要望します。 また、北山地区から弁天崎までの間においても舗装の損傷している箇所が数箇所あることから、本路線の計画的・継続的な改良舗装整備（舗装補修）の実施を要望します。	島越地区と黎明台団地間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） また、要望区間の舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して舗装工事を実施しています。 今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。（B）	県土整備部	道路建設課 道路環境課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
（田野畑村） 8. 主要地方道岩泉平井賀普代線の法面落石防止及び枯死木・倒木対策について 弁天トンネルから羅賀地区間の法面には、落石防止の防護ネットやモルタル吹付による落石防止対策を施している箇所が多くありますが、老朽化や風水害により一部脱落したりネットの内側に落石が堆積している箇所があります。 特に明戸地区から羅賀地区の間のモルタル吹付コンクリートは劣化が激しく、一昨年の12 月頃には大きく剥がれ落ちる箇所もありました。また、今年6月には島越地区白池での大規模な法面崩落が発生し、現在も通行止めとなっています。 観光シーズンには、大型観光バスや観光客の自家用車だけでなく、トレッキングの徒歩利用者も多く利用される路線でもあるため、崩落や倒木事故等による人身被害の回避はもちろんのこと、大規模工事による長期間の通行止めは観光産業を中心にダメージが大きいことから、危険箇所の点検と早期対策を要望します。	法面落石防止対策については、平成29年度に実施した防災点検結果を踏まえ、県内各地で緊急度の高い箇所から対策を進めているところですが、要望区間のうち、特に緊急性が高くモルタルが剥離している箇所については、令和7年度、法面補修の調査・設計を行いました。（A） その他の区間については、早期の対策は難しい状況ですが、法面の状況変化や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。（C） 島越地区白池の法面崩落箇所については、防護柵を設置し、令和7年12月に通行止め解除しました。（A） また、ナラ枯れ等に伴う枯死木については、道路パトロール等を通じて、道路管理上必要と判断される場合は、伐採等を行っており、今後も適切な道路の維持管理に努めていきます。（A） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県単独道路災害防除事業費 28,000千円	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） ９．主要地方道岩泉平井賀普代線の歩道及び歩道空間の環境整備及び注意喚起標識の整備について 主要地方道岩泉平井賀普代線の明戸海岸から弁天崎トンネル間は、みちのく潮風トレイルのコースとなっていて近年、国内外を問わず多くのトレッキング愛好者に利用されており、時には30 人規模で列をなして歩いている外国人グループに遭遇することもあります。 毎年道路維持の草刈りは７月末頃となっているため、６月から７月のはじめにかけては、歩道にも草が繁茂し、一部歩道のない区間もあり、トレッキング利用者が車道をはみだして歩くなど大変危険な状況にあることから、次の３点を要望します。 ① 歩道のない区間に歩道の新設と、歩道にかかる木の枝の伐採及び歩道空間の環境整備を実施すること。	歩道整備（新設）については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） また、既存の歩道については、道路パトロール等を通して、歩行者の通行に支障となることが確認された場合は、草刈りや枝払い等を行い、歩道の環境整備に努めていきます。（A）	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（田野畑村） ９．主要地方道岩泉平井賀普代線の歩道及び歩道空間の環境整備及び注意喚起標識の整備について 主要地方道岩泉平井賀普代線の明戸海岸から弁天崎トンネル間は、みちのく潮風トレイルのコースとなっていて近年、国内外を問わず多くのトレッキング愛好者に利用されており、時には30 人規模で列をなして歩いている外国人グループに遭遇することもあります。 毎年道路維持の草刈りは７月末頃となっているため、６月から７月のはじめにかけては、歩道にも草が繁茂し、一部歩道のない区間もあり、トレッキング利用者が車道をはみだして歩くなど大変危険な状況にあることから、次の３点を要望します。 ② 当該区間の草刈りを、先行して歩道を中心に５月下旬から６月中旬までに実施すること。	既存の歩道については、道路パトロール等を通して、歩行者の通行に支障となることが確認された場合は、草刈りや枝払い等を行い、歩道の環境整備に努めていきます。	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） 9. 主要地方道岩泉平井賀普代線の歩道及び歩道空間の環境整備及び注意喚起標識の整備について 主要地方道岩泉平井賀普代線の明戸海岸から弁天崎トンネル間は、みちのく潮風トレイルのコースとなっていて近年、国内外を問わず多くのトレッキング愛好者に利用されており、時には30 人規模で列をなして歩いている外国人グループに遭遇することもあります。 毎年道路維持の草刈りは7月末頃となっているため、6月から7月のはじめにかけては、歩道にも草が繁茂し、一部歩道のない区間もあり、トレッキング利用者が車道をはみだして歩くなど大変危険な状況にあることから、次の3点を要望します。 ③ 走行車輌向けに「トレッキング歩行者あり」の標識を設置して注意喚起を図ること。	令和7年度、通行車両に対して注意喚起を促す看板（歩行者あり等）を設置しました。	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
（田野畑村） 10. 平井賀水門、陸閘に係る維持管理費等に対する特例的な財政支援について 本村の水門、陸閘は県管理の施設と同様に、遠隔操作による自動閉鎖システムで運用しているところです。供用開始から、耐用年数経過による部品の交換、不具合による修繕、定期点検伴う費用など、被災地の地方公共団体が負担する維持管理費が年々増加している状況です。 当該施設は、漁村集落（国民の生命財産）を守る目的で整備された防災安全の要となる施設であることに鑑み、維持管理費や機器の修繕更新に要する費用に対し、特例的な財政支援策を創設するよう国に強く働きかけていただきたく要望します。	県では、水門・陸閘自動閉鎖システムを将来にわたり確実に稼働させるため、令和7年6月に国に対し、地方自治体が負担する津波対策施設に係る維持管理費、修繕費及び更新費について財政措置を講じるよう要望しており、引き続き、必要な財政措置を求めていきます。	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
（田野畑村） 11. 一般国道455号の整備促進について 一般国道455号は、令和3年6月に策定された岩手県新広域道路交通計画において「一般広域道路」として位置付けられ、産業経済の振興や交流人口の拡大、高次救急医療や地域連携に大きく寄与する他、防災上からも、県及び岩泉町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている極めて重要な路線ですが、急カーブ・急勾配が連続し、特にも冬期間の通行が危険な状況にあります。 つきましては、安全な交通確保のため、次のとおり要望します。 ① 玉山地域は特に降雪量が多く、除雪により道路幅員が狭小となり、安全な通行の支障となっていることから、令和5年度から工事着手している箇所を含め、堆雪帯整備の早期の完成を図ること。	一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。 玉山地域では、令和5年度に堆雪帯整備として事業化した薮川地区と逆川地区について、令和6年度には逆川地区が完成し、令和7年度は薮川地区の側溝設置工事を進めてきたところです。今後も早期完成に向けて整備を推進していきます。 また、盛岡市の軽町地区において、令和7年度に「軽町工区」として事業化し、道路詳細設計等を進めています。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県単独道路災害防除事業費　64,000千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課 道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） 11. 一般国道455号の整備促進について 一般国道455号は、令和3年6月に策定された岩手県新広域道路交通計画において「一般広域道路」として位置付けられ、産業経済の振興や交流人口の拡大、高次救急医療や地域連携に大きく寄与する他、防災上からも、県及び岩泉町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている極めて重要な路線ですが、急カーブ・急勾配が連続し、特にも冬期間の通行が危険な状況にあります。 つきましては、安全な交通確保のため、次のとおり要望します。 ② 冬期間の凍結、融解に起因した舗装の亀甲状のひび割れや、窪みが全線の各所に散見され、事故を誘発する危険性があることから、路盤改良を含む抜本的な舗装修繕を実施すること。	一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。 また、路盤改良を含む抜本的な舗装修繕は、早期の工事実施は難しい状況ですが、日常的な道路パトロール及び道路の維持修繕により、適切な維持管理に努めていきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
（田野畑村） 11. 一般国道455号の整備促進について 一般国道455号は、令和3年6月に策定された岩手県新広域道路交通計画において「一般広域道路」として位置付けられ、産業経済の振興や交流人口の拡大、高次救急医療や地域連携に大きく寄与する他、防災上からも、県及び岩泉町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている極めて重要な路線ですが、急カーブ・急勾配が連続し、特にも冬期間の通行が危険な状況にあります。 つきましては、安全な交通確保のため、次のとおり要望します。 ③ 令和6年8月27 日の集中豪雨により被害を受け、未だ片側交互通行となっている薮川地区の災害復旧工事を早期に完成すること。	薮川地区の災害復旧工事については、終日片側交互通行規制を実施している3箇所を含めた被災箇所の復旧工事を進め、令和7年12月に全ての通行規制を解除し、令和8年1月に工事が完成しました。	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（田野畑村） 12. 知床遊覧船事故を受けた小型旅客船安全対策への対応について 令和４年４月に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された、知床遊覧船事故対策検討委員会において、安全対策を重層的に強化し安全・安心な旅客船の実現を目的とした船舶の安全基準の強化を含む、「旅客船の総合的な安全・安心対策」がとりまとめられました。 本村では漁師の小型船に観光客を乗せて、美しい断崖絶壁を航行する「サッパ船アドベンチャーズ（運営：NPO 法人 体験村・たのはたネットワーク）」が観光客に人気を博しており、本村の観光の目玉となっております。 これまでも徹底した安全対策を十分に図り、航行当初からこれまでの18年間無事故を継続していることも参酌していただきつつ、地域の実情に合った対策が可能となるよう、次の２点について国に働きかけていただきたく要望します。 ① 本村は沿海区域に区分されており、国際VHF 無線、27MHz 帯無線、400MHz 帯無線、衛星携帯電話のいずれかの設置が義務化されることとなりました。しかしながら、国際VHF 無線に必要な海岸局の設置は船舶の所有者にしか認められておらず漁師所有の船舶を使用しているサッパ船アドベンチャーズの実情に合わないこと、衛星携帯電話は高額な使用料がかかり採算が見込めないことなどの理由から、現在使用している簡易無線を認めていただきたいこと。	小型旅客船等の安全設備の義務化は、知床遊覧船事故を受け、乗客の生命を守るために「知床遊覧船事故対策検討委員会」や「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」において検討された結果、措置されたものであると認識しています。 安全設備のうち、法定無線設備については、乗客の安全性を確保するため、陸上施設との確実な連絡手段の確保を目的としていることから、一部の区域を除いて法定無線設備が義務付けられています。 イニシャルコストで低減が見込める国際VHF（購入費22,000円～、第２級海上特殊無線技士取得26,800円～、特定船舶局免許取得7,380円、ランニングコスト約４万円／５年間）などの導入も考えられ、現在は、（公財）日本財団の助成による「小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金」の補助制度の活用も可能となっています。	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
（田野畑村） 12. 知床遊覧船事故を受けた小型旅客船安全対策への対応について 令和４年４月に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された、知床遊覧船事故対策検討委員会において、安全対策を重層的に強化し安全・安心な旅客船の実現を目的とした船舶の安全基準の強化を含む、「旅客船の総合的な安全・安心対策」がとりまとめられました。 本村では漁師の小型船に観光客を乗せて、美しい断崖絶壁を航行する「サッパ船アドベンチャーズ（運営：NPO 法人 体験村・たのはたネットワーク）」が観光客に人気を博しており、本村の観光の目玉となっております。 これまでも徹底した安全対策を十分に図り、航行当初からこれまでの18年間無事故を継続していることも参酌していただきつつ、地域の実情に合った対策が可能となるよう、次の２点について国に働きかけていただきたく要望します。 ② 救命いかだの設置について、本村のサッパ船は定員約８名、全長８メートル、幅2メートルほどの小型船であり、転覆の際に直ちに膨張・移乗できる実用性と実効性に疑問が残ることから、港からの距離や移動時間などの基準を見直していただきたいこと。	小型旅客船等の安全設備の義務化は、知床遊覧船事故を受けた、乗客の生命を守るために「知床遊覧船事故対策検討委員会」や「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」において検討された結果、措置されたものであると認識しています。 また、業者の負担に配慮した救命いかだ等の搭載を要しない運用方法については、国（国土交通省）において検討しており、今後も、国の動向について注視していきます。	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（普代村） 1．普代川右岸の河川護岸の整備及び普代川と茂市川の河道の整備について 普代川では、今後においても大きな洪水の発生が危惧されるところでありますので、右岸側護岸（普代診療所～普代村漁業協同組合ふ化場）の整備に向けた取り組みへの着手を要望いたします。 また、普代川と茂市川の河道掘削などについては、令和2年度から毎年実施いただいておりますが、土砂堆積に追いつかない状況にもあることから、越水への不安の声が多く寄せられている状況にありますので、引き続き河積を大きくするための河道整備への取り組みの強化について要望いたします。	普代川右岸側（普代診療所～普代村漁業協同組合ふ化場）の護岸整備については、令和6年5月に気候変動の影響も考慮した普代川水系河川整備基本方針を策定したところであり、具体的な整備内容を定める河川整備計画の策定に取り組んでいきます。（C） 普代川と茂市川については、令和元年台風第19号の出水により河道内に土砂が堆積したことから、令和2年度に河道掘削工事を実施したところです。 河道掘削等の河道整備については、緊急性の高い箇所から順次実施しているところであり、引き続き、河川巡視等により管内河川の状況を把握しながら必要な対策を実施していきます。（B） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 河川海岸等維持修繕費　1,837,189千円	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
（普代村） 2．治山施設の整備及び強靭化等について 令和元年台風第19号で山腹崩壊が発生していた緑区地区の治山事業につきましては、工事の促進にご尽力いただいておりますことに対し、深く感謝を申し上げますとともに、一日も早い完成に向け特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。 また、この台風時においては、大量の流木の流出による被害が拡大したことから、沢山川施設などでの堤体の嵩上げ、流木捕捉枠の設置など、その強靭化に向けた工事への早期の着工について併せて要望いたします。	緑区地区の治山事業については、令和7年10月に完成したところです。 また、沢山川地区等における既存治山堰堤の嵩上げや、流木捕捉枠の設置などの機能強化については、普代村の協力を得ながら取組を進めます。	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
（普代村） 3．水産業の元気再生への支援について 本村では、サケを重要な水産資源としておりましたが、近年の海洋環境の変化等の影響により、水揚量が急激に減少している状況にあり、漁家や漁協の経営を成り立たなくしているだけでなく、水産加工業界などにも甚大な影響が出ております。 また、養殖コンブとともに、本村の漁家経営の柱となっている養殖ワカメが、近年、隔年のようにスイクダムシによる病虫害被害を受け、安定生産に大きな支障がでておりますし、磯焼けの発生も続いていることから、ウニ・アワビの増殖に甚大な被害が出ており、漁獲量も大きく落ち込み続けているところであります。 是非、極めて厳しい状況にある本村水産業の元気再生のため、下記事項について特段の取り組みを要望いたします。 ①　サケの資源回復に向けた、あらゆる取り組みを強化・継続すること。	県では、不漁原因の解明に向け、国の研究機関等と連携し、放流後のサケ稚魚の移動や成長等の調査研究を進めているほか、回帰率の向上を図るため、「さけ、ます増殖緊急強化対策事業」により、放流稚魚の強靭化に寄与する改良餌の導入や放流時期の前倒し等への支援、移送放流試験等を通じた放流技術開発に取り組んでいます。 また、稚魚の生産に必要な種卵を確保するため、親魚の確保を支援するとともに、北海道等に種卵の供与への協力を要請するなど、サケ増殖団体と連携し、サケ資源の回復に向けて、全力で取り組んでいくこととしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 さけ資源緊急回復支援事業費補助　266,234千円 さけ、ます増殖緊急強化対策事業費　47,975千円	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（普代村） 3．水産業の元気再生への支援について 本村では、サケを重要な水産資源としておりましたが、近年の海洋環境の変化等の影響により、水揚量が急激に減少している状況にあり、漁家や漁協の経営を成り立たなくしているだけでなく、水産加工業界などにも甚大な影響が出ております。 また、養殖コンブとともに、本村の漁家経営の柱となっている養殖ワカメが、近年、隔年のようにスイクダムシによる病虫害被害を受け、安定生産に大きな支障がでておりますし、磯焼けの発生も続いていることから、ウニ・アワビの増殖に甚大な被害が出ており、漁獲量も大きく落ち込み続けているところであります。 是非、極めて厳しい状況にある本村水産業の元気再生のため、下記事項について特段の取り組みを要望いたします。 ② 養殖ワカメの生産の安定化のため、スイクダムシの生態解明とより早期の発生予測の発信による被害軽減対策を行うこと。	スイクダムシは生態が明らかになっていないため、現時点ではその発生や付着を防ぐことは、困難となっていますが、県では、令和2年度から生物工学研究所と連携して、海中に存在するスイクダムシをDNAから検出する技術の開発に取り組み、現在では付着が拡大する2週間前には、漁場内のスイクダムシを検出できるようになっています。 また、水産技術センターでは、この技術を活用して定期的なモニタリング調査を行っており、生産者に向けた迅速な情報提供により、被害の拡大抑止に努めています。 今後も、同技術を活用したスイクダムシの生態解明と早期発生予測に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 養殖業振興事業費　4,327千円	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
（普代村） 3．水産業の元気再生への支援について 本村では、サケを重要な水産資源としておりましたが、近年の海洋環境の変化等の影響により、水揚量が急激に減少している状況にあり、漁家や漁協の経営を成り立たなくしているだけでなく、水産加工業界などにも甚大な影響が出ております。 また、養殖コンブとともに、本村の漁家経営の柱となっている養殖ワカメが、近年、隔年のようにスイクダムシによる病虫害被害を受け、安定生産に大きな支障がでておりますし、磯焼けの発生も続いていることから、ウニ・アワビの増殖に甚大な被害が出ており、漁獲量も大きく落ち込み続けているところであります。 是非、極めて厳しい状況にある本村水産業の元気再生のため、下記事項について特段の取り組みを要望いたします。 ③ 磯焼け対策について、より広範な地域での実証実験などへの取組を継続的に行うこと。	県では、磯焼け対策として、令和3年3月に策定した「岩手県藻場保全・創造方針」に基づき、ブロック等の設置によるハード対策と過剰に生息するウニの間引き等を行うソフト対策を一体的に進めており、令和7年6月に国に対し、引き続き必要な財源を確保し、地域の漁場環境を把握するための調査研究や、漁業者等が実施する藻場の造成や種苗放流等の一連の取組を支援するよう要望しています。 普代村においても効果的な磯焼け対策が可能となるよう、関係機関・団体と連携しながら必要な取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 水産多面的機能発揮対策事業費　2,437千円 水産環境整備事業費　522,000千円	農林水産部	水産振興課 漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置
（普代村） 4．主要地方道岩泉平井賀普代線の整備促進について 主要地方道岩泉平井賀普代線の普代橋から黒崎までは、地形・地質が悪く法面崩落が多発するなど、危険箇所が連続している中、通勤・通学者はもとより、多くの農林漁業者やハイカーを含む観光客などが利用しており、早期に危険解消を図らなければならない状況にあります。 つきましては、引き続き下記事項についてご高配を賜りたく要望いたします。 ① 普代橋と普代水門の間での災害防除工事を行うこと。	災害防除工事については、平成29年度に実施した防災点検結果を踏まえ、県内各地で緊急度の高い箇所から対策を進めているところであり、普代水門から普代浜トンネル間の災害防除工事は、令和5年度に完了しました。普代橋から普代水門間については、県内に緊急度がより高い箇所があることから早期の工事実施は難しい状況ですが、県全体における緊急性等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（普代村） 4．主要地方道岩泉平井賀普代線の整備促進について 主要地方道岩泉平井賀普代線の普代橋から黒崎までは、地形・地質が悪く法面崩落が多発するなど、危険箇所が連続している中、通勤・通学者はもとより、多くの農林漁業者やハイカーを含む観光客などが利用しており、早期に危険解消を図らなければならない状況にあります。 つきましては、引き続き下記事項についてご高配を賜りたく要望いたします。 ② 太田名部トンネルと黒崎トンネルの間での越波及び洗堀対策工事の促進と道路横断暗渠集水桝周辺の土砂堆積対策工事に着工すること。	太田名部トンネルから黒崎トンネル間の越波対策については、令和6年度から工事に着手し、令和7年度も引き続き工事を実施したところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県単独道路災害防除事業費 10,000千円	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
（普代村） 5．一般県道普代小屋瀬線の改良について 一般県道普代小屋瀬線は、本村の茂市地区民などの暮らしを守り、村の産業経済活動を支えるとともに、しもへいグリーンロードや国道455号を経由して盛岡などとの往来にも多くの方々が活用する重要な路線であります。 国道45号から旧鳥茂渡小学校前までの間は昨年12月に完成いただき、年来の悲願が実りましたことに深く感謝を申し上げます。 是非、これに続く、年内渡橋までの間につきましての早期事業化に向けての取り組みを要望いたします。 また、多くの村民も盛岡市への往来などに頻繁に利用している国道455号の急カーブ・急こう配の解消、抜本的な舗装整備、片側交互通行個所の早期復旧につきましても要望いたします。	一般県道普代小屋瀬線の旧鳥茂渡小学校～年内渡橋間580mの改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） 国道455号については、盛岡市の軽町地区において、令和7年度に「軽町工区」として事業化し、道路詳細設計等を進めています。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備を推進していきます。（A） このほか、引き続き舗装補修工事を実施しながら、安全の確保に努めていきます。（A） 薮川地区の災害復旧工事については、終日片側交互通行規制を実施している3箇所を含めた被災箇所の復旧工事を進め、令和7年12月に全ての通行規制を解除し、令和8年1月に工事が完成しました。（A） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費 6,995,410千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 道路維持修繕事業費 92,000千円	県土整備部	道路建設課 道路環境課 砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（普代村） 6．ユネスコ無形文化遺産登録に向けた県の支援について 鵜鳥神楽は、国の重要無形民俗文化財に指定されて以降、地域に根差した活動と技術の継承を着実に重ねてまいりました。現在も、全国的に稀少な「廻り神楽」の形態を保持しつつ、教育・観光の分野において地域社会の活性化に資する取組を多角的に展開し、本年3月には、国指定10年を迎え、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた重要な局面ともなります。 つきましては、県と連携した中で、下記事項についてご支援ご協力を賜りますよう要望いたします。 ① 無形文化財の担い手、伝統・文化の継承を地域全体で支える、県独自のパートナー企業制度や継承活動支援制度を創設すること。	鵜鳥神楽保存会をはじめ、早池峰神楽保存会、黒森神楽保存会が「全国神楽継承・振興協議会」に加盟し、ユネスコ無形文化遺産登録に向け取り組まれていることに対し、その後押しとなるよう、「神楽継承・振興知事同盟」が結成されました。岩手県知事も共同代表として参画し、連携を図ってきたところ、ユネスコ事務局への新規登録案件として令和8年3月末までに提案書を提出することになりました。 県教育委員会では県指定文化財の保存団体等を対象として、記録の作成に加え、伝承者の養成などの継承活動に対しても補助を行っており、また、保存団体等が行う後継者育成等の取組に対し、文化庁の事業や民間の助成事業などの支援について情報提供を行い、これまで県内の多くの保存団体等が活用してきました。 民俗芸能などの後継者育成に取り組んでいる文化スポーツ部など関係部局等と連携しながら、引き続き無形民俗文化財の支援に努めていきます。	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（普代村） 6．ユネスコ無形文化遺産登録に向けた県の支援について 鵜鳥神楽は、国の重要無形民俗文化財に指定されて以降、地域に根差した活動と技術の継承を着実に重ねてまいりました。現在も、全国的に稀少な「廻り神楽」の形態を保持しつつ、教育・観光の分野において地域社会の活性化に資する取組を多角的に展開し、本年3月には、国指定10年を迎え、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた重要な局面ともなります。 つきましては、県と連携した中で、下記事項についてご支援ご協力を賜りますよう要望いたします。 ② ユネスコ登録を見据えた、多言語による広報や記録媒体の整備を図り、国内外への情報発信力を強化すること。	「神楽継承・振興知事連合」の取組や各神楽保存会の活動内容を広く発信し、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運を醸成するとともに、「いわての文化情報大事典」ホームページの多言語化を図っているところであり、今後も市町村と連携しながら各種媒体の充実を図り、発信力の強化に向けた取組を進めます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域文化芸術活動支援事業費　4,737千円（うち、いわての文化情報大事典分1,525千円）	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの
（普代村） 6．ユネスコ無形文化遺産登録に向けた県の支援について 鵜鳥神楽は、国の重要無形民俗文化財に指定されて以降、地域に根差した活動と技術の継承を着実に重ねてまいりました。現在も、全国的に稀少な「廻り神楽」の形態を保持しつつ、教育・観光の分野において地域社会の活性化に資する取組を多角的に展開し、本年3月には、国指定10年を迎え、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた重要な局面ともなります。 つきましては、県と連携した中で、下記事項についてご支援ご協力を賜りますよう要望いたします。 ③ 県全体での文化振興が図られるよう、県主催の文化イベント等における、文化交流活動及び情報発信機会を拡充すること。	岩手芸術祭や岩手県民俗芸能フェスティバル、世界遺産を活用したイベントなど様々な機会を捉えて民俗芸能の発表と鑑賞、体験の機会を創出し、交流や情報発信に取り組んでおり、引き続き、県全体での文化振興が図られるよう充実に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 民俗芸能伝承促進事業費　685千円 いわての民俗芸能活性化交流促進事業費　2,752千円 文化芸術イベント等映像配信事業費　2,678千円	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの
（軽米町） 1．県立軽米高等学校の教育の一層の充実について 岩手県立軽米高等学校は、平成13 年度から地域連携型中高一貫教育を実施し、小規模高校ながら、進路実現や生徒指導などに大きな成果を上げて参りました。 高校の存続は、地域を支える人材の育成、地域の活性化においても重要な役割を担っていることから、町としても中高一貫教育を柱としながら、教育環境整備、通学費助成、学校給食費助成などの支援を行い、町民一体となって同校の発展、魅力化に努力しております。 そこで、軽米高等学校の教育の充実と質の維持向上に向けた施策の一層の推進をお願いいたします。 ① 多少の入学者の減少があっても、現在の1学年2クラス体制と進路実現を支える指導体制が維持できる教員配置について、ご配慮をお願いいたします。	高等学校の教員の配置は、教職員定数の標準を定めた国の標準法によって、入学者数ではなく収容定員に応じて行うよう定められています。県教育委員会では、この標準法を踏まえながら学校の実情等も考慮し教職員を配置しています。 軽米高校においては、地域連携型の中高一貫教育の推進のため教職員が加算されており、さらに一部教科については他校教員を兼務発令し、専門教員の不足を補完することで多様な科目への対応を図っているところです。今後も、国の標準法に基づいた教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して効果的な配置を行っていきます。 なお、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（軽米町） 1．県立軽米高等学校の教育の一層の充実について 岩手県立軽米高等学校は、平成13 年度から地域連携型中高一貫教育を実施し、小規模高校ながら、進路実現や生徒指導などに大きな成果を上げて参りました。 高校の存続は、地域を支える人材の育成、地域の活性化においても重要な役割を担っていることから、町としても中高一貫教育を柱としながら、教育環境整備、通学費助成、学校給食費助成などの支援を行い、町民一体となって同校の発展、魅力化に努力しております。 そこで、軽米高等学校の教育の充実と質の維持向上に向けた施策の一層の推進をお願いいたします。 ② 魅力ある学校づくりに関わって、現在進めているICT教育の一層の充実を推進していただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。	ICT教育の充実については、個人所有のパソコン・タブレット端末を授業に持ち込み活用するBYODと県が整備した貸出用の端末により、生徒１人１台の環境が整ったことから、生徒全員に整備しているMicrosoftアカウントでMicrosoft Teamsを授業やホームルームなどの連絡に利用しているほか、端末を持ち帰らせ家庭学習や保護者連絡等、更なる活用を進めているところです。 令和8年度は、学校の通信ネットワークを改善するための改修や教員用端末の更新等を実施することとしており、学習の質の向上や学級・学校運営の負担軽減のための環境整備を行います。 また、「GIGAスクール運営支援センター」による学校訪問研修等により、ICTを活用した授業づくりに向けた教員研修の内容を充実させるなど、引き続き、質の高い学習活動を実施するため、指導力の向上を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて教育情報ネットワーク運営費　1,982,176千円	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
（軽米町） 2．農業・畜産経営に対する支援について 農業・畜産経営を取り巻く状況は、農畜産物を生産するために必要な燃料や飼料等生産資材の価格高騰と、近年の猛暑の影響を受け、経費の増大により窮地に立たされております。 特にも、当町 を始めとする中山間地域は条件不利地域 ながら、食料自給率の確保のほか景観の形成、減災・防災の面から多面的な機能を有しており、国・県の継続した支援を必要としております 。 そこで当町の農業・畜産経営に対する 一層のご支援・拡充をいただきますよう、特段のご高配をお願い申し上げます。 ① 農産物の適正な価格転嫁に向けた効果的な仕組みを早期に実現するよう、国及び関係団体等に対し強く働きかけをお願い申し上げます。	適正な価格形成に向け、現在、国において、生産から消費までの各段階の関係者と協調できるよう、生産に要する費用を明確化するための「コスト指標」を作成するなどの環境整備が進められており、県では、令和７年６月、国に対し、再生産に配慮した合理的な価格形成・取引を推進するための仕組みの早期の構築や、合理的な価格形成に係る生産から流通までの関係者や消費者の理解醸成等を要望しています。	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（軽米町） 2．農業・畜産経営に対する支援について 農業・畜産経営を取り巻く状況は、農畜産物を生産するために必要な燃料や飼料等生産資材の価格高騰と、近年の猛暑の影響を受け、経費の増大により窮地に立たされております。 特にも、当町 を始めとする中山間地域は条件不利地域 ながら、食料自給率の確保のほか景観の形成、減災・防災の面から多面的な機能を有しており、国・県の継続した支援を必要としております 。 そこで当町の農業・畜産経営に対する 一層のご支援・拡充をいただきますよう、特段のご高配をお願い申し上げます。 ② 安定した農業・畜産経営ができるよう、生産資材の高騰対策について、継続的な支援をお願い申し上げます。	県では、燃料・資材等の高騰を踏まえ、令和７年６月、９月、12月に、国に対し、「施設園芸等燃料価格高騰対策」の恒久化と対象品目の拡充、「配合飼料価格安定制度」による配合飼料価格の高騰が続いた場合における農業者への補助金の十分な交付、「国内肥料資源利用拡大対策事業」の継続と必要な予算の十分な措置等を要望しています。 また、県独自に、化学肥料の使用量低減に必要な機械導入を支援する「肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助」、配合飼料の価格上昇分を支援する「配合飼料価格安定緊急対策費補助」、低コスト化や省力化に必要なスマート農業機械等の導入を支援する「スマート農業機械等導入緊急対策費補助」などを令和７年度一般会計補正予算（第５号）で措置したところです。 今後も、必要な対策について、国に求めるとともに、関係機関・団体と連携し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（軽米町） 3. 若者定住促進対策への支援について 町では、まち・ひと・しごと創生法に基づいて、平成27 年度に軽米町総合戦略を策定、令和2年度には第2期人口ビジョン・総合戦略を策定し、人口減少対策に取り組んでいるところです。 中でも、15 歳から64歳までの生産年齢人口や、出生者数が減少し対策が急務となっており、こうした若者の移住、定住を進めるには、働く場の確保と子育てしやすい環境づくりが必要不可欠であり、加えて住環境の充実が求められているところであります。 町としては、引き続き雇用環境の充実を図るとともに、町外流出に歯止めをかけ、併せてUターン希望者などが移住し易い環境を整えるべく「若者定住促進プロジェクト」を立ち上げ、若者向け定住促進住宅の整備及び宅地の造成、移住定住施策の拡充を検討しているところであります。 こうした町の若者定住促進の取り組みに対して、特段のご高配をお願い申し上げます。	総務省においても定住のための住宅の確保が重要であるという認識の下、定住促進団地等の整備を過疎対策事業債の対象としているほか、「過疎地域持続的発展支援交付金」により地域課題解決のための取組を支援しており、県内市町村でも活用いただいているところです。	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
	県では、U・Iターン促進策として、新卒者を含め県外からのU・Iターン就職の際に活用いただくため、就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」を運営するとともに、東京都内（有楽町、東銀座）及び盛岡の3か所に就職や移住に関する相談窓口を設け、市町村に配置した移住コーディネーターとも連携し、相談から移住・定住までのサポート体制を整備しています。 さらに、若者世代の移住を促進するため、「岩手県移住支援金」に加え、令和3年度に「いわて若者移住支援金」を創設し、東京圏からの若者・女性のU・Iターンの促進に取り組んできたところですが、「いわて若者移住支援金」については、令和7年度限りで終了し、令和8年度からは、市町村との連携による全国からの若者・女性のU・Iターンを対象とした新たな移住支援金「いわて若者U・Iターン支援金」を創設し、U・Iターン支援を一層強化していきます。 今後においても、これらの取組を通じ、Uターン希望者の移住定住につながるよう、きめ細かな支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて暮らし応援事業費　22,575千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
	県では、若者及び移住定住者の住宅支援として、空き家取得・改修費用に対する市町村と連携した補助や公営住宅の活用に関する情報提供等、軽米町と連携して取り組んでいるところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 空き家改修支援事業費　6,650千円	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（軽米町） 4．国道395号の改良整備について 国道395号は、久慈市新井田地区の国道45号を起点とし洋野町大野地区、軽米町中心部を経由して、二戸市金田一地区の国道4号へ至る幹線道路となっております。 当該路線は、内陸部から沿岸部へ通じる緊急輸送道路に指定されており、平成23年の東日本大震災の際には、復旧・復興活動、避難者支援など、緊急輸送を効率よく円滑に実施する重要な役割を果たしております。 そのような中で、岩崎地区から車門地区の区間については、歩道が設置されておらず、近隣には医療機関や福祉施設、教育施設があり通院や通学の際、歩行者の安全な通行が危ぶまれる状況となっております。車門地区から戸草内集落入口までの区間については、カーブがきつく幅員の狭隘な箇所があり、車両のすれ違いや通行に支障をきたしている状況になっております。 つきましては、県北地域の産業経済の発展、円滑な物流・人的交流の促進を図るとともに、当町内の安全な交通確保のため、特段のご高配をお願い申し上げます。 要望区間（全体要望延長L＝2，760m） ① 岩崎地区から車門地区の歩道整備及び道路拡幅　延長450m	歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課 道路環境課	C 当面は実現できないもの
（軽米町） 4．国道395号の改良整備について 国道395号は、久慈市新井田地区の国道45号を起点とし洋野町大野地区、軽米町中心部を経由して、二戸市金田一地区の国道4号へ至る幹線道路となっております。 当該路線は、内陸部から沿岸部へ通じる緊急輸送道路に指定されており、平成23年の東日本大震災の際には、復旧・復興活動、避難者支援など、緊急輸送を効率よく円滑に実施する重要な役割を果たしております。 そのような中で、岩崎地区から車門地区の区間については、歩道が設置されておらず、近隣には医療機関や福祉施設、教育施設があり通院や通学の際、歩行者の安全な通行が危ぶまれる状況となっております。車門地区から戸草内集落入口までの区間については、カーブがきつく幅員の狭隘な箇所があり、車両のすれ違いや通行に支障をきたしている状況になっております。 つきましては、県北地域の産業経済の発展、円滑な物流・人的交流の促進を図るとともに、当町内の安全な交通確保のため、特段のご高配をお願い申し上げます。 要望区間（全体要望延長L＝2，760m） ② 車門地区から戸草内集落入口の道 路拡幅（線形改良）延長250m	車門地区から戸草内集落入口の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（軽米町） 5．地域医療体制の整備について 県立軽米病院は、町の中核医療施設であるとともに、二戸、久慈圏域内で他の医療機関と連携しながら地域医療を担っています。 令和6年度は、これまで配置を要望しておりました内科医師につきまして1名増の4名体制となっておりますこと、また外科におきましても1名増となり、常勤医6名体制となっておりますことに、県の担当部局及び岩手医科大学付属病院のご尽力に対して感謝申し上げます。引き続き安定した診療体制が継続されるよう要望いたします。 一方で、小児科の体制につきましては、常勤医の配置は困難とのご回答をいただいておりますが、引き続き小児科につきましても安定的かつ持続的な診療体制を維持いただきますよう要望いたします。 また、当町の自殺死亡率は依然として県内でも高率にはありますが、徐々に減少傾向を示しています。県立一戸病院精神科医師の皆様には、軽米病院への出張診療、町の精神保健相談への協力、うつ予防対策をはじめ とする地域の精神保健事業等に大きな役割を担っていただいており、令和7年1月には精神科医師7名体制となっておりますことに、重ねて感謝申し上げます。 今後とも、地域住民の安心した生活のため、また町民の要望に応えられる事業の推進のため、県立軽米病院及び県立一戸病院の医師確保等、充実強化を図っていただくよう特段のご高配をお願い申し上げます。	県立軽米病院については、令和8年1月1日時点で内科4人、外科2人で常勤医6人体制を維持しています。また、一時休止していた小児科外来を令和6年10月から再開するなど、安定した診療体制の維持に努めています。 県立一戸病院の精神科については、令和8年1月1日時点で7人体制としており、県立軽米病院の応援診療も継続する等、診療体制の維持に努めています。 また、県では、医師不足が深刻な沿岸・県北地域へ奨学金養成医師の2年間の勤務を必須化しており、引き続き、患者数の動向や圏域内の医療機関における役割分担を踏まえて医師配置を進め、地域に必要な医療提供体制の確保を図っていきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（野田村） 1．県道の整備促進について 東日本大震災の大津波により、国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となり、救援活動に支障をきたしたほか、生活道路としての利用が閉ざされたことから、住民生活にも支障をきたしたところであります。 そのような中、主要地方道野田山形線のうち、当時は冬季閉鎖されていた区間において緊急除雪が行われ、支援する物資や人員の搬入に活用されたところであります。 その後、当該路線につきましては、村中心部を通っていた一部を浸水想定区域外に付け替える等の整備をいただいておりましたが、大規模災害発生時の物資等支援の輸送経路としての確保とあわせ、県としても内陸部と沿岸北部を結ぶ重要な役割を担う幹線道路と位置付けていることから、狭隘部分の拡幅整備を進めていただきますよう、引き続き要望いたします。	主要地方道野田山形線の狭隘部分については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（野田村） 2．津波・高潮対策施設の更なる拡張整備について （1） 野田湾の津波・高潮対策について 震災で破壊された海岸防潮堤等の復旧事業は実施していただきましたが、令和4年3月に岩手県より最大クラスの津波襲来の可能性が示されたことから、これまで被災地として取り組んできた復旧・復興・防災対策を活かし、今後も安心・安全なまちづくりを進め、住民の生命財産を守るため、防災・減災の観点から、村沿線の国道45号の嵩上げ等、更なる対策を講じていただくよう、国に対しても要請していただきますよう要望いたします。	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震など、最大クラスの津波に対しては、ハードとソフトを適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという減災の考え方によって、地域の安全の確保を図ることとしています。 多重防災型まちづくりを進めるためのハード・ソフト事業については、国と連携を図りながら、事業推進の支援をしたいと考えています。 また、政府予算提言・要望や北海道東北地方知事会の提言活動を通じ、補助率の更なるかさ上げや総合的な防災対策への支援など、機会を捉えて、市町村負担の更なる軽減と地震・津波対策の充実を国に求めていきます。	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
	野田湾の津波・高潮対策については、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が令和2年度に完成したところです。 また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工し、令和2年度に完成したことで、県が予定していた防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業は完了したところです。 日本海溝・千島海溝沿いを震源とした地震など、最大クラスの津波に対しては、ハードとソフトを適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという減災の考え方によって、地域の安全の確保を図ることとしており、国と連携を図りながら、市町村の対策を支援したいと考えています。 また、市町村への支援については、政府予算提言・要望や北海道東北地方知事会の提言活動を通じ、また様々な機会を捉えて、総合的な防災対策への支援や市町村負担の更なる軽減を国に求めていきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
（野田村） 2．津波・高潮対策施設の更なる拡張整備について （2） 下安家地区の津波・洪水対策について 下安家地区は、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられないまま、東日本大震災大津波のほか、平成28年に襲来した台風第10号により、村道や家屋、さけ・ますふ化場施設など、流域一帯が甚大な被害を受けました。 復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策がなされたものの、令和4年3月に岩手県より最大クラスの津波襲来の可能性が示されたことから、地区住民や漁業関係者は以前にも増して津波や洪水への不安を募らせている状況であり、ソフト対策のみでは“安全に逃げる”ことが難しい地域でもありますので防潮堤・水門等の津波対策を早急に講じていただきますよう要望いたします。	下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところであり、津波対策については、数十年から百数十年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところです。 一方で、東日本大震災のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を考えていますので御理解願います。 なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えています。	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（野田村） 3．海岸保全対策について 十府ヶ浦海岸においては、過去に浚渫砂等の投入も対応していただきましたが、すでに砂浜の侵食が酷く、海岸防潮堤への影響も懸念されますので、砂の流れを抑えるための突堤など構造物を設置するなど恒久的な対策を講じられますとともに、野田玉川海岸においては海岸に隣接する村道のほか、三陸鉄道リアス線、玉川野営場等の崩落に繋がる恐れがあります。ひとたび崩落すれば復旧に莫大な経費を要するという懸念もありますので、早急に対策を講じていただきますよう引き続き強く要望いたします。 また、県で実施している測量調査や海岸パトロールの結果について、引き続き情報を共有していただきますようよろしくお願いいたします。	十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和2年度に水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事が完成したところです。 砂浜の侵食については、令和元年度及び令和2年度に養浜材を投入しており、以降、大きな侵食は発生していない状況です。突堤など構造物の整備については、汀線の状況を注視しながら判断していきます。（C） 野田玉川海岸については、まずは現状を把握するため令和元年度と令和3年度、また令和6年度にも測量調査等を実施し、変化が無いことを確認しています。 この成果を踏まえつつ、毎月実施している海岸パトロールと併せて、関係機関とも連携し今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。（C） また、県が実施する測量調査結果等については、引き続き野田村と情報共有を図っていきます。（A）	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（野田村） 4．河川の整備促進及び浸水被害対策について （1） 宇部川等の河川整備及び洪水対策について 令和元年の台風第19号では、二級河川宇部川においても越水し、家屋への浸水被害が確認されております。 城内地区の浸水対策は、現分流河川整備箇所の更に上流部で計画されている放水路整備が完成して初めてその効果を発揮するものと認識しております。令和5年度に基本調査に着手いただいたところですが、整備事業につきましても早期に着工していただきますよう強く要望いたします。 なお、台風第19号で二級河川宇部川の堤防から越水した箇所につきましては植生土のう積を実施していただきましたが、地域の草刈り作業等の支障になっていることから、コンクリートによる堤防の嵩上げ及び法面の被覆等の恒久的対策とあわせ、二級河川泉沢川及び明内川を含めた計画高水流量の流下能力を満たす断面確保のための河道掘削等、計画的に実施していただきますよう強く要望いたします。	二級河川明内川の分流河川整備については、村道前田小田川線沿いに分水工及び分水路が令和2年度に完成したところです。 明内川上流部の放水路整備については、令和5年度から放水路の設計検討を行っているところであり、大規模な工事となるため、様々な調査・検討が必要なことから、引き続き、早期の整備効果発現を視野に入れながら必要な検討を着実に進めていきます。（A） 宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている台風第19号で溢水した区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、掘削土を活用した植生土のう積を実施し、令和4年度から令和5年度に掛けてさらに補強したところであり、引き続き、定期点検や河川巡視等により河川の状況を把握しながら適切な維持管理に努めていきます。（B） また、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、再度の浸水被害を防止するため、土砂堆積等の著しい箇所において優先的に流下能力の確保に努めているところであり、令和5年度は明内川分水路の土砂撤去及び宇部川下流部の支障木除去、令和6年度は泉沢川の一部土砂撤去や秋田川の流木処理を実施したところです。 今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性等を踏まえ、堆積土砂の撤去や支障木除去、適切な河川管理に努めていきます。（A）	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（野田村） 4．河川の整備促進及び浸水被害対策について （2） 旧秋田川の浸水被害対策について 旧秋田川の浸水対策につきましては、平成29年度に事業完了した土地区画整理事業により、浸水被害軽減のための対策も併せて実施したところでありますが、この地区の浸水被害は、二級河川宇部川と明内川に挟まれた地形であることと、洪水及び満潮時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが大きく起因するものと考えられます。 河道掘削などの措置を講じていただきながら、内水を宇部川へ強制的に排水できる施設を整備するなどの対策を早急に実施していただくとともに、洪水を軽減するため国道45号と防潮堤の間に遊水地等を整備することについてご検討いただきますよう要望いたします。	県としても、旧秋田川の内水による浸水被害は、洪水時の宇部川の水位上昇により旧秋田川の流下を阻害したことによって生じたものと認識しており、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところであり、令和5年度は宇部川下流部の支障木撤去を実施しました。（A） 洪水時に周辺から旧秋田川に流入する内水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策の緊急性等を総合的に勘案し、事業化に向けた調査・検討を進めていきます。（C） また、国道45号と防潮堤間の遊水地の整備等については、明内川放水路計画と併せて、流域全体での整備の方向性を検討していきます。（C） なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計（危機管理型水位計）を設置し、令和2年度には宇部川に簡易型河川監視カメラを設置するなど、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、洪水に係る防災情報の充実強化を図っています。（A）	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（野田村） 5．北岩手・北三陸横断道路整備促進について 令和3年に策定された「岩手県新広域道路交通計画」では、構想路線として「（仮称）久慈内陸道路」の名称で位置付けていただき、令和4年度から調査業務に着手いただいているところであります。 県北地域を横断する高規格道路整備は、産業はもとより、防災、医療、観光と多分野において地域間の連携が加速し、複合的な効果が生まれるものと期待されるとともに、岩手県全域を俯瞰した時に、県南地域の道路網との格差を是正する観点においても、必要不可欠なものであると考えております。 つきましては、北岩手・北三陸を横断する広域道路ネットワークの具体的な構想路線について関係市町村と協議を進め、早期に広域移動を支える基幹道路として整備・着工されるとともに、当村を含めた県北の地域経済の発展はもとより、医療・教育・福祉の充実による地域間の連携を加速させるため、地域一帯の道路ネットワークの強靭化を図られるよう要望いたします。	令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「（仮称）久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備の推進に努めていきます。（A） また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧に意見交換をしながら、検討を優先する葛巻町内の区間について、より詳細な地形図などを用いて、ルート検討の精度を上げていくなど、調査の熟度を高めていきます。（C） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（野田村） 6．三陸沿岸道路インターチェンジの整備について 当村には野田ICが整備されておりますが、令和4年3月に県が公表した津波浸水想定では、村内唯一の野田IC周辺が浸水することになり、村へのアクセスが寸断され、地域が孤立することが懸念されております。 このことから、地域の利便性の向上のほか、避難・緊急輸送道路として、また、住民の生活・医療等の利便性を図るとともに、観光施設への誘客促進のため、当村において津波浸水区域外でもある玉川地区へのインターチェンジの整備につきまして、国に対して要請していただきますよう引き続き要望いたします。	三陸沿岸道路のインターチェンジは、ハーフインターチェンジを含めると41か所あり、東北縦貫自動車道と比較すると、その設置間隔は半分程度となっており、一定の利便性が確保されていると認識しています。 玉川地区へのインターチェンジの整備については、要望の趣旨や内容について、引き続き、国に伝えていきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（野田村） 7. 被災者住宅再建等に係る支援制度の拡充について 今後起こり得る災害への備えとして、全ての被災者が、公平・確実な住宅再建を果たせるよう各種支援制度の拡充・見直しを要望いたします。 東日本大震災からの復興では、各種支援制度を活用して被災者の生活再建に取り組んでまいりましたが、制度上一律の線引きをすることにより、事業実施にあたって被災者の不公平感や不満を生み出し、対応に苦慮した経緯があります。 今後、大きな災害が発生した場合、被災者生活再建支援金を始めとする各種事業・制度が、被災地・被災者の実情に寄り添った形で実施されることで、被災者の自力再建が十分に図られるよう、国に強く要請するよう要望いたします。	東日本大震災津波においては、県内での「持ち家」再建の支援として市町村と共同で、住宅の新築や購入等に対し補助してきたところであり、平成25年以降は、県内市町村に災害救助法や被災者生活再建支援法が適用となる自然災害が発生し、市町村が独自に支援金を支給する場合には、当該市町村へ補助を行っています。 今後も、自然災害が発生した場合には、その被害の状況及びこれまでの取組の実績を踏まえ、被災者の住宅再建に向けた必要な支援について検討していきます。 また、これまでも、被災者生活再建支援制度の適用拡大等、柔軟な運用を国に要望しているところであり、今後においても実情に応じた支援が図られるよう要望を継続していきます。	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（野田村） 8．物価高騰対策について 農林水産業等の生業に必要な資材等の高騰は、自助努力で解消できる範囲を超えており、生産者は経営存続の岐路に直面しております。 この状況は、中東情勢の不安定化や円安により、今後も続くと考えられ、灯油等の需要が増加する冬季には、生活が非常に厳しい状況になるとともに、国や県の支援によりこれまで持ちこたえてきた生業の維持も難しくなり、廃業する生産者も出かねません。 住民の生活を安定させるため、昨年度と同様に“生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業”の拡充実施と、本県の主要産業である農林水産業を維持していくため、経営の安定に対する支援を継続していただきますよう要望いたします。	生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助については、毎年度、光熱費等の動向や、国による支援の状況、市町村の意向などを総合的に勘案し、実施を判断しています。 令和7年度の実施については、今後の灯油価格等の動向や市町村の助成事業の実施見込み等を踏まえ、検討していきます。	保健福祉部	地域福祉課	S その他
	農林水産分野において、飼料や肥料の価格上昇分を補助する国事業の活用を促すとともに、県独自に上乗せ支援を実施しているところです。 このほか、県独自に購入肥料の低減に資する機械の導入の支援などを実施しているほか、粗飼料の生産拡大や堆肥の活用推進などにより、安定した農業・畜産経営が図られるよう低コスト化にも取り組んでいます。 林業分野では、しいたけ等の次期生産に必要な原木や菌床、種菌等の資材購入について支援しています。 水産分野では、県漁連等と連携して国の燃油価格高騰対策の活用促進に努めているほか、令和7年度一般会計補正予算（第5号）で漁協が購入して放流するウニ、ナマコ種苗の価格上昇分に対して補助しているほか、令和8年度は、物価高騰下でも安定的な経営を確保するための省力化機器導入を支援します。 また、国に対しては、燃油価格の高騰対策等を継続するほか、漁業用資材・放流用種苗の価格高騰の影響を緩和するため、価格上昇分を支援する事業の創設を要望しています。 今後も、生産資材等の価格や国の施策の動向を注視しながら、農林漁業者の声を踏まえた必要な対応を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スマート水産業機器等導入支援事業費補助　72,000千円	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
（野田村） 9．有害鳥獣の抜本的な対策について 有害鳥獣駆除は、現場となる市町村が中心となり、その対策に取り組んでいるところですが、抜本的な解決には至らないため、農作物被害に止まらず、住民の不安も解消されないままとなっております。 以上のことから、特にクマによる人的被害の発生・拡大を未然に防ぐ意味でも、特例の捕獲頭数上限を現場の実態に即した配分にするなど、捕獲体制の充実・強化について市町村と連携し柔軟に対応くださいますよう要望いたします。	県では、令和3年度に策定したニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ等に係る「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、保護及び管理に努めているところです。 ツキノワグマについては、「第5次ツキノワグマ管理計画」において、個体数推定結果や人身・農作物被害の状況を踏まえ、初めて個体数を低減させる方針を明記したところであり、この方針を踏まえた捕獲上限数の見直しや狩猟期間の延長、特例配分の追加などを行っているところです。 市町村に対しては、捕獲実態に応じて捕獲上限数をあらかじめ配分するほか、当初配分後の捕獲の状況に応じて追加で配分するなど、市町村の対応の円滑化に向けた取組を進めていきます。 引き続き、市町村や猟友会など関係機関と連携し、鳥獣の適正な管理に取り組んでいきます 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣対策事業費（ツキノワグマ捕獲対策等）188,225千円	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（野田村） 10. 治山事業の推進について 以前より要望していた「小谷地地区」については、今年度、治山事業による復旧工事に着手されるとともに、「愛宕町地区」についても測量設計に着手すると伺っており、感謝申し上げます。これらの事業を今後着実に進めていただき、漁業者や住民の不安を早期に解消していただくようお願い申し上げます。 また、昨年新たに発生した「大唐の倉」の崩落については、当地域の観光資源として、近年利用者が増加している「みちのく潮風トレイル」のコース上にあることから、観光面への影響も懸念されております。治山事業の導入は困難と回答をいただいているところでありますが、来村者や住民が安全に通行できるよう、恒久的な安全対策を講じていただきますよう要望いたします。	小谷地地区については、令和6年度に概略調査を実施し、令和7年度は測量設計を行い、工事に着手したところです。 また、愛宕町地区については、令和7年度は測量設計を実施しており、令和8年度に工事に着手する予定です。 両地区の治山事業については、引き続き、野田村と連携を図りながら取組を進めていきます。（A） なお、「大唐の倉」の崩落については、現地調査の結果を踏まえ、治山事業の導入は困難と判断したところです。（D） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 治山事業費　1,388,000千円 県単独治山事業費　223,865千円	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置 D 実現が極めて困難なもの
（野田村） 11. 水産業振興について 主要魚種の不漁が続き、沿海漁業者やサケのふ化場は経営に多大な影響を受けております。特に定置網ではクロマグロの入網があるものの、漁獲規制により放流を余儀なくされるほか、網の破損にもつながり経営に支障が出ております。定置網の経営安定化のため規制の柔軟な運用を、国に対しても要請するよう要望します。 また、村内ふ化場では、経営の安定化とふ化技術の承継のため施設を有効活用した海面養殖用種苗の中間育成の実証試験に着手したところであります。需要が高まるサーモン養殖を支えるものであり、サケ資源回復のための重要な施設であることから、体制を維持するための支援を要望いたします。 村の特産品でもある荒海ホタテは、麻痺性貝毒の発生により出荷自粛を余儀なくされ、収入が減少する中、貝毒検査費用の負担も嵩み、経営の支障となっております。 貝毒の抜本的な対策の研究の推進、効率的な貝毒検査の在り方の検討と検査に対する支援、貝毒の影響及び今後の環境変化に対応可能な養殖品目の研究並びに導入に必要な資機材等への支援を要望いたします。	国際合意で漁獲が制限されているクロマグロについては、令和6年12月の国際会議において、年間漁獲枠の一定の拡大が図られたものの、近年、クロマグロの資源量の増加に伴い、定置網への入網も増加しており、漁獲可能量を遵守するため、クロマグロを放流せざるを得ず、漁業経営に影響を及ぼしています。 県では、国に対し、国際会議において更なる漁獲枠の拡大が実現されるよう働きかけを行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しによる本県への配分拡大のほか、クロマグロの放流に係る作業面や経費面の負担軽減について、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」の継続及び「漁業収入安定対策事業」の特例措置の継続など地域の実情に配慮した支援を要望しています。 野田村のふ化場は、サケ・マス種苗生産において高度な技術を有し、これまで本県のさけ増殖事業の発展に大きく貢献してきたところであり、その技術の継承、施設の維持が極めて重要と認識しています。県では、サケふ化場の体制維持に向け、施設の有効活用によるサケ・マス海面養殖用種苗生産の取組を支援しているところです。 貝毒対策については、県水産技術センターが、ホタテガイの毒化状況やプランクトンのモニタリング調査を実施しているほか、国に対し、貝毒の発生予測技術の開発や毒量の低減技術に関する調査・研究の充実を要望しています。また、漁業者の貝毒検査費用の負担軽減に向け、従来の麻痺性貝毒の検査方法に比べて安価に実施できる簡易検査キットの実用化に向けた試験に要する経費を令和8年度一般会計当初予算に計上しています。 新たな養殖種目については、県では、ホタテガイに比べ高水温に強いアサリやヨーロッパヒラガキ養殖の事業化に向けた技術開発に取り組んでいるほか、県独自に、アサリやワカメ養殖への転換に必要な資材等の導入支援に要する経費を令和8年度一般会計当初予算に計上しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 漁場保全総合対策事業費　3,045千円 貝毒対策実証事業費　2,465千円 環境変化に対応した水産業再生応援事業費　16,576千円	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（野田村） 12. 小規模自治体への総合的な支援について 「四村連携」を推進している、九戸村・野田村・普代村・田野畑村の県内4つの村は、小さいながらも歴史と伝統ある地域を営々と築いてまいりました。それぞれの村民であることに誇りを抱き、持続可能な村の創造を目指すべく、令和5年10 月に達増知事立会いのもと「四村サミット宣言」を行いました。共に知恵を絞り、共に協力し、小規模自治体が抱える共通課題の解決と発展の可能性の探求に取り組むことを誓い実践しているところです。 県におかれましては、人口減少対策への取り組み、専門人材の派遣や共同選考採用の実施、地域経営推進費に小規模町村支援枠を創設するなど、これまでも多大なご尽力をいただいているところですが、次の項目について、更なるご支援ご協力を賜りますよう要望します。 （1） 地域経営推進費対象事業の要件緩和等について 地域経営推進費は、市町村にとってなくてはならない重要な事業となっており、市町村事業の小規模町村支援枠事業は、我々にとって柔軟な事業遂行ができる貴重な財源でもあります。 しかしながら、現在は要件として、「県から派遣した職員が参画する事業」に限定されていることから、県派遣のない自治体や、県派遣があってもその職員の業務以外は活用できないのが実情です。 つきましては、市町村事業の要件緩和とともに、補助率の引き上げなど、小規模自治体がより活用しやすい支援事業となるよう検討をお願いします。	小規模町村支援事業は、人口減少により行政機能の維持、確保に困難が生じ、「人的支援が必要」とされる小規模町村に対して、県から職員を派遣した際に、単に当該町村の事務に従事するのみならず、当該町村が抱える課題に対して、派遣職員の参画のもとで、事業を展開することにより、小規模町村が抱える課題の解決に有効に活用いただくことを目的としていますが、野田村からのご要望等を踏まえ、令和8年度においては、県派遣のない場合でも活用が図られるよう、一部運用を見直したところです。 野田村で地域経営推進費の活用に関しては、制度面では、沿岸・県北広域振興圏であることを踏まえ、通常より嵩上げした補助率での活用を可能としているほか、具体の事業に関しては、令和7年度、広域連携事業を増額し、申請のあった、若年者の地元就職に係る事業へ新たに活用いただいており、制度検討、予算措置の両面で、改善等の対応を実施しています。 今後も、県内各市町村の意見や実情を踏まえながら、人口減少対策をはじめとする地域課題の解決に資する制度として、地域経営推進費がよりよいものとなるよう不断の検討をしていきます。	ふるさと振興部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
（野田村） 12. 小規模自治体への総合的な支援について 「四村連携」を推進している、九戸村・野田村・普代村・田野畑村の県内4つの村は、小さいながらも歴史と伝統ある地域を営々と築いてまいりました。それぞれの村民であることに誇りを抱き、持続可能な村の創造を目指すべく、令和5年10 月に達増知事立会いのもと「四村サミット宣言」を行いました。共に知恵を絞り、共に協力し、小規模自治体が抱える共通課題の解決と発展の可能性の探求に取り組むことを誓い実践しているところです。 県におかれましては、人口減少対策への取り組み、専門人材の派遣や共同選考採用の実施、地域経営推進費に小規模町村支援枠を創設するなど、これまでも多大なご尽力をいただいているところですが、次の項目について、更なるご支援ご協力を賜りますよう要望します。 （2） 地方交付税等の継続的な財源確保について 行政課題等が多岐にわたる中で、今後も小規模市町村が継続的かつ安定的に運営・事業実施をしていけるように、地方交付税等の財源の十分な確保について国に強く働きかけていただきますようお願いします。	県では、令和7年6月4日に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、厳しい地方財政の状況を踏まえた、安定的で持続的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確実な確保・充実について国に要望したほか、全国知事会において、「子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保」や「デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置」など、国の政策に応じた財政支援を含めた地方税財源の確保充実等について、国に要望しているところです。 今後においても引き続き、全国知事会と連携するなどし、地方自治体の実情に応じた財政措置について、国に働きかけていきます。	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（野田村） 13. 自治体業務の情報化に係る財政支援について 国で進める行政システムの標準化については、現在各自治体において今年度末の期限に向け、移行作業を進めているところであります。 その移行経費については、国においてデジタル改革支援補助金により財政支援が行われることとなっておりますが、標準化移行による今後の運用経費の増加や、連携する関連システムの改修経費等につきましては、交付税措置のほか、財政支援について検討を開始することとされているところであります。 つきましては、これらに対する継続的な財政支援を国に対し要望するとともに、自治体の負担を軽減するための専門的な知見からの支援を継続してくださいますようお願いいたします。	自治体DX推進のため、これまでも国に対し各自治体の実情を踏まえた技術的・財政的支援の充実・強化等について要望しており、令和7年6月にも要望したところです。 自治体情報システムの標準化について、実際にかかった経費が地方の負担増とならないよう働きかけたところ、国の令和7年度補正予算において「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」が創設され、今後、一時的に増加している運用経費に対して補助がなされる見込みです。 また、県においても、訪問により、市町村におけるデジタル化やDX推進の取組における課題等を把握するとともに、DX推進専門官等からの技術的助言等を行っているところであり、今後も自治体の情報化に係る負担を軽減するための支援に努めていきます。	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（野田村） 14. 医療体制の充実について （1） 県立久慈病院の医療体制の充実について 近年、医師や看護師など医療従事者の不足から、産婦人科をはじめ、脳神経外科、脳神経内科が診療体制縮小となっており、くも膜下出血や脳卒中などの入院治療が必要な救急患者は八戸市の医療機関などに搬送される状況となっております。また、近年は開業医の閉院が相次いだため、当地域で安心して生活していくうえで必要な医療供給体制が不十分な状況となっており、本村の住民からも不安の声が上がっております。 つきましては、住民がいつでも必要な医療を受け、安心して暮らし続けられるよう、必要となる診療科の常勤医師の確保と診療科の偏在の解消に努め、県立久慈病院の医療体制の充実を図られるよう要望いたします。	県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和3年度以降に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところであり、令和7年度に配置した186人の養成医師のうち、10人を久慈病院に配置し、全体では令和7年5月1日時点で29人の常勤医の体制となっています。 診療科偏在の取組については、県ではこれまで、地域医療提供体制を維持していくため、医師不足が顕著な産婦人科、小児科、放射線科及び病理診断科を選択した奨学金養成医師に対して、中小病院での勤務を免除し、専門領域での診療に専念できるよう配置特例を設けて、診療科を選択するインセンティブを付与してきたところです。 また、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科を指定する地域枠を設置してきたところです。 令和8年度からは、県内の救急医療を支える救急科や、二次医療圏の手術体制を支える麻酔科を選択した奨学金養成医師についても、産婦人科等と同様の配置特例を設けることとしています。 引き続き、関係大学等を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	県立久慈病院では、これまでも関係大学に対して医師の派遣を要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところであり、脳血管疾患等の救急医療については、関係する消防、医療機関とも協議の上、近隣の医療圏の医療機関に迅速かつ円滑に搬送し、専門的な検査・治療が受けられる体制を確保しているところです。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（野田村） 14. 医療体制の充実について （2） 北東北3県ドクターヘリの柔軟な運用について 岩手・青森・秋田の北東北3県によるドクターヘリの広域連携運航は、「自県ヘリ優先」を原則に運用を行っているところですが、「自県ヘリ優先」のもとでは、極めて緊急を有する傷病者であって、他県ヘリが現場から直近に位置する場合であっても、まずは自県ヘリに出動要請しなければならないため、一刻を争う状況下では致命的な初療の遅れとなることが懸念されます。 ドクターヘリの持つ本来の機能、効果が十分に発揮され、傷病者の救命率の向上及び予後改善のため、北東北3県ドクターヘリ広域連携運航の運用に関し、救急要請や患者の転院搬送時に対応する消防本部や医師の判断に基づき、県境にとらわれず柔軟に他県ドクターヘリの出動要請ができる体制を構築されるよう要望いたします。	各県において整備し運航しているドクターヘリは、基本的に自県の救急要請に対応する必要があることから、ドクターヘリの広域連携運航については、自県ドクターヘリ優先要請を原則としつつ、各県のドクターヘリ運航調整委員会における議論等を踏まえ、三県間の合意により実施しています。 これまでもドクターヘリの広域運航については効果的に運航されていると認識していますが、より迅速かつ的確な対応となるよう関係者と意見交換を行ってきたところです。 令和7年10月1日から、消防本部と岩手・八戸の両基地病院による三者間での同時通話体制による搬送調整の運用を開始しており、消防本部の要請段階から出動要請先を速やかに調整できる体制を構築していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（九戸村） 1．国道340号及び主要地方道の改良整備について 国道340号、主要地方道二戸九戸線及び主要地方道一戸山形線は、産業・経済・災害時など広範にわたって大きな役割を担う重要な路線であり、また村民の日常生活に密着した道路としても重要な路線となっております。 しかしながら、一部区間におきまして、道路幅員が狭く急カーブのため車両の通行に支障をきたしているほか、歩道未整備のため歩行者の安全安心が確保されていない状況となっております。 このため、車両や歩行者の安全安心な通行の確保のため、次の項目につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。 （1） 戸田、伊保内、小倉、道地地区の歩道整備について 当該箇所は、地区住民の生活道であり、また児童生徒の通学路としても利用されておりますが、歩道が未整備のうえ路肩が狭く歩行者にとって大変危険な状況となっております。	戸田、伊保内、小倉、道地地区の歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
（九戸村） 1．国道340号及び主要地方道の改良整備について 国道340号、主要地方道二戸九戸線及び主要地方道一戸山形線は、産業・経済・災害時など広範にわたって大きな役割を担う重要な路線であり、また村民の日常生活に密着した道路としても重要な路線となっております。 しかしながら、一部区間におきまして、道路幅員が狭く急カーブのため車両の通行に支障をきたしているほか、歩道未整備のため歩行者の安全安心が確保されていない状況となっております。 このため、車両や歩行者の安全安心な通行の確保のため、次の項目につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。 （2） 江刺家小田沢地区の道路改良について 当該箇所は、急カーブで幅員が狭く見通しが悪いため、冬期間には車両による交通事故が発生するなど、車両や歩行者にも危険な箇所であります。	江刺家小田沢地区の道路改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業費の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（九戸村） 1．国道340号及び主要地方道の改良整備について 国道340号、主要地方道二戸九戸線及び主要地方道一戸山形線は、産業・経済・災害時など広範にわたって大きな役割を担う重要な路線であり、また村民の日常生活に密着した道路としても重要な路線となっております。 しかしながら、一部区間におきまして、道路幅員が狭く急カーブのため車両の通行に支障をきたしているほか、歩道未整備のため歩行者の安全安心が確保されていない状況となっております。 このため、車両や歩行者の安全安心な通行の確保のため、次の項目につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。 （3） 戸田地区の急カーブ解消について 当該箇所は、急カーブで幅員が狭く車両同士のスムーズなすれ違いができず、特に大型車両は車道をはみ出し通行している状況にあり、歩道も未整備のため、特に通学児童や高齢者の安全な通行が確保されていない非常に危険な箇所となっています。	戸田地区の急カーブ解消については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業費の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（九戸村） 1．国道340号及び主要地方道の改良整備について 国道340号、主要地方道二戸九戸線及び主要地方道一戸山形線は、産業・経済・災害時など広範にわたって大きな役割を担う重要な路線であり、また村民の日常生活に密着した道路としても重要な路線となっております。 しかしながら、一部区間におきまして、道路幅員が狭く急カーブのため車両の通行に支障をきたしているほか、歩道未整備のため歩行者の安全安心が確保されていない状況となっております。 このため、車両や歩行者の安全安心な通行の確保のため、次の項目につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。 （4） 長興寺上地区の交差点改良について 当該箇所は、国道340号、主要地方道一戸山形線、村道長興寺雪屋細屋線が交わる十字路交差点で、各方面から右左折する車両が多く、特に村の基幹産業であるブロイラー関連の大型車両が多く通る場所でありますが、未改良であるため、特に大型車両は右左折がスムーズにできず、安全安心な通行が確保されていない状況にあります。	長興寺上地区の交差点改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業費の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 なお、長興寺地区においては、令和3年度から歩道整備事業に着手しているところであり、令和7年度は用地補償及び歩道工事を進めています。	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（九戸村） 1．国道340号及び主要地方道の改良整備について 国道340号、主要地方道二戸九戸線及び主要地方道一戸山形線は、産業・経済・災害時など広範にわたって大きな役割を担う重要な路線であり、また村民の日常生活に密着した道路としても重要な路線となっております。 しかしながら、一部区間におきまして、道路幅員が狭く急カーブのため車両の通行に支障をきたしているほか、歩道未整備のため歩行者の安全安心が確保されていない状況となっております。 このため、車両や歩行者の安全安心な通行の確保のため、次の項目につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。 （5） 主要地方道一戸山形線の道路改良について 当該路線は、広域的な生活道として、また産業物流に重要な路線でありますが、急カーブが多く見通しが悪いため、安全安心な通行ができない状況にあります。また、大雨などによる被害も多く、通行車両や近隣工場への影響が懸念されております。	主要地方道一戸山形線の道路改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
（九戸村） 1．国道340号及び主要地方道の改良整備について 国道340号、主要地方道二戸九戸線及び主要地方道一戸山形線は、産業・経済・災害時など広範にわたって大きな役割を担う重要な路線であり、また村民の日常生活に密着した道路としても重要な路線となっております。 しかしながら、一部区間におきまして、道路幅員が狭く急カーブのため車両の通行に支障をきたしているほか、歩道未整備のため歩行者の安全安心が確保されていない状況となっております。 このため、車両や歩行者の安全安心な通行の確保のため、次の項目につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。 （6） 主要地方道二戸九戸線二戸市白鳥地区の道路改良について 当該箇所は、内陸二戸市と沿岸久慈市を結ぶ広域的な大変重要な路線であり、災害時にも重要な役割を果たす路線ですが、未改良で幅員が狭いうえ急カーブが多く、また住宅に接しており歩道未設置であるため、車両や歩行者の通行の安全が確保されていない状況にあり、冬期間は凍結スリップによる人身事故が発生するなど、大変危険な箇所となっております。	白鳥地区の道路改良については、令和7年度に「白鳥工区」として事業化し、現地測量及び道路詳細設計を進めています。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（九戸村） 2．二級河川瀬月内川の河川改修について 二級河川瀬月内川につきましては、流域のなかには依然として台風や大雨による増水時の氾濫が憂慮される場所が多数見受けられます。平成28年8月に東北地方を縦断した台風10号や令和4年8月の豪雨において、大向地区や山根地区での建物の浸水や丸木橋地区などでの農地などへの冠水被害をもたらしました。 今後の重大災害の発生を未然に防止するためにも、早期に河川改修整備を進めていただくとともに、河道掘削、支障木伐採等についても継続して実施していただきたく要望いたします。	河道掘削や支障木伐採等については、令和5年度に山根、丸木橋地区、令和6年度に江刺家地区で実施しており、令和7年度は伊保内地区で実施したところです。 引き続き、現地の状況を確認しながら、河川の適切な管理に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 河川海岸等維持修繕費　1,837,189千円	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
（九戸村） 3．村道整備に係る財源の確保について 当村の村道整備は、村単独費による事業と国、県のご配慮による国の補助事業により実施しております。 この中で、社会資本整備総合交付金を活用して道路改築、舗装・法面修繕を実施、また道路メンテナンス事業補助金を活用して橋梁修繕を実施しており、利用者の安全で安心な通行が確保されております。 しかしながら、近年、交付金等補助の配分が少なくなっており、財源の確保が難しく計画通り進んでいない状況であります。 つきましては、事業が計画的に実施され、住民の安全安心と地域の活性化が早期に実現できるよう、整備に向けて必要な財源の確保と継続的な支援をいただきたく要望いたします。	県では、社会資本整備総合交付金等の予算確保に向けて、令和8年度政府予算提言・要望において「公共事業の安定的・持続的な確保」を国に要望したところです。 今後も九戸村と連携を図りながら、様々な機会を捉えて、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
（九戸村） 4．九戸地域診療センターの医療体制の充実について 当村のような少子高齢化が進んでいる地域においては、高齢者が日々の買い物や村内外へ通院することは金銭的にも体力的にも大きな負担となっており、村内唯一の医療機関である九戸地域診療センターの存在はますます重要性を増してきております。 昨今、医師の不足により常勤医の派遣も非常に厳しい状況であると伺っておりますが、住民の多くが九戸地域診療センターの医療体制の強化や病床復活など、地域において必要不可欠な医療機関の機能強化を切望していることから、同診療センターの常勤医の増員、看護師など医療従事者の拡充等、医療体制の強化に向けて県の全面的なご支援を賜り、地域の医療・保健体制の充実と強化が図られますようお願いいたします。 また、必要に応じ他の県立病院等との連携を強化していただき、引き続き定期的な専門医派遣の継続実施や、訪問診療の強化、オンライン診療の導入など、地域医療の中心を担う医療機関となるよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。	九戸地域診療センターは、県立病院等の経営計画（2025-2030）において、地域におけるプライマリケア領域の外来医療を担うこととし、医療機能に応じて必要となる医師、看護師等を配置しているところです。今後も、基幹病院等からの専門医の派遣を継続していくほか、精神科等をはじめとするオンライン診療の実施、圏域の他病院と連携した在宅医療の取組等、市町村と協働しながら、地域医療の確保に向けて必要な役割を果たしていきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（九戸村） 5．岩手県立伊保内高等学校の存続について （1） 県立伊保内高等学校の存続要件緩和について 県立高等学校配置の考え方として、1学年2学級を保持するといった県教育委員会の方針にとらわれず、小規模校であっても1学年1学級での存続を認めていただき、仮に入学者数が2年連続で20人以下となった場合であっても、現在ある学校については存続するよう、強くお願いしたいこと。	令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間。以下「後期計画」という。）では、教育の質の保証と機会の保障という大きな柱や地域の学校を可能な限り存続させる方針を維持しつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしているほか、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することとしています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校教育の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高校教育の基本的な考え方の五つの柱の一つに、教育の質の保証、教育の機会の保障を掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からの御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向け、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（九戸村） 5．岩手県立伊保内高等学校の存続について （2） 個性的で魅力ある高校の実現について 高校教育のニーズが多様化する中で、従来の高校のイメージにこだわることなく、地域の個性を最大限に発揮し、生徒一人一人と向き合い、生徒が自信を持って成長できる教育環境を整備していくことこそが重要であると考えております。 高校教育の無償化が進められることによって、私立高校への生徒の流出が懸念される中、さらに国では公立高校の複数志願制導入についても検討するという報道がなされております。 小規模校であっても、魅力的で個性的な教育環境が整えられるよう、意欲的な教員の配置や関係予算の増額など、特段のご配慮をお願いいたします。	県教育委員会では、国の標準法を踏まえながら学校の実情等も考慮し教職員を配置しています。 伊保内高校においては、教育の質を維持できるよう教職員を加配するとともに、一部教科については他校教員を兼務発令し、専門教員の不足を補完することで多様な科目への対応を図っているところです。今後も、国の標準法に基づいた教職員配置を基本としつつ、学校の実情を丁寧に聞き取りながら、学校の特色、現状等を勘案して効果的な配置を行っていきます。 なお、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（九戸村） 6．若者の定住につながる魅力のある農業や雇用機会の充実について 若者が定住するためには、何よりも雇用の機会や所得の確保が担保されなければならず、本村のように立地企業が限られる中では、農業の振興など地域の資源を活かした産業の育成こそ重要なテーマとなっています。 つきましては、本村等の農業振興や雇用機会の創出、担い手の確保に向け、次の項目につきまして、県等の積極的な取組を要望いたします。 （1） 新規就農者等への支援強化について 現在、村ではナインズファームという研修の場を設置し、新規就農者の育成確保に努めているところですが、農業を本格的に始めるには農地や農業機械、設備等の確保のために多大な初期投資を必要とします。 一定規模の生産者になるためには相当の時間やノウハウの習得も要することから、担い手確保に向けた積極的な財政支援を講ずるよう特段のご配慮をお願いいたします。	本県農業の持続的な発展には、地域農業の将来を担う新規就農者の育成が重要です。 県では、国の新規就農者育成総合対策の就農準備資金や経営開始資金、経営発展支援事業等を活用し、新規就農者に対して、経営の早期確立に向けた支援や就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入支援などに取り組んでいるところです。 新規就農者の育成に向けては、農業改良普及センターによる個別巡回に加え、経営能力向上研修会や栽培基礎研修を実施しているほか、令和6年度からは、農業大学校の農業者向け研修の一つとして、県北農業研究所を拠点に、環境に優しい農業の実践者を育成する「いわてグリーン農業アカデミー」を開講しており、ナインズファームの皆様にも御参加いただいたところです。 今後も、新規就農者が早期に安定した所得を確保し、地域の担い手として定着できるようソフト・ハードの両面から支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 北いわてグリーン農業人材育成事業費　2,609千円 いわてニューファーマー支援事業費　465,751千円	農林水産部	農業普及技術課	A 提言の趣旨に沿って措置
（九戸村） 6．若者の定住につながる魅力のある農業や雇用機会の充実について 若者が定住するためには、何よりも雇用の機会や所得の確保が担保されなければならず、本村のように立地企業が限られる中では、農業の振興など地域の資源を活かした産業の育成こそ重要なテーマとなっています。 つきましては、本村等の農業振興や雇用機会の創出、担い手の確保に向け、次の項目につきまして、県等の積極的な取組を要望いたします。 （2） 農業生産者の所得向上対策について 農業後継者不足がますます深刻さを増しており、その背景として「儲からない農業」から脱却できないことが大きな理由ですが、中山間地域の小規模な農業経営であっても、一定以上の所得が確保でき、若者の自己実現にもつながるような農業の実現に向け、国等も巻き込んで研究いただくとともに、財政支援を講ずるよう特段のご配慮をお願いいたします。	県では、中山間地域における農業所得の確保に向けたスマート農業技術の導入を促進するため、県北農業研究所を拠点として、単収向上に向けた園芸ハウスにおける環境制御技術や、傾斜地での自動操舵トラクタを活用した作業の省力化技術などの開発を進めるとともに、県北地域をはじめ県内各地域で現地技術交流会を開催しているところです。 また、市町村等と連携し、地域計画の実現のため、地域の中心となる経営体の規模拡大や地域資源を活用した6次産業化の取組などに必要な機械・施設の整備等を支援しているほか、国の中山間地域等直接支払交付金では、中山間地域等におけるスマート農業による作業の省力化・効率化や複数集落間でのネットワーク化等の取組に対し加算措置を行うなどの支援をしています。 今後も、県北地域に適応した技術の開発と普及拡大を進めるとともに、様々な補助事業等を活用しながら、地域の担い手や後継者等が安定した所得を確保し、意欲をもって農業に取り組めるよう支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて農業DX加速化推進事業費　18,048千円 いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業費　187,000千円 中山間地域等直接支払事業費　2,642,883千円 いわてニューファーマー支援事業費　465,751千円	農林水産部	農業振興課 農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（九戸村） 6．若者の定住につながる魅力のある農業や雇用機会の充実について 若者が定住するためには、何よりも雇用の機会や所得の確保が担保されなければならず、本村のように立地企業が限られる中では、農業の振興など地域の資源を活かした産業の育成こそ重要なテーマとなっています。 つきましては、本村等の農業振興や雇用機会の創出、担い手の確保に向け、次の項目につきまして、県等の積極的な取組を要望いたします。 （3） 野生鳥獣被害対策の強化について ツキノワグマの生息域が人間の生活圏と近くなってきているなかで、最近はニホンジカやイノシシの目撃件数も増加し、今後、農作物等の更なる被害拡大も懸念され、鳥獣被害対策がますます重要となっております。 農業経営に多大な影響を及ぼしている鳥獣被害対策について、更なる積極的な取組をお願いいたします。	令和5年7月に設置した「二戸地域鳥獣被害防止対策チーム」では、野生鳥獣の生息状況や被害状況等の情報共有、被害防止技術の実証及び普及等の活動により、地域における被害防止対策に取り組んでいます。 また、農業者からの鳥獣被害の相談があった場合には、センサーカメラを用いて加害獣種等を確認し、関係者に対し、必要な情報提供を行っているところです。 今後も、野生鳥獣による農作物被害が低減するよう、関係機関・団体と連携し、地域の状況を丁寧に把握しながら、積極的に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費　486,675千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（九戸村） 6．若者の定住につながる魅力のある農業や雇用機会の充実について 若者が定住するためには、何よりも雇用の機会や所得の確保が担保されなければならず、本村のように立地企業が限られる中では、農業の振興など地域の資源を活かした産業の育成こそ重要なテーマとなっています。 つきましては、本村等の農業振興や雇用機会の創出、担い手の確保に向け、次の項目につきまして、県等の積極的な取組を要望いたします。 （4） 地域の企業集積及び企業活動の活性化について 村内の工業団地は、おかげさまでブロイラーの物流センターと風力発電設備保守関係の事務所に加え、新たにブロイラー関係企業から事務所を設置いただいたところですが、雇用の創出・拡大につながるような新たな企業立地に向け、さらには、既存立地企業の事業拡張に向け、県等の積極的なご支援をお願いいたします。	企業誘致に当たっては、市町村の意向を十分に尊重しつつ、連携して取り組んでいるところであり、企業から用地提案の依頼があった際には、企業情報や提案条件を共有するなどし、市町村と一体となって企業誘致を推進しています。 特に、内陸部に比べて県北地域に有利な制度設計となっている「企業立地促進奨励事業費補助金」による固定資産投資に対する支援や、「特定区域における産業の活性化に関する条例」等に基づく不動産取得税などの地方税の減免措置などをPRしながら、企業誘致に取り組んでいるところです。 また、雇用の創出・拡大につながる施策については、全県的な視点に立ち、限られた財源の効果的な活用を前提としつつ、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の実情等を勘案して、より良い方策を検討していきます。 今後も、市町村と情報やノウハウの共有を図りながら、一体となって企業誘致に取り組んでいきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（九戸村） 6．若者の定住につながる魅力のある農業や雇用機会の充実について 若者が定住するためには、何よりも雇用の機会や所得の確保が担保されなければならず、本村のように立地企業が限られる中では、農業の振興など地域の資源を活かした産業の育成こそ重要なテーマとなっています。 つきましては、本村等の農業振興や雇用機会の創出、担い手の確保に向け、次の項目につきまして、県等の積極的な取組を要望いたします。 （5） 人材の誘致について 本村においては、地域おこし協力隊や地域活性化起業人の積極的な受け入れを行い、村職員の採用においても、村外から積極的に受け入れているところですが、県におかれましても、過疎地域への人材の誘致につきまして、特段のご支援をお願いいたします。	県では、新卒者を含め県外からのU・Iターン就職の際に活用いただくため、就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」を運営するとともに、東京都内（有楽町、東銀座）及び盛岡の3か所に就職相談窓口を設けています。 令和7年度は、東京（有楽町）で県内全市町村と県内企業が多数出展する「移住フェア」と「岩手県U・Iターン就職フェア」を合同開催し、暮らしと仕事に関する相談・PRを実施しました。「岩手県U・Iターン就職フェア」は、東京のほか仙台でも開催し、どちらも多くの学生や一般求職者の方々に来場いただいたところです。 また、令和8年度からは、市町村との連携による全国からの若者・女性のU・Iターンを対象とした新たな移住支援金「いわて若者U・Iターン支援金」を創設し、U・Iターン支援を一層強化していきます。 令和8年度においても、引き続き、様々な場面で本県へのU・Iターン促進に向けたPRを行っていきます。 こうした取組を通じて、より多くの方のU・Iターンにつながるよう努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて暮らし応援事業費　22,575千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
（九戸村） 7．小規模自治体への総合的な支援について 「四村連携」を推進している、九戸村・野田村・普代村・田野畑村の県内4つの村は、小さいながらも歴史と伝統ある地域を営々と築いてまいりました。それぞれの村民であることに誇りを抱き、持続可能な村の創造を目指すべく、令和5年10 月に達増知事立会いのもと「四村サミット宣言」を行いました。共に知恵を絞り、共に協力し、小規模自治体が抱える共通課題の解決と発展の可能性の探求に取り組むことを誓い実践しているところです。 県におかれましては、人口減少対策への取り組み、専門人材の派遣や共同選考採用の実施、地域経営推進費に小規模町村支援枠を創設するなど、これまでも多大なご尽力をいただいているところですが、次の項目について、更なるご支援ご協力を賜りますよう要望します。 （1） 地域経営推進費対象事業の要件緩和等について 地域経営推進費は、市町村にとってなくてはならない重要な事業となっており、市町村事業の小規模町村支援枠事業は、我々にとって柔軟な事業遂行ができる貴重な財源でもあります。 しかしながら、現在は要件として、「県から派遣した職員が参画する事業」に限定されていることから、県派遣のない自治体や、県派遣があってもその職員の業務以外は活用できないのが実情です。 つきましては、市町村事業の要件緩和とともに、補助率の引き上げなど、小規模自治体がより活用しやすい支援事業となるよう検討をお願いします。	小規模町村支援事業は、人口減少により行政機能の維持、確保に困難が生じ、「人的支援が必要」とされる小規模町村に対して、県から職員を派遣した際に、単に当該町村の事務に従事するのみならず、当該町村が抱える課題に対して、派遣職員の参画の下で、事業を展開することにより、小規模町村が抱える課題の解決に有効に活用いただくことを目的としていますが、九戸村からのご要望等を踏まえ、令和8年度においては、県派遣のない場合でも活用が図られるよう、一部運用を見直したところです。 九戸村での地域経営推進費の活用に関しては、制度面では、沿岸・県北広域振興圏であることを踏まえ、通常より嵩上げした補助率での活用を可能としているほか、具体の事業に関しては、令和7年度、広域連携事業を増額し、申請のあった、若年者の地元就職に係る事業へ新たに活用いただいており、制度検討、予算措置の両面で、改善等の対応を実施しています。 今後も、県内各市町村の意見や実情を踏まえながら、人口減少対策をはじめとする地域課題の解決に資する制度として、地域経営推進費がよりよいものとなるよう不断の検討をしていきます。	ふるさと振興部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（九戸村） 7．小規模自治体への総合的な支援について 「四村連携」を推進している、九戸村・野田村・普代村・田野畑村の県内4つの村は、小さいながらも歴史と伝統ある地域を営々と築いてまいりました。それぞれの村民であることに誇りを抱き、持続可能な村の創造を目指すべく、令和5年10 月に達増知事立会いのもと「四村サミット宣言」を行いました。共に知恵を絞り、共に協力し、小規模自治体が抱える共通課題の解決と発展の可能性の探求に取り組むことを誓い実践しているところです。 県におかれましては、人口減少対策への取り組み、専門人材の派遣や共同選考採用の実施、地域経営推進費に小規模町村支援枠を創設するなど、これまでも多大なご尽力をいただいているところですが、次の項目について、更なるご支援ご協力を賜りますよう要望します。 （2）地方交付税等の継続的な財源確保について 行政課題等が多岐にわたる中で、今後も小規模市町村が継続的かつ安定的に運営・事業実施をしていけるように、地方交付税等の財源の十分な確保について国に強く働きかけていただきますようお願いします。	県では、令和7年6月4日に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、厳しい地方財政の状況を踏まえた、安定的で持続的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確実な確保・充実について国に要望したほか、全国知事会において、「子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保」や「デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置」など、国の政策に応じた財政支援を含めた地方税財源の確保充実等について、国に要望しているところです。 今後においても引き続き、全国知事会と連携するなどし、地方自治体の実情に応じた財政措置について、国に働きかけていきます。	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
（九戸村） 8．公共交通維持対策について 広域バス路線は、高度医療を必要とする地域住民の村外への通院や高校生の通学など、生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、地域間交流の促進を図る上で重要な役割を果たしております。 また、本村は民間のタクシー事業者も少ない交通事情であり、令和6年5月からデマンド交通を導入し利便性の向上を図ってきたところですが、今後更に進む高齢者の運転免許返納への対応も喫緊の課題であります。 つきましては、生活に欠くことができない広域路線を維持するため、当該路線を運行している路線バス事業者への経営安定支援と村が地域の実情に応じて行う交通手段の確保施策に係る支援強化が図られますよう要望いたします。	県では、広域バス路線の維持確保に向け、国庫補助に協調した補助や県単による運行欠損額への補助を行うとともに、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえ、補助要件の緩和等を実施してきたところです。 また、令和5年度からは、補助路線の廃止に伴う代替交通確保を支援するため、人口減少対策路線確保事業を実施しているほか、広域生活路線維持事業を拡充し、事業者による運行継続が困難となった補助路線について、代替交通が確保されるまでの間、路線の廃止時期を延長するために生じる経費も補助の対象としているところです。 加えて、乗合バス事業者において運転士の確保が課題となっていることから、新たに令和6年度より、乗合バス事業者が行う運転士確保や採用活動、職場環境の改善等の取組に対する支援を実施しています。 あわせて、国に対しては、地域間幹線系統確保維持費補助や地域内フィーダー系統確保維持費補助等に係る補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を要望しています。 引き続き、市町村や関係機関等と連携し、地方財政措置の状況も勘案しながら、公共交通の維持・確保に必要な支援について検討していくとともに、国に対して支援の一層の強化が図られるよう働きかけを行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 バス運行対策費　249,827千円、地域バス交通支援事業費補助（広域生活路線維持事業）13,836千円、地域バス交通支援事業費補助（人口減少対策路線確保事業）37,110千円、乗合バス運転士確保対策費補助　17,220千円	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（洋野町） 1．洋野種市インターチェンジのフル化整備について 三陸沿岸道路は、利便性を考慮してインターチェンジが弾力的に設置され、町内にインターチェンジ3箇所が整備されたところでありますが、すべてハーフインターチェンジとなっております。その後、洋野種市インターチェンジについては、防災、救急医療、産業振興、観光振興の面からフルインターチェンジへの形状変更に係る事業計画変更が認められ、令和3年度からフル化整備に向け、事業が進められているところであります。 つきましては、本町の人口減少対策及び安全確実な交通網確保のため、洋野種市インターチェンジのフル化整備に必要な事業費の確保と早期完成について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。	洋野種市インターチェンジのフルインターチェンジ化については、防災機能の強化や地域活性化等に資することから、国において、令和3年度着手したところであり、令和7年度は調査設計、支障移転補償、改良・橋梁工事を実施すると聞いています。 県としても、三陸沿岸道路について、開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応した、既存ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化等の機能強化が必要と認識しており、令和8年度政府予算等に係る提言・要望において、国に要望を行ったところです。今後も三陸沿岸道路の機能強化の推進について、国へ働きかけていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
（洋野町） 2．ナラ枯れ被害の拡大防止について 県においては、「ナラ枯れ被害対策実施方針」に基づき、市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底を実施しており、本町においても令和5年に被害を確認して以降、県が主体的に被害調査を実施していただき、専門的な知識を有する職員が不在の中、本町では速やかな駆除に取り組むことができたところであります。 しかしながら、ナラ枯れ被害は拡大傾向にあり、森林病害虫等駆除事業補助金の配分の不足から計画的な駆除ができない状況にあります。 つきましては、ナラ枯れ駆除に係る森林病害虫駆除事業補助金の確保と被害調査に係る技術指導をはじめ、森林病害虫対策への支援について要望いたします。	近年、ナラ枯れ被害が拡大傾向であることから、県では、森林病害虫等防除事業予算の十分な措置について国に要望しているほか、ナラ枯れの防除対策に係る専門的な知識や技術を有する者を養成するため、市町村や林業、造園業等の事業体を対象とした防除技術講習会を開催しています。 引き続き、ナラ枯れ被害の拡大防止に向け、市町村等と連携し、被害の先端地における被害木の徹底駆除などの取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 松くい虫等防除事業　173,043千円 いわての森林づくり推進事業（いわて環境の森整備事業）　501,669千円（当該事業の一部）	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（洋野町） 3．水産資源対策について 気候変動によるものと考えられる秋サケの記録的不漁や磯焼けによる海産物の不漁などが長引き、水産業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあります。 つきましては、これらの原因の早急な調査・解明と資源回復に向け、次の対策の推進を強く要望いたします。 ①　サケの回帰率激減に係る調査・研究の継続	県では、資源の回復に向け、国の研究機関と連携し、放流後のサケ稚魚の移動や成長等から不漁要因の解明を進めているほか、海洋環境の変化への適応が期待される、大型で遊泳力の高い強靭な稚魚放流の推進や、移送放流試験等を通じた放流技術開発に取り組んでおり、今後も資源回復に向けた取組を継続していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 さけ、ます増殖緊急強化対策事業費　47,975千円	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（洋野町） 3．水産資源対策について 気候変動によるものと考えられる秋サケの記録的不漁や磯焼けによる海産物の不漁などが長引き、水産業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあります。 つきましては、これらの原因の早急な調査・解明と資源回復に向け、次の対策の推進を強く要望いたします。 ② サケ資源回復に向けた種卵確保に対する更なる支援	県では、稚魚の生産に必要な種卵を確保するため、引き続き、サケ増殖団体と連携し、北海道等に種卵の供与への協力を要請するとともに、「さけ資源緊急回復支援事業」などにより、増殖団体の親魚確保等の取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 さけ資源緊急回復支援事業費補助　266,234千円 さけ、ます増殖緊急強化対策事業費　47,975千円	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
（洋野町） 3．水産資源対策について 気候変動によるものと考えられる秋サケの記録的不漁や磯焼けによる海産物の不漁などが長引き、水産業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあります。 つきましては、これらの原因の早急な調査・解明と資源回復に向け、次の対策の推進を強く要望いたします。 ③ 藻場と磯根資源回復に向けた調査・研究の継続	藻場の回復については、令和3年3月に策定した「岩手県藻場保全・創造方針」に基づき、ブロック投入によるハード対策と過剰に生息するウニの間引き等を行うソフト対策を一体的に進めており、令和7年6月に国に対し、地域の漁場環境を把握するための調査研究や、漁業者等が実施する藻場の造成や種苗放流等の一連の取組を支援するよう要望しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 水産多面的機能発揮対策事業費　2,437千円 水産環境整備事業費　522,000千円	農林水産部	水産振興課 漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
（洋野町） 4．地域公共交通の維持確保対策について 本町において、町民の生活交通手段の確保は重要な地域課題であり、財政状況が厳しい中にあっても、町営バス3台による自主運行のほか、民間路線バス2路線は、町と関係市町からの委託または補助金により、久慈大野線については国庫補助である地域間幹線系統補助を受けて維持運行しているところであります。 しかしながら、人口減少に伴い利用者が減少している中においては、民間のバス路線の維持は極めて厳しい状況が続いており、特にも久慈大野線は関係機関と共同で利用促進対策を講じておりますが、当面の間とされております被災地特例による激変緩和措置が終了となりますと、補助対象から外れる可能性があります。 つきましては、令和8年度におきましても、人口減少が進む過疎地域における住民の暮らしを守るため、地域間幹線系統補助の激変緩和措置を継続いただきますとともに、恒久的な支援制度の創設について強く要望いたします。	県では、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、地域間幹線系統確保維持費補助における被災地特例の激変緩和措置の継続に加え、補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を要望しているところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。 また、県が実施している地域バス交通支援事業費補助（広域生活路線維持事業）については、バスの令和8事業年度においても、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえ、被災地特例の激変緩和措置及び新型コロナウイルス感染症に伴う要件緩和を継続しているところです。 なお、令和7年度からは、広域バス路線を含め地域の公共交通のあるべき姿の検討がスムーズに進むよう、市町村ごとにヒアリングを実施し、地域公共交通計画等の策定支援をはじめ、個々の状況に適した有識者の派遣、関係市町村間の調整やバス事業者との仲介など、きめ細かな取組を行っているところです。 引き続き、地域公共交通の維持・確保が図られるよう、国への働きかけを継続するとともに、必要な支援を行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（洋野町） 5. 県立種市高等学校並びに大野高等学校における教育環境の充実について 本町では、地域や地域産業を担う人材を育成する場として両校の存続に向け、関係団体等と連携しながら、地域資源を生かした特色ある高等学校の魅力化の支援に取り組んでおり、種市高等学校振興会及び大野高等学校振興協議会への継続した財政支援をはじめ、種市高等学校学生寮の整備運営に取り組んでいるところであります。 一方、生徒数の減少から、平成30 年度に種市高等学校普通科が、令和元年度には大野高等学校普通科が、それぞれ1学級の減となったところでありますが、令和3年5月に策定された「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、一定の入学者のいる1学級校を維持することとされております。 本町の高等学校教育の機会は何とか確保されているものの、今後、進学や就職といった個々への対応が必要となる中で、1学級減に伴う教職員数の減が、「教育の質」、「多様な就学機会」の確保に支障を来すことが懸念されております。 つきましては、人材育成、地方創生の観点からも、高等学校教育機会の確保はもとより、特色ある学校づくり・魅力ある学校づくりに向けて、教職員の加配措置の継続等による「教育の質の確保」をはじめ、「教育環境の充実」について、特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。	県教育委員会では、国の標準法を踏まえながら学校の実情等も考慮し教職員を配置しています。 種市高校においては、普通科・専門学科併置校としての多様なカリキュラムの実現と生徒対応のために教員を2人加配しており、大野高校においては、学校の実情などを考慮し教員を1名加配しています。また各校において、一部教科については、他校教員を兼務発令し、他校との兼務を行い、専門教員の不足を補完することで、多様な科目への対応及び教育の質の確保に努めているところです。今後も、国の標準法に基づいた教職員配置を基本としつつ、学校からの実情を丁寧に聞き取りながら、学校の特色、現状等を勘案して効果的な配置を行っていきます。 なお、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。 令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、地域や産業界と高校のかかわりが深まっていることや、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中においては、一定の入学者のいる1学級校を含めて、各地域の学校をできる限り維持することにより、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域人材の育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。 県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んで来た「高校の魅力化促進事業」を拡充・発展させ、令和4年度から令和6年度にかけて、国の交付金を活用した「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」により、高校魅力化の全県展開を推進してきました。 種市高校や大野高校においても、総合的な探究の時間等を活用しながら、地域の社会人講師を招聘し、多様な職業について理解を深める取組として「地域産業ワールドカフェ」（種市高校）や「お仕事フェア」（大野高校）を開催するなど、地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図っています。 また、令和7年度から新たに「いわて高校魅力化推進事業費（協働体制推進事業）」により、高校魅力化に知見を有する民間団体と協働し、学校や市町村等による高校魅力化の取組を支援しています。 今後も、地域と連携しながら、生徒の多様な進路希望の実現や地域人材の育成等に対応した教育環境の整備・充実に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費（新しい県立高等学校整備計画策定等事業）70,000千円 いわて高校魅力化推進事業費（協働体制推進事業費） 6,584千円	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一戸町） 1．世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の県内唯一の構成資産である御所野遺跡を活用した地域振興への取組について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ① 御所野遺跡を核とした国内外に向けたプロモーションを実施すること。また、県内外の旅行会社が所有するタリフへ御所野遺跡が掲載されるよう町とともに働きかけを行うこと。	御所野遺跡については、県北地域の重要な観光資源であるとの認識の下、公益財団法人岩手県観光協会と連携して、昨今、国内外から注目が高まっている「みちのく潮風トレイル」や「県北地域の観光施設」と組み合わせたモデルコースを設定して岩手県公式観光サイト「いわての旅」で旅行者に提案しているほか、各種イベント等を活用した国内外への情報発信の強化に取り組んでいるところです。 令和7年度は、9月から11月までの3か月間、JR東日本の重点共創エリアに指定されたことを受け、いわて秋旅キャンペーンを展開し、期間中、インバウンドも含めた国内外からの誘客拡大に向け、御所野遺跡をはじめとした世界遺産など本県ならではの秋の魅力を発信するほか、大阪・関西万博の好機を生かし、全国のJR主要駅にキャンペーンポスターを掲出するなど、一戸町をはじめ市町村や関係団体、事業者等と連携して、オール岩手で誘客強化を図りました。 今後におきましても、御所野遺跡をはじめ、本県の世界遺産を含めた観光資源が、より多くの旅行会社の販売タリフ集に掲載され、旅行商品化につながるよう働きかけるなど、引き続き一戸町を含め、関係自治体等と連携しながら誘客促進に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて観光キャンペーン推進協議会事業費　25,909千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
（一戸町） 1．世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の県内唯一の構成資産である御所野遺跡を活用した地域振興への取組について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ② 教育旅行誘致については、御所野遺跡へのさらなる誘致を促進するために、県が行っている旅行業者に対する補助金の要件に含めること。	教育旅行の誘致については、県外の学校担当者や旅行会社を対象に、教育旅行誘致説明会を、北海道、東京、大阪で公益財団法人岩手県観光協会と連携して開催し、現地の震災語り部ガイド等との交流を通じて防災や減災の意識を高める「防災・震災学習」、自然と人との関わりを体感し、環境についても考える「自然・農山漁村体験」、世界遺産などを訪れ地域文化について考える「歴史・文化学習」の3つの体験を柱とした教育旅行メニューを紹介しています。 また、いわて教育旅行誘致促進事業により、県北も含めた教育旅行におけるバスの運行経費の支援を行っているところです。 この事業は、御所野遺跡に教育旅行を呼び込む効果的なツールであることから、県北広域振興局として、一戸町と一緒に参加している北海道の教育旅行説明会において、当該補助の活用についてPRし、御所野遺跡への教育旅行を誘致していきます。 加えて、岩手県に来訪する観光客の内陸から県北・沿岸への周遊促進や、内陸地域の町村への誘客促進を目的に、旅行商品造成及び催行支援等を実施しています。 引き続き、本県ならではの教育旅行をPRしていくとともに、本県への誘客促進に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて教育旅行誘致促進事業費　4,360千円 いわて観光キャンペーン推進協議会事業費　25,909千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一戸町） 1．世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の県内唯一の構成資産である御所野遺跡を活用した地域振興への取組について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ③ 町が実施する「道の駅」の整備に対し、用地の確定、造成及び建設に当たっては、町の方針に沿った技術的支援及び法規制等に関する助言を行うこと。また、広域観光振興や県北圏域の地域振興の観点から、当該整備に関し財政的支援を行うこと。	「道の駅」等の整備に係る財政的支援等については、一戸町における検討状況や道路管理者との調整状況、国の補助制度の活用見込み等を確認し、国庫補助申請の際の助言を行うとともに、一戸町のニーズも踏まえ、県の補助制度の活用も視野に入れながら、実現に向けて支援していきます。	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
	「道の駅」の整備については、一戸町における検討状況などを踏まえ、県として必要な技術的支援及び法規制等に関する助言を行っていきます。	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
（一戸町） 1．世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の県内唯一の構成資産である御所野遺跡を活用した地域振興への取組について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ④ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」への県民の理解を深める取組を行うとともに、県内の小中学生が修学旅行等で県内3つの世界遺産を必ず訪れるなど、3つの世界遺産が所在する岩手県の特長を活かした取組を進めること。	「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、構成資産を有する4道県や一戸町と連携し、県内外に向けた魅力の発信や認知度の向上に取り組んでいるところです。 県では、御所野遺跡など県内の3つの世界遺産への県民の理解を深めるため、小中学校等において世界遺産出前授業を行っているほか、いわて世界遺産まつりの開催やパネル巡回展、児童交流会、教員現地研修会など、「岩手県3つの世界遺産連携会議」により関係機関と連携した取組を行っています。 また、県内の学校長会議等でのPRなどにより、県内3つの世界遺産への訪問促進に取り組んでいます。 今後も一戸町をはじめ関係機関や団体と連携を図りながら、3つの世界遺産を有する本県の特長を活かした一体的な情報発信や交流・周遊促進等の取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 世界遺産保存活用事業費　9,089千円（うち、「御所野遺跡」保存活用分4,415千円） 世界遺産価値普及事業費　6,894千円	文化スポーツ部	文化振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（一戸町） 2．馬淵川の河川改修について 一級河川馬淵川に係る河川改修等について、特段の御配慮を賜りますよう要望いたします。 ① 馬淵川の溢水による家屋の浸水被害を踏まえ、早期に河川改修を行うこと。	馬淵川では、令和4年8月の大雨により浸水被害が発生した本町、向町及び関屋地区において、令和4年度から河川改修のために必要な調査、測量、設計を行い、令和6年度に中田橋下流区間において工事に着手したところであり、令和7年度は新たに万代橋上流区間の工事に着手したところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 基幹河川改修事業費　2,329,310千円	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一戸町） 2．馬淵川の河川改修について 一級河川馬淵川に係る河川改修等について、特段の御配慮を賜りますよう要望いたします。 ② 岩根橋では流木による河道閉塞が発生していることから、河川改修事業において早期に架け替え工事を行うこと。	岩根橋については、必要な河道断面の確保のため架け替えが必要なことから、令和6年度に地域住民へ事業内容を説明し御理解をいただいたところであり、令和7年度は用地測量及び物件調査を進めています。 今後も一戸町と協力・連携を図りながら、馬淵川の河川改修の早期完成に向けて取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 基幹河川改修事業費 2,329,310千円	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
（一戸町） 3．岩手県立一戸病院の医療体制の充実について 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ① 泌尿器科外来など、休止されている診療科を再開すること。	休止している診療科の再開及び整形外科・耳鼻咽喉科の常勤医師の配置については、患者数の動向を踏まえながら、圏域内の医療機関における役割分担の下、地域に必要な医療提供体制を確保できるように県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めていきます。 内科・外科・精神科の医師の増員については、関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、現在、奨学金養成医師の沿岸・県北地域における2年間の勤務を必須化しているところであり、引き続き、奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（一戸町） 3．岩手県立一戸病院の医療体制の充実について 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ② 常勤の整形外科医師、耳鼻咽喉科医師及び外科医師を確保するとともに、内科医師及び精神科医師を増員すること。	休止している診療科の再開及び整形外科・耳鼻咽喉科の常勤医師の配置については、患者数の動向を踏まえながら、圏域内の医療機関における役割分担の下、地域に必要な医療提供体制を確保できるように県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めていきます。 内科・外科・精神科の医師の増員については、関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、現在、奨学金養成医師の沿岸・県北地域における2年間の勤務を必須化しているところであり、引き続き、奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいきます。	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
（一戸町） 3．岩手県立一戸病院の医療体制の充実について 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ③ 精神障がいや知的障がいのある方の高齢化により、介護での支援が必要となっていることから、現在の空きスペースを活用した医療・介護・福祉の一体的な取組を推進すること。	県では、一戸町内にある障がい者支援施設、中山の園の入所者の高齢化等の医療的ニーズに対応することを目的に、一部を一戸病院内の空きスペースに移転整備することを盛り込んだ「中山の園基本整備計画」の策定し、基本設計を行っているところであり、医療・介護・福祉の連携を強化していくこととしています。	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一戸町） 4．県北広域の企業振興について 県北広域の企業振興について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ① 県立の大学及び高等学校等において、県北広域の企業に対する関心を高め、就職の際の域外流出に歯止めをかけるための地域産業教育を一層充実強化させること。	大学生を対象とした取組として、産学官で構成する「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」において、県内企業等が求める人材ニーズ等の把握や、大学・企業間の学生の採用に関する情報交換会によるマッチング支援、U・Iターンの促進など、県内大学等卒業者の県内定着のために必要な取組を推進しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県内大学生等定着推進事業費 5,531千円	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	若年層の県内就職促進に向けては、生徒や学生に県内の企業や産業状況を理解してもらい、生徒や学生自らが、将来のライフデザインを考えるためのキャリア教育を充実させていくことが重要であると考えています。 県では、高卒者の県内就職促進に向けては企業と教員の意見交換会や「就業支援員」及び「県内就業・キャリア教育コーディネーター」による県内企業の認知度向上のためのキャリア教育支援、また、大卒者の県内就職促進に向けては県内企業の魅力等を伝える講座や保護者向けインターンシップセミナーなどの実施により、若年層の県内企業への理解促進に取り組んでいます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて就業促進事業費 23,662千円 就業支援推進事業費 87,442千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
	高校生の県内就職促進に向けては、生徒に県内の企業や産業状況を理解してもらい、生徒自らが、将来のライフデザインを考えるためのキャリア教育を充実させていくことが重要であると考えています。 県では、高校生向けに企業説明会を行っているほか、各高等学校においても、地域や地元自治体、産業界等との連携を図りながら、総合的な探究の時間等を通じて、インターンシップや企業見学などの様々な取組を行い、地域や地元企業への理解や関心を深める地域産業教育に取り組んでいます。	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（一戸町） 4．県北広域の企業振興について 県北広域の企業振興について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ② 人手不足が深刻化している状況においても、生産工程を効率化し、競争力を維持するため、IoTやAIなどの先進ツールの導入をはじめとしたDXを実現する新たな支援策を講じること。	県では、県内ものづくり企業の生産性・付加価値向上につながるデジタル化の取組を促進するため、これまでも伴走型技術支援等を通じて、県内ものづくり企業の課題解決支援に取り組んできたところであり、引き続き、産業支援機関と連携し、生産工程全体の最適化につながるデジタル技術導入支援やデジタル人材育成等に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高収益型企業創出支援事業費23,860千円、ものづくり企業価値向上支援事業費19,578千円、 ものづくり産業デジタル化推進事業費46,107千円、デジタル技術活用人材育成事業費1,392千円	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一戸町） 4. 県北広域の企業振興について 県北広域の企業振興について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ③ 経営を圧迫しているエネルギー等物価高騰に対して、既存の補助制度のさらなる拡充を町とともに国へ働きかけを行うこと。	県では、これまでも、国に対し、省エネルギー設備の導入補助や融資制度、省エネルギー診断など、省エネルギー対策に対する支援の継続と、十分な予算の確保を要望してきたところであり、令和7年度も6月に国に要望したところです。 また、国の交付金等を活用し、事業者向けに省エネ・再エネ設備の導入支援を行っており、令和7年度は補助件数を拡充し、事業者のエネルギー効率の改善支援を強化しているところです。 脱炭素化の促進に寄与する省エネ・再エネ設備の導入は、厳しい経営環境に直面する県内中小企業の中長期的なコスト削減につながるものと認識しており、今後とも、国に対し、支援制度の更なる充実と十分な予算の確保について、継続して要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円 再生可能エネルギー導入促進事業費126,025千円 再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金747,432千円	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
（一戸町） 5. 若者や子育て世帯向け住宅の確保支援について 若者や子育て世帯向け住宅の確保支援について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ① 若者や子育て世帯が望む住宅を、県営事業として確保すること。	県営住宅については、岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）及び岩手県公営住宅等長寿命化計画において、全国的又は県広域に関わる課題については県が取り組むこととし、地域の住宅需要等の課題に対応するための公営住宅の供給は原則として市町村が行うこととしています。 このため、地域の公営住宅については、引き続き、市町村と地域の住宅事情や課題等について共有しながら、県と市町村の役割分担を踏まえ、必要な支援を行っていきます。	県土整備部	建築住宅課	C 当面は実現できないもの
（一戸町） 5. 若者や子育て世帯向け住宅の確保支援について 若者や子育て世帯向け住宅の確保支援について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。 ② 町と民間事業者が連携して実施する若者や子育て世帯向け住宅整備に対応する補助制度を新設すること。	結婚や子育てを控えた若者等の空き家取得や改修費用に対し、市町村が補助を実施する場合に県が上乗せを行うほか、子育て世帯に対する加算を行っています。 また、新築住宅については、いわてZEH＋住宅等普及促進事業により、省エネ性能の高い住宅の建設に要する経費に対して補助を実施しているところです。 今後も市町村と協力・連携を図りながら、若者や子育て世帯の住宅確保に向けて取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてZEH＋住宅等普及促進事業費　38,294千円	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
（一般財団法人岩手県遺族連合会） 1-1 岩手県への支援・協力要請について 戦後80年の節目を迎えるにあたり、岩手県遺族連合会の平和を希求しての語り部事業及び運営費の一部補助として、令和8年度から10年間、県による支援を検討するよう要請する。	次世代に向けて戦争体験を伝承する語り部事業は、平和への関心を高める有意義な取組と認識しています。 ただし、語り部事業そのものは、国が行う補助事業の対象となっているため、まずは国の制度を活用していただくことを基本としつつ、県として支援できることを検討していきます。 また、運営費への恒常的な補助については、補助実施に伴う行政関与の在り方や団体の自主性への配慮、公平性の確保等の観点から、慎重に検討すべきものと考えています。	保健福祉部	地域福祉課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一般財団法人岩手県遺族連合会） 1-2　県内自治体への支援・協力要請について 　各市町村の戦没者追悼式の開催や弔慰金などの窓口が明確でない市町村があるので、遺族会担当窓口を設置していただくよう要請する。追悼式などの開催を遺族会に任せっきりになっている自治体がある。 　設置済み市町村：15市町村　　未設置市町村：18市町	県では、岩手県戦没者追悼式などの県主催式典のほか、各団体が主催する大会や慰霊祭への参列など、岩手県遺族連合会をはじめとする関係団体の方々との連携を密にして取組を行っています。 　また、市町村の援護担当部署に対しては、窓口の設置や各種援護業務について、市町村遺族会と連携して取り組むよう配慮をお願いしていますので、今後も遺族会の実情を踏まえた適切な対応を依頼していきます。	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
（岩手県トラック政治連盟） 2-1　公共事業等において「貨物自動車運送事業法」「改善基準告示」の法令遵守の周知徹底について 　公共事業において、「貨物自動車運送事業法」「改善基準告示」が2025年４月から施行されたが、正しく認識されないまま運用されているので、地方公共団体及び建設事業者へ周知徹底を図ること。	公共工事を受注した元請け事業者等が、各種法令を遵守することは重要であると考えています。 　岩手県県土整備部では、労働時間の改善について、いわて建設業振興中期プラン2023において、働き方改革の推進を重点事項として位置付け、官民連携で取り組んでいくこととしています。	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
（岩手県トラック政治連盟） 2-2　公共事業における適正な標準的運賃の適用の周知徹底について 　国土交通省では2025年３月に「標準的な運賃」を改正告示・施行している。公共事業において、この標準的な運賃が積算・実用されるよう「特記仕様書」等に反映するなどの実効性を地方公共団体及び建設事業者に周知徹底を図ること。	地方公共団体における周知については、国土交通省からの通知「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について」を県から市町村に周知をしているところです。 　また、建設事業者における周知については、県が主催し建設業団体と意見交換を行う建設業地域懇談会等において、国土交通省からの通知「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について」の周知を図るとともに、趣旨にもとづき適正な賃金水準の確保について、要請しています。	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1　カーボンニュートラル・国土強靭化に向けた森林整備・保全と適切な管理の推進 （1）森林整備事業予算の安定確保及び森林整備事業の強化 　①　国土強靭化実施中期計画に基づき、計画的な森林整備と安定的な事業量の確保のため、花粉発生源対策を含め必要な森林整備予算を当初予算で措置すること。	県では、花粉発生源対策として伐採から再造林までの作業の一貫作業システムの促進、再造林対策として造林コストの低減に向けた低密度植栽の普及などに取り組んできたところです。 　花粉発生源対策や再造林対策には、森林整備事業や森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業などの国事業が活用可能であり、今後も、必要な予算の確保に努めていきます。 【令和８年度一般会計当初予算措置】 　森林整備事業費　　527,246千円 　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費　450,429千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1　カーボンニュートラル・国土強靭化に向けた森林整備・保全と適切な管理の推進 （1）森林整備事業予算の安定確保及び森林整備事業の強化 　②　国土強靭化実施中期計画実現のため、森林整備事業を強化し取り組みの推進を図ること。	県では、再造林等の計画的な森林整備や路網の整備が一層図られるよう、令和７年６月及び９月、国に対し、森林整備事業等に必要な予算を十分に措置するよう要望するとともに、関係団体と連携しながら、間伐や再造林など適切な森林整備を推進していきます。 【令和８年度一般会計当初予算措置】 　森林整備事業費　　527,246千円 　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費　450,429千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1 カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （2） 花粉発生源対策、再造林対策の強化等森林整備事業の充実 ① 森林･林業基本計画や花粉症対策の全体像等を踏まえ、省力化･機械化や優良品種開発等による低コスト造林、優良苗木生産支援等の花粉発生源対策及び再造林推進に必要な対策を強化すること。	県では、花粉発生源対策として伐採から再造林までの作業の一貫作業システムの促進、再造林対策として造林コストの低減に向けた低密度植栽の普及などに取り組むとともに、優良苗木生産に向け、県営採種園において、花粉症対策スギやカラマツ採種園の整備を進めてきたところです。 花粉発生源対策や再造林対策には、森林整備事業や森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業などの国事業が活用可能であり、今後も、必要な予算の確保に努め、両対策を推進していくほか、優良苗木生産に向け、県営採種園の適正な運営管理に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林整備事業費 527,246千円 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費 450,429千円 いわての森林づくり推進事業（花粉症対策等採種園整備事業） 20,121千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1 カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （2） 花粉発生源対策、再造林対策の強化等森林整備事業の充実 ② レーザー測量やドローン利用等森林整備等におけるICT技術活用推進とともに補助事業申請の簡略化･電子化の取り組みを強化すること。	県では、森林施業の省力化・効率化を推進するため、レーザー測量やドローン等のICTを活用した森林管理・施業方法の普及を担う人材の育成研修を実施しています。 また、ICT技術を活用した事業申請により現地確認を簡略化するなど、事業の効率化に取り組んでいるところです。 今後も、ICT技術の発達や現場での活用状況を調査しながら、事業の効率化に向けて取り組んでいきます。	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1 カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （2） 花粉発生源対策、再造林対策の強化等森林整備事業の充実 ③ 森林経営計画の認定手続きの負担軽減に取り組むこと。	森林経営計画は、森林法第11条に基づき、森林所有者等が森林の経営に関する5年間の計画を作成し、市町村長等に認定を求めることができる制度であり、計画的に施業を実施することにより、森林の有する多面的機能の高度発揮に寄与するものです。 県では、森林クラウドシステムに森林経営計画の作成や認定に必要な様式やデータを出力できる機能を設けて市町村等の負担軽減を図っているところであり、今後も、森林経営計画の作成や認定に係る研修を開催するなど制度が適切に運用されるよう支援していきます。	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1 カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （2） 花粉発生源対策、再造林対策の強化等森林整備事業の充実 ④ 引き続き森林整備事業の補助対象経費の適正化に取り組むこと。	県では、森林整備事業の補助対象となる標準的な経費について、人件費や資材価格の上昇等を踏まえ、毎年度見直しているところであり、今後も、補助対象経費の適正化に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林整備事業費 527,246千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1 カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （3） 路網整備の充実･強化と予算の確保 地域の状況に応じた持続的林業経営や国土保全のため、集材の効率化やコスト縮減に配慮した路網整備を促進するとともに、再造林等を後押しするため幹線となる路網整備の予算確保を図ること。	県では、間伐や再造林など適切な森林整備を推進するため、森林作業道等の林内路網の整備を支援しています。 林内路網の整備には、森林整備事業や森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業などの国事業が活用可能であることから、今後も、必要な予算の確保に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林整備事業費 527,246千円 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業 450,429千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1　カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （4）施業集約化･森林境界明確化への支援強化 ①　施業集約化の推進にあたっては、必要な森林情報の整備のためのICT技術の活用･システム整備等に対する支援を強化すること。	県では、県、市町村及び林業経営体がそれぞれ保有する森林情報を相互共有できる「森林クラウドシステム」を運用するとともに、システムに搭載する衛星画像等の森林情報の整備・更新を行っています。 引き続き、森林施業の集約化に向けて、必要な森林情報の整備を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林クラウドシステム整備事業費　57,758千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1　カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （4）施業集約化･森林境界明確化への支援強化 ②　地籍調査との連携を進め、レーザー測量成果などリモートセンシングデータを活用した効率的な森林境界明確化･施業集約化の推進に必要な支援を強化すること。	効率的に森林整備を進めるためには、施業の集約化や森林境界の明確化が事前準備として必要と考えています。 県では、「岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業（森林整備地域活動支援対策）」により、森林境界案の作成や森林境界の測量など、施業集約化・森林境界明確化に向けた取組を支援しています。 また、地域森林計画の樹立編成に当たっては、地籍調査等の結果をもとに地番別に森林簿の情報を整備する取組を進めているところです。 引き続き、こうした事業の活用を通じて、森林境界の明確化や森林施業の集約化の取り組みを支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林整備地域活動支援事業費　5,726千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1　カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （4）施業集約化･森林境界明確化への支援強化 ③　森林経営管理制度の円滑な運用等に向けた市町村の支援に引き続き取り組むとともに、集積･集約化の一層の推進に向けた方策を検討すること。	県では、森林経営管理制度の適切な運用に向け、市町村への制度周知を図るとともに、市町村を支援する対策チームを立ち上げ、制度の運用に係る情報提供や優良事例の紹介などを行うほか、地域林政アドバイザーを養成する研修などに取り組んでいます。 また、林業普及指導員や本庁に一元配置している森林管理システム構築支援推進員が、各市町村の実情を踏まえた技術的な助言を行っているほか、意向調査の結果を踏まえた森林整備の実施について、市町村の取組段階に応じた支援を行っており、今後も、市町村が森林経営管理制度の円滑な運用により、地域の森林の集積･集約化が進むよう、きめ細かく支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林管理システム構築推進事業費　12,076千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1 カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （5） 森林病中獣害への対策強化・拡充 ① シカ･クマ等による被害の軽減･防止のため、計画的な捕獲･駆除･処理の実施、効果的な被害防止資材の研究開発や防護柵等の維持･設置費等補助、狩猟の資格取得･資機材の支援等の強化･拡充を図ること。	県では、令和3年度に策定したニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ及びカモシカに係る新たな第二種特定鳥獣管理計画に基づき、計画に基づいた個体数の管理や被害防除対策等を進めています。 捕獲につきましては、ニホンジカ及びイノシシについては、令和7年度も引き続き指定管理鳥獣捕獲等事業による積極的な捕獲等を行います。ツキノワグマについては、ツキノワグマ管理検討協議会において協議した捕獲上限数を踏まえ、適切な個体数管理を図っていきます。 県では、平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税については、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者を全額免除対象に、有害鳥獣捕獲の従事者を1/2免除対象にする等の措置を講じています。 また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会を受講料無料で開催するとともに、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地で試験を行うなど、狩猟者の確保に取り組んでいます。 また、イノシシの捕獲技術研修会や若手狩猟者を対象とした解体技術研修会を開催しているところであり、引き続き狩猟者の技能向上に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣対策事業費（ツキノワグマ捕獲対策等） 188,225千円 指定管理鳥獣対策事業費（01 シカ・イノシシ捕獲対策）230,277千円 指定管理鳥獣捕獲等事業費（新規狩猟者の確保・定着促進事業）1,151千円	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
	県では、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動等への支援を行っています。 令和8年度一般会計当初予算では、県農業研究センターによる新たな侵入防止対策技術の開発など、更なる取組の強化に必要な経費を措置しており、今後とも、市町村・関係団体と連携しながら、野生鳥獣による農作物被害が低減するよう取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費 486,675千円 鳥獣被害防止総合対策事業費（有害鳥獣捕獲等強化支援事業費） 23,994千円 鳥獣被害防止総合対策事業費（スマート捕獲等普及加速化事業費補助） 12,000千円	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1 カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （5） 森林病中獣害への対策強化・拡充 ② ナラ枯れ被害や松くい虫被害の拡大を阻止するため、新たに被害が進行している地域等への重点的な対策と十分な予算を措置すること。	県では、ナラ枯れや松くい虫などの被害拡大防止に向け、被害の先端地域において、監視を強化して被害木の早期発見に努めるとともに、予算を重点的に配分し、被害木の徹底駆除を支援しています。 また、先端地域以外の地域においては、「いわての森林づくり県民税」を活用し、高齢なナラ林を伐採してナラ枯れ被害を受けにくい森林への若返りを図るとともに、松くい虫被害を防ぐためアカマツ林から広葉樹林への転換を進めています。 今後も、市町村等と連携し、森林病害虫対策に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 松くい虫等防除事業 173,043千円 いわての森林づくり推進事業（いわて環境の森整備事業） 501,669千円（当該事業の一部）	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-1 カーボンニュートラル･国土強靭化に向けた森林整備･保全と適切な管理の推進 （6） 森林由来J-クレジットへの支援の強化 カーボンニュートラル実現に向け、J-クレジット創出や活用促進のための支援を強化すること。	県では、J-クレジット制度の活用促進に向けて、制度概要や県内の取組事例を説明するJ-クレジット普及促進セミナーを開催するとともに、現地機関の林業普及指導員がJ-クレジットに関心を寄せる市町村等からの相談に対応し、相談窓口やプロバイダーへの橋渡しを行っています。 今後も、これらの取組を継続し、県内におけるJ-クレジットの創出を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわての森林づくり推進事業費（いわて森のゼミナール推進事業） 5,183千円（当該事業費の一部）	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-2 人材の確保・育成と労働安全対策推進強化 （1）「緑の雇用」や森林プランナー等人材確保・育成対策予算の拡充 新規就業者の確保･育成を図るため、特に造林に係る就業者確保や資格取得の充実、デジタル技術の習得等に対応するなど、「緑の雇用」事業予算の確保･拡充を図ること。	県では、「いわて林業アカデミー」を運営し、造林・育林を含めた林業の知識や技術を体系的に習得するための研修を実施し、将来的に林業経営体の中核となり得る現場技術者を養成するとともに、スマート林業等に関する研修を実施し、林業経営体の体質強化に取り組んでいます。 また、国が実施する「緑の雇用」事業を通じた現場技術者の確保・育成についても、（公財）岩手県林業労働対策基金と連携して取組を進めています。 今後も、これらの取組を継続し、現場技術者の確保・育成を図っていきます。	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-2 人材の確保・育成と労働安全対策推進強化 （2） 林業における技能検定実施及び外国人材受入れの支援強化 林業従事者の基本的な技能を確保するための技能検定並びに外国人技能実習生向けの技能検定の実施及び林業技能測定試験の実施に関する支援を強化すること。	現場技術者の伐木技術の向上は、林業労働災害の防止につながることから、県では、林業技能士の取得促進に向け、技能検定試験に対応した伐木技術普及研修を実施しています。 また、技能検定試験に関する林業経営体等への情報提供を実施するとともに、実技試験の受託者である岩手県森林組合連合会への支援を行うなど、林業技能検定の円滑な運営を支援しています。 また、外国人材の受入については、令和9年4月1日から育成就労制度の運用が開始されることから、今後も、国の動向を注視しながら、取組を検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林機能高度発揮普及促進事業費 12,105千円（当該事業費の一部）	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-2 人材の確保・育成と労働安全対策推進強化 （3） 労働安全確保対策推進強化 就業者の定着に向け、雇用の安定化と労働条件の改善とともに労働安全を確保を図るため、通信･安全装置等必要な助成を拡充すること。	県では、（公財）岩手県林業労働対策基金と連携し、雇用管理の改善や事業の合理化に取り組む林業経営体に対して、「緑の雇用」研修による新規就業者の育成や作業用安全衛生用品の助成による労働安全対策の取組を進めています。 また、国では、令和7年度補正予算において、林業労働安全確保対策関連事業の予算が措置されたところであり、県では、林業経営体に対して当該事業の積極的な活用を促し、通信機器や労働安全衛生装備等の導入を進めていきます。	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-3 生産性向上と需要拡大による国産材の供給・利用促進等 （1） 国産材のシェア拡大及び持続的かつ安定的な供給体制の構築 ① 国産材の活用により森林整備の促進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」に基づき、国産材の利用促進に向けた取り組みを強化すること。	県では、「岩手県県産木材等利用促進基本計画」及び「同行動計画」を、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」に規定されている「都道府県方針」として位置づけ、県産木材の利用促進に取り組んでいます。 また、令和6年度からは、同法律に基づき、木材団体や商工団体等と建築物木材利用促進協定を締結しており、今後も協定に基づく取組を推進し、県産木材の更なる利用拡大に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわての県産木材利用促進事業（需要創出・販路拡大） 6,336千円	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-3 生産性向上と需要拡大による国産材の供給・利用促進等 （1） 国産材のシェア拡大及び持続的かつ安定的な供給体制の構築 ② 森林認証を受けた国産材を公共施設や民間施設に使用するなど利用拡大を図るとともに国民への普及啓発を支援すること。	県では、令和5年3月に策定した「第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画」において、令和5年から8年度までの公共施設・公共工事における木材利用の目標を7,500㎥と定めるとともに、県が整備する低層の公共施設の木造化率100%を推進目標に掲げ、率先して木材利用に取り組んでいます。 さらに、民間商業施設等での県産木材の利用を促進するため、令和4年度から、「いわての木があふれる空間づくり事業」により、県産木材を使用した木造化や木質化等を支援しており、令和8年度においても、引き続き、支援に取り組むこととしています。 今後も、県が率先して公共施設整備等における県産木材の利用を推進するとともに、民間施設等における県産木材の利用が一層促進されるよう取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわての木があふれる空間づくり事業費 15,154千円	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-3 生産性向上と需要拡大による国産材の供給・利用促進等 （2） 木材の需要拡大と価格安定対策の推進 大径材加工施設整備による大径材の需要確保及び中高層建築物等への木造化･木質化の推進等需要を確保するとともに、木材価格の安定化の対策をきめ細かく実施すること。	県では、加工能力が高く、大径材にも対応できる木材加工施設の整備を支援するなど、高品質な木材の供給体制の整備に取り組んでいます。 また、公共施設や民間の非住宅施設の木造化・木質化を促進するため、中大規模建築物の設計技術者等の育成に取り組んでいます。 木材の価格安定対策として、県産木材の安定供給が必要であることから、引き続き、森林組合や木材加工事業体が必要とする原木の安定供給に向け、国庫補助事業を活用し、木材の供給体制の整備を支援するほか、原木の生産段階、木材の加工段階、住宅建築等での木材の利用段階それぞれの需給情報を共有するなど、林業・木材産業に携わる関係者と連携を強化し、木材の安定供給に向けた体制の構築に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわての県産木材利用促進事業費（木造建築設計技術者等育成・需要拡大事業） 2,877千円 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費 745,091千円（当該事業の一部）	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-3 生産性向上と需要拡大による国産材の供給・利用促進等 （3） ICT技術の活用・デジタル化の推進や高性能林業機械の導入・更新のための支援 ① 国産材の供給の円滑化に向けて、需要に応じた木材生産を可能とするICT生産管理システムの普及や森林情報のデジタル化を推進すること。	県では、森林施業の省力化・効率化を図るため、ICTを活用した森林管理・施業を普及できる人材の育成研修を開催しています。 また、県、市町村及び林業経営体がそれぞれ保有する森林情報を相互共有できる「森林クラウドシステム」を運用しており、システムの効果的な活用が図られるよう取り組んでいます。 今後も、林業の生産性や収益性の向上に向け、ICT等を活用した「スマート林業」を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 岩手県緑の担い手確保・育成事業費 7,694千円 森林クラウドシステム整備事業費 57,758千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-3　生産性向上と需要拡大による国産材の供給・利用促進等 （3）ICT技術の活用・デジタル化の推進や高性能林業機械の導入・更新のための支援 ②　木材の安定的･効率的な供給を図るために必要な高性能林業機械の導入･更新等を促進する支援の充実を図ること。	県では、県産木材等の安定供給体制を整備するため、国の補助事業を活用し、林業事業体等に対し、リースを含む高性能林業機械の導入を支援しています。 今後も、県産木材等が安定的かつ継続的に供給されるよう、国事業を活用し、高性能林業機械等の導入を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費　745,091千円（当該事業の一部）	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4　激甚災害からの復旧・復興 (1) 大規模な林野火災からの復旧･復興 ア　復旧に必要な苗木の確保 林野火災跡地の復旧には長期間を要し、複数年に渡って苗木が不足することが想定されることから、復旧に必要な苗木が適切に供給されるよう複数県による苗木の需要調整会議の開催、苗木生産者に対する施設等の支援、エリート･ツリー等の母樹の優先的配布等を実施すること。	県では、国の森林災害復旧事業の実施に向け、大船渡市と調整し、国に対し、被災した人工林1,785ヘクタールのうち、1,279ヘクタールを事業対象とする計画を提出し、令和8年2月に計画どおり認められたところです。 復旧に必要な苗木の確保については、今後、大船渡市林地再生対策協議会で策定する復旧計画に基づき、苗木の需給調整を計画的に行うとともに、苗木生産者の要望を踏まえた支援を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 林野火災復旧対策事業費補助（令和7年2月林野火災）　1,997,850千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4　激甚災害からの復旧・復興 (1) 大規模な林野火災からの復旧･復興 イ　被災立木の早期処理 復旧するためには、早期に立木を処理する必要があり、早期の処理を実施するための林道等路網の整備、高性能林業機械の装備等を実施すること。	森林の復旧に向け、国の森林災害復旧事業を最大限に活用しながら、被災木の伐採整理に必要な作業路の整備を支援するとともに、地元の要望や地形などの状況を踏まえながら、国事業等による林道整備を一層計画的に進めていきます。 また、林業事業体等に対し、国事業を活用した、リースを含む高性能林業機械の導入を支援しており、今後も要望を踏まえて対応していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 林野火災復旧対策事業費補助（令和7年2月林野火災）　1,997,850千円 林道整備事業費　1,661,298千円 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費　745,091千円（当該事業の一部）	農林水産部	森林整備課 森林保全課 林業振興課	B 実現に努力しているもの
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4　激甚災害からの復旧・復興 (1) 大規模な林野火災からの復旧･復興 ウ　林野火災跡地の治山施設の整備 林野火災により、植生が一度期に消失しているため、今後、土砂災害の発生が予想されることから、予防治山を含め治山事業予算の確保及び早期執行を図ること。	県では、降雨等により、人家や道路への土砂流出などの被害が生じるおそれがある箇所へ治山ダムを整備することとし、令和7年度一般会計補正予算（第1号及び第2号）において、計9か所の整備に要する経費を措置したところです。 今後も、予算の確保及び早期執行に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 治山事業費1,388,000千円	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4　激甚災害からの復旧・復興 (1)　大規模な林野火災からの復旧･復興 エ　大船渡市林野火災からの復旧･復興 ①　森林災害復旧事業の十分な予算確保と事業実施主体の負担軽減を図ること。	今般の大船渡市林野火災は、被害面積が極めて大きいことから、県では、国に対し、令和7年3月に、森林災害復旧事業に係る必要な予算の十分な措置や市の財政負担の軽減について要望したほか、令和7年6月、9月及び11月にも繰り返し要望しており、今後も、様々な機会を捉えて国への働きかけを行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 林野火災復旧対策事業費補助（令和7年2月林野火災）　1,997,850千円	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4　激甚災害からの復旧・復興 (1)　大規模な林野火災からの復旧･復興 エ　大船渡市林野火災からの復旧･復興 ②　広大な被災区域の復旧に向けた森林災害復旧事業の実施期間延長を図ること。	今般の大船渡市林野火災は、被害面積が極めて大きいことから、県では、国に対し、令和7年3月に、森林災害復旧事業に係る事業実施期間などの補助要件の緩和について要望したほか、令和7年6月、9月及び11月にも繰り返し要望しており、今後も、様々な機会を捉えて国への働きかけを行っていきます。	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4　激甚災害からの復旧・復興 (1)　大規模な林野火災からの復旧･復興 エ　大船渡市林野火災からの復旧･復興 ③　高性能林業機械等の復旧に向けた林業･木材産業循環成長対策交付金の十分な予算確保と事業主体の負担軽減を図ること。	県では、令和7年度一般会計補正予算（第2号）において、大船渡市林野火災により焼損した林業機械の復旧に向け、国の「林業・木材産業循環成長対策交付金」を活用するとともに、県が嵩上げ支援する事業を措置し、再整備を支援しているところです。 今後も、市と連携の上、被災した林業機械の再整備に向けて、必要な支援を行っていきます。	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4　激甚災害からの復旧・復興 (2)　東電原発事故放射能汚染に対する森林･林業生産対策の促進 ア　東京電力による損害賠償について、森林組合、森林所有者の過度の負担とならないように配慮するとともに、個別の被害実態に丁寧に対応し、損害実態がある限り賠償を継続すること。	損害賠償については、東京電力に対し、賠償金の支払い円滑化や実態に即した十分な賠償が行われるよう申し入れるとともに、国に対しても、賠償金の早期支払いや、新規参入者等への賠償の実現など東京電力を指導するよう要望しており、引き続き、必要な賠償が円滑に行われるよう取り組んでいきます。	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4　激甚災害からの復旧・復興 (2)　東電原発事故放射能汚染に対する森林･林業生産対策の促進 イ　森林･林業再生の促進 ①　放射性物質に汚染されたきのこ原木林の再生対策支援と次世代の原木林等広葉樹林等の再生を図るため、「広葉樹林再生事業」の円滑な実施とその予算を確保すること。	広葉樹林再生実証事業については、令和8年度も継続して実施することとしているほか、国に対して原木しいたけ生産者や森林所有者が事業主体になれるよう要望しており、今後も、事業の円滑な実施に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 広葉樹林再生実証事業　15,602千円	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4 激甚災害からの復旧・復興 (2) 東電原発事故放射能汚染に対する森林・林業生産対策の促進 イ 森林・林業再生の促進 ② 「里山再生事業」について、地域住民や林業関係者等の意向を十分に踏まえ、地元雇用を確保するとともに地域の要望に即した事業を進めること。	「里山再生事業」は、東京電力福島第一原子力発電所事故における避難指示が解除された地域を有する福島県を対象としていることから、本県は該当しません。	農林水産部	森林整備課	S その他
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4 激甚災害からの復旧・復興 (2) 東電原発事故放射能汚染に対する森林・林業生産対策の促進 イ 森林・林業再生の促進 ③ 森林組合系統による素材生産から加工・流通に至る体制の整備、木質バイオマス燃料としての利用促進に係る放射性物質対策の支援を図ること。	県では、県産木材等の安定供給体制を整備するため、国の補助事業を活用し、林業事業体等に対し、リースを含む高性能林業機械の導入や木材加工流通施設等の整備を支援しています。 国では、平成24年11月2日付で「木質ペレットの当面の指標値の設定」及び「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム測定のための検査方法」を策定していることから、県では、ペレット製造事業者や流通事業者に対し、指標値を超える木質ペレットを流通させないよう指導を行っているところです。なお、これまでに県内で生産・流通している木質ペレットについては、この指標値を超えるものは報告されていません。 今後も、県産木材等が安定的かつ継続的に供給されるよう、国事業を活用し、高性能林業機械等の導入や木材加工流通施設の整備を支援していくとともに、安全性が確認された木質ペレットが流通するよう支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費 745,091千円（当該事業の一部）	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4 激甚災害からの復旧・復興 (2) 東電原発事故放射能汚染に対する森林・林業生産対策の促進 ウ きのこ生産者等への支援 ① しいたけ原木栽培のための原木を確保するため、原木等の生産資材の調達について、引き続き十分な支援を行うこと。	しいたけ栽培のための原木の確保については、地元での原木調達が困難な生産者の希望を県が取りまとめ、関係団体で構成する「しいたけ原木供給連絡会議」で調整しながら供給しているほか、国の「特用林産施設体制整備事業」を活用し、購入経費を支援しているところです。 国の「特用林産施設体制整備事業」については、令和8年度の実施が決定しており、県ではこの事業を活用しながら、原木の確保の支援に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 特用林産施設体制整備事業 59,890千円	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4 激甚災害からの復旧・復興 (2) 東電原発事故放射能汚染に対する森林・林業生産対策の促進 ウ きのこ生産者等への支援 ② きのこ・山菜等の風評被害払拭のため、きのこ・山菜の安全性の情報発信や消費回復・拡大に向けた支援を拡充するとともに、野生きのこ・山菜等のモニタリングの継続、出荷制限解除に向けた支援を図ること。	県では、毎年度野生きのこ及び野生山菜（こごみ及びわらび）について、放射性物質検査を実施しているほか、モニタリング検査を実施し、安全性の情報発信に取り組んでいるところです。 また、市町村と連携して出荷制限品目のモニタリング検査を継続し、放射性物質の低減傾向が認められた品目については、国との協議の上、出荷制限解除を行っており、引き続き、きのこ、山菜等の風評被害対策に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 特用林産放射性物質調査事業 77,970千円	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-4 激甚災害からの復旧・復興 (2) 東電原発事故放射能汚染に対する森林・林業生産対策の促進 エ 放射性物質の影響からの脱却に時間を要する森林・林業については、第2期復興・創世期間後も支援を継続すること。	国では、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、本県を含む原子力災害被災地域では、「地域の実情に応じた施策を実施していくことが重要」とし、「良質な原木や原木しいたけ等の産地再生に向けた取組を進める」としています。 県では、第3期復興・創生期間においても、国事業等を活用しながら、原木しいたけの産地再生に向けた支援を継続していきます。	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-5　林業及び山村振興等に必要な林業税制の改正 （1）軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の延長	林業の素材生産では、現場経費の中でも燃料費が一定の割合を占めており、その高騰は経営に大きな影響を及ぼす要因となっています。 このため、県では、石油石炭税の還付措置の延長についても、軽油引取税の課税免除の特例措置の延長と同様に国の動向を注視しながら、必要に応じて国への要望を行っていきます。	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
（全国林業政治連盟岩手県支部） 3-5　林業及び山村振興等に必要な林業税制の改正 （2）山林所得に係る森林計画特別控除の延長	山林所得に係る森林計画特別控除は、森林法に基づく持続的管理を税制面から支援する制度です。 この制度の適用期限を2年延長することを盛り込んだ「令和8年度税制改正の大綱」が令和7年12月26日に閣議決定されたところであり、今後も、制度の周知に努めていきます。	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
（岩手県漁業協同組合連合会） 4-1　漁協の事業・経営基盤強化に向けた対策の継続・強化について 漁協組織の経営基盤強化支援に向けた資金制度の継続と、同制度に対する利子補給負担について、国・県に対し強く働きかけるよう要望する。	県では、漁協等が行う設備投資向けの「漁業近代化資金」や、既往債務の借換え向けの「漁業経営維持安定資金」等への利子補給を行っており、資金需要に対応するよう十分な融資枠を措置しています。 また、経営不振漁協の経営基盤強化に必要な資金調達に対し、国が利子や保証料の助成等を行う「漁協経営基盤強化対策支援事業」については、事業の継続に加え、事業統合や合併に取り組む漁協への利子助成等の実質無利子化について国に要望しています。 今後も、漁協の資金需要に対応できるよう予算を確保し、国にも働きかけながら、漁協の事業・経営基盤強化に向けた資金調達を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 漁業近代化資金金融対策費　47,778千円 漁業経営維持安定資金利子補給　6,851千円	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県漁業協同組合連合会） 4-2　漁協系統統合電算システムの導入にかかる新設について 「岩手県漁協組織強化計画」を進めるに当たり、事務コストの削減と事務のスリム化が必要不可欠であることから、漁協組織強化と経営基盤強化に向けたシステム導入事業の新設について、国・県に対し強く働きかけるよう要望する。	全県での統一システムの導入については、令和4年8月に県漁連等で組織する漁業復興・組織強化対策本部が策定した「岩手県漁協組織強化計画」に検討方針が盛り込まれており、県では、同対策本部に参画し、計画の早期実現に向けた関係漁協等への働きかけ等を行っています。 経営不振漁協の経営基盤強化に必要な資金調達に対し、国が利子や保証料の助成等を行う「漁協経営基盤強化対策支援事業」については、事業の継続に加え、事業統合や合併に取り組む漁協への利子助成等の実質無利子化について国に要望しています。 システム導入事業の新設については、国の動向や、今後の合併に向けた協議の進捗状況等を注視しながら、必要に応じて、国への要望を行っていきます。	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの
（岩手県漁業協同組合連合会） 4-3　漁業者・漁協の収入安定対策の堅持について 漁獲変動等に伴う減収を補填する「漁業収入安定対策事業」は、漁業者及び漁協の経営安定に大きく貢献してきたセーフティネットであり、近年、海洋環境の変化に伴う秋サケ等の主要魚種の漁獲量が激減している厳しい状況にあっては、極めて重要な事業であることから、安定的な漁業経営のため「漁業収入安定対策事業」の堅持について、国・県に強く働きかけるよう要望する。	漁業収入安定対策事業は、これまで、養殖の環境負荷の軽減や、適切な資源管理に取り組む漁業者の経営安定に大きく貢献しており、近年の水産業の状況が大きく変化する中にあっては、極めて重要であると考えています。 県では、国に対し、漁業経営の安定に必要な漁業共済制度と漁業収入安定対策事業について、柔軟な運用と十分な予算の確保を要望しており、引き続き、国に対し、制度の維持を要望していきます。	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県漁業協同組合連合会） 4-4　大船渡市で発生した林野火災において被災した水産業共同利用施設等の復旧に向けた支援について 　被災した漁協が活用している「浜の活力再生・成長促進交付金」「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」等については、事業計画の策定から交付決定までの期間を短縮する等、早期に事業着手が可能となるよう、国・県に対し強く働きかけるよう要望する。 　併せて、被害を受けた漁業者等の経営再建に向け、火災により焼損した漁労機器等についても支援の対象とする等、今般の林野火災被害の実情に応じた支援措置を講じるよう、国・県に対し強く働きかけるよう要望する。	今般の林野火災の被害を受けた漁協や漁業者の多くは、東日本大震災津波との二重被災となることから、経営の再建に向けては、被災した漁業者等に寄り添った支援策を講じていくことが必要と考えています。 　県では、これまで、定置漁業用倉庫の復旧について、市と連携した国事業への上乗せ補助を令和7年度一般会計補正予算（第1号）で措置したほか、県独自に、国事業の対象とならないワカメなどの養殖用機器等の再整備に要する経費への補助を令和7年度一般会計補正予算（第2号）で措置しています。 　また、定置網については、漁協が、国事業の活用による新たな網の導入を進めており、国や県、市が連携してきめ細かな支援に努めているところです。 　県では、国に対し、漁業者等が所有する焼損した機器等についても支援の対象とするなど、被害の実情に応じたきめ細かな支援措置を講ずるよう要望しており、今後も、国の動向を踏まえながら、必要に応じて働きかけていきます。	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県漁業協同組合連合会） 4-5　定置漁業におけるクロマグロの漁獲可能量の増枠について 　本県の定置漁業のクロマグロ漁獲可能量については、増枠していただいたところですが、「待ちの漁業」である定置網では、もともとクロマグロの漁獲量が少ないことから、漁獲方法の特性を考慮し沿岸漁業への漁獲可能量の増枠について、国・県に強く働きかけるよう要望する。	国際合意で漁獲が制限されているクロマグロについては、令和6年12月の国際会議において、年間漁獲枠の一定の拡大が図られたものの、近年、クロマグロの資源量の増加に伴い、定置網への入網も増加している中、漁獲可能量を遵守するため、クロマグロを放流せざるを得ず、漁業経営に影響を及ぼしています。 　県では、国に対し、国際会議において更なる漁獲枠の拡大が実現されるよう働きかけを行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しによる本県への配分拡大のほか、定置網漁業の特性を考慮した資源管理制度の運用について要望しています。 　今後も、クロマグロの来遊が見込まれることから、国に対し、漁獲可能量の拡大を要望するなど、関係機関・団体と連携しながら、取り組んでいきます。	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県漁業協同組合連合会） 4-6　ふ化場等の施設の有効活用に伴う必要な支援策について 　秋サケ等の主要水産物の不振により、漁協の財務状況が厳しい状況にあることから、事業の合理化等に向けた「さけ定置合理化等実証事業」による支援の継続について、国･県に対し強く働きかけるよう要望する。	県では、「さけ定置合理化等実証事業」について、令和7年9月に、国に対して、本事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望し、国の令和7年度補正予算で措置されたところです。 　県では、国の補正予算を受け、令和7年度一般会計補正予算（第5号）を措置し、漁協が行うふ化場を有効活用した取組等を支援しており、今後も、漁協等の要望を踏まえ、支援継続について国に働きかけていきます。	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県漁業協同組合連合会） 4-7　アルプス処理水の海洋放出に伴う水産物の輸入規制を行う国等に対する働きかけについて 　アルプス処理水の海洋放出に伴い、未だに水産物の輸入規制等を行っている国に対し、理解と安心が得られる取り組みを行い、一日も早く輸入が再開されることを国･県に対し強く働きかけるよう要望する。	ALPS処理水の処分は、本県の自然環境や漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、これまで様々な機会を捉えて、万全な風評対策と風評に負けない強い水産業の実現等を国に要望してきたところです。 　県では、令和7年6月に、国に対し、「中国政府等に対し、日本産水産物の輸入の全面停止措置等を即時に撤廃するよう強く求めること」、「国内外の理解と安心が得られる取組を行うこと」等を要望しました。全国知事会においても、知事が全国知事会農林商工常任委員長として、国に対して令和7年8月に、「原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと」について提言を行ったところです。 　引き続き、ALPS処理水の海洋放出による影響の把握や、漁業者等からの相談に丁寧に対応するとともに、市町村や関係団体と連携を図りながら、漁業者、水産加工業者の事業継続、賠償等について、万全の対応が行われるよう、様々な機会を捉えて国に要望していきます。	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
	県では、国に対し、農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼の回復を図るとともに、輸入規制を継続している諸外国の政府等に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう要望しており、今後も、全ての規制が解除されるまで、こうした取組を粘り強く続けていきます。 　また、原発事故により本県の水産物が被った損害に対しては、東京電力から漁業者へ早期かつ確実に賠償金が支払われるよう、本県水産関係者側の立場から交渉を支援していきます。 　さらに、水産物中の放射性物質検査及び結果公表に要する経費を令和8年度一般会計当初予算に計上しており、引き続き、本県産水産物の安全・安心の確保に向け、取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　水産物安全出荷推進事業費　3,355千円	農林水産部	流通課 水産振興課	B 実現に努力しているもの
（岩手県土地改良政治連盟） 5-1　農業農村整備事業予算について 　農業生産基盤の整備や農村地域の強靭化の着実な推進が図られるよう、令和8年度農業農村整備事業関係予算について、安定的かつ十分に確保すること。 　また、農業構造転換集中対策における土地改良の一層の推進に必要な別枠予算を確保すること。	令和8年度予算については、国が別枠で確保するとした農業構造転換集中対策と連動しながら、国の補正予算を積極的に活用し、令和7年度一般会計補正予算（第5号）と令和8年度一般会計当初予算を合わせ、対前年比112%となる244億円を見込んでいます。 　今後も、必要な予算の確保に向け、国へ強く働きかけるとともに、国の農業構造転換集中対策と連動しながら県予算の確保に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　経営体育成基盤整備事業費　3,462,995千円	農林水産部	農村計画課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県土地改良政治連盟） 5-2　農業水利施設の適切な更新･長寿命化対策について 農地の大区画化や汎用化等、中山間地域を含むほ場整備や、国土強靱化に向けた農業水利施設の適切な更新･長寿命化対策等を引き続き推進すること。	県では、令和7年7月、本県農業を強化するため策定した「いわて農業生産強化ビジョン」において、「生産基盤の強化」を盛り込み、国が別枠で確保するとした農業構造転換集中対策と連動しながら、中山間地域を含むほ場整備を推進することとしています。今後も、ほ場整備事業への予算の重点化と建設コストの縮減を図りながら、地域のニーズに応じた基盤整備が早期に進むよう取り組んでいきます。 また、農業水利施設の更新・長寿命化に当たっては、施設の補修・更新を計画的に進めるため、今後10年間に対策工事が必要な施設について、緊急度や優先度等を明らかにした「農業水利施設の維持更新計画」を策定するとともに、施設の点検結果を踏まえ、毎年度、当該計画を改訂し、施設の追加や時期の見直しを行っています。 今後は、ドローン等の新技術の導入による点検作業の効率化・高度化にも取り組みながら農業水利施設の安定的な機能の確保に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 経営体育成基盤整備事業費　3,462,995千円 中山間地域総合整備事業費　395,352千円 基幹水利施設ストックマネジメント事業費　1,299,420千円 かんがい排水事業費　43,662千円 畑地帯総合整備事業費　33,000千円	農林水産部	農村計画課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県土地改良政治連盟） 5-3　土地改良区の運営基盤強化について 土地改良区の運営基盤強化や地域の農業生産基盤の保全に向けて、省エネ等による施設の維持管理コストの低減や水土里ビジョンの策定が、計画的に推進されるよう支援すること。	県では、電気料金や資材価格の高騰などが進む中、施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入の更なる推進に向け、令和7年2月に県・市町村・土地改良区・民間事業者等で構成する「岩手県農業水利施設GX推進研究会」を設立し、研修会の開催や省エネルギー化の可能性調査等に取り組んでいるところです。 また、水土里ビジョンの策定については、農業水利施設の保全を進める上で重要な取組であると認識しており、令和7年度は、北上地域で設定したモデル地区に県が積極的に関与しながら水土里ビジョン策定を進め、県内5か所で実施した地域別説明会において、モデル地区の取組事例や課題等について共有するなど、取組の横展開を図っているところです。 今後も、土地改良区の運営基盤強化と農業生産基盤の保全に向け支援を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 土地改良事業調査費　536,000千円 土地改良団体育成指導費　126,000千円 水利施設管理強化事業　269,440千円	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの
（岩手県農協政治連盟） 1-1　農業構造転換集中対策に関する別枠での思い切った予算の増額 農林水産関係予算は、国全体の予算が増えていくなかピーク時の6割にまで減少しており、個々の事業について必要な予算を措置するためには、その総額を確保することが欠かせない。 特にも、初動5年間の「農業構造転換集中対策期間」の取り組みは極めて重要であり、構造転換に必要な予算について、既存の農林水産関係予算とは切り離し、「別枠」で思い切った予算の増額を行うよう国へ働きかけること。	財源確保について、県では、国に対し、十分な予算措置を繰り返し求めるとともに、令和7年8月には、知事が、全国知事会農林商工常任委員長として、国に事業の推進に必要な予算確保を要請したところです。 国では、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進するため、令和8年度予算は概算決定額で49,408百万円と令和7年度当初予算額24,379百万円から大幅に予算を増額しています。 県としては、国に対し、農業構造転換集中対策を着実に実施するための予算を十分に確保するよう要望しており、今後も、こうした働きかけを行いながら、国事業を有効に活用していきます。	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県農協政治連盟） 1-2　将来にわたる生産基盤の確立に向けた新たな水田･畑作政策の実現 　新たな水田･畑作政策の見直しにあたっては、その目的及び目指す姿を示すことで、将来にわたり生産基盤が維持され、食料を安定供給でき、農業者が希望を持てる見直しの方向性を示すことが重要である。 　特にも、水田活用の直接支払交付金の見直しについては、現行予算の単なる組み換えではなく、「農業構造転換集中対策期間」にふさわしい予算の増額と安定的な確保が図られるよう国へ働きかけること。	県では、国に、水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とするよう繰り返し要望しているところです。 また、全国知事会と連携して、持続可能な食料供給基盤が確立できるよう、農業の構造転換を集中的に推進するために必要な予算を十分に確保することなどを要望しています。 生産基盤の維持や食料の安定供給が図られるよう、国に必要な働きかけを行っていきます。	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県農協政治連盟） 1-3　米国の関税措置にかかる日米協議における毅然とした対応 　改正基本法や新たな基本計画に基づき、我が国農業が食料安全保障の確保に向けた抜本的な取り組みを進めるなか、いわゆるトランプ関税にかかる今後の米国との協議にあたっては、米の輸入拡大など日本の農業が不利益を被ることのないよう、毅然とした対応を行うよう国へ働きかけること。	県では、令和7年6月に国に対し、米国との交渉においては、食料安全保障の観点も踏まえ、農林水産業に及ぼす影響を十分に勘案した上、これまでの輸入のルールを堅持し、万全な国境措置の確保等、国内生産への悪影響を防ぐ対策を要望したところです。 また、全国知事会と連携して、令和7年4月と8月に、米国に対し機会を捉えて関税措置の見直しを引き続き粘り強く求めることを、要望したところです。 今後も、本県農業に及ぼす影響を注視し、国の動向を踏まえながら、必要に応じて、国に働きかけを行っていきます。	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県農協政治連盟） 1-4　政府備蓄米の対応 （1）買戻し条件 「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」による買戻し条件は、「農産局長が定める期日(原則1年以内)までと定められ、双方協議のうえ延長することも可能」となっている。 　主食用米の流通量が十分とはいえないなか、産地としては買戻しに対応する余力がなく、備蓄米の応札を辞退せざるを得ない状況が想定されることから、柔軟な買戻し条件を設定するよう国へ働きかけること。	国では、米の需給及び価格の安定に関する基本指針において、政府備蓄米の売り渡しに係る買戻しは、今後の需給状況等を見定めた上で行うこととしているところです。 県では、政府備蓄米について、令和7年の市場流通の効果や影響を検証するとともに、不作や災害等緊急事態における供給など政府備蓄米が持つ役割が十分果たせるよう適正かつ効果的な運営を行うよう繰り返し国に要望しており、今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて、国に要望していきます。	農林水産部	流通課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県農協政治連盟） 1-4　政府備蓄米の対応 （2）政府備蓄米の制度設計 　今後の政府備蓄米のあり方については、再生産可能な価格の維持を前提として、買入れや放出方法など機動的な制度となるよう国へ働きかけること。	政府備蓄米による米の需給調整や価格の安定化については、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格、物価動向など、総合的な観点から慎重に判断していく必要があり、需要に応じた生産を基本として、生産者の所得を確保しながら、適正な価格で流通するための施策が講じられるべきと考えています。 このため、県では、国に対し、国と地方の連携による食料安定供給の確保に向け、米の需給と価格の安定や政府備蓄米が持つ役割が十分果たせるよう適正かつ効果的な運営などについて繰り返し要望しており、今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて働きかけていきます。	農林水産部	流通課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県農協政治連盟） 1-5　主食用米の生産 　昨年から続くコメ騒動は、わずか数パーセントの需要ギャップにより異常なまでの価格高騰を引き起こしている。気候変動による収量低下のリスクを考慮したうえで、需給見通しを示すよう国へ働きかけること。	安定的な食料確保に向けては、米の生産量を国全体として確保し、食料安全保障の観点から、米政策の見直しを進め、米の安定的な供給と適正な価格形成を図ることが重要と考えています。 このため、県では、国に対し、需給調整の仕組みは、これまでの取組を検証し、見直しの検討を継続的に行うことなどを要望しており、今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて働きかけていきます。	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県農協政治連盟） 1-6　共同利用施設の整備・更新等 　カントリーエレベーターや集出荷施設等の共同利用施設の多くは、老朽化と恒常的な赤字経営により、集約及び共選施設更新が喫緊の課題となっている。これらの更新が適切に行われなければ、国内の農畜産物の流通に大きな支障をきたす恐れがある。 　一方で、JA単独での施設投資には限界があることから、複数のJAでの共同利用施設または市町村をまたぐ集約施設の設置が必要となっている。 　このことから、農林水産省が進める「新基本計画実装･農業構造転換支援事業」の長期継続や要件の見直し、さらには予算の増額を国へ働きかけること。くわえて、県行政に対する上乗せ補助の支援を強力に要請すること。	県内の施設の老朽化の状況を踏まえると、共同利用施設の再編集約・合理化を支援する国事業における県の上乗せ助成については、相当な額になると見込まれることから、県では、国に対し、必要な予算の十分に措置することや地方財政措置を充実させるよう要望するなど、働きかけを行っており、この要望が受け入れられる形で地方財政措置が拡充されたところです。 　県では、補助率が最大3分の2となるよう、令和8年度一般会計当初予算において、県負担による補助率の上乗せ助成を盛り込んだところです。 　今後も、予算の十分な確保などについて国に働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　強い農業づくり交付金（土地利用型農業生産振興対策事業）3,184,714千円	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県農協政治連盟） 1-7　青果物および花き適正価格販売への理解醸成活動の強化 　気候変動を起因とする青果物および花きの出荷数量減少により、生産物の安定的な価格形成が阻害されている。また、園芸品目の価格は、そのほとんどが青果(生花)市場の需給バランスにより決定されることから、必ずしも生産･流通コストを適正に反映した価格形成となっていない。これらによる生産基盤の縮小により、恒常的な価格高騰を招けば、生産者および消費者双方にとって不利空きが生じる。 　そのことから、農林水産省が設置する「適正な価格形成に関する協議会」における協議品目の拡大と、適正価格が推進される仕組みの早急な構築により、いち早く消費者への理解醸成活動をすすめるよう国へ働きかけること。	令和6年5月に施行された改正食料・農業・農村基本法において、食料に関する基本的施策として、「適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築」が掲げられているところであり、県では、改正法に基づく具体的な施策について注視するとともに、国に対し、再生産に配慮した適正な価格形成の実現及び国民理解の醸成を図るよう要望しています。 　今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて、国に働きかけていきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（岩手県農協政治連盟） 1-8　肉用牛経営ならびに肉豚経営安定交付金制度の見直し 　両事業は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付するものであり、農畜生産者にとって必要な制度である。しかし、現行制度では販売価格や生産費の算定方法および収支算定に課題があり、経営の安定化に寄与していない面があることから、次のとおり見直すよう国へ働きかけること。 　(1)　肉用牛 　標準的販売価格は地域ブロック算定となっているのに対し、標準的生産費の素畜費は地域算定となっていることから、これら算定方法を統一すること。	県では、国に対し、肉用牛肥育経営安定交付金の単価の算定方法について、公平性を確保する観点から、標準的販売価格の算定方法に合わせて、標準的生産費についてもブロック単位として算定するよう、要望しているところです。 　また、県では、国に対し、多様な農業者のニーズ及び関係団体の意見を十分に踏まえた見直しを行い、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図るよう要望しているところです。 　今後も、枝肉価格の推移や国の動向を注視しながら、必要に応じて、国に働きかけていきます。	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県農協政治連盟） 1-8　肉用牛経営ならびに肉豚経営安定交付金制度の見直し 両事業は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付するものであり、農畜生産者にとって必要な制度である。しかし、現行制度では販売価格や生産費の算定方法および収支算定に課題があり、経営の安定化に寄与していない面があることから、次のとおり見直すよう国へ働きかけること。 （2）肉豚 交付金算定で示される標準的生産費が、生産現場で発生する生産コストと乖離しているため、実態を踏まえた算定方法に見直すこと。	養豚経営は、出荷先となると畜場や農場が広域であり、飼養規模や経営体ごとの販売価格及び生産費が様々であることから、全国一律の算定方法が採用されているものと認識しています。 県では、国に対し、肉豚経営安定交付金制度をはじめとする各種保険制度について、農業者のニーズ及び関係団体の意見を十分に踏まえた見直しを行い、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図るよう要望しているところです。 また、本制度における標準的生産費は、四半期ごとに飼料価格等の動向を反映して算定されています。 今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて、国に働きかけていきます。	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県農協政治連盟） 1-9　学校給食における県産食材の積極的な活用 食を通じて地域を理解し、地産地消の取り組みなど地域の風土や伝統に根ざした食文化に触れることは、将来を担う子どもたちの食育に大変重要であることから、県産食材が学校給食に積極的に活用されるよう必要財源の確保を県に働きかけること。	学校給食で使用する食材については、価格や安定的な供給等を総合的に勘案し、各市町村等において選定しているところであり、県教育委員会では、学校給食等における地場農産物の活用を支援する国の事業について、各市町村教育委員会に周知を図ってきたところです。 今後も、各市町村に対し国の補助事業や県内の助成事例の情報提供を行うほか、農林水産部と連携し、栄養教諭等への理解醸成に向けた研修を開催するなど、学校給食への効果的な利用促進の支援に取り組んでいきます。	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
（岩手県建設業協会） 2-1　社会資本整備の計画的推進を図るための公共事業予算の確保について これまでも大震災を経験した地域においては、震災復興後に倒産･廃業など、撤退を余儀なくされる地域建設業が多く、地域の守り手となる地域建設業の存続のため、継続的に公共事業予算を確保するよう要望する。 また、入札に付される案件が非常に少なく、特にも県北部と沿岸部は深刻であることから特段の配慮をお願いする。	地域の建設企業は、社会資本の整備や維持管理、災害対応の担い手であるほか、令和8年2月に金ケ崎町で発生した高病原性鳥インフルエンザ事案に係る防疫措置に即応いただくなど、地域に欠かすことのできない重要な守り手であると認識しています。 このような中、県では、国の経済対策に対応しながら、令和8年度の実行予算額ベースの公共事業費について、震災前の水準を上回る976億円、前年度比5.2%増の予算を確保したところです。 引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保に取り組んでいきます。	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの
（岩手県建設業協会） 2-2　防災・減災、国土強靭化対策の拡充について 防災･減災、国土強靭化5カ年加速化対策について、本年度が最終年度となり、「国土強靭化実施中期計画」の素案が示された。中期計画においては、予算規模の拡充を図り、将来にわたって持続的に国土強靭化が図られ公共工事予算が確保されるよう要望する。 また、安定的･持続的に実施されるためには、当初予算による措置が必要であることから、令和8年度予算については、当初予算における別枠での額を確保し、発注の平準化を図るよう要望する。	県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望したところです。 また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進することなどを要望したところです。 引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県建設業協会） 2-3　働き方改革の推進に伴う環境整備について 　新規入職者･担い手の確保という観点から、週休二日制の導入と長時間労働の是正は最重要課題である。一方で、規模が小さい企業ほど難しいため、人材が流出して確保できないという負のスパイラルが起きている。 　資材･燃料の高騰により標準積算と実勢価格の乖離の是正、歩掛りのアップ、適正な工期設定、書類の簡素化、施工時期の平準化など、環境整備に対する支援を要望する。	資材・燃料の高騰による標準積算と実勢価格の乖離については、市場価格の状況が反映された単価を使用することとし、刊行物により毎月、市場価格の変動状況を確認し、適正な資材価格としており、物価変動に対応しているところです。 　また、工事契約後の資材価格等の急激な変動に対しては、工事請負契約書の「スライド条項」の適用や「単価適用年月の変更」を運用しているところです。 　積算基準については、国土交通省が実施する施工合理化調査等に県発注工事も協力することで、その実態を反映させた適切な歩掛・積算基準を運用しているところです。より現場の実態に即した積算基準の改定についても国と情報共有を図っていきます。 　工期設定については、工事の種類や規模、過去の事例等を参考に設定しており、土日や連休等のほか、降雨による休工日を見込んで設定しています。また、設計変更ガイドラインにおいて、受注者の責に帰すことができない事由による工期変更が必要となった際には、柔軟な対応ができるようにしているところです。 　工事書類の簡素化については、土木工事書類作成の手引きを作成し公表することで取り組んでいます。また、令和7年度に建設業団体と意見交換を行い更なる見直し工事書類簡素化のポイントを作成し簡素化に取り組んでいます。 　平準化については、改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の確保に取り組んでいるところです。	県土整備部	建設技術振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （1）適正な取引･価格転嫁の推進と賃上げの環境整備に向けた対策 　①　中小企業は持続的な賃上げを図るため、投資などにより生産性を向上させ収益を伸ばし、賃上げ原資を確保する必要があることから、事業再構築･ものづくり及び省力化投資などの補助金の拡大、さらには賃上げ税制等の施策を拡充するよう国に働きかけること。	補助金の拡大等の施策拡充についてですが、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げの実現に向け、生産性・付加価値の向上を促進する環境を整備するため、国に対し、ものづくり補助金をはじめとした補助制度の更なる拡充等について要望しているところです。 　また、県では、さきの令和7年12月定例会・臨時会におきまして、「物価高騰対策賃上げ支援金」や、経営改善を支援する専門家派遣事業を新たに計上したほか、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」を拡充し、新たにデジタル化の枠を設け、事業者の設備投資を幅広く支援することとしています。 　今後も、商工指導団体との連携を密にしながら、地域経済を支える県内中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでいくとともに、国に対し、補助制度等の中小企業支援策の更なる拡充について働きかけていきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第4号）措置】 　岩手県物価高騰対策賃上げ支援費　2,714,000千円 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 　中小企業者等物価高騰・価格転嫁支援事業費補助　37,950千円 　中小企業者等経営改善支援事業費補助　20,000千円 　中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助　150,000千円	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （1）適正な取引･価格転嫁の推進と賃上げの環境整備に向けた対策 ②　発注側である親事業者に対し、下請中小企業振興法の振興基準に基づき、価格交渉や価格転嫁しやすい取引環境整備など発注者に対する指導の徹底と受注側である下請事業者からの価格交渉の申出に遅滞なく応じるとともに、下請･孫請事業者間の価格交渉･価格転嫁を実現するためのより実効性のある法整備を図るよう国に働きかけること。	受託中小企業振興法（旧：下請中小企業振興法）の振興基準は、令和7年度の改正により、サプライチェーン全体での取引適正化に向けた環境整備が行われたところであり、県では、政府予算要望において、公正な取引を阻害するおそれがある事案に対しては、関係法に基づき厳正に対処することを要望しています。 また、全国知事会を通じ、受託取引の監督及び実効性ある中小受託事業者の支援対策を強化することを要望しており、今後も県内の中小企業を取り巻く状況を注視の上、国に対し必要な働きかけを行っていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （1）適正な取引･価格転嫁の推進と賃上げの環境整備に向けた対策 ③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に示されている「12の行動指針」に添った取り組みを発注者及び受注者双方に徹底を図り、持続的な賃上げに向けた適正な価格転嫁をサプライチェーン全体で実現させるよう国に働きかけること。	政府予算要望において、サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を定着させるため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の一層の周知及び活用促進を図ることを要望するとともに、全国知事会においても、当該指針の遵守をはじめとした取引適正化の推進を要望しています。 また、持続的な賃上げにを行うためには、価格転嫁に加えて中小企業者の生産性や付加価値の向上が不可欠であることから、国の支援事業の拡充や、都道府県が行う支援施策に対する財政措置についても要望しているところであり、今後も適正な価格転嫁と持続的な賃上げにの実現に向け、国に対し必要な働きかけを行っていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （1）適正な取引･価格転嫁の推進と賃上げの環境整備に向けた対策 ④　市町村が発注する公共工事や調達に関して、燃料費･資材費･人件費の高騰等に伴う発注価格の改定や支払い条件の改善、適正な工期確保等が実現できるよう、物価上昇を踏まえた地方交付税の増額等を措置するよう国に働きかけること。	県では、令和7年6月4日に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、人件費の増や物価、金利の上昇等による厳しい地方財政の状況を踏まえた、安定的で持続的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確実な確保・充実について国に要望したほか、全国知事会において、公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁等の歳出の増加に対応するため、必要となる地方交付税等の増額確保、充実等について、国に要望しているところです。 今後においても引き続き、全国知事会と連携するなどし、地方自治体の実情に応じた財政措置について、国に働きかけていきます。	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （2）エネルギー価格高騰対策 ①　エネルギー価格の高騰に対応した電力価格の低廉化及び安定供給に向けた対策の継続実施とともに、省エネ･脱炭素の取り組みを加速させる支援の拡充や、エネルギー危機を乗り越えられる国内で自立が可能な発電設備などの基盤整備を推進するよう国に働きかけること。	県では、中小事業者等を対象に自家消費型太陽光発電設備の導入支援のほか、太陽光発電設備とEV・蓄電池等のセットでの導入を支援しています。また、令和6年度からは中小事業者等を対象としたLED照明や高効率空調設備導入補助額の上限を引き上げ、事業者の取組を後押ししているところです。 また、脱炭素経営に取り組む企業等を「いわて脱炭素化経営企業等」として認定し、県が行う脱炭素化に向けた補助事業における補助上限額の引上げや金融機関における優遇など、様々なインセンティブを付与しています。 こうした補助制度の財源には、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用しているところであり、国に対し十分な予算を確保するよう、要望しているところであり、引き続き国に対し働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円、 再生可能エネルギー導入促進事業費126,025千円 再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金747,432千円	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	県では、全国知事会と連携し、住民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、国に対し、エネルギー価格の動向等に応じて、燃料油価格や電力・都市ガス・LPガス料金の負担抑制策を機動的また国として責任を持って全国統一的に実施するよう要望しています。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （2）エネルギー価格高騰対策 ②　鉄鋼等の原材料や燃油等エネルギーコストの上昇分をすべての業種が適切に価格転嫁できる対策を実施するよう国に働きかけること。	政府予算要望において、サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を定着させるための支援の拡充を要望するとともに、全国知事会を通じ、労務費を始めとしたコスト上昇分の適切な価格転嫁の促進を要望しているところであり、引き続き国に対し必要な働きかけを行っていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （2）エネルギー価格高騰対策 ③　トラック運送業等において、荷主企業等に対し、燃料価格の上昇分等を適正に運賃に反映するよう国に働きかけること。	全国知事会を通じて、賃上げ実現に向けて社会全体で価格転嫁を受け入れる機運を醸成する取組みや、エネルギー価格高騰による住民生活や経済活動への影響を最小限に抑える取組みなどを国に要望してきたところです。 また、国の経済対策を活用し、運送事業者の燃料費高騰による負担の軽減を図り、安全かつ安定した貨物輸送を確保するため、これまでも5回に渡って運輸事業者運行支援金を措置してきたところであり、令和7年度においても令和8年1月29日から支援金の受付を開始しました。 今後も引続き、燃料価格高騰の影響や国の動向を見据えながら、県としての必要な支援について検討していきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 運輸事業者運行支援緊急対策費　227,304千円	商工労働観光部	産業経済交流課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （2）エネルギー価格高騰対策 ④ タクシー等の地域公共交通機関をはじめ燃料価格高騰の影響を受けるすべての事業用車輌に対する燃料価格激変緩和に向けた支援を継続･拡充するよう国に働きかけること。	県では、令和7年6月に実施した「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、燃料費を始めとする物価高騰や人件費の高騰に直面している公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じることを要望しています。 今後も、公共交通の安全かつ安定した運行を維持するため、必要に応じて国に対して、交通事業者への支援等を働きかけていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （3）中小企業の経営を直撃する為替変動への対応 国内の物価はエネルギーや原材料など輸入品の価格に影響を受け、短期間での為替マーケットの大きな変動は内需中心の中小企業にとってコスト負担の増加や企業物価の更なる上昇、国内景気冷え込みによる需要減に繋がる恐れがあることから、以下の対策を講じるよう国に働きかけること。 ① 国際協調に基づく為替レートの安定化を図る対策	2022年頃に始まった今回の趨勢的な円安傾向は、県民の生活・経済に広範な影響を及ぼしており、輸出関連の製造業や農林水産物の輸出増加、インバウンドを契機とした岩手の価値・魅力の海外への広がりなどプラスの影響もある一方で、石油・ガスなどのエネルギー資源価格の上昇に起因する光熱費や物価高騰が利益の圧迫要因となるなど、県内の多くの中小企業・小規模事業者は厳しい経営環境に置かれています。 こうしたことから、県では、中小企業・小規模事業者の経営力強化とそれを伴走型で支える商工指導団体の体制強化に向けた施策を展開するとともに、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用の維持に必要な経済対策の実施等について、引き続き、国に対して働きかけていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （3）　中小企業の経営を直撃する為替変動への対応 国内の物価はエネルギーや原材料など輸入品の価格に影響を受け、短期間での為替マーケットの大きな変動は内需中心の中小企業にとってコスト負担の増加や企業物価の更なる上昇、国内景気冷え込みによる需要減に繋がる恐れがあることから、以下の対策を講じるよう国に働きかけること。 ② エネルギー価格の高騰に対応した電力価格の低廉化対策の継続、バス・タクシー等の地域公共交通をはじめ燃料価格高騰の影響を受けるすべての事業用車輌に対する燃料価格激変緩和に向けた支援の継続	県では、令和7年6月に実施した「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、燃料費を始めとする物価高騰や人件費の高騰に直面しているタクシー等の公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じることを要望しています。 今後も、公共交通の安全かつ安定した運行を維持するため、必要に応じて国に対して、交通事業者への支援等を働きかけていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
	県では、住民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、全国知事会を通じて国に対しエネルギー価格の動向等に応じた燃料油価格や電力・都市ガス・LPガス料金の負担抑制策の実施を働きかけています。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （3）　中小企業の経営を直撃する為替変動への対応 国内の物価はエネルギーや原材料など輸入品の価格に影響を受け、短期間での為替マーケットの大きな変動は内需中心の中小企業にとってコスト負担の増加や企業物価の更なる上昇、国内景気冷え込みによる需要減に繋がる恐れがあることから、以下の対策を講じるよう国に働きかけること。 ③ エネルギー・原材料価格などの上昇分を適切に価格転嫁できる監視・法執行の一層の強化	県では、中小企業・小規模事業者における適切な価格転嫁を図るため、公正な競争を阻害する事案に対し、関係法令に基づき厳正に対処することを要望しています。 また、全国知事会を通じ、価格転嫁をはじめとする取引の適正化に向けて、受託取引の監督及び実効性ある中小受託事業者の支援対策を強化を要望しているところであり、今後も県内の中小企業を取り巻く状況を注視の上、国に対し必要な働きかけを行っていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （4）　原材料・食料等安定供給対策 ① 小麦等の政府売渡し価格決定に際しては、中小食品製造業の不利益に繋がらないよう十分配慮するとともに、国産原料の生産拡大と切替支援を強化するよう国に働きかけること。	県では、食産業の振興を目的に、商品開発、マーケティング、販路開拓等の専門家を岩手県産業創造アドバイザーに委嘱し、県内食品加工関連事業者への派遣による助言指導を行っており、今後も、原材料を国産に切り替えた商品の販路開拓等を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて食の新商品開発支援事業費　4,857千円、いわて食の販路拡大事業費　10,708千円	商工労働観光部	産業経済交流課	B 実現に努力しているもの
	県では、小麦・大豆について、水田における主食用米からの主要な転換作物として、国の「麦・大豆生産技術向上事業」等を活用し、湿害対策等の営農技術やコンバイン等の機械・施設の導入など、生産拡大に向けた取組を支援しているところです。 また、国に対し、生産拡大に必要な機械・施設等の整備や、生産性を高めるための排水対策等に必要な予算を十分に措置するよう要望しているところです。 引き続き、こうした取組を通じて、需要に応じた小麦・大豆等の生産拡大に取り組んでいきます。	農林水産部	流通課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （4）原材料･食料等安定供給対策 ②　価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換、生産方法の高度化等による原材料コスト抑制に資する施策を講じるよう国に働きかけること。	価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換については、県内中小企業者等の新商品開発等のための経費として、平成30年から「いわて希望応援ファンド」を運用し、関係機関と連携して助成を行っているところです。 また、食産業事業者の希望に応じ、岩手県産業創造アドバイザー等を派遣し、生産方法の効率化に向けたカイゼン指導を実施しており、今後も、継続した支援に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて食の新商品開発支援事業費　4,857千円、いわて新事業活動促進支援事業費補助　11,200千円	商工労働観光部	産業経済交流課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-1　中小企業の経営環境改善、適正取引の実現 （4）原材料･食料等安定供給対策 ③　事業活動に必要な原材料の供給不足の長期化によって事業者の経営に大きな影響を与えないよう、資材や原材料の安定供給対策を速やかに実行するよう国に働きかけること。	資材や原材料の安定供給対策については、これまでも、全国知事会として国に要望しているところであり、引き続き、資材や原材料の安定供給対策について、国に対して働きかけていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-2　感染症をはじめとする自然災害等への対応 （1）資金繰り支援･補助金等 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策、大規模地震や豪雨災害など、甚大な被害をもたらす自然災害等の脅威に対して、以下の対策を講じるよう国に働きかけること。 ①　感染症等の影響による経済活動の縮小や移動の自粛により特に大きな影響を被り、過剰債務等に苦しむ、飲食･宿泊･観光･小売サービス･地域公共交通機関等、真に困窮する事業者の再建に向けたきめ細やかな支援策を講じるとともに、国にも働きかけること。	県では、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送需要の低迷や燃料費の高騰等により厳しい経営状況にある公共交通事業者が、安全かつ安定した運行を維持し、地域住民の移動手段が確保できるよう、令和2年度から令和7年度にかけて運行支援交付金の交付を行ってきたところです。 また、令和7年6月に実施した「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、燃料費を始めとする物価高騰や人件費の高騰に直面しているタクシー等の公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じることを要望しています。 今後においても、国の経済対策や燃料価格の動向等を踏まえながら、適時適切な支援の実施について検討していきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
	感染症等の影響により過剰債務等に困窮する事業者の資金繰りを支援するため、県では、国のコロナ資金繰り支援終了後も、新たな県制度融資を創設して既往債務の借り換えや資金需要に対応しています。 また、中心市街地・商店街等における、活性化に向けての革新的、戦略的な取組に係る経費について、平成30年から「いわて希望応援ファンド」を運用し、関係機関と連携して助成を行っているところです。 さらに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた観光の需要喚起を図るため、国の補助金を活用して、令和3年4月から令和5年7月まで「いわて旅応援プロジェクト」を実施したほか、令和4年度から令和7年度に、燃油高騰対策として、国の交付金を活用して、貸切バス事業者に対し支援を行いました。 また、令和7年2月の大船渡市林野火災の影響により、大船渡地域への旅行を控えるムードを払拭し観光需要を喚起するため、「大船渡観光需要喚起対策費補助」を令和7年度一般会計第1号補正予算で措置し、大船渡市が実施する観光需要を喚起するための取組に要する経費に対し補助を行ったほか、観光業や宿泊業、飲食業などの関係事業者への総合的な支援として、観光需要を喚起するための支援について、国に対して、要望しました。 今後については、県内経済の動向を注視しつつ、必要に応じ国に対して経済対策の実施等を働きかけながら、適切な事業者支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 協調支援型特別資金貸付金　3,498,470千円 【令和7年度一般会計第1号補正予算措置】 大船渡観光需要喚起対策費補助　10,000千円 【令和7年度一般会計第5号補正予算措置】 貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金　19,890千円	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-2 感染症をはじめとする自然災害等への対応 （1） 資金繰り支援･補助金等 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策、大規模地震や豪雨災害など、甚大な被害をもたらす自然災害等の脅威に対して、以下の対策を講じるよう国に働きかけること。 ② 各種支援施策の利用にあたっては、対象要件を最大限緩和するとともに、申請手続き等の大幅な簡素化、審査･採択･支給の迅速化を図るよう国に働きかけること。	県では、各種支援策が中小企業者等にとって活用しやすい仕組みとなるよう、支援制度の改善・拡充について、国に対し要望を行っています。 令和7年度においては、「中小企業新事業進出補助金」及び「中小企業省力化投資補助金」について、応募機会の十分な確保及び手続の簡素化等を要望するほか、「業務改善助成金」について、申請手続きに関する情報提供の充実と助成要件の緩和等について要望しています。	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-2 感染症をはじめとする自然災害等への対応 （1） 資金繰り支援･補助金等 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策、大規模地震や豪雨災害など、甚大な被害をもたらす自然災害等の脅威に対して、以下の対策を講じるよう国に働きかけること。 ③ 令和2年度に導入した実質無利子･無担保融資(いわゆるゼロゼロ融資)に係る返済猶予等の条件変更に柔軟に応じるよう金融機関に要請するとともに、国の負担による利子補給期間の延長や借換保証制度の継続等の支援を強化するよう国に働きかけること。	県では、「いわて中小企業事業継続支援センター会議」の場などを通じ、各金融機関に対し、いわゆる「ゼロゼロ融資」を利用し、その後返済が困難になるなど資金繰りに課題を抱える中小企業に対しては、償還猶予を含めた条件変更や、より長期の返済期間となる融資への借換えなど柔軟に対応するよう要請を継続するとともに、国の「コロナ資金繰り支援」終了後も、新たな県制度融資を創設して既往債務の借換えや資金需要に対応しています。 また、国に対しても、厳しい経営環境を強いられている中小企業や小規模事業者の条件変更や借換えニーズへの対応などの資金繰り支援に万全を期すよう要望しているところであり、今後も経済動向を見据えながら必要な要望を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 協調支援型特別資金貸付金　3,498,470千円	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県中小企業団体中央会） 3-2 感染症をはじめとする自然災害等への対応 （2） 地域を支える事業者への継続力強化支援 ① 災害などの復旧等を担う地域の中小企業や組合等の防災力向上や人材の育成、技術承継支援等の施策を講じるよう国に働きかけること。	地域の防災力向上や人材の育成等については、これまでも、全国知事会として国に要望しているところであり、引き続き、地域の防災力向上や人材の育成等について、国に対して働きかけていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-2 感染症をはじめとする自然災害等への対応 （2） 地域を支える事業者への継続力強化支援 ② 円滑な廃業や事業再建に向け、第三者承継も含めた事業譲渡が行われるよう、金融機関との調整、取引先との関係調整のほか、再チャレンジや新たな挑戦を後押しするための環境整備と支援策が遅滞なく行き渡るよう万全を期すよう国に働きかけること。	県では「いわて中小企業事業継続支援センター会議」において、岩手県中小企業活性化協議会をはじめ商工指導団体や金融機関等と連携し、中小企業者が行う事業再生・再チャレンジ等の取り組みに対し重層的な伴走支援を実施しているほか、令和7年3月に「岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」を改正し、県が損失補償を行っている県制度融資残高を有する事業者による廃業・再チャレンジの円滑化に向け所要の整備を行いました。 また、中小事業者の再生・再チャレンジ支援については、令和7年3月に国が公表した「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」において、抜本再生・再チャレンジ案件が増加していることを踏まえ、時機を逃すことなく、「早期」に必要な支援を提供できるよう体制を強化することが示されたところであり、本パッケージによる事業再生支援の一層の推進や中小企業・小規模事業者への資金繰り支援に万全を期すよう国に要望しています。	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-2　感染症をはじめとする自然災害等への対応 （2）地域を支える事業者への継続力強化支援 ③　中小企業が策定した防災･減災の事前対策計画に対し、経済産業大臣が認定する「連携事業継続力強化計画」において、異業種が集積する団地組合などが面的な危機管理対応力の向上のため、BCPや「連携事業継続力強化計画」をより強力に推進するため、以下の対策を講じるよう国に働きかけること。 ア. 緊急時のリスクファイナンスに対する費用補助(損害保険の加入促進を図るため組合等で支払う保険料の補填補助)	県では、災害等の発生時における事業継続力の強化のために「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」を策定した小規模事業者に対し、設備更新等の経費を補助する「小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助」を令和4年度から実施しています。 また、近年、多発している自然災害や新興感染症の感染拡大等に対し、サプライチェーンを維持できるよう、事業継続計画（BCP）の策定によるリスクマネジメントの強化の支援について、全国知事会を通じて国へ働きかけています。 提案いただいた対策については、必要に応じて国への働きかけを検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助　4,000千円	商工労働観光部	経営支援課	C 当面は実現できないもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-2　感染症をはじめとする自然災害等への対応 （2）地域を支える事業者への継続力強化支援 ③　中小企業が策定した防災･減災の事前対策計画に対し、経済産業大臣が認定する「連携事業継続力強化計画」において、異業種が集積する団地組合などが面的な危機管理対応力の向上のため、BCPや「連携事業継続力強化計画」をより強力に推進するため、以下の対策を講じるよう国に働きかけること。 イ. BCPに対応した組合設備の更新、遊休施設等の有効活用や耐震補強に係る補助率のアップ、税制上の特例等、リスクシェアリングに対する優遇措置の創設	県では、災害等の発生時における事業継続力の強化のために「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」を策定した小規模事業者に対し、設備更新等の経費を補助する「小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助」を令和4年度から実施しています。 また、近年、多発している自然災害や新興感染症の感染拡大等に対し、サプライチェーンを維持できるよう、事業継続計画（BCP）の策定によるリスクマネジメントの強化の支援について、全国知事会を通じて国へ働きかけています。 提案いただいた対策については、必要に応じて国への働きかけを検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助　4,000千円	商工労働観光部	経営支援課	C 当面は実現できないもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-2　感染症をはじめとする自然災害等への対応 （3）中小企業の持続的成長･競争力強化への対策 ①　インバウンドについて、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった観光関連産業、イベント関連業における地域間競争に打ち勝つため、東北全体あるいは北東北で連携する支援体制の強化を図るなど観光促進･需要喚起策を講じるよう国に働きかけること。	外国人観光客の誘客拡大には、広域連携による取組が重要であることから、県では、東北観光推進機構及び東北各県との連携や、北東北三県立県推進協議会による誘客に取り組んできました。 令和7年度は、東北観光推進機構や東北各県と連携し、台湾や中国、タイにおけるPRイベントや、旅行博等への出展、海外の旅行会社やメディアを活用したプロモーション等を実施したほか、北東北三県観光立県推進協議会による香港の旅行会社の招請などに取り組みました。 また、県では、令和8年度政府予算要望において、復興道路等の新しい交通ネットワークやみちのく潮風トレイル、体験型ツーリズムを活用した周遊・滞在型観光コンテンツの充実、また、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢整備の強化をはじめ、被災地域が一体となった誘客拡大の取組を進めるため、新たな交付金制度の創設などの支援策を講ずるよう要望したところです。 今後、東北各県と連携した、更なる観光需要喚起策を講じられるよう、新たな財政支援策について、国に働きかけていきます。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-2　感染症をはじめとする自然災害等への対応 （3）中小企業の持続的成長･競争力強化への対策 ②　短期間で小規模事業者をはじめ地域経済への波及効果が期待できるプレミアム付商品券･地域商品券発行などに係る対策を講じるよう国に働きかけること。	多くの中小企業・小規模事業者において、エネルギー価格・物価高騰等による影響を受け、厳しい経営環境が継続していることから、国に対し、県が取り組む直接的な支援施策に対し財源措置を講ずるよう要望しています。 なお、県では令和８年度一般会計当初予算に「いわて県民応援プレミアムポイント還元事業費」及び「いわて旅割キャンペーン事業費」を計上し、物価高騰により影響を受けている生活者の消費を下支えするとともに、県内事業者への支援にもつなげるため、キャッシュレス決済を活用したポイント付与や、宿泊料割引キャンペーンを実施することとしています。 【令和８年度一般会計当初予算措置】 いわて県民応援プレミアムポイント還元事業費　1,157,500千円 いわて旅割キャンペーン事業費　1,238,200千円	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-3 被災地の復興支援の継続･強化 ① 人口減少、人手不足、自然災害、原材料･資源価格の高騰など、事業者が置かれているステージ(事業再生･再構築、事業承継･第二創業等)に応じて、中小企業の自己変革力を後押しする施策を継続するよう国に働きかけること。	県では、沿岸地域の特性を生かした産業の集積等による地域経済の活性化を図るため、東日本大震災復興特別区域法に基づく「産業再生特区」を設け、対象業種の事業者の設備投資や被災者の雇用に対する税制の特例措置を講じています。 当該特例措置は、令和8年度税制改正において、令和8年3月をもって廃止することとされましたが、適用期限等について被災地域の理解が得られるよう丁寧に説明するとともに、物価・エネルギー価格高騰や主要魚種の不漁などにより厳しい経営環境にある被災地域の事業者が苦境に陥ることのないよう経過措置を講じるなど、被災地域の事業者に配慮するよう国へ要望した結果、設備投資に係る4年間の繰越税額控除等については従前の取扱いを継続することととされたところです。	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
	県では、令和5年度に創設した「岩手県事業承継補助金」により、後継者又は後継予定者が中心となって行う事業承継を契機とした新たな事業等を支援するほか、産業競争力強化法に基づき国が設置した岩手県事業承継・引継ぎ支援センターと連携して、円滑な事業承継を推進しています。 今後においても、岩手県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携とともに、必要に応じて国への働きかけを行うなど、中小企業の事業承継を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 事業承継推進事業費 9,571千円 いわて事業承継促進資金貸付金 206,097千円 いわて事業承継促進資金保証料補給補助 12,376千円	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-3 被災地の復興支援の継続･強化 ② グループ補助金における自己負担分(1/4)の借入金返済にあたっては、被災地及び当該企業の状況に配慮し、返済期間のさらなる延長措置を含めた債務返済計画に柔軟に対応するよう金融支援を強化するよう国に働きかけること。	グループ補助金における自己負担分（4分の1）の借入として、多くの被災事業者が「高度化スキーム貸付」を活用していますが、県では、貸付を行っている公益財団法人いわて産業振興センターと連携し、貸付先の業況を確認するとともに、返済が難しい事業者に対し最終償還期限の延長や毎回の返済額の低減など柔軟な対応を行っています。 また、複数の金融機関からの借入金も含めて返済猶予などを行う際には、中小企業活性化協議会等がバンクミーティングを開催し、調整を行うなどしています。 この他、企業の経営課題解決や経営安定を図るため、商工指導団体や関係機関と連携しながら、経営状況の把握に努めるとともに、相談対応や専門家派遣などを行っています。 引き続き、事業者のニーズに応じて、きめ細やかな支援を行うとともに、国に対し必要に応じて金融支援の強化を働きかけていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-3　被災地の復興支援の継続･強化 ③　認定グループ企業の大半が、販売取引先の減少や風評被害等により、震災前の売上げに戻らず苦慮していることから、認定グループ及び事業者が取り組む新商品開発や販路開拓、販売促進への新たな補助制度の創設等支援を強化するよう国に働きかけること。	県内中小・小規模事業者の販路開拓や新商品開発等のための経費については、平成30年から「いわて希望応援ファンド」を運用し、関係機関等と連携して助成を行っており、令和4年度からは新たに、県の復興基金を財源として沿岸地域の事業者を優先した補助枠を設けたところです。 令和6年度からは、水産加工業者等の販路喪失等の課題を解決するため「水産加工業連携新活動促進事業費補助金」を創設するなど、消費者ニーズを踏まえた売れる商品づくりから販路開拓など、被災事業者に対する総合的な支援を行っているところです。 また、県では、販路拡大を含めた経営課題の解決に向けて、復興庁と連携して、地域復興マッチング「結の場」や新ハンズオン支援事業などの支援施策が十分に活用されるよう、事業者への周知やフォローアップに取り組んできたところであり、今後もこうしたノウハウを活用しながら商工指導団体と連携し、被災地の事業者を支援していきます。 加えて、令和6年度に引き続き令和7年7月には、東京都及び東京魚市場卸協同組合との連携により、豊洲市場に被災地の鮮魚や水産加工品を販売する店舗が設置されたほか、2025年大阪・関西万博では、復興庁と連携し、5月19日から6日間、県産農林水産物や加工品の紹介を行ったところです。 引き続き、関係機関と連携し、被災企業の課題解決を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて新事業活動促進支援事業費補助　11,200千円、水産加工業連携新活動促進事業費 6,233千円	商工労働観光部 復興防災部	産業経済交流課 復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 (1)　組合等連携組織を活用した地方創生の推進 ①　人材の確保･育成、カーボンニュートラル、DX･GXなど、事業環境が多様化･高度化する現状においては、経営資源を補完･補強しあう中小企業組合等連携組織の行う協働などによる取り組みは一層重要であることから、これらを支援する唯一の組織として、切れ目なく伴走型支援を行う中小企業団体中央会の人員体制と予算の拡充を行うよう国に働きかけること。	中小企業団体中央会の人員体制と予算の拡充についてですが、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、事業計画の策定や経営改善、事業承継など、中小企業団体中央会をはじめとする商工指導団体による伴走支援の果たす役割は今後更に重要となっていくものと認識しています。 このため、県では、国に対し、全国知事会要望などの様々な場面において、商工指導団体の体制強化の重要性、必要性を強く訴えているところです。 今後においても、災害や物価高騰等の影響を受けた県内事業者への支援を進めていく上で、中小企業団体中央会をはじめとする商工指導団体は重要な役割を担っているものと認識しており、商工指導団体がきめ細かな支援を実施できるよう、中小企業団体中央会の体制強化や職員の待遇改善について検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中小企業連携組織対策事業費補助　123,743千円	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 (1)　組合等連携組織を活用した地方創生の推進 ②　地域の課題解決や雇用創出が期待される「特定地域づくり事業協同組合」への創業支援及び運営支援を拡充するとともに、以下の措置を講じるよう国に働きかけること。 ア. 届出制であることを考慮した労働者派遣法に基づく認定申請書類の簡素化	特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための有効な制度であり、「岩手県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン（政策推進プラン）」において、計画期間である令和5年度から令和8年度までの4年間で4組合の設立を目標に掲げているところです。 労働者派遣法に基づく認定申請書類については、法令に基づき定められているものですが、書類や手続の簡素化など、設立に当たっての負担が軽減されるよう、実際に申請の事務を担う市町村の実情も踏まえながら、特定地域づくり事業推進全国協議会を通じるなどして、国への要望に取り組んでいきます。	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （1）　組合等連携組織を活用した地方創生の推進 ②　地域の課題解決や雇用創出が期待される「特定地域づくり事業協同組合」への創業支援及び運営支援を拡充するとともに、以下の措置を講じるよう国に働きかけること。 イ．地方行政と中央会が連携した制度普及講習会の開催等への助成措置並びに設立や運営に係る伴走型支援のための予算措置	特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための有効な制度であり、「岩手県民計画（2019～2028）第２期アクションプラン（政策推進プラン）」において、計画期間である令和５年度から令和８年度までの４年間で４組合の設立を目標に掲げているところです。 県では、令和７年度初めて、中央会との連携により、広く市町村職員を対象とした制度勉強会を主催したほか、市町村や事業者の希望に応じ、制度等の個別説明の場を設けたところであり、県としても、制度の普及や市町村における検討の促進に努めているところです。 国に対しては、特定地域づくり事業推進全国協議会を通じ、事業の活用を検討する事業者や市町村及び設立後の組合に対する支援措置の創設について検討を求める要望をしており、今後も、設立や運営に関する必要な支援が講じられるよう、この協議会を通じるなどして、国への要望に取り組んでいきます。	ふるさと振興部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3−4　地方創生の推進に対する対策 （2）DX･GXによる生産性向上等の支援 ①　デジタル化による生産性向上や事業再構築などDXの一層の推進のほか、脱炭素に限らず新たな付加価値を創造できるGXへの投資拡大を図るなど、事業環境の変化に挑戦するなか、小企業を後押しする支援策の拡充や、太陽光発電を始める際に必要な固定価格買取制度の申請手続きの簡素化･迅速化を図るよう国に働きかけること。	県では、県が行う補助事業の補助上限額の引上げや県内金融機関における優遇などのインセンティブを付与する「脱炭素化経営企業等認定制度」や、「事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助」などの各種補助制度等により、事業者の脱炭素経営を後押ししているところであり、国に対しては、引き続き、省エネルギー設備の導入支援など、中小企業の脱炭素経営に対する支援の継続等について、要望していきます。 また、固定価格買取制度運用手続の効率化・迅速化については、現在、国において、「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」の中で見直しが検討されており、今後の国の検討状況も踏まえて、必要に応じて全国知事会を通じた要望を国に対し行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円、 再生可能エネルギー導入促進事業費126,025千円 再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金747,432千円	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	県では、中小企業デジタル化支援ネットワークの取組により、中小企業・小規模事業者のデジタル化による生産性向上に向けた伴走支援を実施しているほか、国に対し、全国知事会を通じて、デジタル化診断の積極的な展開や、デジタル化・AI導入補助金による技術導入支援、地域や中小企業内におけるデジタル化人材育成のための事業推進等について要望しており、引き続き、DXの一層の推進に向けた支援策の拡充について要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中小企業デジタル化支援事業費　7,770千円	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3−4　地方創生の推進に対する対策 （2）DX･GXによる生産性向上等の支援 ②　AI･IoTの導入、RPA(定型業務の自動化)、キャッシュレス化、EC(電子商取引)、テレワーク推進などのDX支援を強化するほか、導入に当たって必要な業務プロセスの見直しや機材の選定、操作等を担う専門人材の育成に対する支援を拡充するとともに、中小企業に行き渡る十分な予算措置を講じるよう国に働きかけること。	AI･IoTなどのデジタル技術の導入については、中小企業デジタル化支援ネットワークを通じ、商工指導団体等の支援者が企業の経営課題に応じたデジタルツールの提案・助言を行えるよう、人材育成を実施し、企業の自動化・省力化やデータ活用の促進に取り組んでいます。 また、キャッシュレス化については、インバウンド対応や消費者利便性の向上に資することから、普及啓発を進めるとともに、導入希望事業者に対し国の補助制度活用を含む支援を行っており、併せて補助制度の充実について、引き続き、国に対して要望していきます。 さらに、ECの活用については、県産品の販売等を行う WEB百貨店の設置、ECへの新規参入支援やセミナー開催等の伴走支援を通じ、地域企業が地域にいながら全国市場へ販路を拡大できる環境整備を進めています。 テレワークについては、、働き方改革サポートデスクでの相談対応による導入・定着支援に加え、「魅力ある職場づくり推進事業費補助金」により柔軟な勤務制度の整備やオフィス環境改善に取り組む中小企業を支援しています。 引き続き、産業支援機関との連携の下、専門家派遣、高度IT技術者向け研修、IT企業とのマッチング等を通じ、企業の課題や段階に応じたデジタル技術の導入支援やデジタル化を推進する人材の育成に引き続き取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 今こそ買うなら岩手のものEC交易展開事業費　8,324千円	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （2）DX･GXによる生産性向上等の支援 ③　中小企業がデジタル化を推進するうえでの初歩的な課題の解決を図るため、デジタル化サポートセンター(仮称)の岩手県中央会への配置に係る助成措置を講じること。	商業・サービス業のデジタル化を推進する上で、デジタル化の情報や技術等が不足している事業者の課題解決を行うためには、事業者のレベルアップのほか、事業者を支援する商工指導団体の職員のスキルアップも欠かすことができないものであることから、県では、商工指導団体の職員向けの研修等を開催し、スキルアップを図っているところです。 デジタル化サポートセンター（仮称）の設置については、設置の目的等、詳細について情報共有を図りながら、今後の目指すべき方向性等について検討していきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （3）「ものづくり･商業･サービス生産性向上促進補助金」による生産性向上支援 ①　中小企業･小規模事業者の生産性の向上及び競争力の強化を図り、継続的な賃上げを実現する必要があることから、「ものづくり･商業･サービス生産性向上促進補助金」の今年度以降の継続とともに、中小企業等の生産性向上への取り組みを支援する設備投資等への補助率･補助上限の引上げ、店舗改装費等補助対象経費の更なる拡充を図るよう国に働きかけること。 また、過年度実施してきた補助事業者が、ものづくり補助金事業を活用し、試作開発、設備投資を行った成果品の販路開拓、販売促進を図るためフォローアップ事業に対する支援を拡充するよう国に働きかけること。	補助金の拡大等の施策拡充についてですが、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げの実現に向け、生産性・付加価値の向上を促進する環境を整備するため、国に対し、ものづくり補助金をはじめとした補助制度の更なる拡充等について要望しているところであり、引き続き、補助率・補助上限の引上げや補助要件の緩和などについて働きかけていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （3）「ものづくり･商業･サービス生産性向上促進補助金」による生産性向上支援 ②　補助事業の実施体制において、サポートセンターや各種申請窓口業務での不十分な対応によって申請者に混乱や事業着手の遅れが生じないよう、また、地域事務局への過度な負担が生じることのないよう事務委託先の体制を強化するよう国に働きかけること。	ものづくり補助金の補助業務は、貴会が中小企業庁から委託を受けて、岩手県地域事務局を担っていると認識しています。補助事業の実施体制の強化については、契約の当事者間の問題であることから、貴会と中小企業庁との間で御協議いただきたいと考えています。 なお、地域事務局の業務負担に起因し、申請者に混乱や事業着手の遅れが生じる等申請者に不利益が生じる場合には、事務局の体制強化について国への働きかけを検討していきます。	商工労働観光部	経営支援課	C 当面は実現できないもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （4）「地域中小企業の人材確保･育成に対する支援 ①　「リカレント教育」「リスキリング」など、産業人材の育成や個々人のスキルアップを通じた成長分野等への労働移動、地域間･業種間の雇用流出性を高めるものであるが、中小企業から大企業への人材流出につながらないよう中小企業に対する必要な支援措置を講じるよう国に働きかけること。	中小企業から大企業への人材流出を防止するためには、若者や女性などが働きやすく、働きがいのある職場づくりが重要であると考えています。 このため、県では、「いわて働き方改革推進運動」を展開し、仕事と家庭の両立や女性活躍を含めた働き方改革を推進するほか、従業員の企業に対する主体的貢献意欲である「従業員エンゲージメント」に関する調査を実施し、その調査結果を基にした研修会や相談助言など、県内企業に対する伴走型の支援を実施しているところです。 また、国に対して、中小企業の人材確保に向けた支援等について要望しているところであり、今後も必要な働きかけを行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて働き方改革加速化推進事業費　9,227千円	商工労働観光部	定住推進･雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （4）「地域中小企業の人材確保･育成に対する支援 ②　県が策定した岩手県中小企業振興第3期基本計画(R5～8)では、後継者や事業活動を担う人材の確保･育成等各種施策が掲げられているが、中小企業が持続的な事業展開を図るためには、後継人材の確保･資質能力向上のほか、後継者を支える人材の育成等も重要な経営課題であることから、各教育段階における体系的なキャリア教育の推進、インターンシップ拡大等のほか、後継人材向け研修･育成セミナー等の更なる充実、事業者が自ら行う後継者育成に対する費用補助の創設等、施策の一層の充実を図ること。	県内企業の人材確保に向け、県内に就職する若者を増やしていくためには、小学生段階から保護者や教員などの関係者を含めて県内の企業や産業状況の理解を深め、子どもたち自ら将来のライフデザインを考えるためのキャリア教育を充実させていくことが重要と考えています。 このため、県では、小中高生を対象とした出前授業や工場見学、大学生等を対象とした県内企業の若手社員による自社の魅力を伝える講座などを実施するほか、大学生等の保護者を対象としたセミナーや高等学校の教員と企業との情報交換会など、大学生等の県内就職促進の取組を進めているところです。 また、インターンシップのノウハウの習得を目的とした企業向けセミナーの実施や、就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」においてインターンシップ情報を発信し、企業とのマッチングを行うなど、インターンシップの拡大に向けた取組の強化を進めているところです。 引き続き、小学生段階から保護者や教員などの関係者を含めて県内の企業や産業に触れる機会を切れ目なく創出しながら、教育委員会をはじめ、関係機関等との連携を一層強化し、施策の充実を図っていきます。 なお、後継人材の育成については、商工指導団体が実施している、若手経営者や後継者の経営力の育成・強化を目的とした「次世代後継者育成塾」の開催を支援しているところであり、引き続き取り組んでいきます。	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （5）国際リニアコライダー(ILC)の誘致の早期決定 次期欧州素粒子物理戦略においてもILCの位置付けが戦略に適合すること等が明記され、日本の誘致に大きな期待感が示されていることから、米国･欧州等の海外関係国との経費分担、研究分担、建設設計等の国際調整、国際協力を進め、早期に日本誘致を正式に決定するよう国に働きかけること。	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1　関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2　日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3　国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。 先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。 今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費　92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （6） 交流人口拡大に向けた新たな取り組み いわて県民計画(2019～2028)の推進に当たっては、沿岸被災地の復旧･復興はもとより、真に実感ある復興と地方創生を実現するため、本県が国内外にアピールできるような新規プロジェクト(例:三陸の海を生かした海中水族館･物販とアミューズメント施設を併設した複合型テーマパーク･海洋水産分野の世界最先端の研究拠点等)の構築など、長期的視点に立ち交流人口の拡大等を実現できる新たな施策を一層強化すること。	いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンにおいては、沿岸地域の復興とその先を見据え、より長期的な視点に立ったプロジェクトとして「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」や国際研究拠点の実現を目指す「ILCプロジェクト」等を掲げ、被災地のより良い復興に向け、産業振興や地域振興に取り組んでいます。 「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」では、復興の取組により進展したまちづくりや交通ネットワークなどを生かした地域産業の振興を図るとともに、多様な魅力を発信し、国内外との交流を活発化することにより、持続的な三陸地域の発展を目指すこととしています。 具体的には、東日本大震災津波伝承館を拠点とし、三陸地域が震災遺構などを通して防災を学習する場となるよう、三陸鉄道等を活用した防災ツーリズムの推進や、企業研修や大学の現地ゼミ等を対象とした防災学習プログラムの展開に取り組んでいるところです。また、東日本大震災津波伝承館等を活用した情報発信、三陸沿岸道路や三陸鉄道等の多様な交通ネットワークを活用した物流・誘客の促進、三陸ジオパークの普及・啓発活動、クルーズ船寄港誘致、三陸の豊かな食を軸に据えた地域振興の取組やRWC2019™のスポーツレガシー等を活用した取組など、公益財団法人さんりく基金の三陸DMOセンターと連携して国内外に誇れる資源を活用した取組を進め、沿岸地域の特性を踏まえながら国内外の誘客の取組を強化し、更なる交流人口の拡大に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 新しい三陸振興推進費　2,960千円	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （7） 官公需対策の強化･拡充 ① 地元企業への優先発注 少額随意契約等の制度を積極的に活用するなど、地元の官公需適格組合や中小企業への発注の増大に努めるとともに、実勢価格に基づいた発注単価の適時適切な見直しについて地方公所や市町村等の発注機関まで確実に伝わるよう一層働きかけること。さらに、地方公共団体と災害時協定を締結している組合及び組合員事業者に対し、受注機会の増大を積極的に図ること。	県内中小企業の商品やサービスの利用促進を図るため、岩手県中小企業振興第3期基本計画において、「県の官公需契約件数に占める中小企業との契約件数の割合」を高めることを「目指す姿指標」に設定しているところであり、達成に向けては、少額随意契約等の制度を活用し、県内中小企業への発注に配慮してきたところです。 また、市町村に対しても、最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づいた予定価格の作成や、事業協同組合等で共同受注体制が整っている官公需適格組合の活用を含め、中小企業の受注機会の確保を要請しており、引き続き、中小企業の受注割合が高まるよう努めていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （7） 官公需対策の強化･拡充 ② 公共工事共通費の拡充 公共工事積算における共通費として、人材確保の課題を抱える中小企業が自ら行う労働･現場環境改善を図る費用も対象とすること。	工事の現場環境改善については、現場環境改善費を設計計上しており、現場事務所の快適化、労働者宿舎の快適化、衛生設備・厚生設備の充実などの現場環境改善に取り組めることとしています。	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-4　地方創生の推進に対する対策 （7）官公需対策の強化･拡充 ③　入札予定価格事前公表の廃止等 県の発注については、採算性を度外視した低価格入札が行われないよう、入札予定価格の事前公表は行わないとともに、低入札価格調査制度によらず、最低制限価格制度の導入を一層図ること。	入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、さらには予定価格に係る不正防止の観点から有効なものとして、本県では平成17年度から全ての県営建設工事の入札に導入し、国の指針に基づき十分検討を行いながら運用しているところです。 制度導入以降、国の指針で示された弊害は確認されていないものと認識していますが、引き続き、入札動向や他県の状況等を注視しながら、適切な対応に努めていきます。 なお、適正な積算による入札であることについて、入札書と同時に工事費内訳書の提出を義務付けているほか、開札後の落札候補者に対する事後審査においては、詳細な工事費内訳書を追加で徴し、適正に積算していることを確認しています。 また、県が採用している総合評価落札方式及び低入札価格調査制度は、ダンピング防止を図りつつ、企業の技術力や企業努力、地域貢献活動等を適切に評価し、価格と品質が総合的に優れた者を契約の相手方にしようとするものであり、最低制限価格を下回った入札を一律に排除する最低制限価格制度よりも優れた制度であると考えています。さらに、低入札価格調査制度においては、ダンピング防止のため、「失格基準価格」を設けて、一定額を下回った場合には失格としています。 加えて、ダンピング防止対策を強化するため、令和3年4月から、総合評価落札方式の適用工事を拡大したほか、令和4年4月には、国に合わせて低入札価格調査制度の調査基準価格の引き上げを行ったところです。 引き続き入札動向を注視しながら、ダンピング防止対策に適切に取り組みます。	出納局	総務課	C 当面は実現できないもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-5　産業の振興に関する施策 （1）公共事業費の確保及び発注の平準化 ①　老朽化した公共施設の適切な維持･管理及び社会インフラの整備促進のためにも、その担い手たる地方の中小企業が必要な労働力を確保し継続して操業できるよう、必要な予算を安定的、継続的に確保するよう国に働きかけること。	県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望したところです。 また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進することなどを要望したところです。 引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	県土整備部	県土整備企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県中小企業団体中央会） 3-5　産業の振興に関する施策 （1）公共事業費の確保及び発注の平準化 ②　公共事業の円滑な推進に当たっては、工事の円滑な推進を図るために、県･市町村における発注時期の平準化を図る的確な方策を講じること。	県では、改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の平準化に取り組んでいるところです。 また、市町村に対しては、県ブロック発注者協議会において、発注関係事務の運用指針の更なる周知や、本県における平準化の取組事例の共有を行っているところであり、引き続き、市町村を含めた平準化の取組を推進していきます。	県土整備部	建設技術振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-5　産業の振興に関する施策 （2）　中小商業の活性化支援の継続･拡充等 社会経済状況が大きく変化するなか、商店街等の機能と活動を維持していくため、支援施策において以下の措置を講じるとともに、国に働きかけること。 ①　対象経費の拡充(店舗設計費や施工試験費等)を図ること。	商店街や共同店舗は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能も補完しています。 このような商店街や中心市街地の活性化など、まちづくりについては、まず、地元市町村が関係者とまちの現状や将来像についてしっかりとしたビジョンを共有し、地域の実情に応じた自主的な取組を行うことが重要と考えており、引き続き、市町村や商工団体と商業の活性化に取り組んでいきます。 また、国に対しては、商店街の活性化支援に係る制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施するよう、全国知事会を通じて働きかけています。	商工労働観光部	経営支援課	C 当面は実現できないもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-5　産業の振興に関する施策 （2）　中小商業の活性化支援の継続･拡充等 社会経済状況が大きく変化するなか、商店街等の機能と活動を維持していくため、支援施策において以下の措置を講じるとともに、国に働きかけること。 ②　老朽化したアーケード･街路灯･カラー舗装･消防設備･発電機等の共同施設等を適切に維持･管理できるよう、修繕･更新等を行う際の新たな支援策を創設すること。また、店舗倒壊対に伴うアスベスト除去、封じ込めに関する新たな支援策を講じること。	商店街や共同店舗は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能も補完しています。 このような商店街や中心市街地の活性化など、まちづくりについては、まず、地元市町村が関係者とまちの現状や将来像についてしっかりとしたビジョンを共有し、地域の実情に応じた自主的な取組を行うことが重要と考えており、引き続き、市町村や商工団体と商業の活性化に取り組んでいきます。 また、国に対しては、商店街の活性化支援に係る制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施するよう、全国知事会を通じて働きかけています。	商工労働観光部	経営支援課	C 当面は実現できないもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-5　産業の振興に関する施策 （2）　中小商業の活性化支援の継続･拡充等 社会経済状況が大きく変化するなか、商店街等の機能と活動を維持していくため、支援施策において以下の措置を講じるとともに、国に働きかけること。 ③　空き店舗対策として、商店街内の起業(出店)促進のための支援策や、共同店舗の空きスペースの入居費･改装費等への新たな助成制度を創設すること。	県では、商店街のにぎわい創出や活性化に向け魅力ある店舗づくりに取り組む事業者等への専門家派遣を市町村や商工団体と連携して行っており、引き続き市町村や商工団体と連携を図りながら、商業の活性化に取り組んでいきます。 起業の支援については、地域における課題解決に資するサービスを提供する担い手を確保し、地域経済の活性化を図ることを目的として、国の交付金を活用し、令和元年度から実施している「地方創生起業支援金」を活用し、引き続き起業の支援に取り組んでいきます。 また、国に対しては、商店街の活性化支援に係る制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施するよう、全国知事会を通じて働きかけています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて暮らし応援事業費（うち地方創生起業支援金分）　39,000千円	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-5　産業の振興に関する施策 （2）　中小商業の活性化支援の継続･拡充等 社会経済状況が大きく変化するなか、商店街等の機能と活動を維持していくため、支援施策において以下の措置を講じるとともに、国に働きかけること。 ④　キャッシュレス決済を推進するうえで中小小売業、商店街組合等の負担となっている決済手数料への新たな助成制度を創設すること。	キャッシュレス決済は、消費者の利便性に直結するほか、事業者の売上増加等にもつながるものであり、機会損失することのないよう普及啓発を行うべきと捉えています。 そのため、県では、令和8年度当初予算に、県内店舗でのキャッシュレス決済に対し、ポイント還元を行う「いわて県民応援プレミアムポイント還元事業」を盛り込んだところです。 引き続き、商業・サービス業のDX推進も踏まえ、中小企業や国・市町村・商工団体等と連携しながら、小規模事業者等へのクレジットカードやQRコードによるキャッシュレス決済の導入を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて県民応援プレミアムポイント還元事業　1,157,500千円	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-5　産業の振興に関する施策 （2）　中小商業の活性化支援の継続･拡充等 社会経済状況が大きく変化するなか、商店街等の機能と活動を維持していくため、支援施策において以下の措置を講じるとともに、国に働きかけること。 ⑤ 商店街や共同店舗が持つ地域コミュニティの担い手としての機能をより強化し、恒常的な集客力向上を図るため、イベント等の事業を積極的に実施している意欲ある商業者の取り組みを支援する新たな補助制度を創設するほか、IT･AI･IoT等の導入･活用に向けた支援の充実を図ること。	商店街や共同店舗は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能も補完しています。 このような商店街や中心市街地の活性化など、まちづくりについては、まず、地元市町村が関係者とまちの現状や将来像についてしっかりとしたビジョンを共有し、地域の実情に応じた自主的な取組を行うことが重要と考えています。 県では、例年行う各種調査等において各商店街等のニーズ把握に努めるとともに、商店街組織や市町村、商工指導団体等と連携しながら、県として商店街振興に有効な施策の検討を継続していきます。また、平成30年度から実施しているいわて希望応援ファンドにより、商店街のにぎわい創出や魅力創造をはじめとする商店街の活性化を図るため、商工団体及び商店街組織等の取組を支援していきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県中小企業団体中央会） 3-5　産業の振興に関する施策 （3）観光立国実現と東北へのインバウンド拡充等に向けた支援 ① 原発事故等の風評被害を払拭し、観光を通じて被災地の復興を加速させるため、インバウンドの東北あるいは北東北への誘客プロモーションや、世界遺産等の観光資源と既存の観光素材を生かした広域的な観光戦略の構築、長期的な復興を支える重層的な取り組みに対する支援を強化すること。	外国人観光客の誘客拡大には、広域連携による取組が重要であることから、東北観光推進機構や東北各県と連携し、台湾や中国、タイにおけるPRイベントや、旅行博等への出展、海外の旅行会社やメディアを活用したプロモーション等を実施したほか、北東北三県観光立県推進協議会による香港の旅行会社の招請などに取り組んでいます。 また、ニューヨーク・タイムズ紙で盛岡市が紹介されたことや、イギリス・タイムズ紙など海外の著名メディアでみちのく潮風トレイルが紹介されたことなど、こうした好機を最大限生かし、東北が一体となったプロモーションやSNSを活用した各言語での情報発信等に取り組んでいます。 さらに、東北広域における外国人観光客の訪問や消費の履歴に関するデータを多角的に分析する「東北観光DMP（データ・マネジメント・プラットフォーム）」を活用しながら、効果的に誘客促進するよう取り組んでいるところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 インバウンドぐるっと県内周遊促進事業　19,315千円（当該事業の一部） 世界が訪れたくなる東北・岩手広域周遊促進プロモーション事業　16,085千円（当該事業の一部） 東北観光推進事業費（東北観光DMP推進費）　6,659千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県中小企業団体中央会） 3-5　産業の振興に関する施策 （3）観光立国実現と東北へのインバウンド拡充等に向けた支援 ②　観光立国・観光立県を実現するため、地域における観光地づくりをリードする地域観光の中核を担う人材や地域の実践的な観光人材など、幅広い人材育成に必要な支援策を講じること。	東北観光推進機構と連携し、東北広域における外国人観光客の訪問や消費の履歴に関するデータを多角的に分析する「東北観光DMP（データ・マネジメント・プラットフォーム）」の活用方法を学びながら、戦略的に地域の観光施策を推し進めることができる人材の育成に取り組んでいます。 また、県観光協会と連携し、「いわて観光DMP」や岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」を活用したデータ分析結果等をレポート形式で地域の事業者へ還元するとともに、地域説明会を開催し、地域における、データに基づく観光地域づくり・人材育成等の支援に取組んでいます。 さらに、三陸DMOセンターと連携し、三陸地域の観光人材の育成を目的に、三陸観光プランナー養成塾や観光地域づくりセミナー等を開催しています。 なお、県内民間事業者のインバウンド受入の態勢整備を支援するため、観光コンテンツ造成からOTA（オンライン旅行代理店）での販売支援や、外国人観光客の接客セミナーの開催等、受入態勢の強化を図ることとしています。 今後も、関係機関と連携しながら幅広い人材育成を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 インバウンドぐるっと県内周遊促進事業　19,315千円（当該事業の一部） いわての新しい観光推進体制整備事業　22,087千円	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
（神道政治連盟岩手県本部） 4-1　皇室の尊厳護持について 皇室の尊厳を護持し、その良き伝統を守るために、万世一系による皇位継承の大原則を維持し、皇統に属する男系の男子の養子縁組を可能とする法整備に向けて努力するとともに、女性皇族の方にはご結婚後も引き続き皇室活動を維持していただくための方策を講じるなど、皇室制度全般の整備充実や「女系天皇」につながるいわゆる「女性宮家」創設には反対するよう要望する。	皇室の尊厳護持に関しては、国において議論が進められるべきものと認識しています。	総務部	総務室	S その他
（神道政治連盟岩手県本部） 4-2　自主憲法制定について 憲法改正については、憲法審査会での議論促進と憲法改正案の速やかな国会発議を強く働きかけ、特に、中国や北朝鮮、ロシアの軍事的動向に鑑み、我が国の領土と国民の生命・安全を守るべく、自衛隊の存在を憲法上に明確にするとともに、我が国に対する外部からの武力攻撃やサイバー攻撃、内乱やテロ、世界的規模の伝染病や大規模自然災害など、社会秩序と国民生活に深刻重大な影響を及ぼすあらゆる事態に備えて、緊急事態条項の創設と関連法の整備充実に努めるよう要望する。	自主憲法制定に関しては、国において国民的な議論を十分行った上で、国民総意の下、法に則って手続きされるべきものと認識しています。	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（神道政治連盟岩手県本部） 4-3　教育の正常化、正しい歴史観について 「歴史と伝統の尊重」「徳性の涵養」「郷土と国を愛する心の育成」「宗教的情操の涵養」などが教育現場で実現されるよう、国家の将来を見据えた人材育成に資する指導と教育環境の整備充実に努めるよう要望する。	各学校において、学習指導要領に基づいて、歴史に係る教育等が適切に行われるよう取り組んでいきます。	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
（神道政治連盟岩手県本部） 4-4　靖國神社参拝、国家護持について 国難に殉ぜられた英霊の慰霊･顕彰に努め、靖國神社への首相や閣僚による参拝や県内市町村長等の岩手護國神社への参拝促進など、公人による慰霊と参拝に向けて取り組むよう要望する。	靖国神社公式参拝・国家護持に関しては、国において慎重な議論が進められるべきものと認識しています。	総務部	総務室	S その他
（神道政治連盟岩手県本部） 4-5　夫婦別氏制、家族制度改変について 伝統的な家族制度の崩壊につながりかねない選択的夫婦別氏(姓)制度については、定着している旧姓の通称使用を即して導入に反対し、制度としては同氏制を維持して家族の一体性を大事にするよう努め、国会で成立した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」については、同法の運用を巡り社会的混乱を招くことのないよう動向を注視するとともに、各自治体における性的少数者への理解増進条例やパートナーシップ条例等の制定には慎重を期し、民法で定める法律婚に基づく婚姻と家族を大事にして、その意義啓発に努められ、更に婚姻数及び出生数の低下等による少子化問題には真剣に取り組み、子育て世帯を対象に子供と家庭状況に配慮した十分な経済的支援や教育環境の整備等が講じられるよう要望する。	県では、令和7年8月に全国知事会を通じて、選択的夫婦別姓制度の導入に関する議論の活性化を求める提言を内閣府に対して行ったところであり、今後、広く丁寧な議論がなされるべきと考えています。	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
（神道政治連盟岩手県本部） 4-6　国家主権と領土問題について 北朝鮮による拉致問題の早期完全解決に向け、政府に対し北朝鮮への外交圧力と日朝交渉実現に向けた積極的対応を求め、拉致家族を支援するよう要望する。	県としては、関係各法に基づき、帰国被害者等がいる場合は、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう相談支援等を実施することとし、人権侵害問題へ対処するため、国と連携を図りつつ、国民世論の啓発に努めます。	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（神道政治連盟岩手県本部） 4−7　神社の護持･継承について 　神社の護持･継承に向け、「令和の米騒動」といわれる事態に対し、食と農とが神社の祭祀と深く関わっていることを認識し、我が国の稲作農業を奨励し、食料の安全保障の確保と自給率の向上に努めるとともに、いわゆる「旧統一教会」の被害者救済問題を契機に新たに制定された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」等や既存の宗教法人法が、今後各神社の宗教活動を抑制することのないよう適正に運用されることを要望する。	宗教法人法の規定に基づく手続については、適宜、助言を行っていきます。	総務部	総務室	S その他
	今般、国において策定した「食料・農業・農村基本計画」において、「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本とすることとしており、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推進することとしたところです。 食料安全保障の実現に向けては、我が国の食料供給の現場である地方と国が一体となって、総力を挙げて取り組んでいくことが必要です。 県では、令和7年6月、国に対し、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、食料安全保障構造転換対策や、生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策等の着実な実施など、国民に対する食料の安定的な供給に向けて、食料安全保障の強化が図られるよう要望してきたところであり、今後も、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
（社会福祉法人日本保育協会岩手県支部） 1−1　人口減少地域における保育について 　出生数の激減により、保育所等施設の運営基盤が大きく揺らいでおります。地域の実情をふまえながらも恒常的に施設運営の安定に資するよう、公定価格の在り方、施設の統廃合、事業廃止･法人解散等における税制や国庫補助金の取扱いについて、緊急的且つ即時の対応を含めて配慮するよう要望する。	人口減少地域においては、利用児童の減少や物価高等により将来の施設運営を不安視する声があることから、地域特性に応じた持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、公定価格を見直すとともに、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的･財政的支援の充実を図るよう、全国知事会と連携して国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
（社会福祉法人日本保育協会岩手県支部） 1−2　土曜保育の現状と課題について 　働き方の多様な変化や急速な少子化により、土曜日の保育施設利用も減少している。また、同時にワークライフバランスの観点から保育人材が就業しやすい環境も求められている。安定的な運営ができる公定価格の仕組みのもと、土曜日保育実施の弾力化と土曜保育事業の創設、併せて保育人材確保の促進を検討するよう要望する。	保育士の負担を軽減し勤務環境を改善するためには、保育人材の確保を図っていく必要があることから、県では、令和7年度、保育士修学資金の貸付け枠を、これまでの25人から45人に拡大し、新卒保育士の県内定着の促進に取り組んでいます。 また、保護者や子どもからのニーズに対応するため、多様な保育サービスや、保育士確保の取組の充実･強化に向け、十分な財政措置を講じるよう、国に要望しています。 さらに、幼児教育･保育の質を向上し、不適切な保育等を防ぐため、更なる保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、公定価格の地域間格差を是正し地方での保育士確保が可能となる単価設定とするなど、保育士確保施策を強化するよう、国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
（社会福祉法人日本保育協会岩手県支部） 1−3　保育士配置基準の現状について 　1歳児および3～5歳児の保育士配置基準の改正が行われましたが、今後も安全安心な保育ならびに質の向上に向けて、0歳児･2歳児の保育士配置基準の見直し、グレーゾーンの園児への加配について、国に働きかけるよう要望する。	幼児教育･保育の質を向上し、不適切な保育等を防ぐため、更なる保育士の配置基準の改善を図るよう、国に要望しています。 また、医療的ケアや障がい、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもや、障害者手帳の有無にかかわらず特に保育上の支援を要する子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について更なる支援の充実を図るとともに、公定価格に保育士の加算配置や、看護師や調理員等の配置加算を創設･拡充するなど、財政措置を講じるよう、全国知事会と連携して国に要望しています。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（自由民主党岩手県ちんたい支部） 2-1　家賃等への消費税非課税の堅持について 　賃貸住宅の家賃・共益費に消費税を課さないことは、今や社会共通の基本政策である。引き続き、家賃・共益費への消費税は非課税とすること。	家賃等の消費税非課税については、引き続き国の動向を注視していきます。	総務部	税務課	S その他
（自由民主党岩手県ちんたい支部） 2-2　賃貸住宅修繕共済制度の拡充について 　損金算入が認められる対象に水回り内装設備（キッチン、ユニットバス、洗面設備、トイレ等）の修繕･交換工事費、及び物件の解体費用についても対象範囲に追加すること。	県内の状況に応じて、今後、必要に応じて研究していきます。	県土整備部	建築住宅課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（自由民主党岩手県ちんたい支部） 2-3　外国人による不動産取引への規制 国家安全保障の観点に加え、資源保護や環境保全、国内の経済･社会を適切に維持する観点からも、外国人による国内不動産の無制限な取引は規制するよう要望する。併せて、土地を所有する際、外資に一定の制約を設けるとともに、完全外資（100%）による土地の所有は制限するよう要望する。 ①　土地所有における外資規制 国内の土地を所有しようとする外国資本の割合に一定の制約を設けるなど、少なくとも完全外資100%による土地の所有については規制措置を講じたうえで、国内に居住していない外国資本の土地所有者に対し、固定資産税の見直し(加重課税)の措置を講ずること。	重要土地等調査法（令和3年法律第84号）に基づき、国が指定する安全保障上重要な施設・土地等の所有権の移転等に当たっては、国に対し、契約の当事者が氏名・住所・国籍・利用目的等を事前に届け出る必要があるなど、外国人等の土地所有に関し、一定の制約が設けられているところであり、県では、本法に基づく、適正な土地利用が推進されるよう、周知等を図っていきます。 なお、国では令和8年3月、「外国人による土地取得の規制について議論する有識者会議」を設置し、規制の対象や仕組みなどを議論していくこととしており、国の動向を注視していきます。	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
	要望のあった税制改正については、特例措置を設けるだけの公益性があるかどうか、特例措置を設けても公平性が保たれるかどうかなどを慎重に見極める必要があります。 規制等の制度の在り方について、現在、国において検討が進められているところであり、国の動向を注視しながら、必要に応じ対応を検討していきます。	ふるさと振興部	市町村課	S その他
	外国人又は外国資本の企業の土地取引についての情報収集に努めていくほか、外国人等の取引も含め、関係法令に基づき、適正な土地取引が行われるよう監視等していきます。 また、規制等の制度の在り方について、現在、国において検討が進められているところであることから、県としては、国の議論等を注視し、必要に応じて適切に対応していきます。	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
（自由民主党岩手県ちんたい支部） 2-3　外国人による不動産取引への規制 国家安全保障の観点に加え、資源保護や環境保全、国内の経済･社会を適切に維持する観点からも、外国人による国内不動産の無制限な取引は規制するよう要望する。併せて、土地を所有する際、外資に一定の制約を設けるとともに、完全外資（100%）による土地の所有は制限するよう要望する。 ②　重要土地の取引規制 水資源や山林野なども含む国民生活の維持に必要な土地、景勝地や観光地など日本の伝統文化･歴史の継承に関わる土地については、外国人による所有を禁止するよう、現行の法規･税制の改正も含めた必要な措置を講ずること。	重要土地等調査法（令和3年法律第84号）に基づき、国が指定する安全保障上重要な施設・土地等の所有権の移転等に当たっては、国に対し、契約の当事者が氏名・住所・国籍・利用目的等を事前に届け出る必要があるなど、外国人等の土地所有に関し、一定の制約が設けられているところであり、県では、本法に基づく、適正な土地利用が推進されるよう、周知等を図っていきます。 なお、国では令和8年3月、「外国人による土地取得の規制について議論する有識者会議」を設置し、規制の対象や仕組みなどを議論していくこととしており、国の動向を注視していきます。	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
	外国人又は外国資本の企業の土地取引についての情報収集に努めていくほか、外国人等の取引も含め、関係法令に基づき、適正な土地取引が行われるよう監視等していきます。 また、規制等の制度の在り方について、現在、国において検討が進められているところであることから、県としては、国の議論等を注視し、必要に応じて適切に対応していきます。	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（自由民主党岩手県ちんたい支部） 2-4　悪質な家賃滞納者情報データベース創設への措置 賃貸住宅の貸主(大家)の収益の根幹となる家賃収益を安定確保し、安心して大家業を継続できるために、賃貸住宅の悪質な家賃滞納者情報を宅地建物取引業者間で共有できるよう必要な措置を講ずること。	県内の状況に応じて、今後、必要に応じて研究していきます。	県土整備部	建築住宅課	C 当面は実現できないもの
（自由民主党岩手県ちんたい支部） 2-5　賃貸契約における報酬額の上限の見直し 宅地建物取引業法第46条において、賃貸借契約の報酬は国土交通大臣の定めにより、借主･貸主双方から合わせて「家賃1ヶ月＋消費税」と上限が定められているが、昨今の物価上昇や人口減少に伴う家賃下落の状況を鑑み、報酬額の上限を見直すよう必要な措置を講ずること。	県内の状況に応じて、今後、必要に応じて研究していきます。	県土整備部	建築住宅課	C 当面は実現できないもの
（自由民主党岩手県ちんたい支部） 2-6　空き家、空き地の取引促進 空き家･空き地の流通取引を活性化させ、その有効な活用を図るため、次の制度を実現すること。 (1) 固定資産税の特例の適用拡大 空き家を解体した更地について、一定期間の内に宅地として利用することを条件に、更地にされてから活用されるまでの間は、住宅用地の課税標準額の軽減措置(小規模1/6、一般1/3など)が適用されるようにすること。	要望のあった税制改正については、特例措置を設けるだけの公益性があるかどうか、特例措置を設けても公平性が保たれるかどうかなどを慎重に見極める必要があります。 県内における実態等を注視しながら、必要に応じて国に働きかけていきます。	総務部	税務課	S その他
（自由民主党岩手県ちんたい支部） 2-6　空き家、空き地の取引促進 空き家･空き地の流通取引を活性化させ、その有効な活用を図るため、次の制度を実現すること。 (2) 不動産取引税制の一部見直し 一定の要件を満たした空き家･空き地を取得する場合の不動産取引諸税は、軽減されること。	要望のあった税制改正については、特例措置を設けるだけの公益性があるかどうか、特例措置を設けても公平性が保たれるかどうかなどを慎重に見極める必要があります。 県内における実態等を注視しながら、必要に応じて国に働きかけていきます。	総務部	税務課	S その他
（自由民主党岩手県ちんたい支部） 2-6　空き家、空き地の取引促進 空き家･空き地の流通取引を活性化させ、その有効な活用を図るため、次の制度を実現すること。 (3) 空き家所有者の税情報の開示 空き家所有者の固定資産税の情報が、民間の宅地建物業者に開示される仕組みを創設すること。	要望のあった税制改正については、特例措置を設けるだけの公益性があるかどうか、特例措置を設けても公平性が保たれるかどうかなどを慎重に見極める必要があります。 県内における実態等を注視しながら、必要に応じて国に働きかけていきます。	総務部	税務課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （1）持続化補助金等生産性革命推進事業の複数年度化 令和6年度補正予算で生産性革命推進事業が予算措置されたが、本事業は中小･小規模事業者にとって稼ぐ力を強化する上で極めて重要な事業であることから、複数年度にわたり、安定的に実施すること。 特に、小規模事業者にとって、新たな需要開拓等に資する効果的な事業である小規模事業者持続化補助金は、伴走支援によって事業成果を高めていくことができることから、十分な予算措置を行うこと。	産業構造の変化に対応していくためには、県内企業数の約99.8%を占める中小企業の生産性・付加価値の向上を促進する環境を構築することが重要であると認識しており、国の「中小企業生産性革命推進事業」を令和8年度以降も継続し、できるだけ多くの事業者が必要な支援を受けられるよう予算を確保するとともに、補助率・補助上限の引上げなど、更なる制度の拡充を行うよう国に対し要望したところであり、国の令和7年度補正予算において予算措置されたところです。今後においても、制度の継続及び拡充について、必要に応じて国に対し要望していきます。 【国の令和7年度一般会計補正予算措置】 中小企業生産性革命推進事業　3,400億円	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （2）深刻化する人手不足対策とデジタル活用による業務効率化支援 ①　中小企業の人材確保支援 地域の産業･文化や企業で働く魅力を実感できる機会を提供し、地元での就職を促進するため、学生向けのインターンシップやキャリア教育の拡充を図ること。また、専門人材(高度人材)やシニア人材、兼業･副業人材とのマッチング･シェアリングの支援を強化すること。	岩手でずっと暮らしたい、岩手で役に立ちたいと考えている大学生を増やし、県内での就職に結びつけていくために、大学生自らが、ライフデザインを考える上で、キャリア教育を充実させていくことが重要です。 県では、県内企業の社員を講師として県内の大学生等に直接県内企業の魅力を伝える講座や、大学生等の保護者向けインターンシップセミナーの開催など、県内企業の魅力を伝える取組を実施しており、引き続き、関係機関・団体と連携し展開していきます。 また、専門人材や副業人材等とのマッチング支援について、プロフェッショナル人材戦略拠点における副業人材等活用の更なる促進のため、令和7年度からマッチングに要する経費への補助を拡充しており、引き続き、専門人材等とのマッチング支援に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて就業促進事業費　63,566千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	高校生の県内就職促進に向けては、生徒に県内の企業や産業状況を理解してもらい、生徒自らが、将来のライフデザインを考えるためのキャリア教育を充実させていくことが重要であると考えています。 県では、高校生向けに企業説明会を行っているほか、各高等学校においても、地域や地元自治体、産業界等との連携を図りながら、総合的な探究の時間等を通じて、インターンシップや企業見学などの様々な取組を行い、地域や地元企業への理解や関心を深める地域産業教育に取り組んでいます。	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （2）深刻化する人手不足対策とデジタル活用による業務効率化支援 ②　人材定着・育成支援と外国人材の受け入れ体制整備 人材の定着に向けて、賃上げや生産性向上に向けた各種助成金の拡充・改善とともに、自社の事業拡大に必要なスキル向上に資する従業員への人的投資(リスキリング・研修等)や福利厚生の充実への支援強化を図ること。 また、外国人材の就業・生活環境の整備や、日本で働きたい外国人材を受け入れる抜本的な体制づくり、女性の活躍推進、子育て世代の働きやすさの充実に取り組むこと。	外国人介護人材の受け入れに当たっては、受け入れに係るセミナー・研修の開催、外国人留学生への奨学金の支給や受入環境整備に係る費用の補助等を実施しているほか、新たに受入調整機関とのマッチング相談会や外国人介護人材の国家資格取得支援等を行うこととしています。 今後とも、事業所の御意見を伺いながら、外国人介護人材の確保・定着に向けた支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 外国人介護人材受入支援費　14,357千円	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
	県では、賃上げ原資の確保に向けて「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金」による生産性向上に向けた取組支援や、「物価高騰対策賃上げ支援金」による賃上げ原資の補填などの取組を行うとともに、DXの推進により企業の経営課題を解決するため、県内の職業能力開発施設において在職者訓練を実施しており、ITスキルの習得など情報系分野の訓練や、中小企業等のニーズを踏まえたセミナーを開催しています。 また、外国人材の就業・生活環境の整備については、外国人材の受入を希望又は検討している企業からの採用や受け入れ態勢づくりに関する相談を受け付ける電話相談窓口を令和8年度から新たに設置し、県内企業への外国人材の就業及び定着を支援していきます。 女性の活躍推進や子育て世代の働きやすさの充実については、魅力ある職場づくり推進事業費補助金による女性等が働きやすい柔軟な勤務制度の導入支援、就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」による女性が活躍できる企業情報の発信、女性活躍推進に向けた雇用環境確保に係る要請活動を行っています。さらに、いわてで働こう推進協議会等の場を通じて、県内就職状況や企業の人材確保の課題認識の共有をはじめ、魅力ある雇用環境の構築に向けた企業等への働きかけなど、官民が一体となって県内定着の取組を進めているところです。引き続き、全庁的、全県的な枠組みを活用しながら、関係部局との連携を強化し、取組を進めていきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第4号）措置】 岩手県物価高騰対策賃上げ支援費　2,714,000千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （2）深刻化する人手不足対策とデジタル活用による業務効率化支援 ③　外国人育成就労制度の地方に配慮した運用 「育成就労」制度の具体的運用に際しては、地方圏内でのさらなる地域間格差の拡大を防ぐ観点から、町村部や中山間地域など、特に深刻な人手不足に直面する地域において人材が定着できるよう、制度設計および運用において配慮を講じること。	外国人育成就労制度についてですが、県では、国に対し、外国人の雇用の安定に向け、就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策を一層推進するとともに、新たな育成就労制度では賃金水準の高い大都市圏へ人材が集中する懸念があり、町村部や中山間地域など、深刻な人手不足に直面する地方において、外国人材の確保が一層難しくなるおそれがあることから、外国人留学生の就職・定着に向けた地方における取組への財政支援や外国人人材を大都市その他の特定の地域へ集中させないための施策を実施するよう要望しているところです。 今後も、国への働きかけなど、県の対応について検討を行っていきます。	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3−1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （2）深刻化する人手不足対策とデジタル活用による業務効率化支援 ④　デジタル活用等による業務効率化・省力化支援 人手不足が加速する中、中小・小規模事業者のデジタル化によるバックオフィスを含む業務効率化や省力化など、生産性向上への後押しは不可欠である。地域では、支援人材やデジタル化に取り組むメリット等の情報不足により導入に踏み切れていない事業者も多い。専門人材の育成（リスキリング支援）や地域内でのシェアリング、事業者への支援人材の派遣やデジタル技術を持つ企業とのマッチング体制の構築が急務であることから、各種施策の展開を図ること。	県では、中小企業デジタル化支援ネットワークの取組により、中小企業・小規模事業者のデジタル化による生産性向上に向けた伴走支援を実施しているほか、プロフェッショナル人材戦略拠点を設置・運営し、経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を行っています。 また、国に対し、全国知事会を通じて、デジタル化診断の積極的な展開や、デジタル化・AI導入補助金による技術導入支援、地域や中小企業内におけるデジタル人材育成のための事業推進等について要望しており、引き続き、デジタル活用の推進に向けた各種支援策の拡充について要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中小企業デジタル化支援事業費　7,770千円 いわて就業促進事業費（兼業・副業プロフェッショナルデジタル人材等活用促進事業費）　39,904千円	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （3）経済の回復基調の地方への波及を見据えた販路開拓支援 ①　デジタル社会に対応する販路開拓の推進 電子商取引市場は引き続き拡大傾向にあり、デジタルツール等を活用した販路開拓は事業発展・継続に不可欠であることから、自社ECサイトの構築と効果的な運用に資するマーケティング支援を行うために、デジタル販路開拓支援推進のための助成措置を行うこと。	ECサイトの構築など、中小企業のデジタル化に向けた取組を伴走支援するため、県のほか、県内の各市町村、商工指導団体、産業支援機関、IT産業、金融機関及び高等教育機関により令和４年度に構築した中小企業デジタル化支援ネットワークにより、コーディネーターによる、経営とデジタルツール活用の両面からの助言やセミナーの開催、モデルとなる事例の情報共有等を実施しているところであり、引き続き、デジタルツール活用による経営改善実績を持った専門家の派遣体制を構築するほか、併せてワークショップを開催することにより、デジタル化の推進を通じて、営業力、販売力、新商品開発や技術革新等、経営力の強化に向けた普及啓発による支援を実施していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中小企業デジタル化支援事業費　7,770千円 また、これまで、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業により、県内中小企業・小規模事業者の経営革新計画に基づく生産性向上を図る取組を支援しているところですが、更なる所得向上等に向けて、新たに、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」、県内中小企業・小規模事業者の人手不足という課題の解消に向けた、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」（省力化投資枠）の2つの枠を加えて事業全体を拡充し、「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」事業として予算措置したところであり、この補助金の活用を促し、生産性・付加価値の向上の促進や、構造的かつ持続的な賃上げに向けた環境整備の支援に引き続き取り組んでいきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助　150,000千円 なお、国の「中小企業生産性革命推進事業」を令和8年度以降も継続し、できるだけ多くの事業者が必要な支援を受けられるよう予算を確保するとともに、補助率・補助上限の引上げなど、更なる制度の拡充を行うよう国に対し要望したところであり、国の令和7年度補正予算において予算措置されたところです。今後においても、制度の継続及び拡充について、必要に応じて国に対し要望していきます。 【国の令和7年度一般会計補正予算措置】 中小企業生産性革命推進事業　3,400億円（※中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）を含む）	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （3）経済の回復基調の地方への波及を見据えた販路開拓支援 ②　流通事業者等とのマッチングビジネス等の機会提供 地域資源の活用や農商工連携により開発された特産品の国内外での普及を後押しするため、バイヤーとのビジネスマッチング等の機会を提供するほか、マーケットイン視点での商品開発・改良の支援を行うこと。	県では、食の商談会の開催や海外バイヤーの招へい、国内最大規模の展示会「スーパーマーケット・トレードショー」への出展支援など、国内外で商談の機会を提供しています。 また「いわて希望応援ファンド」は、ファンドの運用益に「いわて新事業活動促進支援事業費補助金」を上乗せして支援を強化しています。 今後も、県内事業者の更なる商品力の向上や販路開拓に向けた支援を引き続き行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて食の販路拡大事業費　10,708千円、いわて新事業活動促進支援事業費補助　11,200千円、海外輸出力強化事業費　39,935千円	商工労働観光部	産業経済交流課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （3）経済の回復基調の地方への波及を見据えた販路開拓支援 ③　地域全体の稼ぐ力を強化する「面的支援」の実施支援 人材・資金・設備等に制約がある中小・小規模事業者の持続的な所得向上の実現に向けて、個社支援だけでなく、地域に人と投資を呼び込み、地域全体の稼ぐ力を強化する［面的支援」が不可欠である。 現在、インバウンド増加に伴う観光消費拡大等により地域の特産品・サービスへの注目が高まっており、大都市圏や海外から地域に人と投資を呼び込砂「分散型・プル型」支援の強化を図る観点から、地域ブランドの育成、地域資瀕を活用した特産品・サービス開発やその販路開拓・拡大に向けた取組みへの支援の継続・拡充を図ること。	地域全体の稼ぐ力を強化していくためには、本県に注目が集まっている好機を活かし、観光と地場産業の連携を意識した誘客拡大や県産品の消費拡大に向けた取組の強化が重要です。 そのため、国内外に対する情報発信を進めるとともに、事業者をとり巻く環境の変化に対応できる商品開発や受入れ体制整備が必要と考えています。 令和8年度は、本県の地場産業や観光地の魅力を海外メディアを通じて発信するほか、アドバイザー派遣による商品の付加価値向上に向けた取組を通じ、面的支援・個社支援の両方から、本県産業の発展・振興に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 インバウンド消費拡大推進事業費　2,981千円 いわて地場産業振興支援事業費　3,563千円	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （4）物価高騰等厳しい経営環境に対応した事業継続支援の強化 ①　資金繰り円滑化対策 民間ゼロゼロ融資返済が本格化し、多くの中小・小規模事業者が資金繰りに不安を抱えている。物価、エネルギー価格の高騰や人件貨の増加等への対応など、事業の継続・発展に必要な収益力改善を支えるためには、きめ細かな資金繰り支援が必要である。コスト負担増加による減益を余儀なくされる中小・小規模事業者の資金繰り対策の拡充や事業性評価融資を推進すること。	国による「コロナ資金繰り支援」が終了した後も引き続き条件変更や借換えなどのニーズが見込まれることから、県では、新型コロナウイルス感染症関連の融資を含む県制度融資の借り換えにも利用可能な制度を創設し、国に対しても資金繰り支援に万全を期すよう要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 協調支援型特別資金貸付金　3,498,470千円	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （4）物価高騰等厳しい経営環境に対応した事業継続支援の強化 ②　中小企業者等賃上げ環境整備支援事業の継続・拡充 経営革新計画に基づき、生産性の向上を図り、賃上げに取り組む中小・小規模事業者の新たな設備投資や人材育成等の取組みを後押しする県補助事業「中小企業等賃上げ環境整備支援事業費補助金」の継続及び予算を拡充すること。	これまで、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業により、県内中小企業・小規模事業者の経営革新計画に基づく生産性向上を図る取組を支援しているところですが、更なる所得向上等に向けて、新たに、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」、県内中小企業・小規模事業者の人手不足という課題の解消に向けた、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」（省力化投資枠）の2つの枠を加えて事業全体を拡充し、「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」事業として予算措置したところであり、この補助金の活用を促し、生産性・付加価値の向上の促進や、構造的かつ持続的な賃上げに向けた環境整備の支援に引き続き取り組んでいきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助　150,000千円	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-1　生産性向上の推進・人手不足対応支援の強化 （4）物価高騰等厳しい経営環境に対応した事業継続支援の強化 ③　物価高騰対策賃上げ支援金事業の継続・拡充 中小・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資は乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上、価格転嫁等の取組みが必要であるが、自発的な賃上げを推進するための取り組みを支援するとともに「物価高騰対策賃上げ支援金」の継続及び申請手続きの簡素化を実施すること。	物価高騰対策賃上げ支援金の実施に当たっては、最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、支給要件の1つである賃上げ額を、最低賃金引き上げ額である「79円」を超える額とせず、「60円以上」としたほか、支援金額は、従業員1人あたり6万円を基本とし、最低賃金発効前の賃金が時給971円未満の従業員については、2万円を加算して8万円となるよう事業の拡充を行ったところです。 【令和7年度一般会計補正予算（第4号）措置】 岩手県物価高騰対策賃上げ支援費　2,714,000千円	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-2　小規模事業者に対する伴走型支援・創業・事業承継支援の強化 （1）伴走型小規模事業者支援推進事業費の拡充 小規模事業者による経営計画の策定と実行、定期的な見直しは不可欠であり、事業継続と成長のためには経営課題を見極める等、自己変革力を高めることが重要である。限られた経営資源を最大限に活用できるよう、対話と傾聴を通じて経営発達支援計画に記載された内容を精緻に実行するため、伴走型小規模事業者支援推進事業費の十分な予算措置を行うこと。 また、令和7年度より事業継続力強化支援型事業が新たに追加されたが、現行の運用では類型毎に申請書の作成を行う等、事務負担が増えることから負担軽減策を検討し必要な措置を講じること。	伴走型小規模事業者支援推進事業費の拡充についてですが、商工会・商工会議所が行う経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画の策定や認定支援計画に基づき実施する事業について、伴走型補助金により国が支援する「伴走型小規模事業者支援推進事業」は重要であると認識しています。 県としては、本事業の継続及び拡充のほか、事務負担の改善について、必要に応じて国に対し要望していくとともに、県内の全商工会・商工会議所において経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画が策定され、計画の内容が実行されるよう引き続き支援していきます。 【国の令和8年度一般会計当初予算】 小規模事業対策推進等事業　62億円（※伴走型小規模事業者支援推進事業を含む）	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-2　小規模事業者に対する伴走型支援・創業・事業承継支援の強化 （2）伴走型で小規模事業者を支援する人員の増員 インボイス制度の導入やエネルギー価格・物価の高騰、最低賃金引き上げ等の様々な事業環境変化の影響を受ける中小・小規模事業者に対して、経営相談や各種支援策の周知・申請サポートを実施するため、事業環境変化対応型支援事業費補助金を複数年度に渡って安定的に実施する等、弾力的な運用を行うこと。	伴走型で小規模事業者を支援する人員の増員についてですが、インボイス制度への対応など、様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対し、伴走支援による課題解決を通じ雇用の維持と事業継続を支援する「事業環境変化対応型支援事業」は重要であると認識しており、県では、国に対し、「事業環境変化対応型支援事業」の複数年度に渡る実施等、事業の継続及び拡充について、必要に応じて要望していきます。 なお、この「事業環境変化対応型支援事業」については、国の令和7年度一般会計補正予算において予算措置されたところです。 【国の令和7年度一般会計補正予算】 事業環境変化対応型支援事業　148億円	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-2　小規模事業者に対する伴走型支援・創業・事業承継支援の強化 （3）地方創生実現に向けた創業・事業承継支援策の強化 ①　地域に新たな付加価値を生む創業の促進 地域に新たな付加価値を生み、地域課題解決および活性化、雇用創出に寄与する創業を促進するため、商工会又は商工会連合会が取り組む、創業塾・セミナーへの支援拡充を図ること。また、創業時の資金調達をはじめ成長段階に応じた支援強化が必要であることから、創業計画作成等を伴走支援する商工会において、マル経融資の創業融資への活用、融資限度額の引き上げ、優遇金利の設定を検討されたい。 また、地域課題の解決に資するローカルゼブラ企業の創出・育成に向けた支援・強化を図ること。	地域に新たな付加価値を生む創業の促進についてですが、県では、「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」において、関係機関の支援スキルの向上を図っているほか、また、商工指導団体が若手経営者や後継者の経営力の育成・強化を目的とした「次世代経営者育成塾」への補助などを行っているところであり、引き続き、商工会や商工会連合会の取組を支援しながら、創業を促進していきます。 また、地域課題解決に資する社会的事業を行う起業家等に対し、起業に要する経費の補助と、起業のための伴走型支援を行っており、引き続き、これらの取組を通じて、ローカルゼブラ企業の創出や育成につなげていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 起業・スタートアップ推進事業費　5,366千円	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-2　小規模事業者に対する伴走型支援・創業・事業承継支援の強化 （3）地方創生実現に向けた創業・事業承継支援策の強化 ②　地方での創業に係る費用助成等 地方圏で創業を活発化させることは、税収増や新たな雇用機会の創出など地方財政に寄与するだけでなく、都市圏への一極集中の是正や、地方圏での生活利便の向上、さらには、防犯・防災対策面でも有効である。 ついては、地方で創業する者に対して、開業に係る資金や従業員等の層い入れにかかる費用を助成すること。 また、創業後一定期間は収益が出ても経営基盤が不安定なことが多いことから、商工会の支援を受けて創業し、引き続き経営指導を受けている創業者に対しては、創業後5年程度、営業に係る税の免除を図ること。	県では、国の交付金を活用し、地域課題解決に資する社会的事業を行う起業家等への起業に要する経費の支援と、起業のための伴走型支援を行っているほか、若者・女性に対しては、県の制度融資による貸付及び利子等の補助を行っています。こうしたベンチャー・スタートアップ支援施策への所要の財政措置について、これまでも国に要望してきたところであり、引き続き要望していきます。 創業後の営業に係る税の免除については、国の税制に関わることから、国の動向を注視していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて暮らし応援事業費　215,905千円 うち岩手県地方創生起業支援金　39,000千円	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-2　小規模事業者に対する伴走型支援・創業・事業承継支援の強化 （3）地方創生実現に向けた創業・事業承継支援策の強化 ③　第三者承継時の前経営者に係る人件費支援の実施 第三者承継においては、成立後に譲渡側の経営者が一定期間関与し、ノウハウの提供や顧客との橋渡しをすることが承継後の経営の安定化・成長のカギとなる。しかし、人件費負担の重荷等から前経営者が不在となることで十分な引継ぎがなされないケースがあることから、第三者承継時に前経営者を受け入れた場合は、一定期間の人件費助成措置を講じること。	県では、円滑な事業承継を促進し、地域経済を支える県内中小企業の維持・発展及び県内雇用の継続を図るため、岩手県事業承継補助金により、事業承継を契機とした新たな取組等を行う事業者等を支援しているところです。 前経営者の人件費については、補助事業において対象としていないところですが、後継者不在の中小企業が第三者承継に取り組む場合に、経営資源やノウハウ等の引継ぎを行うことは重要であることから、岩手県事業承継・引継ぎ支援センターと連携しながら、円滑な承継に必要な引継ぎが行われるよう支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 事業承継推進事業費　9,571千円 いわて事業承継促進資金貸付金　206,097千円 いわて事業承継促進資金保証料補給補助　12,376千円	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-2　小規模事業者に対する伴走型支援・創業・事業承継支援の強化 （3）地方創生実現に向けた創業・事業承継支援策の強化 ④　円滑な事業承継に資する税制の整備 一方で、経営者の高齢化による廃業は中長期的な課題であり、地域経済を支え、雇用を守ってきた中小企業・小規模事業者の次世代へ事業の引き継ぎを円滑に後押しするための施策が不可欠である。 ついては、本特例措置の期限(令和９年12月)後における新たな特例措置の創設等を早期に検討すること。 また、特例経営承認期間(５年間)は、毎年書類を作成する必要があり、その必要響類を都道府県と税務署双方に提出しなければならず、過度な事務負担が生じていることから、提出書類の一本化や提出先のワンストップ化など、利用者の事務負担軽減策を検討し必要な措置を講じること。	事業承継税制は、中小・小規模事業者の事業承継を促進するための重要な制度であると考えており、県では、今後の国の税制改正の動向を注視しつつ、必要に応じて新たな特例措置等について国に要望していきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-3　最低賃金の適正な運用と価格転嫁ができる取引慣行の定着等 （1）最低賃金の適正な運用等 最低賃金の審議にあたっては、公労使の三者で構成の審議会において、法に定める三要素(生計費、賃金、支払い能力)に基づき、データによる明確な根拠のもと議論し、労使双方に納得感のある審議決定を行うこと。 加えて、経済の好循環を生み出す経済対策を着実に実施するとともに、中小・小規模事業者の生産性向上等の自己変革による付加価値の増大や労務費を含む価格転嫁等のあらゆる政策を総動員して支援すること。	地域別最低賃金は、最低賃金法に基づき、公益・労働者・使用者の代表からなる地方最低賃金審議会で審議・答申が行われ、都道府県労働局長が決定しています。 県としては、賃金上げと消費拡大の好循環を実現し、持続的な経済成長につなげるため、令和7年度には県内中小企業者等が生産性向上に向けた設備投資やデジタル化等に要する経費への支援を拡充したほか、物価高騰対策や適切な価格転嫁等に向けて行う取組を支援するための補助事業を新たに設けています。 引き続き、地域経済を支える県内中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでいきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 中小企業者等物価高騰・価格転嫁支援事業費補助　37,950千円 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助　150,000千円	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-3　最低賃金の適正な運用と価格転嫁ができる取引慣行の定着等 （2）価格転嫁など取引適正化に向けたビジネス環境整備 ①　適切な価格転嫁ができる取引慣行の定着実現 価格転嫁の商習慣の定着には、消費者のデフレマインドの払拭が不可欠である。特に、対応が困難なBtoC取引において価格転嫁を推進するためには、「良いモノやサービスには値が付く」「適正価格の取引が巡り巡って自らの所得向上に繋がる」といった考え方が社会に広く浸透するよう、国等においては広報やメディアを活用した周知啓発に積極的に取り組むこと。 また、自治体等の官公需の調達価格・入札価格についても、物品調達コストや労務費等の上昇を適正に反映した入札予定価格の設定など、行政が率先して適正な価格転嫁に取り組むこと。	価格転嫁についての考え方が社会に広く浸透するためには、サプライチェーン全体で労務費を含めた適正な価格転嫁が定着する必要があることから、政府予算要望において、より一層の取組を行うよう国に対し要望しています。 また、県の官公需における価格転嫁策については、国の指針を全庁に共有し、これに沿って対応しているところです。 引き続き、取引適正化に向けた環境整備について国に対し働きかけていきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-3　最低賃金の適正な運用と価格転嫁ができる取引慣行の定着等 （2）価格転嫁など取引適正化に向けたビジネス環境整備 ②　パートナーシップ構築宣言の推進と価格交渉力向上への支援 パートナーシップ構築宣言の実効性確保とともに、宣言企業へのインセンティブの一層の拡大を図ること。また、受注者である中小企業側も価格交渉力向上への取組みが必要であることから、価格交渉力向上への支援体制の拡充を図ること。	国では、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁の定着を図るため、下請法を改正し、取引適正化に向け規制や指導の強化を行っています。 県においても、国に対し、価格転嫁促進施策の実効性確保や、都道府県が関係機関と連携して取り組む支援施策に対する財政措置など、適正な価格転嫁の実現に向けた支援の拡充について要望しているところです。 引き続き国と連携し取引適正化に向けた環境整備に取り組んでいきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-3　最低賃金の適正な運用と価格転嫁ができる取引慣行の定着等 （3）就業調整解消のための一体的な制度改正の実施 就業調整の解消に向けた制度見直しの議論が進められているが、令和7年度税制改正において所得税の控除が拡充されたことに伴い、就業時間を増やし、所得を向上させる短時間労働者が増加し、人手不足の解消に繋がることへの期待が高まっている。 一方、社会保障費の負担による手取りの減少を恐れ、就業時間を社会保障への加入を伴わない範囲に限定する動きも予想され、いわゆる「年収の壁」を引き上げた効果が十分に発揮されない懸念もある。 ついては、就業調整の状況等を注視しつつ、抜本的な解消に向けて、税および社会保障制度の一体的かつ継続的に制度の見直しに取り組むこと。	いわゆる「年収の壁」への対応についてですが、国は、「年収の壁・支援強化パッケージ」により、「106 万円の壁」への当面の対応策として、令和5年 10 月から、新たに被用者保険を適用するとともに、賃上げや労働時間の延長等を通じて労働者の収入を増加させる取組を行う事業主を「社会保険適用時処遇改善コース」により支援しているところです。 一方で、いわゆる「130 万円の壁」についても、手取りの減少による働き控えの解消を図るため、壁を意識せず働くことのできる環境づくりへの支援を求める声があり、令和7年2月 25 日の自民・公明・維新の三党合意において、時限的措置として、キャリアアップ助成金による措置を拡充することが盛り込まれました。 このことを踏まえ、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の「労働時間延長メニュー」の要件や助成額を見直した新たなコースとして、「短時間労働者労働時間延長支援コース」を令和7年7月1日に新設しています。 県としては、引き続き国の動向を注視しながら、必要な要望を行っていきます。	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-4　東日本大震災被災地域の産業振興施策の強化 （1）被災地域の産業振興の強化 地域経済を力強く牽引する新たな産業を創出するため、三陸沿岸道路など交通インフラの活用や広大な空き地が生じた区画整理区域等を活用した新たな施策の創設等、被災地域の産業振興施策を強化すること。	県では、被災地域の産業振興を図るため、「企業立地促進奨励事業費補助金」や、「特定区域における産業の活性化に関する条例」に基づく支援、東日本大震災津波からの復興に係る課税特例等の各制度をPRしながら、企業誘致や既存企業の業容拡大などに積極的に取り組んでいるところです。 沿岸地域においては、三陸沿岸道路や釜石道、宮古盛岡横断道路などのインフラの整備状況・物流の効率化などのPRするなど、沿岸地域への企業誘致や内陸企業との取引拡大に向けたマッチング支援にも取り組んでいるところです。 また、内陸部に比べて県北・沿岸地域に有利な制度設計としている「企業立地促進奨励事業費補助金」などの活用による重点的な誘致活動など、地域全体の産業競争力の強化に取り組んでいるところです。 これらの取組とあわせ、若者・女性が希望する幅広い職種に対応できるよう、様々な産業を対象に誘致活動を展開するとともに、国に対して産業の再配置や地方への産業拠点の移転を促進する施策の展開を要望するなど、研究開発部門・企画総務部門などの本社機能移転を促進します。 引き続き、市町村と緊密な連携を図りながら、本県の産業振興や雇用拡大、若者・女性の定住につながるよう、企業誘致に取り組んでいきます。	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-4　東日本大震災被災地域の産業振興施策の強化 （2）国際リニアコライダーの早期実現 岩手県国際リニアコライダー推進協議会を中心に誘致活動が進められている図際リニアコライダーについては、本県沿岸南部を中心とした経済振興に大きく寄与すると期待されることから、その早期実現に向け取り組みを強化すること。	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1　関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2　日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3　国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。 先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。 今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費　92,059千円	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-4　東日本大震災被災地域の産業振興施策の強化 （3）県北地区の高速道路網の整備促進 県北沿岸部と内陸部を結ぶ高速道路または高規格道路の新設に向けた取り組みを強化すること。	令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「（仮称）久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備の推進に努めていきます。（A） また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧に意見交換をしながら、検討を優先する葛巻町内の区間について、より詳細な地形図などを用いて、ルート検討の精度を上げていくなど、調査の熟度を高めていきます。（C） 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費　6,995,410千円	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県商工政治連盟） 3-5　小規模事業者の成長を支える経営支援体制の拡充 （1）経営支援体制の拡充 コストプッシュインフレや人手不足等、さまざまな経営課題が増加する中、小規模事業者の経営の自立化と自走化が急務である。「稼ぐ力」を確保するためには、収益力の高い事業への経営計画の見直しや採算可視化による財務基盤の安定に向けて、地域の支援機関の連携による伴走支援体制の充実・強化が必要である。小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)に基づき、国と地方自治体連携の下、商工会の経営指導員数増及び人件費拡充(補助単価増)など、経営支援体制強化に係る予算拡充を図ること。	商工指導団体の経営指導員や経営支援員は、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が厳しい中で、GX・DXへの対応など生産性向上に向けた事業計画の策定や経営改善、事業承継など、中小企業・小規模事業者の事業継続のための取組を伴走型で幅広く支援しており、この伴走支援の果たす役割は今後更に重要となっていくと考えています。 このような考え方の基に、県では、商工指導団体の体制強化に向けて、商工指導団体が十分な支援を実施できるよう、県が行う経営指導員等の人件費、専門家派遣等への支援に係る財政措置を拡充するよう国に対し要望しているほか、商工指導団体の人材確保・体制維持のためには、処遇改善につながる人件費補助単価の引き上げが必要と認識していることから、令和8年度においては、令和7年度比で、経営指導員は17,600円、経営支援員は17,100円をそれぞれ引き上げることとしており、引き続き、国の地方交付税措置の増額を求めるなど財源の確保に努めながら、商工指導団体の経営支援体制の強化を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 商工業小規模事業経営支援事業費補助　1,452,134千円 中小企業連携組織対策事業費補助　123,743千円	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県商工政治連盟） 3-5　小規模事業者の成長を支える経営支援体制の拡充 （2）商工会の広域指導体制の整備 現在、複数の商工会による事業の共同実施や広域連携による支援を展開しているところであるが、域内の経営指導の平準化や支援機能を強化させ、事業者からの相談に的確な対応を図るため、知識や経験が豊富な経営指導員が活動エリアを限定せず県内広域のエリアで経営指導ができる体制を整備することが必要である。 ついては、現状の人員数を確保したうえで、広域的な支援体制の強化を図るとともに、国においては「広域指導員」の制度化・適正な設置をするために必要な財源を確保すること。	商工会の広域指導体制の整備については、国の小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）において、広域的な支援体制の構築を促進するための取組への支援について盛り込まれていますので、今後も、国に対し必要な財源措置を講じるよう要望しながら、商工指導団体の経営支援体制強化を検討していきます。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
（岩手県商工政治連盟） 3-5　小規模事業者の成長を支える経営支援体制の拡充 （3）事業者支援拠点の機能強化 商工会館は、中小・小規模事業者の経営の拠り所であり、災害時には復興拠点の最前線として避難所や支援物資の提供場所の役割も果たす等、地域の重要拠点の一つである。 経営支援を支障なく実施でき、かつ、災害時においては事業者の早期再建に向けた支援を迅速に行うために支援拠点の機能維持・強化が極めて重要であることから、商工会館の移転・改修・解体等に対する補助を行うこと。	事業者支援拠点の機能強化に係る商工会館の移転・改修・解体等に対する支援についてですが、令和7年3月に策定された国の小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）において、国と地方公共団体が緊密に連携して支援を講じる旨が盛り込まれているところです。 また、商工会館は、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する「事業継続力強化支援計画」において、商工会館の役割の整理、防災強化に向けた整備の必要性等について、市町村とともに検討すべきものと考えます。 この検討状況を踏まえた上で、必要に応じて、商工会館の改修等に対する予算措置に係る国への要望について検討していきます。	商工労働観光部	経営支援課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県歯科医師連盟） 4−1　歯科疾患実態調査について 　令和4年度に岩手県歯科疾患実態調査が実施され、その結果がイー歯トーブ8020プラン(第2次)に示された。令和4年度の調査方法が従来の方法と異なるため評価が困難になった項目もあり、その後の検証結果と今後の実施方法にどのように影響するのかについて伺う。	おおむね4年に1度実施している岩手県歯科疾患実態調査は、厚生労働省の歯科疾患実態調査の実施に合わせ、同様の調査方法で実施していますが、調査参加者の減少が課題となっており、岩手県歯科医師会をはじめとした関係団体と調査参加者の増加に係る方策を検討してきたところです。 　加えて、前回令和4年調査は、コロナ禍の時期であり、歯科診療所と比較すると衛生状態が良くない集会施設等でマスクを外して調査を行うことのリスクがあったことから、岩手県歯科医師会会員の歯科診療所での患者抽出調査を実施したところです。その結果、岩手県歯科医師会会員の皆様の御協力により、多くの県民の口腔の健康状態を把握することができた一方で、これまでの調査結果との比較が困難になる等の課題が挙げられたところです。 　直近の令和6年調査は、厚生労働省の歯科疾患実態調査が実施され、国が示した県内10地区のほか、国の調査地区に該当しなかった地区については、岩手県歯科疾患実態調査として、前々回平成28年調査と同様の調査方法で実施したところです。 　調査結果の検証については、令和8年3月の岩手県健康増進計画口腔保健専門委員会において行うこととしていますが、集計データは、「イー歯トーブ8020プラン（第2次）」の中間評価及び最終評価に係るベースラインとして活用する予定です。	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
（岩手県歯科医師連盟） 4−2　フレイル予防対策事業について 　本会では、県当局の委託を受け令和2年度より3年計画で「フレイル予防対策事業」として、「オーラルフレイル」「栄養改善」「運動機能の向上」を市町村保健・介護担当者を対象に研修会を実施してきた。 　また、令和6年4月に(一社)日本老年医学会、(一社)日本老年歯科医学会、(一社)日本サルコペニア・フレイル学会による「オーラルフレイル3学会合同ステートメント」は公表され、オーラルフレイルの統一された概念などが発表された。 　本会でもこの合同ステートメントに即したリーフレットを作成し、市町村に配布した。本会として、今後県民に向けて周知を行っていきたいと考えており、県の協力と事業の継続を要望する。	フレイル予防対策事業は、岩手県歯科医師会に委託の上、令和2年度から、市町村職員を対象とした「オーラルフレイル」、「栄養改善」、「運動機能の向上」等の研修会を実施しています。 　国の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）では、「ライフコースアプローチに沿った歯・口腔の健康づくり」の概念のもと、中年期から高齢期にわたる口腔機能の維持及び向上を図るため、オーラルフレイルに関する取組を推進することとされていることから、引き続きオーラルフレイル予防に係る専門職の養成が必要と考えています。 　このため令和6年3月に策定した「イー歯トーブ8020プラン（第2次）」において、これまでの高齢期のフレイル予防に加え、成人期からのフレイル予防に係る理解の促進及びオーラルフレイル予防の取組として盛り込んだところであり、引き続き研修会の実施に取り組むとともに、岩手県歯科医師会が作成したリーフレットについては、「イー歯トーブ8020出前健口講座」において、働き盛り世代や高齢者向けの講座を通じて県民への周知を図るなど、関係団体等と連携してフレイル予防対策に取り組むこととしています。 【令和8年度国民健康保険特別会計当初予算措置】 　保健事業費 3,704千円	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県歯科医師連盟） 4-3　障がい児・者に対する歯科保健医療提供体制について 現在、「岩手県歯科医療体制検討会」において県当局と障がい児･者の歯科医療体制に関して協議しており、県内における受け入れ態勢づくりを行っている。しかし、一般歯科診療機関において高度な治療は難しい場合も多く、１次医療機関で対応が困難な障がい児・者に対応できる地域の全身麻酔可能な施設、診療所の体制整備が不可欠となる。これについての県当局の考えを伺う。 また、岩手県における障がい児・者の人数の推移予測等の見解があれば伺う。	障がい者の歯科治療は、障がいの比較的軽度な患者は地域の開業医が対応している一方、全身麻酔を用いた障がい者歯科治療については、歯科医師や麻酔科医の両方の医師を派遣することが必要なため、対応できる医療機関が限定されているほか、全身麻酔の有無に関わらず、患者の多くが岩手医科大学などの県央部の医療機関に集中し、待期期間が長いなどの課題があり、障がい者歯科に対応できる医療体制の強化が求められていると認識しています。 この状況を踏まえ、令和７年６月より、沿岸県北地域である県立久慈病院でも、新たに全身麻酔を用いた障がい者の歯科診療の受け入れが開始となったことから、県内で全身麻酔による治療ができる歯科医療機関は４か所となりました。 県としては、県内における障がい（児）者の歯科診療の中核を担う岩手医科大学と県立病院を含む歯科医療機関との機能分化・連携を進めていきながら、県内の障がい児・者の人数の推移を把握するために関係団体との情報共有を通じて、身近な地域で障がい（児）者の歯科医療提供体制の充実が図られるよう取り組んでいきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
（岩手県歯科医師連盟） 4-4　歯科口腔保健条例について 平成25年４月に施行された「岩手県口腔の健康づくり推進条例」は岩手県における歯科保健サービスを飛躍的に推進させ、現在でも歯科保健の根幹となっている。しかし、施行から10年以上経過し、現状に則した指標とは言い難い項目もある。また、県・市町村、医療関係を取り巻く環境も変化している。国の歯科口腔保健施策との整合性も必要になることから、条例の一部改正の検討を要望する。	「岩手県口腔の健康づくり推進条例」については、県民の口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定めることや、県、県民、歯科医師等の責務や、市町村、保健医療等の関係者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与することが目的として記載されています。 この条例は、議員発議によって制定された経緯もあり、条例の一部改正については、歯科保健を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、その必要性や改正が必要な内容について検討を進めていくことが必要と考えています。 また、個別の施策については、条例第９条に基づく実施計画として「イー歯トーブ8020プラン」を策定しているところであり、条例改正の検討に当たっては、プランとの整合性を図る必要があると考えています。 本条例については、議員提案による条例であることを踏まえつつ、岩手県歯科医師会とも意見交換を行いながら、改正の必要性、具体の進め方などについて検討を進めていきたいと考えています。	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県歯科医師連盟） 4-5　妊産婦歯科保健について 　成育医療等基本方針において妊産婦に対する歯科健診、歯科相談の推進が示されている。また、評価指標として令和3年度、妊産婦の歯科健診受診率30.3%、保健指導受診率20.3%が設定されている。 　本県においては、令和4年度歯科健診実施市町村は31市町村で受診率もばらつきはあるものの、国の設定受診率を上回っているが、さらなる受診率の向上をはかる必要がある。 　歯科相談の実施市町村は多くなく、利用率も高くない。各市町村が工夫して取り組んでいるが、さらなる妊産婦歯科保健推進について県の考えと本会が果たす役割について伺う。	妊産婦歯科健診については、令和4年度に33市町村のうち31市町村が実施していましたが、令和7年度までに県内全ての市町村が健診を実施しています。 　一方で、受診率については、令和6年度歯科保健事業実施状況調査によると、令和6年度は55.2%となっていますが、市町村によって約95%から20%台と受診率に差があるところであり、また、受診率が低い理由としては、妊娠期に特有の口腔症状について妊産婦への周知が十分でないことが考えられます。 　県としては、「イー歯トーブ8020プラン（第２次）」において、「マイナス１歳からのむし歯予防」として、妊娠期における口腔内の変化や胎児期に歯ができることを踏まえた妊産婦歯科健診の重要性の周知に取り組むとともに、国の予算メニューである「8020推進特別事業・都道府県等口腔保健推進事業」の活用を市町村に促すなど、妊産婦歯科健診の受診率向上に向けた取組を推進していきます。 　また、プランでは、歯科医師会の役割として、かかりつけ歯科医として定期的に歯科検診や歯科保健指導、歯石除去・歯面清掃を行うとともに、歯周病と早産・低体重児出産との関連性について周知を図ることが期待されており、県としては、今後も岩手県歯科医師会等と連携して、妊産婦の歯科保健の推進に取り組んでいきます。	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
（岩手県歯科医師連盟） 4-6　県立病院役割分化について 　医療の高度化・専門化、医療DXを推進していく中で岩手県保健医療計画に示される保健医療圏･疾病･事業別医療圏の設定に伴い、本県のその中核を担う「県立病院」の歯科がある･なしの状況別歯科医療提供について、どのような医療連携を推進していくのか県のお考えを伺う。	現在県では、かかりつけ医を支援する能力を持つ地域医療支援病院等と県歯科医師会が連携し、患者の口腔ケアを目的とした歯科医師等の派遣や技術習得研修会開催等への支援事業を行い、患者の生活の質の向上を図るためのオーラルフレイルの予防等の取組を進めているところです。今後も引き続き、歯科の無い県立病院においても本事業における研修会等の開催を通じて地域の歯科診療所との連携を模索し、現在の取組における課題等を踏まえながら医療連携を推進していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
（岩手県歯科医師連盟） 4-7　県民医療相談センターとの運携について 　県民医療相談センターに寄せられる歯科に関する相談に対して、どのような対応をされているか伺う。 　また、今後は情報共有をしながら、県民に安心安全な歯科治療を提供できるよう連携を図っていきたいと考えているが県の考えを伺う。	県民医療相談センターに寄せられた歯科に関する相談については、相談員にて内容を確認した上で、歯科医療機関や歯科医師会といった適切な専門機関への紹介を行うなどして対応をしているところです。 　今後も、本県の歯科医療に関する課題等を、専門機関と連携し対応していきます。	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県歯科医師連盟） 4-8　岩手県民の健康づくりの推進に係る連携協定について 　昨年、岩手県、岩手県歯科医師会、サンスター株式会社が相互に連携･協力して県民の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、県民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的として「岩手県民の健康づくりの推進に係る連携協定」を締結された。本会では三者による8020フェスタへの協力、サンスター主催のイベントにおける歯科相談への会員派遣などを行っているが、連携協定に基づく県当局のこれまでの取り組み、今後の展開と新たな官民協働について県当局の方針を示して頂きたい。	令和４年６月に、（一社）岩手県歯科医師会、サンスター株式会社及び岩手県の３者で「岩手県民の健康づくりの推進に係る連携協定」を締結以降、これまでの間にサンスター株式会社主催の「サンスターファミリーミュージカル」の本県での開催（令和５年７月）や、岩手県と岩手県歯科医師会との共催イベント「いい歯の日のつどい」において。サンスター株式会社に御協力をいただき、口腔衛生用品の配布（令和５～６年度）等の取組を進めてきたところです。 　今後の展開については、令和６年９月にサンスター株式会社と県との間で、今後の取組について意見交換を行ったところ、同社の製品を活用した新たな取組について提案があり、岩手県歯科医師会に対しても情報提供を行ったところです。 　引き続き、協定締結の目的である「県民の歯科口腔保健の推進などの分野で連携し、県民の健康づくりを推進すること」の実現に向け、岩手県歯科医師会の御意見を伺いながら取り組んでいきたいと考えています。 　また、新たな官民協働については、歯科口腔保健活動の更なる推進に向けては、官民による協働が重要と認識していることから、新たな企業からの申し入れがあった場合には、岩手県歯科医師会とも連携しながら取組を進めていきたいと考えています。	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県歯科医師連盟） 4-9　特別支援学校における歯科支援の充実について（卒業時歯科健診、歯科保健教育） 　感染症予防、生活習慣病をはじめとする全身疾患について適切な口腔健康管理が、これら予防につながることから、就学中、卒業後の歯科健診、歯科保健指導の充実を要望する。 　また、イー歯トーブ8020プラン(第２次)において、県立特別支援学校における歯科疾患の課題として、「障がい者の特性等を踏まえた児童・生徒の口腔の健康づくりへの取組」が求められているが、具体的なお考えがあれば伺う。	特別支援学校における感染症予防や生活習慣病予防をはじめとする口腔の健康管理については、小・中学校及び高等学校の児童・生徒への取組を基本としつつ、例えばフッ化物洗口のうがいができない児童・生徒には、フッ化物歯面塗布やフッ化物配合歯磨剤の利用、使用しやすい歯ブラシ等の清掃用具の紹介と歯磨き指導など、障がいの特性に応じた対応が考えられます。 　卒業後の歯科健診については、かかりつけ医での定期的な歯科健診のほか、市町村においては健康増進事業に基づく歯周疾患検診を20歳から10歳きざみで実施しています。併せて障がい児・者向けの歯科相談等を実施している市町村もあることから、こうした障がい児・者の歯科保健医療に係る取組に関する情報の普及啓発に努めていきます。 　また、健康国保課内に設置している岩手県口腔保健支援センターでは、県民の主体的な口腔の健康づくりを促すことを目的に「イー歯トーブ8020出前健口講座」を随時開催しており、この中で特別支援学級や障がい者就労支援事業所からの依頼に対応し、講座を開催しています。 　講座の内容は、座学のほか、動画や実技を通してわかりやすく説明しているところであり、このような取組を通じて、今後も障がい児・者の特性を踏まえた児童・生徒の口腔の健康づくりに取り組んでいきます。	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
	就学中の歯科健診については、各校の実情に応じて、学校歯科医と実施時期や実施方法を相談しながら、卒業時の臨時の健診も併せて実施するよう、引き続き特別支援学校へ周知していきます。 　就学中の歯科保健指導や「障がい者の特性等を踏まえた児童・生徒の口腔の健康づくりの取組」については、現在、各学校において、学校・保護者で児童生徒の障がい特性等の情報交換を行い、得られた情報を基に、感覚過敏のある児童生徒に対しては段階的な指導を行ったり、言葉による指示理解が困難な児童生徒に対しては、「絵カード」を使用して、歯を磨く順番を確認したりするなどの取組を行っているところです。 　また、卒業後の歯科健診及び歯科保健指導については、保護者・本人に対して、卒業後も歯の健康に留意し、定期的にかかりつけ医に受診することを進めるとともに、学校で作成している個別の教育支援計画や個別の移行支援計画へ健診結果を記入し引き継ぐことで、健診結果が卒業後の就労先に反映できるよう、各特別支援学校へ通知し、取組を始めているところです。 　今後も学校歯科医からのご意見をいただきながら、校内での検討を進め、適切な歯科保健指導が行えるように努めていきます。	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県歯科医師連盟） 4−10　学校における歯科保健教育・学校安全教育の充実について 　以前より健康教育の充実を要望してきたが、先般、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、初めて歯科保健教育の推進が明記された。本県においてどのような推進を検討しているのか教育委員会のお考えを伺う。併せて現在学校において、歯科保健教育がどれくらい行われているか伺う。 　また、令和6年3月に「学校事故対応に関する指針」が改訂になり、学校安全教育も重要となっている。学校での歯や口の外傷が依然多いことより、スポーツマウスガードの普及をはじめとした学校安全教育の徹底を要望する。	イー歯トーブ8020プラン（第2次）において、学校及び教育委員会は、歯科健康教育を行うこととされており、学校歯科医や家庭の協力を得ながら歯科健康教育を実施しているところです。 　岩手県教育振興計画においては、児童生徒一人一人が自らの健康に関心を持ち、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持増進に向けて、学校内における各分野の担当者が連携し、相互に関連付けながら、児童生徒一人一人のよりよい生活の確立に取り組む「60プラスプロジェクト」を推進することとしています。 　学校における歯科保健教育の実施状況については、具体的な数値を持ち合わせていませんが、多くの学校で特別活動等の時間の中で取組がされていると認識しています。 　引き続き、食事、スポーツ、生活習慣と関連させながら、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の歯・口の健康づくりを推進するとともに、 学校事故対応については、学校での歯や口の外傷の発生の未然防止に向け、実効性ある学校安全の体制を構築するため、国等からの重大事故の情報などの各種事故情報を共有し、重大事故が発生する前に対策を講じるよう、引き続き、取り組んでいきます。 　また、各学校の学校安全計画に基づき、教科等における指導のみならず、教育活動全体を通じて、安全教育の充実を図るよう推進していきます。 　さらに、運動部活動におけるマウスガードについては、各競技の特性によるところでありますが、競技団体等が実施する研修会等への顧問の参加などにより、安全に配慮した部活動運営を図っていきます。	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県歯科医師連盟） 4-11 学校におけるフッ化物応用の普及について う蝕予防にフッ化物応用が有効であることは周知のことである。幼稚園、保育 園ではフッ化物洗口の実施施設が増えているが、永久歯に生え変わる小・中学校ではいまだ低い水準である。有効であるフッ化物洗口の推進に努めていただきたい。 今年度策定された岩手県口腔の健康づくり推進計画(第２次)のフッ化物洗口の項目について、否定的なパブリックコメントが多く見られたが、それについて教育委員会のご意見を伺う。また、今後の県内への普及について具体的にどのような考えか伺う。	小・中学校における集団フッ化物洗口を実施している学校数は令和４年度で82施設（8,714人）で、「イー歯トーブ8020プラン」策定時（平成23年度）と比較すると51施設増加している。 「イー歯トーブ8020プラン（第２次）」では、児童、生徒、保護者への説明と同意及び、学校歯科医、学校薬剤師等の指導の下、適切な方法で実施し、安全性を確保した上で、地域の実情に応じて進めることとしており、実施に当たっては、集団フッ化物洗口を実施する施設等の職員を含む関係者間の合意形成が必要であるとしている。	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
	フッ化物応用におけるう蝕抑制の有効性については、厚生労働省が示す「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」において示されているとおり、県教育委員会としても児童生徒の歯・口を守る取組の一つとして有効であると認識しているところです。 学校における集団フッ化物洗口の実施においては、まず市町村教育委員会がその必要性を理解し、地域の歯科医師会等関係者、教職員、保護者の合意形成のもと進めていく必要があると考えています。 集団フッ化物洗口の実施に当たっては、教職員の理解と協力が不可欠であることから、フッ化物について養護教諭の研修会等で取り上げ、正しい知識の周知に努めていきます。	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
（岩手県歯科医師連盟） 4-12 応援歯科医の確保について 近年、県内高等学校の統合が進み、生徒数が増加している学校も見られ、地域を跨いでの統合もあり、学校歯科医の選定も変化している。 また、学校歯科健診においては健診項目が以前より多くなり、限られた時間の中で健診を正確に行うことが難しくなっている。そのため多くの学校で応援歯科医を採用されているが、現在地区歯科医師会の会員の減少や応援歯科医の待遇面の問題などにより確保が難しくなってきている。 今後の学校歯科医や応援歯科医の配置や処遇についてお考えがあれば伺う。	学校歯科医は、各学校に１人配置、応援歯科医は、校舎制や生徒数500人以上の学校を対象に、１～２人配置しています。 東北６県の学校歯科医等の配置状況について、生徒数に応じて学校歯科医を複数配置している県が２県（宮城・山形）、複数配置はしていないが、応援歯科医を配置している県が１県（岩手）、複数配置も応援歯科医等の配置もしていない県が３県（青森、秋田、福島）となっています。 今後も他県の状況を参考にしながら必要な応援歯科医の配置に努めていきます。 【令和８年度一般会計当初予算措置】 児童生徒保健管理費　124,683千円	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
（岩手県歯科医師連盟） 4-13 学校歯科健診結果のPHRへの活用について 文部科学省では2019年度から学校健診結果をマイナポータルを通じて電子的に提供する学校健康診断情報のPHR(学校健診PHR)への活用を検討している。 岩手県において、学校健診PHRへの取組の進捗状況、今後の見通しについて伺う。 また、統合型校務支援システムが令和６年度からは段階的に各市町村で導入されているが、これまで導入した現場の学校からはどのような声が寄せられているか、課題点なども併せて伺う。	学校検診PHRの導入については、文部科学省が実施している説明会などに参加し、情報を収集しているところです。 導入に当たっては、セキュリティーの対応、校務支援システムの整備、民間送達サービス事業者との契約に係る財源の確保、学校検診PHRを担当する教職員の研修、保護者の同意等が必要となります。 校務支援システムは、学校検診PHRとの連携が将来的に可能ではありますが、現段階ではセキュリティー等の対応状況を注視しているところです。	教育委員会事務局	保健体育課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県看護連盟） 1-1　医療･介護に従事する看護職の処遇改善について 　給料の高い他産業へ転職する看護師も全国的に増えてきており、看護師を辞めて他の仕事をするということは由々しき事態と認識している。コロナ禍において、看護職の働き方が国民に認識され、補助金や診療報酬改定でベースアップ評価料が新設されるなど処遇改善が行われてきた。 　しかし、病院施設の経済状況等により、全部の病院施設がアップできたわけではないため、さらに現在は賃上げ上昇を上回る物価高騰が続いている。看護職の数を確保し、医療や看護の質の確保のために、労働に見合う処遇が得られ、一人一人がやりがいを持って働き続けられることが求められる。そして、診療報酬の期中改定も視野にしっかりと政策を考えて賃金上昇に結びつく財政支援を要望する。	県では、医療機関における業務の生産性向上と職員の処遇改善を図るため、「令和7年度医療機関生産性向上・職場環境整備等事業費補助金」により、ICT機器の導入による業務効率化や賃上げ等の支援を実施しています。 また、国の令和7年度補正予算に盛り込まれた医療・介護等支援パッケージに基づく「医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費」により、医療機関に勤務する従事者の処遇改善や、物価上昇の影響に対する支援を行う予定としています。 さらに、県では、全国知事会や「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」等を通じて、診療報酬の改定や、物価・賃金の上昇に対応した診療報酬制度の導入、緊急的な財政支援の実施について、国に要望してきたところです。 今後とも、看護職をはじめとする医療従事者の処遇改善が着実に進むよう、実効性のある対策の検討・実施を国に要望していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
（岩手県看護連盟） 1-2　看護師養成所への支援について 　各養成所では、歴史が長くなっているところは設備等も整えたくても、持ち出しも半分なければ補助金はもらえないという状況であり、補助裏を捻出するにも苦慮しており、ほとんどの設置主体は医療系であり収入も減っているので、養成所まで手が回らまいという状況である。養成所自体は学生の入学金･学費の収入のみで運営しており、新しい設備を有するところへ若い子は惹かれていき、悪循環となっている。 　このような状況で、全国的には運営が厳しい、盛岡市医師会も閉校し、一関は3年課程だけでどうにか運営している。沿岸をはじめ地域に残るのは看護師養成所を出た方が現実的に多い状況ですので、県として手厚い支援を要望する。	県では、看護職を志望する学生の確保に向け、令和8年度から看護職員修学資金の貸付枠を110人から120人へ拡大するとともに、中高生向け進学セミナーなど様々な機会を通じて、看護職の魅力発信と併せて修学資金の周知を図っていくこととしています。 また、令和7年10月に地域医療介護総合確保基金における看護師等養成所運営費補助単価が増額改定されたことを踏まえ、令和8年度の事業実施に必要な予算を確保するなど、引き続き支援の充実に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　看護職員確保対策費等120,341千円（当該事業費の一部）	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県看護連盟） 1-3　市内の病院の状況について どこの病院でも看護師確保が大変大きな課題となっております。看護師養成所の定員割れ、県外への就職状況からも、岩手の病院を守るための看護師確保が重要と考える。中小病院では紹介会社を活用し看護師を確保している状況もある。その中でも夜勤看護師の確保がとても困難であり、看護師は夜勤があって当たり前は昔の話で、現在は新卒新人も夜勤がない職場を選ぶ時代になっている。今夜勤を行う看護師を大事にしていかないと入院機能を維持できず病院運営に大きな影響を与える可能性があります。夜勤手当の増額は赤字経営の中で各医療機関任せでは困難であり、夜勤看護師確保のために夜勤手当の補助を検討していただくよう要望する。 また、看護師にとって共にチームとして働く看護補助者はなくてはならない職種です。看護補助者の確保も厳しい状況となっており、派遣会社を利用したり外国人労働者を雇用している病院もあります。介護施設では外国人の雇用に対し補助金を利用することができるため、対象を拡大し医療機関でも補助金を利用することができるよう要望する。	県では、全国知事会や「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」等を通じて、診療報酬の改定や物価・賃金の上昇に対応した診療報酬制度の導入について、これまで国に対して要望してきたところです。 今後は、夜勤に従事する看護職員の負担と役割が、診療報酬上も適切に評価されるよう、国に要望していきます。 また、他県における応援ナースの取組を参考に、岩手県看護協会と連携しながら、夜勤のみの勤務や短期間・短時間での勤務を希望する看護職の活用について検討していきます。 なお、医療機関における外国人医療人材の受入れ支援については、現時点で国において介護分野のような直接的な補助制度は整備されていない状況であることから、今後の国の動向を注視しつつ、必要に応じて制度の拡充を国に要望していきます。	保健福祉部	医療政策室	S その他
（岩手県看護連盟） 1-4　看護業務へのデジタル技術(看護DX)の促進について 現在も地域によってはモバイル診療を実施しているところもありますが、高齢者が増えてきている現状を考えると、さらにモバイル診療の推進をしていく必要があるのではと考えている。 看護の担い手不足と業務の効率化のため、人材の確保に関しては限界がある。他県に移動する若い年齢層、40代後半では家族の介護、退職する方々もおりますので、病院の看護師は全体的にマンパワーが不足している。そのため、業務の効率化で看護DXの推進をさらに推進していかなければと考えている。DXを推進するためにも、指導する人材が必要であり、相談支援体制とかICT機器に関する指導員も支援していただくよう要望する。	看護職員の確保が一層厳しさを増す中で、業務の効率化や負担軽減につながるデジタル技術の活用は、看護師の定着促進の観点からも重要であると認識しています。 一方で、県内には中小規模で従事者数が少なく、また従事者の高齢化等により、医療DXへの対応が困難な医療機関も多く存在すると認識しています。県では、こうした医療機関においてもICT活用が進むよう、従事者のITリテラシー向上や、医療DXに対応できる人材の確保・育成に対する公的支援の必要性について、国に要望しているところです。	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県看護連盟） 1-5　訪問看護ステーションへの支援について 医療的ケア児が安全に教育を受けるために、学校また保育園等での支援が大切になってくる中、現状では学校や保育園での看護師不足が深刻化しており医療的ケア児の支援が十分に行われておりません。この課題に対して、医療的ケア児が安心して教育が受けられる環境を整えるために、訪問看護師の訪問先を拡大し、医療報酬算定の対象にしていくことを要望する。 訪問看護ステーションの訪問先は、従来自宅でしたが、学校･保育園または登下校時の支援へ拡大し、これを診療報酬の算定の対象にしていただくよう検討願います。 また、訪問看護については、昨年の診療報酬改定でベースアップ評価料が新設されましたが、医療機関のように十分な処遇改善になっていない現状である。看護師の離職や他の産業並みの賃上げに達していないことが明らかであり、訪問看護事業の事業所・訪問看護ステーション等の診療報酬・介護報酬の引き上げについて要望する。	県では、政府予算要望・提言において、在宅医療を推進していく上で重要な役割を担う医師や看護師等に対して、医師不足の地域における訪問診療等の実態を適切に踏まえた診療報酬の引上げ等の評価を行うよう要望しているほか、住民サービスの基盤である医療・介護・福祉サービスの安定的な提供体制を引き続き確保するため、医療機関、社会福祉施設等への支援に係る臨時的な公定価格の改定について、早急な対策を講じるよう国に対し要望しています。 また、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図ることが重要との認識の下、公費負担割合の見直しの検討を行うことや、安定的な病院経営、介護サービス提供のための適切な水準の診療報酬及び介護報酬の引上げ等についても、国に対し要望しています。 今後とも、国による診療報酬や介護報酬改定の効果検証や、事業者団体との意見交換等を通じて実態把握に努め、必要に応じて国への働きかけを更に行っていきます。 なお、令和8年6月の介護報酬の臨時改定において、介護分野の職員の処遇改善として、＋1.95%引き上げられる予定であり、現行の処遇改善加算の対象外となっている訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等も新たに対象となる見込みです。	保健福祉部	長寿社会課 医療政策室	B 実現に努力しているもの
（岩手県看護連盟） 1-6　利用しやすい産後ケアの体制整備への支援について 他の自治体から里帰りをした際などに、自治体連携で無料利用券が委託や契約していなければ使えないということにならないように、だれでもが有効に利用できるように連携していただきたい。 また、産後ケア事業について、希望する母子が予約待ちになっているため、緊急的に困ったよという時に使えるような受け皿の拡大を支援していただくよう要望する。	産後ケアの利用環境の整備につきましては、母子が安心して支援を受けられる体制の確保が最も重要であると認識しています。 里帰り先における産後ケアの利用においては、まずは産後ケアの受け入れ体制が整備されていることが前提となるところですが、現状では受入枠が限られているため、里帰り産婦の利用を広く受け入れるということは難しい状況にあるものと考えています。(C)このため、県では、「産後ケア受け皿拡充事業」により、受入枠の拡充や新規実施の促進を通じ、産後ケアの体制整備に努めていきます。(A) 【令和8年度一般会計当初予算措置】 産後ケア事業受け皿拡充事業費 11,968千円	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
（一般社団法人全国介護事業者連盟岩手県支部） 2-1　介護職員の処遇改善について 2024年度の介護報酬改定により、報酬全体は1.59%のプラスとなりました。しかしながら、介護職の賃金等の処遇は、他業種に比べ依然として悪い状況にあります。介護職員の処遇改善を図り、介護職員の離職防止と新規参入を促進するため、適正な介護報酬の設定を要望する。	国では、令和7年度補正予算で令和7年12月から令和8年5月までの間、介護職員一人当たり月額最大1万9千円相当の支援を行う「介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業費補助金」を措置したほか、令和8年6月施行予定の介護報酬改定により、今回の処遇改善補助を処遇改善加算制度に移行することとしており、同様の処遇改善の効果の継続が見込まれるところです。 介護報酬は、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図るため、地域の実情を踏まえ、国の責任において設定されるものであり、国に対して、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定することや、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望しているほか、全国知事会を通じても、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう要望しており、引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費　2,992,630千円の一部	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一般社団法人全国介護事業者連盟岩手県支部） 2-2　訪問介護報酬の引き下げの撤回について 2024年度の介護報酬改定において、全体が引き上がる中、訪問介護の基本報酬は引き下げとなりました。利益率の高さがその理由とされていますが、実際には都市部の集合住宅併設型の訪問介護事業所が利益率を底上げしているからであり、広範囲移動が多い地方の訪問介護事業所のあり方とは全く異なります。この引き下げにより、訪問介護事業の経営に大きな影響を与えことは明らかであり、在宅介護の基盤が失われる可能性もあります。 以上のことから、訪問介護報酬の引き下げの撤回を要望する。	介護・障害福祉サービス費等報酬は、3年に1度、社会経済状況等の変化を踏まえた改定が行われるところですが、公定価格が物価や人件費の上昇に追いついていないことに加え、特に中山間地域等の移動に時間を要する地域では、訪問や送迎等に係るコストが十分に評価されておらず、事業者の経営が厳しいものとなっていることから、適切な報酬を設定するよう国に要望しています。	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
（一般社団法人全国介護事業者連盟岩手県支部） 2-3　寒冷地加算の実現について 現行の介護報酬には、人件費の地域差を調整するために「地域区分」が設定され、都心部ほど多く加算されています。地域差による負担の公平性を保つならば、寒冷地による費用負担の増も加味されるべきですが、介護報酬の寒冷地加算は一部の豪雪地帯に限られています。冬期の暖房費用、除雪費用等の負担を補うため、介護報酬における寒冷地加算の実現を要望する。	県土が広く山間部が多い本県では、特に降雪期は移動に係る時間や経費が増加し、さらに近年の物価高騰の影響も重なり、事業所を取り巻く環境は厳しいものと認識しています。 介護報酬は、国において定めているものであり、国の責任において、本県のような広大な面積を有する地域等の実態も踏まえた介護報酬や加算の設定を行うなど、適切な措置を講じる必要があると考えています。 令和7年12月に社会保障審議会介護保険部会が取りまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、中山間・人口減少地域の訪問介護サービスについて、現在の出来高報酬とは別に、月単位の定額払いを選択可能とすることが記載されるなど、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みが検討されているところです。 県では、これまでも、地方においても安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定するよう、継続的に国に要望してきたところであり、引き続き様々な機会を捉えて働きかけていきます。	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
（一般社団法人全国介護事業者連盟岩手県支部） 2-4　外国人人材獲得に向けた協力･支援について 今後、高齢者の増加に伴い、介護職員はさらに必要になります。日本人労働者のみで補うには限界があることから、外国人人材の活用は必要不可欠状況です。国や県においても外国人人材獲得に向けた協力・支援を要望する。	外国人介護人材の受け入れに当たっては、受け入れに係るセミナー・研修の開催、外国人留学生への奨学金の支給や受入環境整備に係る費用の補助等を実施しているほか、新たに受入調整機関とのマッチング相談会や外国人介護人材の国家資格取得支援等を行うこととしています。 今後とも、事業所の御意見を伺いながら、外国人介護人材の確保・定着に向けた支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 外国人介護人材受入支援費　14,357千円	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（一般社団法人全国介護事業者連盟岩手県支部） 2-5　ICT化・ロボット活用の推進の支援について 　今後、介護職員の不足が深刻な状況になることから、人員を補うために、ICT化や介護ロボットの活用は必要不可欠です。しかしながら、それらの導入には多大な開発費用や導入費用が発生します。その負担を軽減するために、介護現場におけるICT化やロボットの活用に対する支援を要望する。	介護テクノロジー（介護ロボット・ICT等）の導入に当たっては、介護事業所の負担軽減を図るため、個々の事業所が導入する際の経費の補助に加え、令和7年度から、地域の複数の事業所で導入する際の経費やケアプランデータ連携を行う事業所グループに対する補助を行っているところです。 　今後とも、介護事業所において、介護テクノロジーを活用した業務改善・業務効率化が進むよう、導入・活用に係る相談にも応じながら支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 　介護テクノロジー導入等支援事業費　335,759千円	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
（一般社団法人全国介護事業者連盟岩手県支部） 2-6　物価高騰への支援について 　介護事業者の主な収入源は介護報酬であるため、増加した経費分を価格転嫁することは困難です。ゆえに、昨今の物価高騰の影響が大きく経営を圧迫しています。物価高騰に対する支援策の検討と実施を要望する。	県では、光熱費や食材料費が高騰している介護サービス事業所等の負担を軽減するため、令和4年度から数度にわたり社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援金を給付しています。 　令和7年度は、物価高騰の影響を踏まえ、入所系は1人当たり1万3,700円、通所系が1事業所あたり13万6千円、訪問・相談系は1事業所当たり3万9千円と前回と比較して1.3倍程度単価を引き上げ、事業を実施しているところです。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 　社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費（老人福祉）　447,335千円	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
（一般社団法人全国介護事業者連盟岩手県支部） 2-7　各種規制・基準の緩和について 　現在の人員基準は介護の実情に沿っていないものも多々あることから、兼務による対応の容認など、より柔軟な運用が求められています。 　また、介護報酬に関する行政手続きにより、書面の紙による管理や対面による手続きを強いられています。 　このような各種規制や基準が、介護事業の弊害になることもあることから、実情に合わせて規制や基準の緩和の検討を要望する。	令和6年度介護報酬改定では、人員配置基準等について、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくとも差し支えないこととされたほか、処遇改善加算については、加算の一本化と加算率の引上げ、また、事業所内での柔軟な職種間配分を認める要件の緩和が行われたところです。 　介護報酬については厚生労働省告示、サービス等の人員、設備及び運営については省令で基準が定められており、県独自に取扱いを変更することはできないものの、各種申請に係る事務負担の軽減について、他県の状況等も確認しながら、国に要望することを検討していきます。	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
（岩手県医師会） 3-1　医療機関の経営状況への支援について 　医療機関の経営状況は、令和4年度と5年度を比べた場合に、病院無床診療所、有床診療所、それぞれに数値が下がっている。病院で言えば、令和4年度は経常利益率の中央値が2.7%、それが令和5年度には1.2%であります。また、病院診療所の令和6年度の経常利益率も下がっている。 　このように病院、診療所の経営は、危機的な状況にあります。経営状況の分析においても、令和5年度は利益率が0～1%となる病院、診療所が最も多く分布しており、令和6年度には赤字の病院、診療所が最も多くなるという非常に厳しい統計状況であります。このままでは、倒産する病院や診療所が出てしまい、国民の不安を煽ることになりますので、必要な対策の支援を要望する。	医療機関の経営が非常に厳しい状況にあるという認識の下、県では、全国知事会や「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」と連携しながら、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬の改定や、必要な財政措置を行うなど国において早急に支援対策を講じるよう要望してきました。 　この結果、令和8年度診療報酬改定においては、3.09%の引上げが行われることに加え、国の令和7年度補正予算において、医療・介護等支援パッケージの医療分野として1兆368億円が措置されたところであり、具体的には、医療機関の「生産性向上」「病床数の適正化」等に対する支援が盛り込まれました。 　また、県も、国の交付金を活用して物価高騰支援金を支給するなどの支援を行っているところであり、支援金の早期の支給に努めるとともに、国に対し、更なる対策について働きかけていきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 　医療施設等物価高騰緊急対策支援費　420,979千円	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県医師会） 3-2　賃上げへの支援について 　診療報酬は公定価格であり、各医療機関で上げるとか下げるとかできないが、他産業並みの賃上げが必要であることから、骨太の方針に向け、賃金上昇を踏まえた別次元の対応に対する支援を要望する。	国が定める公的価格等により経営を行う医療機関について、民間企業との賃金格差の拡大が懸念されることから、県では、全国知事会や「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」と連携しながら、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬の改定や、必要な財政措置を行うなど国において早急に支援対策を講じるよう要望してきました。 　この結果、令和8年度診療報酬改定においては、賃上げへの対応分が一定程度確保されたことに加え、国の令和7年度補正予算において、医療・介護等支援パッケージの医療分野として1兆368億円が措置されたところであり、具体的には、医療機関の「賃上げ・物価上昇」等に対する支援が盛り込まれました。 　引き続き、医療機関が安定的な医療サービスの提供を維持できるよう、国に対し、必要な支援を要望していきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 　医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費　577,196千円	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県医師会） 3-3　骨太の方針について 　令和6年度補正予算を早期に執行するとともに、令和8年度診療報酬改定の前に期中改定も必要な状況であり、補助金と診療報酬の両面からの対応が必要であることから支援を要望する。	県では、医療機関の経営が非常に厳しい状況にあるという認識の下、全国知事会や「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」と連携しながら、臨時的な診療報酬改定や国による補助制度の創設、物価や賃金の上昇が適時適切に反映される仕組みの導入などを要望してきました。 　この結果、令和8年度診療報酬改定においては、3.09%の引上げが行われることに加え、国の令和7年度補正予算において、医療・介護等支援パッケージの医療分野として1兆368億円が措置されたところであり、具体的には、医療機関の「賃上げ・物価上昇」「生産性向上」「病床数の適正化」等に対する支援が盛り込まれました。 　また、県も、国の交付金を活用して物価高騰支援金を支給するなどの支援を行っているところであり、支援金の早期の支給に努めるとともに、国に対し、更なる対策について働きかけていきます。 【令和7年度一般会計補正予算（第5号）措置】 　医療施設等物価高騰緊急対策支援費　420,979千円	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
（岩手県宅建政治連盟） 4-1　銀行等の不動産仲介業参入及び保有不動産の賃貸自由化の阻止について 　現在、銀行や銀行子会社等においては、銀行法第12条、第16条の2を根拠に不動産仲介業を営むことは禁止されており、業界団体等においては規制改革の一環として、銀行や銀行子会社等による不動産仲介業の参入を認める要望が挙げられているところですが、銀行等の不動産仲介業参入により、自行ローンと不動産との抱き合わせや利益相反等モラルハザードをもたらす蓋然性が高く、消費者や社会に不利益が生じる恐れがあることから、引き続き、銀行の不動産仲介業参入を断固阻止することについて要望する。	県内の状況に応じて、今後、必要に応じて研究していきます。	県土整備部	建築住宅課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県宅建政治連盟） 4-2　市街化区域及び市街化調整区域における区域区分の見直しについて 　市街化調整区域において既に市街地を形成している区域については、市街化状況や都市基盤の整備状況、地域住民の意向等を踏まえ、必要と認められる場合には、適宜、市街化区域に編入することができるよう制度の見直しについて検討していただくよう要望する。 　また、地域の活力の増進や、地域全体の利便の向上に寄与すると認められる場合にも同様に、遮宜、市街化区域に編入することができるよう制度の見直しについて検討をお願いする。	県では、おおむね5年ごとに都市計画基礎調査を実施して都市の発展動向や人口・産業の将来的な見通しを把握し、関係市町と調整を図りながら、盛岡広域都市計画区域における区域区分の見直しを行っています。 　区域区分の見直しに当たっては、秩序ある土地利用の形成を図るため、農林漁業との調和や周辺土地利用との整合を確保する必要があることから、法令や国が示す手続き等に則り、農林水産省を始めとする関係機関との協議等を経て決定しているものです。 　引き続き、関係市町と連携し、手続き等が円滑に進むよう努めていくとともに、市街化調整区域内であっても、既存集落や幹線道路の沿道等などの地域にあっては、市町村が地区計画を定めることにより開発許可の対象範囲を広げることが可能であることから、既存制度を有効活用することなどにより、地域の実情に応じた適正な土地利用に取り組んでいきます。	県土整備部	都市計画課	C 当面は実現できないもの
（岩手県宅建政治連盟） 4-3　市街化調整区域における開発規制緩和について 　市街化調整区域内における産業系建築物等の建築に係る規制を緩和し、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に隣接･近接する区域を、新たな産業区域として指定し、民間企業による産業系建築物等の建築を促進することにより、企業誘致を図ること、市街化調整区域の集落内に点在する空き家や空き地を有効活用しながら、新たな移住･定住の促進や二地域居住を誘導し、誰もが暮らせる集落の形成を図ることを目的として、新たな条例区域指定及び既存条例区域の拡充並びに開発行為の緩和について検討をお願いする。	市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされ、原則として開発行為及び建築行為が規制されていますが、国の運用指針において、県及び関係自治体が認める一定の要件に該当するものについては、例外的に許可を受けて開発等を行うことが可能とされています。 　例外的に許可することができる一定の要件については、県と関係する市、町で構成するワーキンググループにより検討等を進め、立地基準の見直しを行ってきているところです。 　市街化調整区域における開発等については、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とした都市計画法の趣旨を踏まえつつ、引き続き、関係市町と地域の実情やニーズ、課題等の共有に努めていきます。	県土整備部	都市計画課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県宅建政治連盟） 4−4　盛土規制法に関する手続きの見直しについて 　盛土規制法の手続きと、農地法を始め、他の土地利用規制法による手続きの両方の手続きが必要になる場合、同時申請が可能とする措置を講じるとともに、審査機関の短縮化と事務手続きの効率化、簡素化を図っていただくよう制度の見直しについて要望する。	盛土規制法とその他の土地利用規制法令上の許可の双方を必要とする場合には、それぞれの法令の制定趣旨や許可要件等が異なることから、それぞれの許可申請をし、許可を得る必要があるところです。 　県では、盛土規制法の許可申請が円滑に進められるよう、事業者から許可申請に向けた事前相談及び書面による事前指導を随時受け付け、許可申請に必要な書類の作成や許可要件への適合性等に関し助言を行っているほか、県ホームページで許可基準や申請書類のチェックリスト等を周知するなど、許可申請に係る各種情報の提供に努めています。また、関係団体からの要請に応じて、盛土規制法の許可申請上の留意点等に関し、説明する機会を設けています。 　更なる審査期間の短縮化や、事務処理の効率化、簡略化につきましては、今後の国の制度の動向、他自治体の許可事務の状況を踏まえながら、研究を進めていきます。	環境生活部	自然保護課	C 当面は実現できないもの
	盛土規制法とその他の土地利用規制法令上の許可の双方を必要とする場合には、それぞれの法令の制定趣旨や許可要件等が異なることから、それぞれの許可申請をし、許可を得る必要があるところです。 　県では、盛土規制法の許可申請が円滑に進められるよう、事業者から許可申請に向けた事前相談及び書面による事前指導を随時受け付け、許可申請に必要な書類の作成や許可要件への適合性等に関し助言を行っているほか、県ホームページで許可基準や申請書類のチェックリスト等を周知するなど、許可申請に係る各種情報の提供に努めています。また、関係団体からの要請に応じて、盛土規制法の許可申請上の留意点等に関し、説明する機会を設けています。 　更なる審査期間の短縮化や、事務処理の効率化、簡略化については、今後の国の制度の動向、他自治体の許可事務の状況を踏まえながら、研究を進めていきます。	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの
	盛土規制法とその他の土地利用規制法令上の許可の双方を必要とする場合には、それぞれの法令の制定趣旨や許可要件等が異なることから、それぞれの許可申請をし、許可を得る必要があるところです。 　県では、盛土規制法の許可申請が円滑に進められるよう、事業者から許可申請に向けた事前相談及び書面による事前指導を随時受け付け、許可申請に必要な書類の作成や許可要件への適合性等に関し助言を行っているほか、県ホームページで許可基準や申請書類のチェックリスト等を周知するなど、許可申請に係る各種情報の提供に努めています。また、関係団体からの要請に応じて、盛土規制法の許可申請上の留意点等に関し、説明する機会を設けています。 　更なる審査期間の短縮化や、事務処理の効率化、簡略化につきましては、今後の国の制度の動向、他自治体の許可事務の状況を踏まえながら、研究を進めていきます。	県土整備部	都市計画課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県宅建政治連盟） 4-5　農地転用許可制度における第3種農地の取扱いの見直しについて 　市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地である第3種農地の転用にあたっては、現行、原則許可の方針の下で、許可申請が必要とされていますが、事務の効率化を図るべくこれを届出制とする取扱いの見直しについて検討するよう要望する。	現状においても、例えば市街化区域内の農地については、届出制とされ、既に農地法制上、運用上の配慮は一定程度なされているところです。 　また、生産性が高く第１種農地に分類され得るような優良農地であっても駅から至近距離内にあることなどで第3種農地に分類されるものも想定されるところであり、第3種農地を届出制にした場合、こういった優良な農地まで無許可で転用可能とし得るものです。 　また、令和7年7月に策定した「いわて農業生産強化ビジョン」においても、食料供給基地としての生産基盤を強化するため、優良農地の確保や農地の有効利用を推進することとしているところです。 　農業生産の基盤である農地を活用し、国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする農地法の趣旨に鑑み、取扱いの見直しは困難です。	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの
（岩手県宅建政治連盟） 4-6　空き家対策事業に関する補助制度の創設について 　空き家問題対策の一端を担い、空き家等の流通活性化に寄与する宅地建物取引事業者を対象とする空き家バンク関連の補助事業の創設や、市町村が独自に実施する補助事業に対する支援制度創設について検討するよう要望する。	国は、「不動産業による空き家対策推進プログラム」を策定し、空き家流通のビジネス化支援や空き家等の流通促進の取組を進めることとしています。これらの枠組みを踏まえ、県としても機会を捉えて、空き家バンクに関わる宅地建物取引業者や市町村への支援・補助制度の拡充について、国に働きかけていきます。	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
（岩手県宅建政治連盟） 4-7　外国法人や外国人による土地等の取得に対する法整備について 　近年、全国各地で外国法人や外国人による土地の取得が進んでいる。沖縄では大きな無人島の土地が外国法人等に取得されたほか、北海道をはじめ全国各地の水資源である森林の買収が多数確認されている。また、外国法人等による住宅地等の取得も確認されており、一部の地域における近年の不動産価格の高騰は、外国法人等の土地取得が要因の一つではないかとの懸念があります。 　我が国においても、国内法で外国法人等の土地等の取得に対し、国上保全の取組みを更に推進するため、必要な法整備に早急に取り組むことについて検討していただくよう要望する。	重要土地等調査法（令和3年法律第84号）に基づき、国が指定する安全保障上重要な施設・土地等の所有権の移転等に当たっては、国に対し、契約の当事者が氏名・住所・国籍・利用目的等を事前に届け出る必要があるなど、外国人等の土地所有に関し、一定の制約が設けられているところであり、県では、本法に基づく、適正な土地利用が推進されるよう、周知等を図っていきます。 　なお、国では令和8年3月、「外国人による土地取得の規制について議論する有識者会議」を設置し、規制の対象や仕組みなどを議論していくこととしており、国の動向を注視していきます。	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
	外国人又は外国資本の企業の土地取引についての情報収集に努めていくほか、外国人等の取引も含め、関係法令に基づき、適正な土地取引が行われるよう監視等していきます。 　また、規制等の制度の在り方について、現在、国において検討が進められているところであることから、県としては、国の議論等を注視し、必要に応じて適切に対応していきます。	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
（岩手県宅建政治連盟） 4-8　宅地建物取引士資格試験における試験運営について 　宅地建物取引士は、宅地建物取引業を営むうえで密接に関係する国家資格であり、また、宅地建物取引業に係る業界団体である宅地建物取引業協会が全国一律で協力機関として試験事務を運営することにより、試験事務の平準化及び試験に対する信頼性の向上に繋がるものであることから、岩手県における協力機関として、当協会が受託することができるよう要望する。 　なお、埼玉県においては、令和7年度より、埼玉県宅地建物取引業協会が協力機関として委託を受けていることを申し添える。	本県においては、指定試験機関による試験実施となった昭和63年度当初から、一般財団法人岩手県建築住宅センターが協力機関となっており、これまでの間、適切に試験事務を行っていただいていることから、現状において協力機関の変更については検討していません。 　なお、令和7年度から協力機関を変更した埼玉県においては、それまでの協力機関であった団体から、組織の人手不足等の問題により継続困難であるとの話を受けて変更に至ったという背景があったと承知しています。 　これらのことから、現協力機関の実施体制の変化や試験事務の平準化等に具体的な課題が生じるなどの状況の変化があった場合においては、今後の在り方について検討していきます。	県土整備部	建築住宅課	C 当面は実現できないもの